

都市再開發法中日文翻譯

章節	日文原文	中文翻譯	備註
法案名稱與立法日期	都市再開發法 (昭和四十四年六月三日法律第三十八號)	都市再開發法 (一九六九年六月三日法律第三十八號)	
法案章節目錄	<p>第一章 總則(第一條—第二條之三)</p> <p>第一章之二 第一種市街地再開發事業及び第二種市街地再開發事業に関する都市計画(第三條—第六條)</p> <p>第一章之三 市街地再開發促進区域(第七條—第七條之八)</p> <p>第二章 施行者</p> <p>第一節 個人施行者(第七條之九—第七條之二十)</p> <p>第一節之二 市街地再開發組合</p> <p>第一款 通則(第八條—第十條)</p> <p>第二款 設立(第十一條—第十九條)</p> <p>第三款 管理(第二十條—第四十四條)</p> <p>第四款 解散(第四十五條—第五十條)</p> <p>第一節之三 再開發会社(第五十條之二—第五十條之十五)</p> <p>第二節 地方公共団体(第五十一條—第五十七條)</p> <p>第三節 獨立行政法人都市再生機構等(第五十八條—第五十九條)</p> <p>第三章 第一種市街地再開發事業</p> <p>第一節 測量、調査等(第六十條—第六十九條)</p> <p>第二節 權利變換手續</p> <p>第一款 手續の開始(第七十條・第七十一條)</p> <p>第二款 權利變換計畫(第七十二條—第八十五條)</p> <p>第三款 權利の變換(第八十六條—第九十四條)</p> <p>第四款 土地の明渡し(第九十五條—第九十九條)</p> <p>第四款之二 施設建築物の建築等の特例(第九十九條之二—第九十九條之十)</p> <p>第五款 工事完了等に伴う措置(第一百條—第一百九條)</p> <p>第五款之二 施設建築敷地内の道路に関する特例(第一百九條之二)</p> <p>第六款 權利變換手續の特則(第一百條・第一百十一條)</p> <p>第三節 個人施行者等の事業の代行(第一百十二條—第一百十八條)</p> <p>第四章 第二種市街地再開發事業</p> <p>第一節 管理処分手續</p> <p>第一款 管理処分計畫(第一百十八條之二—第一百十八條之十)</p> <p>第二款 建築施設の部分による對價の給付等(第一百十八條之十一—第一百十八條之十六)</p> <p>第三款 權利關係の確定等(第一百十八條之十七—第一百十八條之二十四之二)</p>	<p>第一章 總則(第一條—第二條之3)</p> <p>第一章之2 第一種市街地更新事業及第二種市街地更新事業相關都市計畫(第三條—第六條)</p> <p>第一章之3 促進市街地更新的區域(第七條—第七條之8)</p> <p>第二章 實施者</p> <p>第一節 個人實施者(第七條之9—第七條之20)</p> <p>第一節之2 市街地更新組合(更新會)</p> <p>第一款 通則(第八條—第十條)</p> <p>第二款 設立(第十一條—第十九條)</p> <p>第三款 管理(第二十條—第四十四條)</p> <p>第四款 解散(第四十五條—第五十條)</p> <p>第一節之3 更新公司(第五十條之2—第五十條之15)</p> <p>第二節 地方政府(第五十一條—第五十七條)</p> <p>第三節 獨立行政法人都市再生機構等(第五十八條—第五十九條)</p> <p>第三章 第一種市街地更新事業</p> <p>第一節 測量、調査等(第六十條—第六十九條)</p> <p>第二節 權利變換程序</p> <p>第一款 程序之開始(第七十條—第七十一條)</p> <p>第二款 權利變換計畫(七十二條—第八十五條)</p> <p>第三款 權利之變換(第八十六條—第九十四條)</p> <p>第四款 土地之點交(第九十五條—第九十九條)</p> <p>第四款之2 更新建築物的建造等之特例(第九十九條之2—第九十九條之10)</p> <p>第五款 工程完成相關措施(第一百條—第一百〇九條)</p> <p>第五款之2 設施建築基地内の道路相關特例(第一百〇九條之2)</p> <p>第六款 權利變換程序之特約條款(第一百一十條—第一百一十一條)</p> <p>第三節 個人實施者等之業務代行(第一百一十二條—第一百一十八條)</p> <p>第四章 第二種市街地更新事業</p> <p>第一節 管理處分程序</p> <p>第一款 管理處分計畫(第一百一十八條之2—第一百一十八條之10)</p> <p>第二款 建築設施部分之對價的給付等(第一百一十八條之11—第一百一十八條之16)</p> <p>第三款 權利關係之確定等(第一百一十八條之17—第一百一十八條之24之2)</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>第三款の二 施設建築敷地内の道路に関する特例（第百十八条の二十五） 第四款 管理処分手続の特則（第百十八条の二十五の二） 第二節 雑則（第百十八条の二十六―第百十八条の三十） 第四章の二 土地区画整理事業との一体的施行に関する特則（第百十八条の三十一・第百十八条の三十二） 第五章 費用の負担等（第百十九条―第百二十三条） 第六章 監督等（第百二十四条―第百二十九条） 第七章 再開発事業の計画の認定（第百二十九条の二―第百二十九条の九） 第八章 雑則（第百三十条―第百三十九条の三） 第九章 罰則（第百四十条―第百四十九条） 附則</p>	<p>第三款之 2 設施建築基地内之道路相關特例（第一百一十八條之 25） 第四款 管理處分程序之特約條款（第一百一十八條之 25 之 2） 第二節 雜項規定（第一百一十八條之 26～第一百一十八條之 30） 第四章之 2 與土地重劃事業一體化實施相關之特約條款（第一百一十八條之 31～第一百一十八條之 32） 第五章 費用之負擔等（第一百一十九條～第一百二十三條） 第六章 監督等（第一百二十四條～第一百二十九條） 第七章 更新事業的計畫之認可（第一百二十九條之 2～第一百二十九條之 9） 第八章 雜項規定（第一百三十條～第一百三十九條之 3） 第九章 罰則（第一百四十條～第一百四十九條） 附則</p>	
第一章	第一章 総則	第一章 總則	
	<p>（目的） 第一条 この法律は、市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一條 本法藉由制定市街地的計畫性更新之相關必要事項，以期達到都市的土地合理、健全的高度使用與都市機能的更新，並且增進公共福祉之目的。</p>	
	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 市街地再開発事業 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及びこの法律（第七章を除く。）で定めるところに従つて行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいい、第三章の規定により行われる第一種市街地再開発事業と第四章の規定により行われる第二種市街地再開発事業とに区分する。 二 施行者 市街地再開発事業を</p>	<p>（定義） 第二條 本法中下列用語的定義，以該各項制定的內容為準。 一、市街地更新事業：係指為了謀求都市的土地合理、健全的高度使用與都市機能的更新，而依據都市計畫法（一九六八年法律第一百號）與本法（除第七章以外）制定的內容所實施之建築物、建築基地的興建、公共設施的興修相關事業及其附帶事業等；並予區分為依據第三章規定實施的第一種市街地更新事業，以及依據第四章規定實施的第二種市街地更新事業。 二、實施者：指實施市街地更新事業</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>施行する者をいう。</p> <p>三 施行地区 市街地再開発事業を施行する土地の区域をいう。</p> <p>四 公共施設 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。</p> <p>五 宅地 公共施設の用に供されている国、地方公共団体その他政令で定める者の所有する土地以外の土地をいう。</p> <p>六 施設建築物 市街地再開発事業によつて建築される建築物をいう。</p> <p>七 施設建築敷地 市街地再開発事業によつて造成される建築敷地をいう。</p> <p>八 施設建築物の一部 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる施設建築物の部分（同条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む。）をいう。</p> <p>九 施設建築物の一部等 施設建築物の一部及び当該施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分をいう。</p> <p>十 建築施設の部分 施設建築物の一部及び当該施設建築物の存する施設建築敷地の共有持分をいう。</p> <p>十一 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。</p> <p>十二 借地 借地権の目的となつている宅地をいう。</p> <p>十三 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。</p>	<p>者。</p> <p>三、實施地區：指實施市街地更新事業之地區。</p> <p>四、公共設施：指道路、公園、廣場、其他政令制定之公共使用設施。</p> <p>五、建築用地：指除了供公共設施使用及屬於國家、地方政府、其他法令規定者所有之土地以外的土地。</p> <p>六、更新建築物：指市街地更新事業所興建之建築物。</p> <p>七、更新建築基地：指市街地更新事業所規劃形成之建築基地。</p> <p>八、更新建築物的一部分：指符合建物的區分所有等相關法律（一九六二年法律第六十九號）第二條第一項規定區分所有權目的更新建築物之部分（含同條第四項規定共用部份的共有持分）。</p> <p>九、更新建築物的一部分等：指以擁有更新建築物的一部分及該更新建築物為目的之地上權之共有持分。</p> <p>十、建築設施的部分：指更新建築物的一部分及該更新建築物現有之設施建築基地的共有持分。</p> <p>十一、土地租賃權：意指以持有建物為目的之地上權與租賃權。惟基於暫時使用之需要而設定之土地租賃權除外。</p> <p>十二、土地租賃：指以土地租賃權為目的之建築用地。</p> <p>十三、房屋租賃權：意指建物的租賃權。惟基於暫時使用之需要而設定之房屋租賃權除外。</p>	<p>施設建築物係指更新後建築物與相關設施，故譯為更新建築物</p>

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(市街地再開発事業の施行)</p> <p>第二条の二 次に掲げる区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はこれらの宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。</p> <p>一 高度利用地区(都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区をいう。以下同じ。)の区域</p> <p>二 都市再生特別地区(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区をいう。以下同じ。)の区域</p> <p>三 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。)第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第一項の規定による沿道地区計画の区域(次に掲げる条件の全てに該当するものに限る。第三条において「特定地区計画等区域」という。)</p> <p>イ 地区整備計画(都市計画法第十二条の五第二項第一号の地区整備計画をいう。以下同じ。)、密集市街地整備法第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条</p>	<p>(市街地更新事業之實施)</p> <p>第二條之 2 由下列區域內的用地所有權或土地租賃權人或取得該用地所有權或土地租賃權人同意者，一人或數人共同以該用地或該用地及一定區域內的用地外之土地為權利目的而實施之第一種市街地更新事業。</p> <p>一、高度利用地區(意指都市計畫法第八條第一項第三款的高度使用地區。以下同義。)的區域</p> <p>二、都市再生特別地區(意指都市再生特別措置法(二〇〇二年法律第二十二號)第三十六條第一項規定之都市再生特別地區。以下同義。)的區域</p> <p>三、依據都市計畫法第十二條之 4 第一項第一款的地區計畫、密集市街地防災街区整備促進法(一九九七年法律第四十九號。以下稱為「密集市街地整備法」。)第三十二條第一項規定的防災街区整備地區計畫，或依據幹線道路沿路整備相關法律(一九八〇年法律第三十四號)第九條第一項規定的沿路地區計畫區域(限符合以下所有條件的區域，於第三條稱為「特定地區計畫等區域」)</p> <p>I. 地區整備計畫(都市計畫法第十二條之 5 第二項第一款的地區整備計畫。以下同義。)、密集市街地整備法第三十二條第二項第一款規定之特定建築物地區整備計畫或是同一項第二款規定之防災街区整備地區整備計畫或幹線道路沿路整備相關法律第九條第二項第一款的沿路地區整備計畫</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>第二項第一号 の沿道地区整備計画（ロにおいて「地区整備計画等」という。）が定められている区域であること。</p> <p>ロ 地区整備計画等において都市計画法第八条第三項第二号 チに規定する高度利用地区について定めるべき事項（特定建築物地区整備計画において建築物の特定地区防災施設に係る間口率（密集市街地整備法第三十二条第三項 に規定する建築物の特定地区防災施設に係る間口率をいう。）の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合並びに沿道地区整備計画において建築物の沿道整備道路に係る間口率（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第六項第二号 に規定する建築物の沿道整備道路に係る間口率をいう。）の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合にあつては、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度を除く。）が定められていること。</p> <p>ハ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、ロに規定する事項に関する制限が定められていること。</p> <p>2 市街地再開発組合は、第一種市街地再開発事業の施行区域内の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。</p> <p>3 次に掲げる要件のすべてに該当する株式会社は、市街地再開発事業の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行することができる。</p> <p>一 市街地再開発事業の施行を主た</p>	<p>（Ⅱ稱為「地區整備計畫等」）規定的區域。</p> <p>Ⅱ. 在地區整備計畫等中，對都市計畫法第八條第三項第二款中規定之高度利用地區應規定的事項（特定建築物地區整備計畫中，如已訂定建築物之特定地區防災設施相關臨街率（意指密集市街地整備法第三十二條第三項規定建築物的特定地區防災設施臨街率）的最低限及建築物高度的最低限時，以及沿路地區整備計畫中，如已訂定建築物之相關臨街率（意指幹線道路沿路整備相關法律第九條第六項第二款規定之建築物的相關臨街率）的最低限及建築物高度的最低限時，建築物之容積率（意指基地面積對總樓地板面積的比率，以下同義）的最低限除外）。</p> <p>Ⅲ. 建築基準法（一九五〇年法律第二百一十號）第六十八條之2 第一項規定的條例，訂定Ⅱ規定事項的相關限制。</p> <p>2. 市街地都更組合得就第一種市街地更新事業實施區域內的土地實施第一種市街地更新事業。</p> <p>3. 符合以下列所有要件的公司得就市街地更新事業實施區域內的土地實施市街地更新事業。</p> <p>一、必須以實施市街地更新事業為主</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>る目的とするものであること。</p> <p>二 公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないこと。</p> <p>三 施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、総株主の議決権の過半数を保有していること。</p> <p>四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有するその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上であること。この場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する宅地又は借地について前段に規定する者が共有持分を有しているときは、当該宅地又は借地の地積に当該者が有する所有権又は借地権の共有持分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地について当該者が有する宅地又は借地の地積とみなす。</p> <p>4 地方公共団体は、市街地再開発事業の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行することができる。</p> <p>5 独立行政法人都市再生機構は、国土交通大臣が次に掲げる事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該事業を施行することができる。</p> <p>一 一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため当該地区の全部又は一部について行う市街地再開発事業</p>	<p>要的目的。</p> <p>二、非上市公司（意指公司法（二〇〇五年法律第八十六號）第二條第五款規定之上市公司）。</p> <p>三、擁有實施地區內的建築用地之所有權或土地租賃權，其持有可行使議決權之股權超過總數的半數。</p> <p>四、持有前款超過議決權半數者其擁有實施地區內的建築用地土地面積與租地的土地面積合計，必須達區域內的建築用地土地面積與租地總土地面積的三分之二以上。於此情況下，對於所有權或是土地租賃權隸屬於多人共有的建築用地或是租地，前段規定的人員擁有共有持分時，該建築用地或是租地的土地面積乘以該人員擁有之所有權或是土地租賃權的共有持分比率後所算出的面積，視同該人員對該建築用地或是租地擁有之土地面積。</p> <p>4. 地方政府可在市街地更新事業的實施地區之土地上實施市街地更新事業。</p> <p>5. 國土交通大臣認為有必要實施以下列舉之事業時，獨立行政法人都市再生機構可對市街地更新事業實施區域內的土地實施該事業。</p> <p>一、基於應整體計畫性的都市更新、且須有計畫促進市街地更新之一定規模地區，對該地區的全部或一部份實施市街地更新事業</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>二 前号に規定するもののほか、国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せてこれと関連する市街地の再開発を行うための市街地再開発事業</p> <p>6 地方住宅供給公社は、国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）が地方住宅供給公社の行う住宅の建設と併せてこれと関連する市街地の再開発を行うための市街地再開発事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該市街地再開発事業を施行することができる。</p>	<p>二、前款規定之事項外，配合國家政策對於特別需要供應出租住宅的建設在內及與其有關之市街地更新事業推動</p> <p>6. 地方住宅供給公社、國土交通大臣（若是僅由市設立的地方住宅供給公社，則是都道府縣知事）認為有必要併同實施地方住宅供給公社實施的住宅建設、以及為了推動更新時，可對其實施區域內的土地實施該市街地更新事業。</p>	
	<p>（都市再開発方針）</p> <p>第二条の三 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域内の市街化区域（都市計画法第七条第一項 に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）においては、都市計画に、次の各号に掲げる事項を明らかにした都市再開発の方針を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 当該都市計画区域内にある計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針</p> <p>二 前号の市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要</p> <p>2 前項の都市計画区域以外の都市計画区域内の市街化区域においては、都市計画に、当該市街化区域内にある計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発</p>	<p>（都市更新方針）</p> <p>第二條之 3 於都市計畫區域內的市街區域（指都市計畫法第七條第一項規定的市街化區域。以下亦同。），對於人口之集中特別顯著之政令規定的大都市，在擬訂其都市計畫時，必須致力明定下列都市更新方針：</p> <p>一、對於該都市計畫區域內有計畫性更新之必要的市街地，相關的更新之目標，以及該市街地之土地合理、健全的高度使用與更新都市機能之方針</p> <p>二、前款の市街地內，應整體性、且綜合性地促進市街地更新之一定規模地區及該地區環境改善或開發計畫概要</p> <p>2. 前項都市計畫區域以外之都市計畫區域內的市街化區域，其都市計畫可擬訂都市更新方針，藉以明文規定該市街化區域內須計畫性更新的市街地中尤其是應整體性、且綜合性地促進市街地更新之一定規模地區及該地區環境改善或開發計畫概要。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>の計画の概要を明らかにした都市再開発の方針を定めることができる。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、前二項の都市再開発の方針に従い、第一項第二号又は前項の地区の再開発を促進するため、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>3. 中央政府及地方政府依前二項的都市更新方針，必須基於促進第一項第二款或前項的地區更新，致力實施市街地更新相關事業及採取其他必要的措施。</p>	
	<p>第一章の二 第一種市街地再開発事業及び第二種市街地再開発事業に関する都市計画</p>	<p>第一章之 2 第一種市街地更新事業及第二種市街地更新事業相關都市計畫</p>	
	<p>(第一種市街地再開発事業の施行区域)</p> <p>第三条 都市計画法第十二条第二項の規定により第一種市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、第七条第一項の規定による市街地再開発促進区域内の土地の区域又は次に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。</p> <p>一 当該区域が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定地区計画等区域内にあること。</p> <p>二 当該区域内にある耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計のおおむね三分の一以下であること又は当該区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね三分の一以下であること。</p> <p>イ 地階を除く階数が二以下であるもの</p> <p>ロ 政令で定める耐用年限の三分の二を経過しているもの</p>	<p>(實施第一種市街地更新事業的區域)</p> <p>第三條 依都市計畫法第十二條第二項規定的第一種市街地更新事業，都市計畫應擬訂之實施區域，必須是第七條第一項規定之促進市街地更新區域內之土地或符合下列條件之區域。</p> <p>一、該區域必須位在高度利用地區、都市再生特別地區或是特定地區計畫等區域內。</p> <p>二、該區域內的耐火建築物（建築基準法第二條第九號之 2 規定之耐火建築物，以下同義。）除下列部份外，其建築面積合計低於該區域內所有建築物之建築面積合計的三分之一以下，或該區域內耐火建築物不含以下列部份，其用地面積合計約為該區域內所有建築用地面積合計的三分之一以下。</p> <p>I. 地下層除外的樓層數不超過二層者</p> <p>II. 政令規定的耐用年限屆滿三分之二者</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ハ 災害その他の理由により口に掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの</p> <p>ニ 建築面積が百五十平方メートル未満であるもの</p> <p>ホ 容積率（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計を算定の基礎とする容積率。以下同じ。）</p> <p>が、当該区域に係る高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度の三分の一未満であるもの</p> <p>へ 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（以下「都市計画施設」という。）である公共施設の整備に伴い除却すべきもの</p> <p>三 当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。</p> <p>四 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の更新に貢献すること。</p>	<p>III. 因災害或其他理由，使其機能比不 上同等程度建築物者</p> <p>IV. 建築面積未達 150 平方公尺者</p> <p>V. 容積率（同一基地内有二棟以上の 建築物時，以該總樓地板面積合計作 為估計基礎的容積率，以下同義。） 低於該區域相關的高度利用地區、都 市再生特別地區、地區計畫、防災街 區整備地區計畫或是沿路地區計畫相 關的都市計畫中訂定之建築物容積率 未達最高限三分之一者</p> <p>VI. 配合都市計畫法第四條第六項規 定之都市計畫設施（以下稱為「都市 計畫設施」）的公共設施興修而應拆除 者。</p> <p>三、該區域內因缺乏足夠之公共設施 且土地之利用過度細分的緣故，使該 區域內的土地利用狀況十分不健全 者。</p> <p>四、為高度利用該區域內的土地，以 期有助於更新都市機能者。</p>	
	<p>（第二種市街地再開発事業の施行区域）</p> <p>第三条の二 都市計画法第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。</p> <p>一 前条各号に掲げる条件</p> <p>二 次のいずれかに該当する土地の区域で、その面積が〇・五ヘクタール以上のものであること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、</p>	<p>（第二種市街地更新事業之實施區域）</p> <p>第三條之 2 應依據都市計畫法第十二條第二項之規定對第二種市街地更新事業擬訂都市計畫的實施區域，必須符合下列各款條件之土地的區域。</p> <p>一、前條各款列舉之條件</p> <p>二、符合下列任一條件的土地區域中，面積達 0.5 公頃以上。</p> <p>I. 符合下列任一條件，且由於該區域</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>当該区域内にある建築物が密集しているため、災害の発生のおそれが著しく、又は環境が不良であること。</p> <p>(1) 当該区域内にある安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものの数の当該区域内にあるすべての建築物の数に対する割合が政令で定める割合以上であること。</p> <p>(2) (1)に規定する政令で定める建築物の延べ面積の合計の当該区域内にあるすべての建築物の延べ面積の合計に対する割合が政令で定める割合以上であること。</p> <p>ロ 当該区域内に駅前広場、大規模な火災等が発生した場合における公衆の避難の用に供する公園又は広場その他の重要な公共施設で政令で定めるものを早急に整備する必要がある、かつ、当該公共施設の整備と併せて当該区域内の建築物及び建築敷地の整備を一体的に行うことが合理的であること。</p>	<p>內的建築物密集而有明顯發生災害之虞，或是環境不良者。</p> <p>(1) 區域內危害安全或不利防火的建築物數量，對於該區域內所有建築物數量的比例，高於政令規定的比例。</p> <p>(2) 區域內危害安全或不利防火的建築面積，對於該區域內所有建築面積合計的比例，高於政令規定的比例。</p> <p>II. 為該區域內發生站前廣場等大規模火災時供公眾避難用的公園或廣場等重要公共設施；有及早整備之必要，且合併執行該公共設施的整備、該區域內之建築物及建築基地的整備為合理者。</p>	
	<p>(第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画に定める事項)</p> <p>第四条 第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項 に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに建築物及び建築敷地の整備に関する計画を定めるものとする。</p> <p>2 第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画は、次の各号に規定するところに従つて定めなければならない。</p> <p>一 道路、公園、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。</p>	<p>(第一種市街地更新事業或是第二種市街地更新事業相關都市計畫擬訂的事項)</p> <p>第四條 第一種市街地更新事業或第二種市街地更新事業相關都市計畫當中，除了都市計畫法第十二條第二項規定的事項之外，還要擬訂公共設施的配置與規模暨建築物及建築基地的整備相關計畫。</p> <p>2. 第一種市街地更新事業或第二種市街地更新事業相關都市計畫須遵照以下各款規定而擬訂：</p> <p>一、於擬訂道路、公園、下水道及其他設施的相關都市計畫時，須與該都市計畫相符。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>二 当該区域が、適正な配置及び規模の道路、公園その他の公共施設を備えた良好な都市環境のものとなるように定めること。</p> <p>三 建築物の整備に関する計画は、市街地の空間の有効な利用、建築物相互間の開放性の確保及び建築物の利用者の利便を考慮して、建築物が都市計画上当該地区にふさわしい容積、建築面積、高さ、配列及び用途構成を備えた健全な高度利用形態となるように定めること。</p> <p>四 建築敷地の整備に関する計画は、前号の高度利用形態に適合した適正な街区が形成されるように定めること。</p>	<p>二、須擬訂妥善配置及規模的道路、公園及其他公共設施而構成良好的都市環境。</p> <p>三、於擬訂建築物的整備相關計畫時應考量市街地空間的有效利用、確保建築物間的開放性及建築物使用者的方便性，讓建築物兼具符合該地區在都市計畫上的容積、建築面積、高度、配置及用途等，以達到健全且具高度利用的形態。</p> <p>四、於擬訂建築基地的整備相關計畫時應符合前款的高度利用形態來形成妥善的街区風貌。</p>	
	<p>(住宅建設の目標の設定)</p> <p>第五条 住宅不足の著しい地域における第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画においては、前条第二項の規定に抵触しない限り、当該市街地再開発事業が住宅不足の解消に寄与するよう、当該市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅建設の目標を定めることができる。</p>	<p>(設定建設住宅的目標)</p> <p>第五條 位於住宅明顯不足的地區之第一種市街地更新事業或第二種市街地更新事業，只要其相關的都市計畫不抵觸前條第二項的規定，該市街地更新事業有助於解決住宅不足的困境，並且經由該市街地更新事業擬訂應確保的住宅戶數及其他建設住宅的目標。</p>	
	<p>(都市計画事業として施行する市街地再開発事業)</p> <p>第六条 市街地再開発事業の施行区域内においては、市街地再開発事業は、都市計画事業として施行する。</p> <p>2 都市計画事業として施行する第一種市街地再開発事業については都市計画法第六十条 から第七十四条 までの規定を、第二種市街地再開発事業については同法第六十条 から第六十四条 までの規定を適用しない。</p> <p>3 市街地再開発事業の施行区域</p>	<p>(都市計畫事業施行的市街地更新事業)</p> <p>第六條 市街地更新事業在市街地更新事業的實施区域内作為都市計畫事業實施。</p> <p>2. 以都市計畫事業實施的第一種市街地更新事業，不適用都市計畫法第六十条至第七十四条的規定；第二種市街地更新事業則不適用於同法第六十条至第六十四条的規定。</p> <p>3. 市街地更新事業實施區域內的建築</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>内における建築物の建築の制限に関しては、都市計画法第五十三条第三項中「第六十五条第一項に規定する告示」とあるのは「都市再開発法第六十条第二項各号に掲げる公告又は第一百八条の二第一項各号（同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる公告」と、「当該告示」とあるのは「当該公告」とする。</p> <p>4 第二種市街地再開発事業についての都市計画法第六十五条から第七十三条までの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>物建造管制，都市計畫法第五十三條第三項中的「第六十五條第一項規定之告示」改為「都市再開發法第六十條第二項各款列舉之公告或是第一百一十八條之2 第一項各款（含同條第六項當中準用的情況）列舉之公告」；「該告示」改為「該公告」。</p> <p>4. 第二種市街地更新事業的都市計畫法第六十五條至第七十三條之規定適用，必要之技術性的規定改稱均依政令的規定。</p>	
	第一章の三 市街地再開発促進区域	第一章之3 市街地更新促進區域	
	<p>（市街地再開発促進区域に関する都市計画）</p> <p>第七条 次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域で、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者による市街地の計画的な再開発の実施を図ることが適切であると認められるものについては、都市計画に市街地再開発促進区域を定めることができる。</p> <p>一 第三条各号に掲げる条件</p> <p>二 当該土地の区域が第三条の二第二号イ又はロに該当しないこと。</p> <p>2 市街地再開発促進区域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の二第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに単位整備区を定めるものとする。</p> <p>3 市街地再開発促進区域に関する都市計画は、次の各号に規定するところに従つて定めなければならない。</p> <p>一 道路、公園、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に</p>	<p>（市街地更新促進區域相關都市計畫）</p> <p>第七條 符合以下款條件的土地區域，確認擁有該區域內建築用地之所有權或是土地租賃權人可妥善落實市街地的計畫性更新時，即可在都市計畫訂定市街地更新促進區域。</p> <p>一、第三條各款列舉之條件</p> <p>二、該土地的區域不屬於第三條之2 第二款 I 或是 II。</p> <p>2. 市街地更新促進區域相關都市計畫當中，除了都市計畫法第十條之2 第二項訂定的事項之外，還要擬訂公共設施的配置與規模以及單元整備區。</p> <p>3. 市街地更新促進區域相關都市計畫之擬訂，必須遵照以下各款的規定：</p> <p>一、擬訂道路、公園、下水道及其他設施的相關都市計畫時，應盡量與該都市計畫相符。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>適合するように定めること。</p> <p>二 当該区域が、適正な配置及び規模の道路、公園その他の公共施設を備えた良好な都市環境のものとなるように定めること。</p> <p>三 単位整備区は、その区域が市街地再開発促進区域内における建築敷地の造成及び公共施設の用に供する敷地の造成を一体として行うべき土地の区域としてふさわしいものとなるように定めること。</p>	<p>二、應以該區打造良好都市環境為旨，建構有妥善配置及規模的道路、公園及其他公共設施。</p> <p>三、擬訂單元整備區時，應將該區設定為既能適合在市街地更新促進區域內發展為建築基地、又適合建構公共設施之土地區域。</p>	
	<p>(第一種市街地再開発事業等の施行)</p> <p>第七条の二 市街地再開発促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、当該区域内の宅地について、できる限り速やかに、第一種市街地再開発事業を施行する等により、高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画及び当該市街地再開発促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。</p> <p>2 市町村は、市街地再開発促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項の告示の日から起算して五年以内に、当該市街地再開発促進区域内の宅地について同法第二十九条第一項の許可がされおらず、又は第七条の九第一項、第十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十条の二第一項の規定による認可に係る第一種市街地再開発事業の施行地区若しくは第二百二十九条の三の規定による認定を受けた第二百二十九条の二第一項の再開発事業の同条第五項第一号の再開発事業区域に含まれていない単位整備区については、施行の障害となる事由がない限</p>	<p>(第一種市街地更新事業等の施行)</p> <p>第七條之 2 市街地更新促進区域内建築用地擁有所有權人或是土地租賃權人，在第一種市街地更新事業實施時，必須盡快針對該區域內的建築用地致力於達成高度使用地區、都市再生特別地區、地區計畫、防災街区整備地區計畫或是沿路地區計畫相關之都市計畫及該市街地更新促進區域相關都市計畫之目的。</p> <p>2. 市街地更新促進區域相關都市計畫係指都市計畫法第二十條第一項的告示日期起算五年以內，對於該市街地更新促進區域內建築用地未取得同法第二十九條第一項的許可；或依據第七條之 9 第一項、第十一條第一項、第二項、第五十條之 2 第一項的規定而核准有關第一種市街地更新事業的施行地區或依據第一百二十九條之 3 規定而獲准第一百二十九條之 2 第一項的更新事業不合同一條第五項第一款之更新事業區域的單元整備區，除非有任何阻礙施行的事由，否則市町村均應施行第一種市街地更新事業。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>り、第一種市街地再開発事業を施行するものとする。</p> <p>3 一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、国土交通省令で定めるところにより、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての者の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得て、第一種市街地再開発事業を施行すべきことを市町村に対して要請したときは、当該市町村は、前項の期間内であつても、当該単位整備区について第一種市街地再開発事業を施行することができる。</p> <p>4 前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、前二項の規定による第一種市街地再開発事業を施行することができる。当該第一種市街地再開発事業が独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社の施行することができるものであるときは、これらの者についても、同様とする。</p> <p>5 第三項の場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する宅地又は借地があるときは、当該宅地又は借地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれ一とみなし、同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計をそれぞれ当該宅地又は借地について同意した者の数とみなし、当該宅地又は借地の地積に同意した所有権を有する者の共有持</p>	<p>3. 一個單元整備區的區域內建築用地擁有所有權人或土地租賃權人，依據國土交通省令規定，取得該區域內所有的建築用地擁有所有權或是土地租賃權者取得三分之二以上的同意（限同意者持有之該區域內建築用地的土地面積與同意者在該區域內的租地土地面積合計超過該區域內建築用地的總土地面積與租地總土地面積合計的三分之二以上時）後，向市町村申請應實施第一種市街地更新事業時，即使是在前項的期間內，該市町村仍可就該單元整備區實施第一種市街地更新事業。</p> <p>4. 前二項的情況時，都道府縣與該市町村達成協議後，可實施前二項規定的第一種市街地更新事業。該第一種市街地更新事業如果是獨立行政法人都市再生機構或是地方住宅供給公社可實施的事業時，也要對相關單位採取相同的做法。</p> <p>5. 於第三項的情況下，所有權或是土地租賃權屬於多人共有的建築用地或租地時，對該建築用地或租地持有所有權人或持有土地租賃權人人數視為單一，持有所有權之同意者的共有持分比率合計或是持有土地租賃權之同意者的共有持分比率合計，則各自視同對該建築用地或是租地表示同意的人數，該建築用地或是租地的土地面積乘以持有所有權之同意者共有持分比率的合計或是持有土地租賃權之同意者共有持分比率的合計後算出的面</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積を当該宅地又は借地について同意した者が所有する宅地の地積又は同意した者の借地の地積とみなす。</p>	<p>積，視同該建築用地或是租地的同意者持有之建築用地的土地面積或是同意者的租地土地面積。</p>	
	<p>(借地権の申告)</p> <p>第七条の三 前条第三項の同意を得ようとする者は、あらかじめ、当該単位整備区の区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は第三項の規定による申告を行うべき旨の公告を、当該単位整備区の区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該申請に係る公告をしなければならない。</p> <p>3 前項の公告に係る単位整備区の区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同項の公告があつた日から起算して三十日以内に当該市町村長に対し、国土交通省令で定めるところにより、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもつてその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。</p> <p>4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、同項の申告の期間を経過した後は、前条第三項の規定の適用については、存しないものとみなす。</p>	<p>(土地租賃權的申報)</p> <p>第七條之 3 對於該單位整備區之區域內建築用地擁有尚未登記土地租賃權者應遵循第三項的規定提出申報事宜欲取得前條第三項的同意者須事先向管轄該單位整備區的市町村長申請申報概要的公告。</p> <p>2. 市町村長接獲前項申請時，須依據國土交通省令的規定，立即發佈有關該申請的公告。</p> <p>3. 前項公告之單位整備區地區內的建築用地擁有尚未登記的土地租賃權者，依據國土交通省令的規定，與該租地的所有權人（擁有土地租賃權者委託設定土地租賃權時，則是該設定者及其租地的所有權人）連署或是連同土地租賃權證明書在內，自同一項的公告發佈日起算三十天以內備妥相關文件向該市町村長申報其土地租賃權の種類及內容。</p> <p>4. 尚未登記的土地租賃權未依據前項規定提出申報時，在屆滿同項的申報期間後，視同不適用前條第三項的規定。</p>	
	<p>(建築の許可)</p> <p>第七条の四 市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第五十</p>	<p>(興建的許可)</p> <p>第七條之 4 市街地更新促進區域內興建符合建築基準法第五十九條第一</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>九条第一項第一号 に該当する建築物（同項第二号 又は第三号 に該当する建築物を除く。）の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第七条の六まで及び第四百四十一条の二第一号において「建築許可権者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>2 建築許可権者は、前項の許可の申請があつた場合において、当該建築が第七条の六第四項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地におけるものであるときは、その許可をしなければならない。</p> <p>3 第一項の規定は、第一種市街地再開発事業に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項 において準用する場合を含む。）の規定による告示又は第六十条第二項第一号 の公告があつた後は、当該告示又は公告に係る土地の区域内においては、適用しない。</p>	<p>項第一款的建築物（符合同項第二款或第三款の建築物除外）者，須依據國土交通省令的規定，向都道府縣知事（若是在市的區域內，則是向該市的首長申請核准；本條至第七條之 6 及第一百一十四條之 2 第一款以下稱為「興建許可權責單位」）申請核准。但，對於因緊急性或災害而必須採取緊急應變措施的行為或是其他依政令規定之簡化行為，不在此限。</p> <p>2. 建築許可權責單位接獲前項許可申請時，該興建若是位在依據第七條之 6 第四項規定已通知不收購之土地上時，必須給予許可。</p> <p>3. 第一種市街地更新事業相關都市計畫的都市計畫法第二十一條第一項（含在同法第二十一條第二項當中準用時）規定的告示或第六十條第二項第一款公告之後，第一項規定不適用於與該告示或公告有關之土地的區域內。</p>	
	<p>（違反行為に対する措置）</p> <p>第七条の五 建築許可権者は、前条第一項の規定に違反した者があつたときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、建築許可権者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその</p>	<p>（對違反行為的措施）</p> <p>第七條之 5 對於違反前條第一項的規定者，建築許可權責單位可命令該其採取更正該違反行為的必要措施。</p> <p>2. 依據前項規定而命令採取必要措施時，在沒有失職之下，無法明確掌握應命令採取該措施人員時，建築許可權責單位可在該人員的負擔之下，自行採取該措施、督促命令方或委任方執行該措施。於此情況下，若尚未公</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、建築許可権者又はその命じた者若しくはその委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により必要な措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>告應在一定期限內執行該措施的事宜、尚未在該期限內執行該措施時，由建築許可權責單位或該命令方或是其委任方，必須事先公告執行該措施的事宜。</p> <p>3. 依據前項規定而採取必要措施的人員，須攜帶身份證明文件於有關人士請求時出示之。</p>	
	<p>(土地の買取り)</p> <p>第七条の六 都道府県又は市町村は、建築許可権者に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。</p> <p>2 建築許可権者は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。</p> <p>3 建築許可権者(前項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)は、市街地再開発促進区域内の土地の所有者から、第七条の四第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。</p> <p>4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に</p>	<p>(土地的收購)</p> <p>第七條之 6 都道府縣或市町村可向建築許可權責單位提議應依據第三項之規定決定作為土地申購的另一方。</p> <p>2. 建築許可權責單位依據前項規定提議、並遵照次項規定決定土地申購另一方時，須依據國土交通省令的規定公告其情事。</p> <p>3. 建築許可權責單位(依據前項的規定，如有人員被公告作為土地申購另一方時，則是該人員)接獲市街地更新促進地區內土地所有權人因未獲得第七條之 4 第一項許可時以明顯影響到該土地の利用為理由而提出應收購該土地的申請時，除非有特殊情況，否則均以市價收購該土地。</p> <p>4. 受理前項申請者，須立即向該土地所有權人通知收購該土地或不收購該土地之意旨。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>通知しなければならない。</p> <p>5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を建築許可権者に通知しなければならない。</p>	<p>5. 依據第二項規定、公告為土地申購另一方人員依據前項的規定通知不收購土地時，須立即把該意旨通知建築許可權責單位。</p>	
	<p>(買い取つた土地の処分等)</p> <p>第七条の七 前条第三項の規定により土地を買い取つた者(以下この条において「土地買取者」という)は、当該土地を第一種市街地再開発事業その他当該土地に係る都市計画に適合して事業を施行する者又は公共施設の管理者若しくは管理者となるべき者に賃貸し、又は譲渡することができる。</p> <p>2 土地買取者は、前項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡するときは、同項の趣旨を達成するため必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該土地を賃借りし、又は譲り受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。</p> <p>3 土地買取者は、第一項の規定により土地を賃借りし、又は譲り受けた者が前項の条件に違反したときは、当該土地の賃貸又は譲渡に係る契約を解除することができる。</p> <p>4 第一項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡する場合のほか、土地買取者は、前条第三項の規定により買い取つた土地を当該土地に係る都市計画に適合するように管理しなければならない。</p>	<p>(已收購土地的處分等)</p> <p>第七條之 7 前條第三項規定已收購土地者(以下於本條稱為「土地購買方」)可把該土地租賃、轉讓給施行第一種市街地更新事業或其他符合該土地相關都市計畫之事業者、公共設施的管理者或是應擔任之管理者。</p> <p>2. 土地購買方依據前項規定而租賃或讓售土地時，可賦予必要之條件來達成同一項意旨。於此情況下，不得以該條件對該土地租賃方或讓受方強加任何不合理的義務</p> <p>3. 依第一項規定土地租賃方或讓受方違反前項的條件時，土地購買方可解除該土地的租賃或讓售相關合約。</p> <p>4. 依第一項規定而租賃土地或讓售者以外，土地購買方須依據前條第三項的規定落實管理該已收購土地，以利符合該土地相關的都市計畫。</p>	
	<p>(開発行為の許可の基準の特例)</p> <p>第七条の八 市街地再開発促進区域内における都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為(第七条の</p>	<p>(開發行為許可基準的特例)</p> <p>第七條之 8 對於在市街地更新促進區域內之都市計畫法第四條第十二項規定之開發行為(第七條之 4 第一項</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>四第一項の許可に係る建築物の建築又は建築基準法第五十九条第一項第二号若しくは第三号に該当する建築物の建築に係るものを除く。)については、都市計画法第二十九条第一項第一号の規定は適用せず、同法第三十三条第一項中「基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)」とあるのは、「基準(第二十九条第一項第一号の政令で定める規模未満の開発行為にあつては第二号から第十四号までに規定する基準、第二十九条第一項第一号の政令で定める規模以上の開発行為にあつては第二号(貯水施設に係る部分を除く。)に規定する基準を除き、第四項及び第五項の条例が定められているときは当該条例で定める制限を含む。)及び市街地再開発促進区域に関する都市計画」と読み替えて、同条の規定を適用する。</p>	<p>有關建築許可的建築物或興建符合建築基準法第五十九條第一項第二款或第三款的建築物除外),不適用於都市計畫法第二十九條第一項第一款規定,同法第三十三條第一項中之「基準(第四項及第五項的條例如有擬訂時,含依據該條例擬訂的限制)」改稱「基準(若是未達第二十九條第一項第一款依政令規定之規模的開發行為時,含第二款至第十四款規定之基準;若是超出第二十九條第一項第一款依政令規定之規模以上之開發行為時,第二款(蓄水設施相關部份除外)規定之基準除外,第四項及第五項的條例如有擬訂時,含依該條例擬訂的限制)及市街地更新促進區域相關都市計畫」,並適用同條規定。</p>	
第二章	第二章 施行者	第二章 實施者	
	第一節 個人施行者	第一節 個人實施者	
	<p>(施行の認可)</p> <p>第七条の九 第二条の二第一項の規定により第一種市街地再開発事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その第一種市街地再開発事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による認可の申請は、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p>	<p>(實施之核准)</p> <p>第七條之9 依第二條之2第一項規定,欲實施第一種市街地更新事業者,若是一人實施時,須擬訂準則及事業計畫;若是多人共同實施時,須擬訂規約及事業計畫,並且依據國土交通省令的規定,就其第一種市街地更新事業的實施申請取得都道府縣知事核准。</p> <p>2. 依前項規定申請核准時,須經由該實施地區管轄市町村長。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>3 都道府県知事は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第二条の二第一項に規定する者が第一種市街地再開発事業の施行区域内において施行する第一種市街地再開発事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。</p>	<p>3. 都道府県知事依第一項規定欲給予核准時，須事先聽取管轄實施地區之市町村長之意見。</p> <p>4. 對於第二條之2 第一項規定者在第一種市街地更新事業實施區域內實施的第一種市街地更新事業，依第一項規定核准可視同都市計畫法第五十九條第四項規定的核准。但，對於適用同法第七十九條、第八十條第一項、第八十一條第一項及第八十九條第一項規定，不在此限。</p>	
	<p>(規準又は規約)</p> <p>第七条の十 前条第一項の規準又は規約には、次の各号(規準にあつては、第五号から第七号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 第一種市街地再開発事業の名称</p> <p>二 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称</p> <p>三 第一種市街地再開発事業の範囲</p> <p>四 事務所の所在地</p> <p>五 費用の分担に関する事項</p> <p>六 業務を代表して行う者を定めるときは、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項</p> <p>七 会議に関する事項</p> <p>八 事業年度</p> <p>九 公告の方法</p> <p>十 その他国土交通省令で定める事項</p>	<p>(準則或規約)</p> <p>第七條之10 前條第一項準則或規約須記載以下各款(若是準則，第五款至第七款除外)事項：</p> <p>一、第一種市街地更新事業名稱</p> <p>二、實施地區(實施地區劃分工區(區段)時，則載明實施地區及工區(區段))內含之地區的名稱</p> <p>三、第一種市街地更新事業範圍</p> <p>四、事務所地點</p> <p>五、費用分擔相關事項</p> <p>六、選任負責業務人員時，載明其職稱、常規人數、任期、職務分擔及選任方法等相關事項</p> <p>七、會議相關事項</p> <p>八、事業年度</p> <p>九、公告方法</p> <p>十、其他依據國土交通省令訂定的事項</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(事業計画)</p> <p>第七条の十一 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。</p> <p>2 第九十九条の十の規定により公共施設の管理者又は管理者となるべき者に当該公共施設の整備に関する工事の全部又は一部を行わせる場合には、事業計画において、当該管理者又は管理者となるべき者の行う工事の範囲を定めなければならない。</p> <p>3 事業計画の設定について必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。</p>	<p>(事業計畫)</p> <p>第七條之 11 依據國土交通省令規定，事業計畫內須明訂實施地區（實施地區劃分工區（區段）時，則載明實施地區及工區（區段））、設計概要、事業施行期間及財務計畫。</p> <p>2. 依據第九十九條之 10 的規定，讓公共設施管理者或應擔任之管理者負責執行該公共設施整備相關工程全部或一部份時，必須在事業計畫內訂定該管理者或應擔任管理者負責執行的工程範圍。</p> <p>3. 事業計畫擬訂上所需之技術的基準依據國土交通省令規定。</p>	<p>公共設施整備中之「整備」譯為「興修」</p>
	<p>(公共施設の管理者の同意)</p> <p>第七条の十二 第七条の九第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画につき、施行地区内にある公共施設の管理者、当該第一種市街地再開発事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。</p>	<p>(公共設施管理者的同意)</p> <p>第七條之 12 依據第七條之 9 第一項規定欲申請核准者，須事先就該事業計畫取得實施地區內公共設施管理者、依該第一種市街地更新事業實施而整備之公共設施管理者、應擔任管理者亦或其他依政令規定之設施管理者或是應擔任管理者的同意。</p>	
	<p>(事業計画に関する関係権利者の同意)</p> <p>第七条の十三 第七条の九第一項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地又は建築物について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対抗することができない者</p>	<p>(事業計畫相關權利人的同意)</p> <p>第七條之 13 申請依據第七條之 9 第一項規定之核准者，若發現有他人擁有實施地區內之建築用地或是建築物的權利時，須取得這些權利人對該事業計畫的同意。但，不能以該權利來對抗申請核准者的權利人不在此限。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>については、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、宅地又は建築物について権利を有する者のうち、宅地について所有権又は借地権を有する者及び権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者以外の者について同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第七条の九第一項の規定による認可を申請することができる。</p>	<p>2. 於前項的情況下，若是擁有建築用地或是建築物之權利者中，無法取得擁有建築用地的所有權人或土地租賃權者、基於權源而擁有現有建築物之所有權或房屋租賃權者以外的其他人員之同意，或是無法確定該權利時，只要檢附無法取得其同意或無法確定的理由之文件，仍可依據第七條之 9 第一項的規定申請核准。</p>	
	<p>(施行の認可の基準)</p> <p>第七条の十四 都道府県知事は、第七条の九第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>二 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。</p> <p>三 施行地区が、第一種市街地再開発事業の施行区域の内外にわたっており、又は第三条第二号から第四号までに掲げる条件に該当しないこと。</p> <p>四 事業計画の内容が施行地区内の土地に係る都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。</p> <p>五 当該第一種市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</p>	<p>(核准實施的基準)</p> <p>第七條之 14 都道府縣知事接獲第七條之 9 第一項規定的申請核准時，當確認無下列各款情事時，須核准其申請：</p> <p>一、申請程序違反法令。</p> <p>二、準則、規約或是事業計畫的核定程序或內容違反法令。</p> <p>三、實施地區橫跨第一種市街地更新事業實施區域外；或是與第三條第二款至第四款列舉之條件不符者。</p> <p>四、事業計畫的內容不符合實施地區內的土地相關都市計畫；或是事業實施期間不符規定者。</p> <p>五、落實執行該第一種市街地更新事業所需之財務不可行、執行能力不足者。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(施行の認可の公告等)</p> <p>第七条の十五 都道府県知事は、第七条の九第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、第一種市街地再開発事業の施行区域内において施行する第一種市街地再開発事業については国土交通大臣及び関係市町村長に、その他の第一種市街地再開発事業については関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。</p> <p>2 第二条の二第一項の規定による施行者（以下「個人施行者」という。）は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>3 市町村長は、第百条又は第二百二十四条の二第三項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>(核准施行的公告等)</p> <p>第七條之 15 都道府縣知事依據第七條之 9 第一項核准時，應立即依據國土交通省令的規定，公告實施者姓名或名稱、事業實施期間、實施地區（實施地區劃分工區（區段）時，則載明實施地區及工區（區段）。以下於本項同義）或其他國土交通省令制定的事項；若是在第一種市街地更新事業實施區域內實施的第一種市街地更新事業，應將實施地區及設計概要的書圖送交國土交通大臣及相關市町村長，若是其他第一種市街地更新事業，則應將實施地區及設計概要的書圖送交相關市町村長。</p> <p>2. 第二條之 2 第一項規定的實施者（以下稱為「個人實施者」）在前項公告發佈之前，不能以實施者，或以準則、規約或事業計畫來對抗第三者。</p> <p>3. 市町村長在第一百條或是第一百二十四條之 2 第三項的公告日之前，依據政令的規定，應就第一項的書圖須放置於該市町村的辦公處所當中，提供公眾閱覽。</p>	
	<p>(規準又は規約及び事業計画の変更)</p> <p>第七条の十六 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第七条の九第三項の規定は個人施行者が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地</p>	<p>(準則、規約或事業計畫的變更)</p> <p>第七條之 16 個人實施者欲變更準則、規約或事業計畫時，依據國土交通省令的規定，必須取得都道府縣知事的核准。</p> <p>2. 依第七條之 9 第三項的規定個人實施者變更事業計畫涉及將新的土地納入實施地區之情況時、第七條之 12 的</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>がある場合に、第七条の十二の規定は個人施行者が公共施設又は同条の政令で定める施設に係る事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の九第二項及び前三条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項及び第七条の十三第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、前条第二項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。</p> <p>3 個人施行者は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとする場合において、第一種市街地再開発事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。</p>	<p>規定在個人實施者欲變更與公共設施、同條依政令規定之設施有關的事業計畫時、第七條之 9 第二項及前三條的規定準用前項規定的核准的情況下，第七條之 9 第三項及第七條之 13 第一項當中「應作為實施地區之區域」改稱「實施地區及應作為新的實施地區之區域」；第七條之 9 第二項當中的「應作為實施地區之區域」改稱「實施地區或是應作為新的實施地區之區域」；前條第二項當中的「作為實施者或是以準則或規約或是事業計畫」改稱「以準則或規約或是事業計畫的變更」。</p> <p>3. 個人實施者欲縮小實施地區或是變更與費用分擔有關的準則或規約或是事業計畫，在實施第一種市街地更新事業如有借款時，其變更須取得其債權人的同意。</p>	
	<p>(施行者の変動)</p> <p>第七条の十七 個人施行者について相続、合併その他の一般承継があつた場合において、その一般承継人が施行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。</p> <p>2 施行地区内の宅地について、個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を施行者以外の者（前項に規定する一般承継人を除く。）が承継したときは、その者は、施行者となる。</p> <p>3 施行地区内の宅地について、個人施行者の有する借地権の全部又は</p>	<p>(實施者的變動)</p> <p>第七條之 17 個人實施者如有繼承、合併或其他一般權利繼受的情況，該一般權利繼受人為實施者以外的人員時，則該一般權利繼受人為實施者。</p> <p>2. 個人實施者擁有在實施地區內的建築用地之所有權或是土地租賃權的全部或是一部份由實施者以外的人員（前項規定之一般權利繼受人除外）承接時，該權利繼受人成為實施者。</p> <p>3. 個人實施者在實施地區內的建築用地持有土地租賃權的全部或一部份發</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>一部が消滅した場合（当該借地権についての一般承継に伴う混同により消滅した場合を除く。）において、その借地権の設定者が施行者以外の者であるときは、その借地権の設定者は、施行者となる。</p> <p>4 一人で施行する第一種市街地再開発事業において、前三項の規定により施行者が数人となつたときは、その第一種市街地再開発事業は、第二条の二第一項の規定により数人共同して施行する第一種市街地再開発事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第七条の九第一項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>5 前項の規定による認可の申請は、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>6 数人共同して施行する第一種市街地再開発事業において、当該施行者について一般承継があり、又は施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことにより施行者が一人となつたときは、その第一種市街地再開発事業は、第二条の二第一項の規定により一人で施行する第一種市街地再開発事業となるものとする。この場合において、当該第一種市街地再開発事業について定められていた規約のうち、規準に記載すべき事項に相当する事項は、当該第一種市街地再開発事業に係る規準としての効力を有するものとし、その他の事項はその効力を失うものとする。</p> <p>7 個人施行者について一般承継</p>	<p>生消滅時（該土地租賃權因伴隨一般權利承接，致混淆而消滅時除外），其土地租賃權的設定者為實施者以外的人員時，該土地租賃權的設定者成為實施者。</p> <p>4. 若是一人實施第一種市街地更新事業，實施者因前三項的規定而超過 2 人以上時，該第一種市街地更新事業則會成為依據第二條之 2 第一項規定之由多人共同實施的第一種市街地更新事業。於此情況下，實施者須立即擬訂第七條之 9 第一項的規約，該規約須取得都道府縣知事的核准。</p> <p>5. 前項規定之申請核准，須經由管轄實施地區的市町村長。</p> <p>6. 多人共同實施第一種市街地更新事業時，該實施者為一般權利承接或是該實施者為實施地區內建築用地之所有權人或土地租賃權人在因一般權利承接以外的事由之承接或是消滅之後而使實施者變成一人時，該第一種市街地更新事業依據第二條之 2 第一項的規定、成為由一人實施的第一種市街地更新事業。於此情況下，對該第一種市街地更新事業而擬訂的規約中、期相關事項應轉載至準則，作為該第一種市街地更新事業相關準則而生效，其他事項則是失效。</p> <p>7. 個人實施者若是一般權利承接或是</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>があり、又は施行地区内の宅地について、個人施行者の有する所有権若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは消滅があつたことにより施行者に変動を生じたとき（第四項前段に規定する場合を除く。）は、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を經由して、新たに施行者となつた者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名又は名称を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>8 都道府県知事は、第四項後段の規定により定められた規約について認可したときは新たに施行者となつた者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、前項の規定による届出を受理したときは新たに施行者となつた者及び施行者でなくなつた者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、公告しなければならない。</p> <p>9 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第四項後段の規定により定めた規約又は第六項後段の規定による規約の一部の失効をもつて第三者に対抗することができない。</p>	<p>個人實施者為實施地區內的建築用地之所有權人或土地租賃權人，因一般權利承接以外的事由而再承接，或是因消滅而致使實施者出現變動時（第四項前段規定的情況除外），實施者須立即依據國土交通省令的規定，經由管轄實施地區的市町村長向都道府縣知事申報新實施者的姓名、名稱、住址以及原實施者的姓名或是名稱。</p> <p>8. 都道府縣知事核准依據第四項後段的規定訂定之規約時，須立即公告成為新實施者的姓名、名稱或其他依據國土交通省令制定的事項；或立即公告依據前項規定受理申報而成為新實施者的姓名、原實施者的姓名、名稱或其他依據國土交通省令制定的事項。</p> <p>9. 個人實施者在前項公告發佈之前，不得以實施者的變動、依據第四項後段規定或依據第六項後段規定的部份失效來對抗第三人。</p>	
	<p>（施行者の権利義務の移転） 第七條の十八 個人施行者について一般承継があつたときは、その施行者が第一種市街地再開発事業に関して有する権利義務（その施行者が当該第一種市街地再開発事業に関して、行政庁の認可、許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。）は、その一般承継人に移転する。</p>	<p>（實施者權利義務的移轉） 第七條之18 個人實施者若是一般權利承接時，新實施者對第一種市街地更新事業持有的相關權利義務（含該項實施者在該第一種市街地更新事業上，擁有以行政機構的核准、許可或其他處分為依據的權利義務，以下於本條同義）移轉至該一般權利繼承人。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>2 前項に規定する場合を除き、施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があるときは、その施行者がその所有権又は借地権の全部又は一部について第一種市街地再開発事業に関して有する権利義務は、その承継した者に移転する。</p> <p>3 第一項に規定する場合を除き、施行地区内の宅地について、個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅したときは、その施行者がその借地権の全部又は一部について第一種市街地再開発事業に関して有する権利義務は、その消滅した借地権の設定者に移転する。</p>	<p>2. 除前項規定的情況外，如有人員承接個人實施者持有實施地區建築用地的所有權或土地租賃權的全部或是一部份時，該實施者對其持有之所有權或是土地租賃權的全部或是一部份與第一種市街地更新事業有關的權利義務移轉至該權利繼承者。</p> <p>3. 除第一項規定的情況外，個人實施者持有實施地區內的建築用地土地租賃權的全部或是一部份消滅時，該實施者對其持有之土地租賃權的全部或是一部份與第一種市街地更新事業有關的權利義務移轉至該筆消滅之土地租賃權的設定者。</p>	
	<p>(審査委員)</p> <p>第七条の十九 個人施行者は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法律及び規準又は規約で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(審査委員)</p> <p>第七條之19 個人實施者取得都道府縣知事の核准，選出3位以上對土地及建物的權益關係具備鑑定專業知識與經驗，且可做出公正判斷的人作為審查委員執行本法律、準則或規約擬訂的權限。</p> <p>2. 除前項規定之事項外，關於審查委員的必要事項均依政令的規定。</p>	
	<p>(第一種市街地再開発事業の終了)</p> <p>第七条の二十 個人施行者は、第一種市街地再開発事業を終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第七条の九第二項並びに第七条の十五第一項（図書の送付に係る部分を除く。）及び第二項の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の</p>	<p>(第一種市街地更新事業の結束)</p> <p>第七條之20 個人實施者欲結束第一種市街地更新事業時，依據國土交通省令的規定，該事業的結束必須取得都道府縣知事の核准。</p> <p>2. 第七條之9第二項、第七條之15第一項（書圖的送交相關部份除外）以及第二項的規定，準用前項規定的核准。於此情況下，第七條之9第二項當中的「應作為實施地區之區域」改</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第七条の十五第二項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「第一種市街地再開発事業の終了をもつて」と読み替えるものとする。	稱「實施地區」；第七條之15 第二項當中「作為實施者或以準則或規約或事業計畫」改稱「以第一種市街地更新事業的結束」。	
	第一節の二 市街地再開発組合	第一節之2 市街地更新組合	
	第一款 通則	第一款 通則	
	(法人格) 第八条 市街地再開発組合（以下「組合」という。）は、法人とする。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条 及び第七十八条の規定は、組合について準用する。	(法人資格) 第八條 市街地更新組合（以下稱為「組合」）必須是法人。 2. 一般社團法人及一般財團法人相關法律（二〇〇六年法律第四十八號）之第四條及第七十八條準用於組合。	
	(定款) 第九条 組合は、定款をもつて次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 一 組合の名称 二 施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称 三 第一種市街地再開発事業の範囲 四 事務所の所在地 五 参加組合員に関する事項 六 費用の分担に関する事項 七 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項 八 総会に関する事項 九 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項 十 事業年度 十一 公告の方法 十二 その他国土交通省令で定める事項	(章程) 第九條 組合章程須擬訂下列各款列舉之事項： 一、組合的名称 二、實施地區（實施地區劃分工區（區段）時，則載明實施地區及工區（區段）的地區名稱 三、第一種市街地更新事業的範圍 四、事務所的地點 五、參加更新會員相關事項 六、費用的分擔相關事項 七、幹部的規定人數、任期、職務的分擔、競選及選任方法等相關事項 八、會員大會相關事項 九、設有會員代表大會時，會員代表及會員代表大會相關事項 十、事業年度 十一、公告的方法 十二、其他依據國土交通省令制定的事項	1. 參加組合員譯為參加更新會員 2. 於組合中之「幹部」，係指更新會之理監事

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(名称の使用制限)</p> <p>第十条 組合は、その名称中に市街地再開発組合という文字を用いなければならない。</p> <p>2 組合でない者は、その名称中に市街地再開発組合という文字を用いてはならない。</p>	<p>(名稱使用的限制)</p> <p>第十條 組合的名稱中須使用市街地更新組合的文字。</p> <p>2. 非組合者，其名稱當中不可使用名為市街地更新組合的文字。</p>	
	<p>第二款 設立</p>	<p>第二款 設立</p>	
	<p>(認可)</p> <p>第十一条 第一種市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>2 前項に規定する者は、事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要がある場合においては、同項の規定にかかわらず、五人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>3 前項の規定により設立された組合は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて事業計画を定めるものとする。</p> <p>4 第七条の九第二項の規定は前三項の規定による認可に、同条第三項の規定は第一項又は第二項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区となるべき区域（第十一条第三項の規定による認可の申請にあつては、施行地区）」と読み替えるものとする。</p> <p>5 組合が施行する第一種市街地</p>	<p>(核准)</p> <p>第十一條 擁有第一種市街地更新事業實施區域內的建築用地所有權或土地租賃權者，由 5 人以上共同擬訂章程及事業計畫，依據國土交通省令的規定，取得都道府縣知事核准後即可設立組合。</p> <p>2. 前項規定之組合在事業計畫核准之前有先行之必要時，則不限同項規定，由 5 人以上共同擬訂章程及事業基本方針，依據國土交通省令的規定，取得都道府縣知事的核准後即可設立組合。</p> <p>3. 依據前項之規定而設立的組合，應依據國土交通省令的規定，取得都道府縣知事的核准後擬訂事業計畫。</p> <p>4. 第七條之 9 第二項的規定，準用前三項規定的核准；同條第三項的規定準用第一項或是第二項規定的核准。於此情況下，同條第二項當中的「應作為實施地區之區域」改稱「應作為實施地區之區域（依據第十一條第三項的規定申請核准時，則是實施地區）」。</p> <p>5. 對於組合實施的第一種市街地更新</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>再開発事業については、第一項又は第三項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第七条の九第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。</p>	<p>事業，依第一項或第三項規定申請的核准視同依都市計畫法第五十九條第四項規定所申請的核准；第七條之 9 第四項但書的規定準用於上述情況。</p>	
	<p>(事業計画及び事業基本方針) 第十二条 第七条の十一及び第七条の十二の規定は、前条第一項又は第三項の事業計画について準用する。 2 前条第二項の事業基本方針においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）及び市街地再開発事業の施行の方針を定めなければならない。 3 前条第三項の事業計画は、同条第二項の事業基本方針に即したものでなければならない。</p>	<p>(事業計畫及事業基本方針) 第十二條 第七條之 11 及第七條之 12 的規定準用前條第一項或第三項的事業計畫。 2. 前條第二項的事業基本方針，須依據國土交通省令的規定，訂定實施地區（實施地區劃分（區段）時，則載明實施地區及工區（區段））及市街地更新事業的實施方針。 3. 前條第三項的事業計畫須遵循同條第二項的事業基本方針。</p>	
	<p>(参加組合員としての参加の機会の付与) 第十三条 第五条の規定により住宅建設の目標が定められた第一種市街地再開発事業に関し第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域において住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第二条第二項に規定する公営住宅等を建設することが適当と認められる者に対して、これらの者が参加組合員として参加する機会を与えなければならない。</p>	<p>(給予參加更新會員參與的機會) 第十三條 依第五條規定已擬訂之住宅建設目標的第一種市街地更新事業，欲依據第十一條第一項或第二項規定申請核准者，對於確認於實施地區內妥善興建符合居住生活基本法（二〇〇六年法律第六十一號）第二條第二項規定之公營住宅等者，應事先給予成為參加更新會員的機會。</p>	
	<p>(宅地の所有者及び借地権者の同意) 第十四条 第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地に</p>	<p>(建築用地所有權人及土地租賃權人的同意) 第十四條 欲依據第十一條第一項或第二項的規定申請核准者，對於組合的設立必須取得實施地區內超過三分之二以上建築用地所有權人及建築用</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ついて所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。</p> <p>2 第七条の二第五項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。</p>	<p>地租賃權人的同意。於此情況下，同意者擁有該區域內建築用地面積與同意者擁在該區域內的租賃權土地面積之總合，必須超過該區域內建築用地的總面積與租地總面積合計的三分之二以上。</p> <p>2. 於取得同意時，第七條之 2 第五項的規定準用於前項的規定。</p>	
	<p>(借地権の申告)</p> <p>第十五条 前条第一項に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。</p> <p>2 第七条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条第三項」とあるのは、「第十四条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(土地租賃權的申報)</p> <p>第十五條 欲取得前條第一項規定的同意者，須事先向管轄實施地區之市町村長申請在該區域公告。</p> <p>2. 第七條之 3 第二項至第四項準用於依據前項提出之申請。於此情況下，同條第四項中的「前條第三項」改稱「第十四條」。</p>	
	<p>(事業計画の案の作成及び組合員への周知等)</p> <p>第十五条の二 第十一条第二項の規定により設立された組合は、同条第三項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案を作成し、国土交通省令で定めるところにより、説明会の開催その他組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の組合員は、同項の事業計画の案について意見がある場合においては、国土交通省令で定めるところ</p>	<p>(擬具事業計畫草案及向更新會員宣佈等)</p> <p>第十五條之 2 依據第十一條第二項而設立的組合，欲擬具同條第三項的事業計畫時，應事先擬訂事業計畫草案，並依據國土交通省令的規定，舉行說明會或採取向會員宣佈該事業計畫草案的必要措施。</p> <p>2. 前項的組合員對同一項的事業計畫草案有意見時，依據國土交通省令的規定，可向組合提出意見書。但，事</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ろにより、組合に意見書を提出することができる。ただし、事業基本方針において定められた事項については、この限りでない。</p> <p>3 組合は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その意見書に係る意見を勘案し、必要があると認めるときは事業計画の案に修正を加えなければならない。</p> <p>4 組合が成立した後、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、前三項に規定する組合の事務は、第十一条第二項の規定による認可を受けた者が行うものとする。</p>	<p>業基本方針中已經訂定的事項則不在此限。</p> <p>3. 組合接獲前項規定所提出的意見書時，應斟酌該意見書的相關內容，確認有其必要時，須適當修訂該事業計畫草案。</p> <p>4. 組合成立後，在初任幹部選舉或獲選前，前三項規定之組合事務由依據第十一條第二項的規定核准的人員執行。</p>	
	<p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理）</p> <p>第十六条 都道府県知事は、第十一条第一項又は第三項の規定による認可の申請があつたときは、施行地区となるべき区域（同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号の一に該当する事実があり、認可すべきでないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 当該第一種市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、</p>	<p>（事業計畫的公開展覽及意見書的處理）</p> <p>第十六條 都道府縣知事接獲第十一條第一項或是第三項規定的核准申請時，管轄實施地區（若是依據同一項規定的核准申請時，則是實施地區）的市町村長必須將該事業計畫公開展覽二星期。但，若該申請具有次條任一款者並確認不給予核准時，則不在此限。</p> <p>2. 第一種市街地更新事業的土地或是擁有該土地上物權利者或是參加更新會員，對依前項規定公開展覽的事業計畫有意見時，在公展屆滿期間的次日起二個星期以內，可向都道府縣知事提出意見書。但，都市計畫中已經制定的事項，不在此限。</p> <p>3. 都道府縣知事接獲依前項規定而提出的意見書時，應審查意見內容，確</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p> <p>5 第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。</p>	<p>認應採納意見書の相關意見時，須下令對事業計畫採取必要之修訂；確認不應採納該意見書の相關意見時，必須將此意旨通知意見書の提出者。</p> <p>4. 前項審查意見書時，準用行政不服審査法（一九六二年法律第一百六十號）當中對處分申訴異議的審理相關規定。</p> <p>5. 已依第十一條第一項或第三項規定申請核准者，若需依第三項的規定修訂事業計畫、並向都道府縣知事申報該事宜時，該項修訂相關部份應進一步採行本條款規定的程序。</p>	
	<p>（認可の基準）</p> <p>第十七条 都道府県知事は、第十一条第一項から第三項までの規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。</p> <p>三 事業計画又は事業基本方針の内容が当該第一種市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。</p> <p>四 当該第一種市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必</p>	<p>（核准的基準）</p> <p>第十七條 都道府縣知事接獲第十一條第一項至第三項規定的核准申請時，確認與下列任一款項不符時，須給予核准：</p> <p>一、申請程序違反法令。</p> <p>二、章程、事業計畫、事業基本方針的決定程序或内容違反法令（若是事業計畫的内容，則包含前條第三項規定之都道府縣知事的命令）。</p> <p>三、事業計畫或是事業基本方針的内容與該第一種市街地更新事業相關都市計畫不符、或是事業實施期間不符規定。</p> <p>四、執行該第一種市街地更新事業所需之財務計畫不可行；落實執行該事業所需之能力不足。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>要なその他の能力が十分でないこと。</p>		
	<p>(組合の成立) 第十八条 組合は、第十一条第一項又は第二項の規定による認可により成立する。</p>	<p>(組合的成立) 第十八條 組合依據第十一條第一項或是第二項的規定而獲准時成立。</p>	
	<p>(認可の公告等) 第十九条 都道府県知事は、第十一条第一項又は第三項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、第十一条第二項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行地区を表示する図書を送付しなければならない。</p> <p>3 組合は、第十一条第一項の認可に係る第一項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは事業計画をもつて、組合員その他の第三者に対抗することができない。</p> <p>4 市町村長は、第四十五条第六項又は第百条の公告の日(第二項の図書にあつては、当該図書に係る市街地再開発事業についての第一項の図</p>	<p>(核准的公告等) 第十九條 都道府縣知事依據第十一條第一項或是第三項的規定核准時，應立即依據國土交通省令的規定，公告組合的名稱、事業實施期間、實施地區(實施地區劃分工區(區段)時，則是載明實施地區及工區(區段)。以下於本項同義)或其他國土交通省令制定的事項；並且應將實施地區及設計概要的書圖送交國土交通大臣及相關市町村長。</p> <p>2. 都道府縣知事依據第十一條第二項的規定給予核准時，應立即依據國土交通省令的規定，公告組合的名稱、實施地區或其他依據國土交通省令制定的事項，並且將標示實施地區的書圖送交相關市町村長。</p> <p>3. 組合於第十一條第一項與第一項的公告發佈之前，不能以組合的成立、章程或是事業計畫來對抗組合員或其他第三方；在前項的公告發佈之前，不能以組合的成立、章程或是事業基本方針來對抗組合員或其他第三方；或是在同條第三項核准的相關第一項公告發佈之前，不能以事業計畫來對抗會員或其他第三方。</p> <p>4. 市町村長在第四十五條第六項或是第一百條的公告日(若是第二項的書圖，則是該書圖相關市街地更新事業的第一項書圖提供公開展覽之日)之</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>書の公衆の縦覧を開始する日)まで、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>前，依據政令的規定需就第一項、第二項書圖放置於該市町村的辦公處所中，提供公開閱覽。</p>	
	<p>第三款 管理</p>	<p>第三款 管理</p>	
	<p>(組合員) 第二十条 組合が施行する第一種市街地再開発事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。 2 宅地又は借地権が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。</p>	<p>(組合員) 第二十條 對組合實施之第一種市街地更新事業其實施地區內的建築用地的所有權人或土地租賃權人，一律成為該組合的組合員。 2. 建築用地或土地租賃權屬於多人共有時，則將該多人視同一位會員。</p>	
	<p>(参加組合員) 第二十一条 前条に規定する者のほか、住生活基本法第二条第二項に規定する公営住宅等を建設する者、不動産賃貸業者、商店街振興組合その他政令で定める者であつて、組合が施行する第一種市街地再開発事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。</p>	<p>(參加更新會員) 第二十一條 除前條規定者外，若是興建居住生活基本法第二條第二項規定之公營住宅等的建設業者、不動產租賃業者、商店街振興組合及其他依政令規定者，希望參與組合實施之第一種市街地更新事業，且符合章程的規定時，即可以參加更新會員的身分，成為組合的組合員。</p>	
	<p>(組合員の権利義務の移転) 第二十二条 施行地区内の宅地について組合員の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があるときは、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その承継した者に移転する。 2 施行地区内の宅地について、組合員の有する借地権の全部又は一部が消滅したときは、その組合員がその借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その消滅した借地権の設定者に移転す</p>	<p>(會員權利義務的轉移) 第二十二條 如有人承接組合員在實施地區內的建築用地之所有權或是土地租賃權的全部或是一部份時，該組合員在組合享有之所有權或是土地租賃權的全部或是一部份的相關權利義務，應移轉至該權利繼承者。 2. 會員持有實施地區內建築用地租賃權的全部或是一部份消滅時，該組合員在組合享有之土地租賃權的全部或是一部份的相關權利義務，移轉至該已消滅之土地租賃權的設定者。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>る。</p> <p>(役員) 第二十三条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。</p> <p>2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。</p>	<p>(幹部) 第二十三條 組合的幹部包括 3 位以上の理事及 2 位以上の監事。</p> <p>2. 組合應從理事當中互選出一位擔任理事長。</p>	<p>「役員」亦可以「幹部」稱之</p>
	<p>(役員の資格、選挙及び選任) 第二十四条 理事及び監事は、組合員（法人にあつては、その役員）のうちから総会で選挙する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから総会で選任することができる。</p> <p>2 前項本文の規定により選挙された理事若しくは監事が組合員でなくなつたとき、又はその理事若しくは監事が組合員である法人の役員である場合において、その法人が組合員でなくなつたとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の役員でなくなつたときは、その理事又は監事は、その地位を失う。</p>	<p>(幹部的資格、競選及選任) 第二十四條 理事及監事由組合員（若是法人時，則是法人的幹部）於會員大會上參加競選。但如有特殊情況時，也可以從組合員以外的人員當中，於會員大會上選任。</p> <p>2. 依據前項規定，參與競選的理事或是監事不再是組合員時、或該理事、監事屬於組合員的法人幹部時，當該法人不再是組合員時、或是該理事或是監事不再是該法人的幹部時，該理事或是監事亦隨之喪失其地位。</p>	
	<p>(役員任期) 第二十五条 理事及び監事の任期は、五年以内とし、補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行なう。</p>	<p>(幹部的任期) 第二十五條 理事及監事的任期皆不得超過五年，遞補理事及監事的任期為前任者剩餘的任期。</p> <p>2. 理事、監事的任期即使已經屆滿，在繼任的理事或是監事就任之前，仍應執行其職務。</p>	
	<p>(役員解任請求) 第二十六条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事の解任の請求をすることができる。</p>	<p>(要求解任幹部) 第二十六條 組合員取得超過全體組合員三分之一以上の連署後，可代表向組合請求解任理事或是監事。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>2 前項の規定による請求があつたときは、組合は、ただちに、その請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。</p> <p>3 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があつたときは、その地位を失う。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、理事及び監事の解任の請求及び第二項の規定による投票に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>2. 接獲前項規定的請求時，組合須立即公告該項請求的要旨，並且交由組合員投票決定。</p> <p>3. 依據前項的規定進行投票後超過半數同意時，理事或是監事隨即喪失其地位。</p> <p>4. 除前三項制定的事項外，請求解任理事、監事及第二項的規定有關投票之必要事項均依據政令規定之。</p>	
	<p>(役員の職務)</p> <p>第二十七条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事は、定款の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合の業務は、理事の過半数で決する。</p> <p>4 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 組合の財産の状況を監査すること。</p> <p>二 理事長及び理事の業務の執行の状況を監査すること。</p> <p>三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。</p> <p>四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。</p> <p>5 組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。</p> <p>6 理事長は、事業年度ごとに事業</p>	<p>(幹部的職務)</p> <p>第二十七條 理事長為組合的代表，治理組合的業務。</p> <p>2. 理事根據章程之規定輔佐理事長，並掌管組合業務，如理事長發生事故時，則代理其職務，如理事長空缺時，則執行其職務。</p> <p>3. 章程除有特別的規定外，組合的業務一律依據超過半數理事的投票來決定。</p> <p>4. 監事的職務如以下所示：</p> <p>一、稽查組合的資產情況。</p> <p>二、稽查理事長及理事執行業務的情況。</p> <p>三、資產的情況或是業務的執行如有違反法令、章程、或確認有明顯不當的情事時，向會員大會或是都道府縣知事報告。</p> <p>四、因前款的報告而有其必要時，應召集會員大會。</p> <p>5. 若組合與理事長間的利益有所衝突時，致理事長沒有代表權時，由監事代表組合。</p> <p>6. 理事長按每事業年度擬具事業報告</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。</p> <p>7 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>8 理事長は、毎事業年度、通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録を当該承認を得た日から二週間以内に、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>9 理事長は、組合員から総組合員の十分の一以上の同意を得て会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写の請求があつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>10 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。</p>	<p>書、收支結算書及資産目録，連同監事的意見書提交常會，徵求核准通過。</p> <p>7. 前項的監事意見書，可改以檢討電磁紀錄（意指以電子的方式、磁碟的方式或他人無法以知覺辨識的方式所製作的紀錄，提供用於電腦處理資訊的紀錄暨依據國土交通省令制定的紀錄）來取代該監事的意見書。於此情況下，視同理事長已提交該監事的意見書。</p> <p>8. 理事長於取得每事業年度常會核准通過的事業報告書、收支結算書及資産目録後，須於二個星期以內提交給都道府縣知事。</p> <p>9. 組合員取得全體組合員十分之一以上的同意，請求調閱或複製會計的帳簿及文件時，除非有正當的理由，理事長不可拒絕。</p> <p>10. 監事不得兼任理事或是組合的職員。</p>	
	<p>（理事長の代表権の制限） 第二十七条の二 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p>	<p>（理事長代表権的限制） 第二十七條之 2 施加於理事長代表権的限制，不能對抗善意的第三方。</p>	
	<p>（理事長の代理行為の委任） 第二十七条の三 理事長は、定款又は総会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p>	<p>（理事長的委任者） 第二十七條之 3 若非章程或是會員大會的議決而被禁止的情況下，理事長可委任他人代為執行特定的行為。</p>	
	<p>（理事長の氏名等の届出及び公告） 第二十八条 組合は、理事長の氏名及び住所を、施行地区を管轄する市</p>	<p>（理事長姓名等の通報及公告） 第二十八條 組合必須經由管轄實施地區的市町村長，向都道府縣知事申</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。</p> <p>3 組合は、前項の公告があるまでは、理事長の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>	<p>報理事長の姓名及住址。</p> <p>2. 都道府県知事接獲前項の通報時，須立即公告理事長の姓名及住址。</p> <p>3. 組合在前項的公告發佈之前，不能以理事長的代表權來對抗組合員以外的第三方。</p>	
	<p>(総会の組織)</p> <p>第二十九条 組合の総会は、総組合員で組織する。</p>	<p>(會員大會的組織)</p> <p>第二十九條 組合的會員大會由全體組合員組織。</p>	
	<p>(総会の決議事項)</p> <p>第三十条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>一 定款の変更</p> <p>二 事業計画の決定</p> <p>三 事業計画又は事業基本方針の変更</p> <p>四 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法</p> <p>五 経費の収支予算</p> <p>六 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約</p> <p>七 賦課金の額及び賦課徴収の方法</p> <p>八 権利変換計画</p> <p>九 事業代行開始の申請</p> <p>十 第一百三十三条第一項の管理規約</p> <p>十一 組合の解散</p> <p>十二 その他定款で定める事項</p>	<p>(會員大會的決議事項)</p> <p>第三十條 以下各款事項必須經由會員大會議決：</p> <p>一、章程的變更</p> <p>二、事業計畫的決定</p> <p>三、事業計畫或是事業基本方針的變更</p> <p>四、籌措借款、籌款方法及借款的利率及還款方法</p> <p>五、經費的收支預算</p> <p>六、除根據預算擬訂外，應由組合負擔的合約</p> <p>七、會費金額及徵收會費的方法</p> <p>八、權利變換計畫</p> <p>九、事業代行開始的申請</p> <p>十、第一百三十三條第一項的管理規約</p> <p>十一、組合的解散</p> <p>十二、其他以章程擬訂的事項</p>	
	<p>(総会の招集)</p> <p>第三十一条 理事長は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも、臨時総会を招集</p>	<p>(會員大會的召開)</p> <p>第三十一條 理事長須每事業年度召開一次常會。</p> <p>2. 理事長認為有必要時，可隨時召開臨時會員大會。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>することができる。</p> <p>3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から起算して二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による請求があつた場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>5 第十一条第一項又は第二項の規定による認可を受けた者は、その認可の公告があつた日から起算して三十日以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。</p> <p>6 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。</p> <p>7 理事長は、少なくとも通常総会の会議を開く日の五日前からその会議を開く日までの間、当該通常総会の承認を求めようとする事業報告書、収支決算書及び財産目録を主たる事務所に備え付けておかなければならない。</p> <p>8 理事長は、組合員から前項の書類の閲覧又は謄写の請求があつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	<p>3. 組合員取得全體組合員五分之一以上の同意後，向組合提出載明會議之目的及召開理由的書面文件請求召集會員大會時，理事長自受理該請求書的當天起算，必須在二十天內召開臨時會員大會。</p> <p>4. 依據前項規定接獲請求書時，理事長在若沒有正當理由而未召開臨時會員大會時，監事須於同一項的期間屆滿後十天內召開臨時會員大會。</p> <p>5. 依第十一條第一項或是第二項獲准者，應在接獲核准的公告日起算三十天以內，參與初任理事及監事之競選或召開有關選任的會員大會。</p> <p>6. 召開會員大會時，至少在會議舉行日期的前五天，通知會員有關會議的日期與時間、地點及目的等事項。但，若須緊急開會時，可於二天前通知組合員上述召集會員大會的相關事項。</p> <p>7. 理事長至少在舉行常會的前五天起至會議舉行當天，將提經常會核准的事業報告書、收支結算書及資產目錄備妥於主要的辦公處所。</p> <p>8. 組合員請求調閱或複製前項的會計帳簿及文件時，除非有正當的理由，否則理事長不可拒絕。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(總會の議事等)</p> <p>第三十二条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>2 議長は、総会において選任する。</p> <p>3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。</p> <p>4 総会においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。</p>	<p>(會員大會的議事等)</p> <p>第三十二條 會員大會必須是在全體組合員超過半數以上出席才能開始進行議事討論，本法律如有特別的規定者除外，該議事必須是在超過出席者議決權的半數時才能議決，反對與贊成票數相同時，由主席做出決定。</p> <p>2. 主席經由會員大會推舉後擔任。</p> <p>3. 主席不可以組合員的身分加入會員大會上的議決。但，依據前項的規定進行議決時則不在此限。</p> <p>4. 前條第六項之事先通知會議只能就通知目的的事項進行議決。</p>	
	<p>(特別の議決)</p> <p>第三十三条 第三十条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地について所有権を有する出席者の議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。第十四条第一項後段の規定は、この場合について準用する。</p>	<p>(特別議決)</p> <p>第三十三條 第三十條第一款及第三款列舉之事項中，依政令規定的重要事項及同條第九款至第十一款列舉之事項，必須在超過全體組合員三分之二以上出席、超過出席者議決權三分之二以上，並且持有實施地區內的建築用地所有權之出席者議決權及持有實施地區內的建築用地租賃權之出席者議決權各超過三分之二以上才能議決。第十四條第一項後段的規定準用於上述情況。</p>	
	<p>(總會の部会)</p> <p>第三十四条 組合は、施行地区が工区に分かれているときは、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地及び建築物に関し、第三十条第八号及び第十号に掲げる事項についての総会の権限をその部会に行なわせることができる。</p>	<p>(會員大會的部會)</p> <p>第三十四條 組合在劃分實施地區的工區(區段)時，須經過會員大會的議決，按照工區(區段)設置會員大會的部會，該部會對於工區(區段)內建築用地及建築物相關部分，可執行第三十條第八款及第十款列舉事項有關的會員大會權限。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>2 総会の部会は、その部会の設けられる工区に關係のある組合員で組織する。</p> <p>3 第三十一条第二項から第四項まで及び第六項並びに前二条の規定は、総会の部会について準用する。</p>	<p>2. 會員大會的部會由設置於該部會之工區（區段）有關的組合員所組成。</p> <p>3. 第三十一條第二項至第四項及第六項以及前二條的規定，準用於會員大會的部會。</p>	
	<p>（総代会）</p> <p>第三十五条 組合員の数が五十人をこえる組合は、総会に代わつてその権限を行なわせるために総代会を設けることができる。</p> <p>2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人をこえる組合にあつては、二十人以上であることをもつて足りる。</p> <p>3 総代会が総会に代わつて行なう権限は、次の各号に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。</p> <p>一 理事及び監事の選挙又は選任 二 第三十三条の規定に従つて議決しなければならない事項</p> <p>4 第三十一条第一項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条（第三項ただし書を除く。）の規定は、総代会について準用する。</p> <p>5 総代会が設けられた組合においては、理事長は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、通常総会を招集することを要しない。</p>	<p>（會員代表大會）</p> <p>第三十五條 組合員人數超過 50 人的組合得設置會員代表大會代為執行會員大會權限。</p> <p>2. 會員代表大會由會員代表組成，會員代表的常規人數在不低於組合員總數的十分之一之範圍內，依據章程而訂定之。但，組合員的總數超過 200 人時，會員代表的常規人數應超過 20 人以上才足以因應所需。</p> <p>3. 會員代表大會可取代會員大會執行的權限，除以下各款列舉事項以外有關事項的會員大會權限：</p> <p>一、理事及監事的選舉或是選任 二、須依據第三十三條的規定進行議決的事項</p> <p>4. 第三十一條第一項至第四項及第六項以及第三十二條（第三項的但書除外）的規定準用於會員代表大會。</p> <p>5. 設置會員代表大會的組合中，無論第三十一條第一項的規定為何，理事長不需要召集例行會員大會。</p>	
	<p>（総代）</p> <p>第三十六条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員（法人にあつては、その役員）のうちから選挙する。</p> <p>2 総代の任期は、五年をこえない範囲内において定款で定める。補欠</p>	<p>（會員代表）</p> <p>第三十六條 依據章程的規定，組合員（若是法人，則是其幹部）可參與會員代表的選舉。</p> <p>2. 會員代表的任期在不超過五年的範圍內，並於章程規定之；遞補之會員</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>の総代の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 第二十四条第二項及び第二十六条の規定は、総代について準用する。</p>	<p>代表的任期為前任者剩餘的任期。</p> <p>3. 第二十四條第二項及第二十六條的規定準用於會員代表。</p>	
	<p>(議決權及び選挙權)</p> <p>第三十七条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決權及び選挙權を有する。</p> <p>2 施行地区内の宅地について所有權と借地權とをともに有する組合員は、第三十三条の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有權を有する組合員として、及び宅地について借地權を有する組合員として、それぞれ議決權を有する。施行地区内の宅地について所有權を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地權を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めた場合におけるその選挙に係る選挙權についても、同様とする。</p> <p>3 組合と特定の組合員との關係について議決をする場合には、その組合員は、議決權を有しない。</p> <p>4 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決權及び選挙權を行使することができる。</p> <p>5 前項の規定により議決權及び選挙權を行使する者は、第三十二条第一項(第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。)及び第三十三条(第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。</p> <p>6 代理人は、同時に五人以上の組</p>	<p>(議決權及選舉權)</p> <p>第三十七條 除章程有特別規定外，組合員及會員代表擁有議決權及選舉權各一票。</p> <p>2. 依據第三十三條規定的議決，無論前項的規定為何，同時持有實施地區內的建築用地所有權與土地租賃權的組合員，以建築用地所有權的組合員、及建築用地租賃權的組合員，各自擁有議決權。如果章程規定持有實施地區內的建築用地所有權的組合員及持有實施地區內的建築用地租賃權的組合員應個別選舉會員代表時，其競選的相關選舉權亦比照章程的規定。</p> <p>3. 針對組合與特定的組合員的關係進行議決時，該組合員沒有議決權。</p> <p>4. 組合員可用書面或以代理人行使議決權及選舉權；會員代表可用書面行使議決權及選舉權。</p> <p>5. 依據前項的規定而行使議決權及選舉權者，適用於第三十二條第一項(含第三十四條第三項及第三十五條第四項當中的準用之情況)及第三十三條(含第三十四條第三項當中的準用之情況)的規定，視同出席者。</p> <p>6. 代理人不可同時代理五人以上的組</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>合員を代理することができない。 7 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。</p>	<p>合員。 7. 代理人必須向組合提出可證明代理權之書面文件。</p>	
	<p>(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更) 第三十八条 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。 2 第七条の九第三項、第十四条及び第十五条の規定は組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は組合が公共施設又は同条の政令で定める施設に係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十六第三項の規定は組合が施行地区の縮小又は費用の分担に関し定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合に、第十五条の二の規定は組合が事業基本方針の変更の認可を受けて事業計画を定めようとする場合に、第十六条の規定は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第七条の九第二項、第十七条及び第十九条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項中「施行地区となるべき区域」とあり、第十六条第一項中「施行地区となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、</p>	<p>(章程、事業計畫或是事業基本方針的變更) 第三十八條 組合欲變更章程或是事業計畫或是事業基本方針時，依據國土交通省令的規定，須取得都道府縣知事的核准。 2. 第七條之 9 第三項、第十四條及第十五條的規定，準用於組合變更事業計畫或事業基本方針而欲將新的土地納入實施地區時；第七條之 12 的規定準用於組合欲變更與公共設施或是同條依政令規定之設施有關的事業計畫時；第七條之 16 第三項的規定準用於組合欲縮小實施地區或是欲變更與費用分擔有關的規約或是事業計畫或是事業基本方針時；第十五條之 2 的規定準用於組合獲准變更事業基本方針後欲擬訂事業計畫時；第十六條的規定準用於申請核准變更事業計畫(依政令規定之輕微的變更除外)時；第七條之 9 第二項、第十七條及第十九條的規定則準用於前項規定的核准。在這些情況下，第七條之 9 第三項當中的「應作為實施地區之區域」與第十六條第一項當中的「應作為實施地區之區域(若是依據同一項規定申請核准時，則是實施地區)」改稱「實施地區及應作為新的實施地區之區域」；第七條之 9 第二項當中的「應作為實施地區之區域」改稱「實施地區或是應作為新的實施地區之區域」；第十九條第一項當中的「核准」改稱「對核准相關章程或是事業計畫核准變更」、同條第二項當中的「核准」改稱「對核准相關章程或是事業基本方針核准變更」、同條第三項當中的「組合</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>第十九条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業基本方針についての変更の認可」と、同条第三項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合の成立又は定款若しくは事業基本方針」とあるのは「定款又は事業基本方針の変更」と、「あるまでは事業計画」とあるのは「あるまでは事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十八条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。</p>	<p>的成立或是章程或是事業計畫」改稱「章程或是事業計畫的變更」、「組合的成立或是章程或是事業基本方針」改稱「章程或是事業基本方針的變更」、「在此之前的事業計畫」改稱「在此之前的事業計畫的變更」、「組合員或其他的」則改稱「該變更依據第三十八條第一項的規定獲准之前，曾經是組合員的人員以外的」。</p>	
	<p>(経費の賦課徴収) 第三十九条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。 2 賦課金の額は、組合員が施行地区内に有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない。 3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。 4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠つたときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して滞納金を課することができる。</p>	<p>(經費之收取) 第三十九條 組合基於籌措事業所需之經費，可向參加更新會員以外的組合員收取會費。 2. 會費需考量組合員於實施地區內持有之建築用地或是租地的位置、土地面積等，公平訂定之。 3. 組合員不可用拒繳會費的方式來對抗組合。 4. 組合員遲繳會費時，依據章程的規定，組合可向該組合員收取滯納金。</p>	
	<p>(参加組合員の負担金及び分担金) 第四十条 参加組合員は、政令で定めるところにより、権利変換計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等の価額に相当する額の負担金及び組合の事業に</p>	<p>(參加更新會員負擔金及分擔金) 第四十條 依據政令規定，參加更新會員應依權利變換計畫的擬訂，將相當於取得更新建築物部份之價額負擔金以及事業所需的分擔金交付給組合。</p>	<p>1. 負擔金係指支付取得樓地板之價額 2. 分擔金係旨事業推動</p>

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。</p>	<p>2. 前條第三項及第四項的規定準用於前項的負擔金及分擔金。</p>	<p>所需費用之共同負擔</p> <p>3. 施設建築物係指更新後建築物與相關設施，故譯為更新建築物</p>
	<p>(賦課金等の滞納処分)</p> <p>第四十一条 組合は、組合員が賦課金、負担金、分担金又は滞納金を滞納したときは、督促状を発して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による申請があつたときは、組合のために、地方税の滞納処分の例により滞納処分をするものとする。この場合においては、組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に納付しなければならない。</p> <p>3 市町村長が第一項の規定による申請を受けた日から起算して、三十日以内に滞納処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、組合の理事長は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。</p> <p>4 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>	<p>(會費等の滞納處分)</p> <p>第四十一條 組合可在組合員遲繳會費、負擔金、分擔金或是滯納金時寄發催繳單來督促繳款，該組合員未於催繳單中指定的期限前繳交時，可向市町村長申請徵收。</p> <p>2. 市町村長接獲前項規定的申請時，為配合組合運作，可比照遲繳地方稅的處分案例處分遲繳行為。於此情況下，組合須將相當於市町村長徵收款項的百分之四之金額，支付給該市町村。</p> <p>3. 自市町村長受理第一項規定的申請日算起、未於三十天以內著手遲繳的處分、或是未於九十天以內完成時，組合的理事長在取得都道府縣知事的核准後，得比照地方稅遲繳處分的案例施以遲繳處分。</p> <p>4. 依據前二項規定的款項徵收，其優先徵收特權的順位僅次於國稅及地方稅。</p>	
	<p>(賦課金等の時効)</p> <p>第四十二条 賦課金、負担金、分担金及び滞納金を徴収する権利は、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。</p>	<p>(會費等の時効)</p> <p>第四十二條 未於五年內行使收取會費、負擔金、分擔金及滯納金的權利時、逾時即消滅。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>2 前条第一項の督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三條の規定にかかわらず、時効中斷の効力を有する。</p>	<p>2. 無論民法（一八八六年法律第八十九號）第一百五十三條的規定為何，前條第一項的督促具有時效中斷的效力。</p>	
	<p>（審査委員）</p> <p>第四十三條 組合に、この法律及び定款で定める権限を行なわせるため、審査委員三人以上を置く。</p> <p>2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（審査委員）</p> <p>第四十三條 組合依本法規定執行章程相關權限，應配置三位以上的審査委員。</p> <p>2. 審査委員需具備土地及建物的權利關係或估價方面專業知識與經驗，並且由會員大會中可做出公正判斷的人員內選任之。</p> <p>3. 除前二項規定之事項以外，關於審査委員必要之事項均依政令規定。</p>	
	<p>（権利変換期日以後における組合員の特則）</p> <p>第四十四條 権利変換期日以後においては、組合又は参加組合員が取得するものを除き、施設建築敷地の各共有持分及び第八十八條第一項の規定による地上権の各共有持分は、それぞれ一個の宅地又は地上権と、その各共有持分の割合は、それぞれ宅地の地積又は地上権の目的となつてゐる宅地の地積と、その各共有持分の割合の合計は、それぞれ施行地区内の宅地の総地積又は地上権の目的となつてゐる宅地の総地積とみなし、組合又は参加組合員が取得したそれらの共有持分は、存しないものとみなして、組合員に関する規定を適用する。</p>	<p>（權利變換期日後的組合員之特約條款）</p> <p>第四十四條 在權利變換期日以後，組合或參加更新會員取得的部分除外，更新建築基地的各共有持分及第八十八條第一項規定之地上權的各共有持分，將各自視同為單一的建築用地或是地上權；該各共有持分的比率各自視同建築用地的面積或是地上權目的之土地面積；該各共有持分的比率的合計各自視同實施地區內的建築用地總面積或是地上權目的之總土地面積；組合或是參加更新會員原本取得的上述各共有持分則視同不存在，並且適用於組合員相關的規定。</p>	
	<p>第四款 解散</p>	<p>第四款 解散</p>	
	<p>（解散）</p> <p>第四十五條 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。</p> <p>一 設立についての認可の取消し</p>	<p>（解散）</p> <p>第四十五條 組合因下列各款之理由而解散：</p> <p>一、設立的核准遭到取消</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>二 総会の議決</p> <p>三 事業の完成</p> <p>2 前項第二号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。</p> <p>3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。</p> <p>4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>5 第七条の九第二項の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。</p> <p>6 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第四項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>7 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>	<p>二、會員大會議決</p> <p>三、事業完成</p> <p>2. 前項第二款的議決僅限於權利變換日前實施。</p> <p>3. 組合因第一項第二款或是第三款列舉的理由而欲解散時，如有借款，須取得債權人對解散的同意。</p> <p>4. 組合因第一項第二款或是第三款列舉的理由而欲解散時，依據國土交通省令的規定，須取得都道府縣知事的核准。</p> <p>5. 第七條之 9 第二項的規定準用於前項規定的核准。於此情況下，同條第二項當中的「應作為實施地區之區域」改稱「實施地區」。</p> <p>6. 都道府縣知事對組合的設立取消核准時、或是依據第四項的規定給予核准時，應立即公告該意旨。</p> <p>7. 組合於發佈前項公告前，不能以解散來對抗組合員以外的第三方。</p>	
	<p>(清算中の組合の能力)</p> <p>第四十五条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p>	<p>(清算中の組合之能力)</p> <p>第四十五條之 2 解散的組合在以清算為目的之範圍內，在該清算結束前仍視同存續。</p>	
	<p>(清算人)</p> <p>第四十六条 組合が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会で他の者を選任したときは、この限りでない。</p>	<p>(清算人)</p> <p>第四十六條 組合解散時，由理事擔任組合的清算人。但經會員大會另行選任其他人員時，不在此限。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(裁判所による清算人の選任)</p> <p>第四十六条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p>	<p>(法院指派的清算人)</p> <p>第四十六條之 2 依據前條的規定無人可擔任清算人時、或是因清算人從缺而有引發損失之虞時，法院可在利害關係人或是檢察官的請求下或是以其職權指派清算人。</p>	
	<p>(清算人の解任)</p> <p>第四十六条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。</p>	<p>(清算人的解雇)</p> <p>第四十六條之 3 如有重大事由，法院可在利害關係人或是檢察官的請求下或是以其職權解任清算人。</p>	
	<p>(清算人の職務及び権限)</p> <p>第四十六条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 現務の結了</p> <p>二 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>三 残余財産の引渡し</p> <p>2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行爲をすることができる。</p>	<p>(清算人的職務及權限)</p> <p>第四十六條之 4 清算人的職務如下所示：</p> <p>一、完成現行事務</p> <p>二、債權的行使及債務的清償</p> <p>三、剩餘資產的交接</p> <p>2. 清算人為從事前項各列舉之職務進行所需的一切行爲。</p>	
	<p>(清算事務)</p> <p>第四十七条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならない。</p>	<p>(清算事務)</p> <p>第四十七條 清算人到職後立即調查組合的資產現況，製作資產目錄及擬訂資產處分的方法，並就資產目錄及資產處分的方法須取得會員大會的核准。</p>	
	<p>(債権の申出の催告等)</p> <p>第四十七条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなけれ</p>	<p>(債權聲明的催告等)</p> <p>第四十七條之 2 清算人在到職日起算二個月以內，必須至少發佈三次的公告、催告債權人於一定的期間內聲明其債權。於此情況下，該期間不可少於二個月。</p> <p>2. 前項的公告須附註債權人未於一定期間內聲明債權時，其債權將從清算中喪失資格。但，清算人不可除去已</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ばならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。</p> <p>3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。</p> <p>4 第一項の公告は、官報に掲載してする。</p>	<p>知債権人的資格。</p> <p>3. 清算人須各別催告已知債權人去聲明其債權。</p> <p>4. 第一項的公告應刊載於政府公報。</p>	
	<p>(期間経過後の債権の申出)</p> <p>第四十七条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。</p>	<p>(到期後的債權之聲明)</p> <p>第四十七條之 3 在前條第一項的期間屆滿後提出聲明的債權人，只能對組合已還清債務之後未交付權利歸屬者的資產提出聲明。</p>	
	<p>(残余財産の処分制限)</p> <p>第四十八条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。</p>	<p>(剩餘資產的處分限制)</p> <p>第四十八條 清算人必須在清償組合的債務之後才能處分其剩餘資產。</p>	
	<p>(裁判所による監督)</p> <p>第四十八条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。</p> <p>3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>4 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>(法院監督)</p> <p>第四十八條之 2 組合的解散及清算均隸屬於法院的監督。</p> <p>2. 法院可依其職權隨時採取前項監督所需之檢查。</p> <p>3. 監督組合解散及清算的法院可向都道府縣知事徵求意見或請示調查。</p> <p>4. 都道府縣知事可向前項規定的法院表述意見。</p>	
	<p>(決算報告)</p> <p>第四十九条 清算人は、清算事務が終わつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。</p>	<p>(結算報告)</p> <p>第四十九條 清算人結束清算事務時，應立即依據國土交通省令的規定製作結算報告。並在取得都道府縣知事的核准後向組合員報告。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)</p> <p>第四十九条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p>	<p>(解散及清算的監督等相關事項的管轄)</p> <p>第四十九條之 2 組合的解散、清算的監督以及清算人相關事項，隸屬於管轄組合主要辦公處所所在的地方法院。</p>	
	<p>(不服申立ての制限)</p> <p>第四十九条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p>	<p>(不服申訴的限制)</p> <p>第四十九條之 3 不可對選任清算人的審理提出不服的申訴。</p>	
	<p>(裁判所の選任する清算人の報酬)</p> <p>第四十九条の四 裁判所は、第四十六条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。</p>	<p>(法院指派之清算人的報酬)</p> <p>第四十九條之 4 法院依據第四十六條之 2 的規定指派清算人時，組合可訂定支付給該清算人的報酬金額。於此情況下，法院須聽取該清算人及監事的陳述。</p>	
	<p>(検査役の選任)</p> <p>第五十条 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>(検査員の選任)</p> <p>第五十条 法院基於監督組合的解散及監督清算所需之調查，可選任檢查員。</p> <p>2. 前二條的規定準用於法院依據前項的規定選任檢查員時。於此情況下，前條中的「清算人及監事」改稱「組合及檢查員」。</p>	
	<p>第一節の三 再開発会社</p>	<p>第一節之 3 更新公司</p>	
	<p>(施行の認可)</p> <p>第五十条の二 第二条の二第三項の規定により市街地再開発事業を施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第七条の九第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可に</p>	<p>(實施的核准)</p> <p>第五十條之 2 欲依據第二條之 2 第三項的規定實施市街地更新事業者，須擬訂準則及事業計畫，依據國土交通省令的規定，取得都道府縣知事的核准。</p> <p>2. 第七條之 9 第二項及第三項的規定準用於前項規定的核准。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ついて準用する。</p> <p>3 第二条の二第三項の規定による施行者（以下「再開発会社」という。）が施行する市街地再開発事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第七条の九第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。</p>	<p>3. 對於依據第二條之 2 第三項的規定的實施者（以下稱為「更新公司」）實施的市街地更新事業，依第一項規定的核准視同都市計畫法第五十九條第四項規定的核准；第七條之 9 第四項但書的規定準用於上述情況。</p>	
	<p>（規準）</p> <p>第五十条の三 前条第一項の規準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 市街地再開発事業の種類及び名称</p> <p>二 施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称</p> <p>三 市街地再開発事業の範囲</p> <p>四 事務所の所在地</p> <p>五 特定事業参加者（第五十条の十第一項の負担金を納付し、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い施設建築物の一部等又は建築施設の部分を取得する者をいう。以下この節において同じ。）に関する事項</p> <p>六 費用の分担に関する事項</p> <p>七 事業年度</p> <p>八 公告の方法</p> <p>九 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>2 再開発会社は、規準において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、原則として、特定事業参加者を公募しなければならない。ただし、施行地区となるべき区域内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者又は当該区域内の建築物に</p>	<p>（準則）</p> <p>第五十條之 3 前條第一項的準則須載明下列事項：</p> <p>一、市街地更新事業の種類及名稱</p> <p>二、納入實施地區（實施地區劃分工區（區段）時，則是記載實施地區及工區（區段）的地區名稱</p> <p>三、市街地更新事業的範圍</p> <p>四、事務所的地點</p> <p>五、特定事業參加者（意指繳納第五十條之 10 第一項的負擔金，依據權利變換計畫或是管理處分計畫的制定而取得更新建築物的一部份等或是建築設施的部份者，以下於本節當中同義）相關事項</p> <p>六、費用分擔相關事項</p> <p>七、事業年度</p> <p>八、公告的方法</p> <p>九、其他依據國土交通省令制定的事項</p> <p>2. 更新公司欲擬訂準則當中前項第五款的特定事業參加者相關事項時，原則上必須公開招募特定事業參加者。但，在應作為實施地區之區域內擁有建築用地、根據土地租賃權或是權源而擁有現有建築物者或是對該區域內的建築物持有房屋租賃權者，在更新公司即將取得之更新建築物的一部份</p>	<p>特定事業參加者為專有名詞，譯文直接引用</p>

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ついて借家権を有する者が、再開発会社が取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分をその居住又は業務の用に供するため特に取得する必要がある場合において、これらの者を特定事業参加者として同号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、この限りでない。</p> <p>3 再開発会社は、規準において第一項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額を負担するのに必要な資力及び信用を有し、かつ、取得後の施設建築物の一部等又は建築施設の部分を当該市街地再開発事業の目的に適合して利用すると認められる者を特定事業参加者としなければならない。</p>	<p>等或是建築設施的部份為提供其居住或是業務使用，尤其需要取得時，欲以上述人員作為特定事業參加者來擬訂同款的特定事業參加者相關事項時，則不在此限。</p> <p>3. 更新公司欲擬訂準則中第一項第五款的特定事業參加者相關事項時，該特定事業參加者必須被認定具備一定的資金能力與信用來負擔相當於更新建築物的一部份等或是建築設施部份之價額，並且會在取得後以符合該市街地更新事業的目的來運用該更新建築物的一部份等或是建築設施的部份。</p>	
	<p>(宅地の所有者及び借地権者の同意)</p> <p>第五十条の四 第五十条の二第一項の規定による認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。</p> <p>2 第七条の二第五項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。</p>	<p>(建築用地所有權人及土地租賃權人的同意)</p> <p>第五十條之4 依第五十條之2第一項的規定欲申請核准者，必須取得實施地區之範圍內的建築用地所有權人及該區域內的建築用地土地租賃權人各超過三分之二以上對準則及事業計畫的同意。於此情況下，同意者持有建築用地的面積與同意者在該區域內的租地面積之合計，必須超過該區域內建築用地總面積與租地總面積合計的三分之二以上。</p> <p>2. 第七條之2 第五項的規定準用於依據前項的規定而取得同意時。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(借地権の申告)</p> <p>第五十条の五 前条第一項に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。</p> <p>2 第七条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条第三項」とあるのは、「第五十条の四」と読み替えるものとする。</p>	<p>(土地租賃權的申報)</p> <p>第五十條之 5 欲依據前條第一項的規定取得同意者，須事先向管轄該實施地區之市町村長申請在該區域公告。</p> <p>2. 第七條之 3 第二項至第四項的規定準用於依據前項的規定之申請。於此情況下，同條第四項當中的「前條第三項」改稱、「第五十條之 4」。</p>	
	<p>(事業計画等)</p> <p>第五十条の六 第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画について、第十六条の規定は規準及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二中「第七条の九第一項」とあるのは「第五十条の二第一項」と、同条及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、同条第一項及び第五項中「第十一条第一項又は第三項」とあるのは「第五十条の二第一項」と、同条第一項ただし書中「次条各号の一」とあるのは「第五十条の七各号のいずれか」と、同条第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(事業計畫等)</p> <p>第五十條之 6 第七條之 11 及第七條之 12 的規定準用於事業計畫；第十六條的規定準用於準則及事業計畫。於此情況下，第七條之 12 當中的「第七條之 9 第一項」改稱「第五十條之 2 第一項」、同條及第十六條第二項當中的「第一種市街地更新事業」改稱「市街地更新事業」、同條第一項及第五項當中的「第十一條第一項或是第三項」改稱「第五十條之 2 第一項」、同條第一項但書當中的「次條各款之 1」改稱「第五十條之 7 各款的其中任一款」、同條第二項當中的「參加更新會員」改稱「第五十條之 3 第一項第五款的特定事業參加者」。</p>	
	<p>(認可の基準)</p> <p>第五十条の七 都道府県知事は、第五十条の二第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 申請者が第二条の二第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する</p>	<p>(核准的基準)</p> <p>第五十條之 7 都道府縣知事接獲第五十條之 2 第一項規定的申請核准時，確認不符合以下款項任一情況時，須給予核准：</p> <p>一、申請人並非符合第二條之 2 第三項所列各款全部要件の股份有限公司</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>株式会社でないこと。</p> <p>二 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>三 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令（前条において準用する第十六条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。</p> <p>四 事業計画の内容が当該市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。</p> <p>五 当該市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</p>	<p>司。</p> <p>二、申請程序違反法令。</p> <p>三、準則或是事業計畫的決定程序或是内容違反法令（含前條當中準用的第十六條第三項規定之都道府縣知事的命令）。</p> <p>四、事業計畫的内容與該市街地更新事業相關都市計畫不符、或是事業實施期間不妥。</p> <p>五、執行該市街地更新事業所需之經濟基礎薄弱；落實執行該事業所需必要能力不足。</p>	
	<p>（認可の公告等）</p> <p>第五十条の八 都道府県知事は、第五十条の二第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、再開発会社の名称、市街地再開発事業の種類及び名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。</p> <p>2 再開発会社は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>3 市町村長は、第百条又は第二百五条の二第五項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>（核准的公告等）</p> <p>第五十條之 8 都道府縣知事依據第五十條之 2 第一項的規定給予核准時，須立即依據國土交通省令的規定公告更新公司的名稱、市街地更新事業的種類及名稱、事業實施期間、實施地區（實施地區劃分工區（區段）時，則是記載實施地區及工區（區段），以下於本項同義）及其他依據國土交通省令制定的事項，並就實施地區及設計概要書圖應送交國土交通大臣及相關市町村長。</p> <p>2. 更新公司在前項的公告發佈之前，不能作為實施者或是以準則或是事業計畫來對抗第三方。</p> <p>3. 市町村長在第一百條或是第一百五條之 2 第五項的公告日之前，依政令的規定，就第一項的書圖放置於該市町村的辦公處所當中，提供公眾閱覽。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(規準又は事業計画の変更)</p> <p>第五十条の九 再開発会社は、規準又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第七条の九第三項及び第五十条の五の規定は再開発会社が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は再開発会社が公共施設又は同条の政令で定める施設に関係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十六第三項の規定は再開発会社が施行地区の縮小又は費用の分担に関し規準又は事業計画を変更しようとする場合に、第十六条の規定は規準又は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第七条の九第二項、第五十条の四及び前二条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項及び第五十条の四第一項中「施行地区となるべき区域」とあり、並びに第十六条第一項中「施行地区となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の十二、第七条の十六第三項及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、同条第一項ただし書中「次条各号の一」とあるのは「第五十条の九第二項において準用する第五十条の七各号のいずれか」と、同条第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者」</p>	<p>(準則或事業計畫的變更)</p> <p>第五十條之 9 更新公司欲變更準則或是事業計畫時，依據國土交通省令的規定，須取得都道府縣知事的核准。</p> <p>2. 第七條之 9 第三項及第五十條之 5 的規定準用於更新公司變更事業計畫後而有土地欲納入新的實施地區土地時；第七條之 12 的規定準用於更新公司欲變更與公共設施或是同條依政令規定之設施有關的事業計畫時；第七條之 16 第三項的規定準用於更新公司欲縮小實施地區或是欲變更與費用分擔有關的準則或是事業計畫時；第十六條的規定準用於申請核准變更準則或是事業計畫(依政令規定之輕微的變更除外)時；第七條之 9 第二項、第五十條之 4 及前二條的規定準用於前項規定的核准。於此情況下，第七條之 9 第三項及第五十條之 4 第一項當中的「應作為實施地區之區域」與第十六條第一項當中的「應作為實施地區之區域(若是依據同一項規定申請核准時，則是實施地區)」改稱「實施地區及應作為新的實施地區之區域」；第七條之 12、第七條之 16 第三項及第十六條第二項當中的「第一種市街地更新事業」改稱「市街地更新事業」、同條第一項但書當中「次條各款的其中任一款」改稱「第五十條之 9 第二項當中的準用的第五十條之 7 各款的其中任一款」、同條第二項當中的「參加更新會員」改稱「第五十條之 3 第一項第五款的特定事業參加者」；第七條之 9 第二項當中的「應作為實施地區之區域」改稱「實施地區或是應作為新的實施地區之區域」；第五十條之 4 第一項當中的「人員及」改稱「人員暨」；第五十條之 7 第一款</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>と、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第五十条の四第一項中「者及び」とあるのは「者並びに」と、第五十条の七第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする」と、前条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る規準又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画」とあるのは「規準又は事業計画の変更」と読み替えるものとする。</p>	<p>中「不是」改稱「不是。於此情況下，同一項第三款及第四款中『應作為實施地區之區域』改為『實施地區及應作為新的實施地區之區域』；前條第一項當中的「核准」改稱「對核准的相關準則或是事業計畫變更核准」、同條第二項當中的「作為實施者、或是準則或是事業計畫」改稱「準則或是事業計畫的變更」。</p>	
	<p>(特定事業参加者の負担金等) 第五十条の十 再開発会社が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を再開発会社に納付しなければならない。</p> <p>2 特定事業参加者は、前項の負担金の納付について、相殺をもつて再開発会社に対抗することができない。</p> <p>3 再開発会社は、特定事業参加者が負担金の納付を怠つたときは、規準で定めるところにより、特定事業参加者に対して滞納金を課することができる。</p>	<p>(特定事業参加者の負擔金等) 第五十条之10 更新公司實施之市街地更新事業當中的特定事業參加者，依據政令的規定，基於遵循權利變換計畫或是管理處分計畫的擬訂而負擔相當於取得更新建築物一部份或是建築設施的部份等價額，須繳交給更新公司。</p> <p>2. 特定事業參加者繳納前項的負擔金時，不能以相抵銷的方式來對抗更新公司。</p> <p>3. 特定事業參加者滯納負擔金時，更新公司可依據準則的規定，向特定事業參加者徵收滯納金。</p>	
	<p>(負担金等の滞納処分) 第五十条の十一 再開発会社は、特定事業参加者が負担金又は滞納金を滞納したときは、督促状を発して督</p>	<p>(負擔金等の滯繳處分) 第五十条之11 特定事業參加者滯納負擔金或是滯納金時，更新公司可寄發催繳單、督促繳款，未於催繳單當</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。</p> <p>2 第四十一条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による徴収を申請した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合」とあるのは「再開発会社」と、同条第三項中「組合の理事長」とあるのは「再開発会社の代表者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第四十二条の規定は、再開発会社の負担金及び滞納金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第五十条の十一第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>中指定的期限前繳交時，可向市町村長申請徵收。</p> <p>2. 第四十一條第二項至第四項的規定準用於依據前項的規定申請的徵收。於此情況下，同條第二項當中的「組合」改稱「更新公司」，同條第三項當中的「組合的理事長」改稱「更新公司的代表人」。</p> <p>3. 第四十二條的規定準用於更新公司徵收負擔金及滯納金的權利。於此情況下，同條第二項當中的「前條第一項」改稱「第五十條之11 第一項」。</p>	
	<p>（再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受）</p> <p>第五十条の十二 再開発会社の合併若しくは分割又は再開発会社が施行する市街地再開発事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 第七条の九第二項及び第三項、第五十条の七並びに第五十条の八の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第二項及び第三項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第五十条の七中「次の各号のいずれにも該当しない」とあるのは「次の各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれにも該当せず、規準及び事業計画の変更を伴わない」と、同条第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四</p>	<p>（更新公司的合併或是分割或是事業的讓售及讓受）</p> <p>第五十條之12 更新公司的合併或是分割或是更新公司實施之市街地更新事業的全部或是一部份的讓售及讓受，均須取得都道府縣知事的核准，否則不具效力。</p> <p>2. 第七條之9 第二項及第三項、第五十條之7 以及第五十條之8 的規定準用於前項規定的核准。於此情況下，第七條之9 第二項及第三項當中的「應作為實施地區之區域」改稱「實施地區」；第五十條之7 中「不適用於以下各款的任一款」改稱「不適用於以下各款（第三款及第四款除外）的其中任一款，不配合準則及事業計畫的變更」、同條第一款中「不是」改稱「不是」。於此情況下，同一項第三款及第四款中『應作為實施地區之區域』改為『實施地區』。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」とする」と読み替えるものとする。		
	<p>(承継)</p> <p>第五十条の十三 再開発会社の合併若しくは分割（当該市街地再開発事業の全部を承継させるものに限る。）又は再開発会社の施行する市街地再開発事業の全部の譲渡があつたときは、合併後存続する会社、合併により設立された会社若しくは分割により市街地再開発事業を承継した会社又は市街地再開発事業の全部を譲り受けた者は、市街地再開発事業の施行者の地位及び従前の再開発会社が市街地再開発事業に関して有する権利義務（従前の再開発会社が当該市街地再開発事業に関し、行政庁の認可、許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を、承継する。</p>	<p>(權利承接)</p> <p>第五十條之13 更新公司如有合併或是分割（限承接該市街地更新事業的全部）或是更新公司實施之市街地更新事業的全部如有讓售時，合併後存續的公司、因合併而設立的公司或是因分割而承接市街地更新事業的公司或是讓受市街地更新事業的全部者，須承接市街地更新事業的實施者之地位及更新公司過去在市街地更新事業持有的權利義務（含更新公司過去在該市街地更新事業上，依據行政機關的核准、許可或其他處分而持有的權利義務）。</p>	
	<p>(審査委員)</p> <p>第五十条の十四 再開発会社は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法律及び規準で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(審査委員)</p> <p>第五十條之14 更新公司取得都道府縣知事的核准，從對土地及建物的權利關係或是估價具備專業知識與經驗、且可做出公正判斷的人員當中選出3位以上的審査委員，以執行本法律、準則所擬訂的權限。</p> <p>2. 前項規定之事項除外，關於審査委員的必要事項均依政令的規定。</p>	
	<p>(市街地再開発事業の終了)</p> <p>第五十条の十五 再開発会社は、市街地再開発事業を終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>	<p>(市街地更新事業的結束)</p> <p>第五十條之15 更新公司欲結束市街地更新事業時，依據國土交通省令的規定，其事業的結束須取得都道府縣知事的核准。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>2 第七条の九第二項並びに第五十条の八第一項（図書の送付に係る部分を除く。）及び第二項の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第五十条の八第二項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて」とあるのは「市街地再開発事業の終了をもつて」と読み替えるものとする。</p>	<p>2. 第七條之 9 第二項以及第五十條之 8 第一項（送交書圖的相關部份除外）及第二項的規定準用於前項規定的核准。於此情況下，第七條之 9 第二項當中的「應作為實施地區之區域」改稱「實施地區」；第五十條之 8 第二項當中的「作為實施者、或是以準則或是事業計畫」改稱「以市街地更新事業的結束」。</p>	
	<p>第二節 地方公共団体</p>	<p>第二節 地方政府</p>	
	<p>（施行規程及び事業計画の決定等） 第五十一条 地方公共団体（第二条の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下この節、第六十条第二項第四号、第六十九条第一項（第百十八条の二十九において準用する場合を含む。）、第百六条第三項及び第四項（これらの規定を第百十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。）並びに第四章において同じ。）は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画において定めた設計の概要については、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 地方公共団体が施行する市街地再開発事業について事業計画が定められたときは、前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第一項 又は第二項 の規定による認可とみなす。第七条の九第四項ただ</p>	<p>（實施規範及事業計畫的決定等） 第五十一條 地方政府（限依據第二條之 2 第四項的規定實施市街地更新事業時，以下於本節、第六十條第二項第四款、第六十九條第一項（含準用第一百一十八條之 29 的情況）、第一百〇六條第三項及第四項（含上述規定準用於第一百一十八條之 24 第二項的情況）以及於第四章亦同）欲實施市街地更新事業時，須擬訂實施規範及事業計畫。於此情況下，依據國土交通省令的規定，都道府縣須就事業計畫中擬訂之設計概要取得國土交通大臣的核准；市町村須就事業計畫中擬訂之設計概要取得都道府縣知事的核准。</p> <p>2. 對於地方政府實施的市街地更新事業，事業計畫已確定時，以前項規定的核准視同依據都市計畫法第五十九條第一項或是第二項規定的核准；第七條之 9 第四項但書的規定準用於上述情況。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	し書の規定は、この場合について準用する。		
	<p>(施行規程)</p> <p>第五十二条 施行規程は、当該地方公共団体の条例で定める。</p> <p>2 施行規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 市街地再開発事業の種類及び名称</p> <p>二 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称</p> <p>三 市街地再開発事業の範囲</p> <p>四 事務所の所在地</p> <p>五 特定事業参加者(第五十六条の二第一項の負担金を納付し、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い施設建築物の一部等又は建築施設の部分を取得する者をいう。以下この節において同じ。)に関する事項</p> <p>六 費用の分担に関する事項</p> <p>七 市街地再開発事業の施行により施行者が取得する施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等若しくは建築施設の部分の管理処分の方法に関する事項</p> <p>八 市街地再開発審査会及びその委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。)</p> <p>九 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 第五十条の三第二項及び第三項の規定は、施行規程において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとする場合について準用する。</p>	<p>(實施規範)</p> <p>第五十二條 實施規範依據該地方政府的條例訂定。</p> <p>2. 實施規範須載明以下列事項：</p> <p>一、市街地更新事業の種類及名稱</p> <p>二、納入實施地區(實施地區劃分工區(區段)時，則是記載實施地區及工區(區段))的地區名稱</p> <p>三、市街地更新事業的範圍</p> <p>四、辦公處所的地點</p> <p>五、特定事業參加者(意指繳納第五十六條之2第一項的負擔金，遵照權利變換計畫或是管理處分計畫的制定而取得更新建築物的一部份等或是建築設施的部份者，以下於本節當中同義)相關事項</p> <p>六、費用分擔的相關事項</p> <p>七、經由市街地更新事業的實施，實施者取得設施建築基地或其共有持分或是更新建築物的一部份等或是建築設施部份的管理處分方法相關事項</p> <p>八、市街地更新審查會及其委員相關事項(委員的報酬及費用補償相關事項除外)</p> <p>九、其他依據國土交通省令制定的事項</p> <p>3. 第五十條之3第二項及第三項的規定準用於實施規範當中擬訂前項第五款的特定事業參加者相關事項時。</p>	
	<p>(事業計画)</p> <p>第五十三条 地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは、当該</p>	<p>(事業計畫)</p> <p>第五十三條 地方政府擬訂事業計畫時，該事業計畫必須提供公眾閱覽 2</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>2 第十六条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、「参加組合員」とあるのは「第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項及び同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「地方公共団体」と、同項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と、同条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告し」とあるのは「加え」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第五十一条第一項の規定による認可を申請する場合においては、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。</p> <p>4 第七条の十一及び第七条の十二の規定は、事業計画について準用する。この場合において、同条中「第七条の九第一項の規定による認可を申請しようとする者は」とあるのは「地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは」と、「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、「の同意を得」とあるのは「と協議し」と読み替えるものとする。</p>	<p>週。</p> <p>2. 第十六條第二項至第五項的規定準用於前項的情況。於此情況下，同條第二項當中的「第一種市街地更新事業」改稱「市街地更新事業」、「參加更新會員」改稱「第五十二條第二項第五款的特定事業參加者」、同一項及同條第三項當中的「都道府縣知事」改稱「地方政府」、同一項當中的「命令應附加」改稱「附加」、同條第五項當中的「依據第十一條第一項或是第三項的規定已申請核准者」改稱「地方政府」、「附加，向都道府縣知事申報該事宜」改稱「附加」。</p> <p>3. 依據第五十一條第一項的規定申請核准時，須提交實施地區（實施地區劃分工區（區段）時，則是記載實施地區及工區（區段））及設計概要的書圖。</p> <p>4. 第七條之 11 及第七條之 12 的規定準用於事業計畫。於此情況下，同條中的「欲依據第七條之 9 第一項的規定申請核准者」改稱「地方政府欲擬訂事業計畫時」、「第一種市街地更新事業」改稱「市街地更新事業」、「取得～的同意」改稱「相互協議」。</p>	
	<p>（事業計画の公告）</p> <p>第五十四条 地方公共団体は、事業計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、市街地再開発事業の種類及び名称、</p>	<p>（事業計畫的公告）</p> <p>第五十四條 地方政府已確定事業計畫時，依據國土交通省令的規定，須立即公告市街地更新事業的種類及名稱、事業實施時程、實施地區（實施</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の公告があるまでは、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。</p>	<p>地區劃分工區（區段）時，則是記載實施地區及工區（區段）及其他依據國土交通省令訂定的事項。</p> <p>2. 地方政府在前項的公告發佈之前，不能以事業計畫來對抗第三方。</p>	
	<p>（施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付及び縦覧）</p> <p>第五十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五十一条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に第五十三条第三項の図書の写しを送付しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前条第一項の公告の日から第百条の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>（實施地區及設計概要的書圖的提交及閱覽）</p> <p>第五十五條 國土交通大臣或都道府縣知事依據第五十一條第一項的規定給予核准時，國土交通大臣須將第五十三條第三項的書圖副本送交相關都道府縣知事及相關市町村長；都道府縣知事則須將第五十三條第三項的書圖副本送交國土交通大臣及相關市町村長。</p> <p>2. 市町村長在前條第一項的公告日至第一百條的公告日之前，依據政令的規定，前項的書圖須放置於該市町村的辦公處所當中，提供公眾閱覽。</p>	
	<p>（事業計画の変更）</p> <p>第五十六条 第五十一条第一項後段及び前三条の規定は、事業計画の変更（第五十三条第一項から第三項までの規定に係る場合は、政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。この場合において、第五十三条第四項後段中「定め」とあるのは、「変更し」と読み替えるものとする。</p>	<p>（事業計畫的變更）</p> <p>第五十六條 第五十一條第一項後段及前三條的規定準用於事業計畫的變更（與第五十三條第一項至第三項的規定有關時，依據政令規定的輕微變更除外）。於此情況下，第五十三條第四項後段中「擬訂」改稱「變更」。</p>	
	<p>（特定事業参加者の負担金）</p> <p>第五十六条の二 地方公共団体が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等</p>	<p>（特定事業参加者の負擔金）</p> <p>第五十六條之2 地方政府實施之市街地更新事業中の特定事業参加者，依據政令的規定，基於遵循權利變換計畫或是管理處分計畫的擬訂而負擔相當於取得更新建築物一部份或是建築設施的部份等價額，須繳交給地方</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を地方公共団体に納付しなければならない。</p> <p>2 特定事業参加者は、前項の負担金の納付について、相殺をもつて地方公共団体に対抗することができない。</p>	<p>政府。</p> <p>2. 特定事業参加者繳交前項負擔金時，不能以相抵銷的方式來對抗地方政府。</p>	
	<p>(負担金の滞納処分)</p> <p>第五十六条の三 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第一項の負担金を滞納したときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。</p> <p>2 前項の督促をするときには、政令で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>3 第一項の督促を受けた特定事業参加者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体は、国税滞納処分の例により、同項の負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>4 延滞金は、負担金に先立つものとする。</p> <p>5 第四十二条の規定は、地方公共団体が第一項の負担金及び第二項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第五十六条の三第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(負擔金的滯繳處分)</p> <p>第五十六條之 3 特定事業参加者滯納前條第一項的負擔金時，地方政府可寄發催繳單、並指定繳款期限、督促繳款。</p> <p>2. 執行前項的督促時，依據政令規定，以應繳負擔金乘以年利率 14.5% 的比率計算後的金額範圍內徵收滯納金。</p> <p>3. 接獲第一項督促的特定事業参加者如未於該催繳單中指定的期限前繳納應繳之金額時，地方政府可比照國稅滯納處分的案例徵收同一項的負擔金及前項的滯納金。於此情況下，負擔金及滯納金的優先徵收特權的順位僅次於國稅及地方稅。</p> <p>4. 滯納金的繳交優先於負擔金。</p> <p>5. 第四十二條的規定準用於地方政府徵收第一項負擔金及第二項滯納金的權利。於此情況下，同條第二項當中的「前條第一項」改稱「第五十六條之 3 第一項」。</p>	
	<p>(市街地再開発審査会)</p> <p>第五十七条 地方公共団体が施行する市街地再開発事業ごとに、この</p>	<p>(市街地更新審査會)</p> <p>第五十七條 地方政府實施的市街地更新事業，均應於該地方政府設置市</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>法律及び施行規程で定める権限を行なわせるため、その地方公共団体に、市街地再開発審査会を置く。</p> <p>2 施行地区を工区に分けたときは、市街地再開発審査会は、工区ごとに置くことができる。</p> <p>3 市街地再開発審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行規程で定める数の委員をもつて組織する。</p> <p>4 市街地再開発審査会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、地方公共団体の長が任命する。</p> <p>一 土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者</p> <p>二 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者</p> <p>5 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、三人以上でなければならない。</p>	<p>街地更新審査會，以利其執行本法律及實施規範訂定的權限。</p> <p>2. 為實施地區劃分工區（區段）時，市街地更新審査會亦可依劃分的工區（區段）設置。</p> <p>3. 市街地更新審査會以5位至20位成員為限，並以實施規範訂定之委員人數來組成。</p> <p>4. 地方政府首長從下列各款的人員當中任命擔任市街地更新審査會的委員：</p> <p>一、對土地及建物的權利關係或是估價具備專業知識與經驗，並且可做出公正判斷的人員</p> <p>二、對實施地區內的建築用地持有所有權或是土地租賃權者</p> <p>5. 從前項第一款列舉的人員中任命之委員人數必須超過3位以上。</p>	
	<p>第三節 独立行政法人都市再生機構等</p>	<p>第三節 獨立行政法人都市再生機構等</p>	
	<p>（施行規程及び事業計画の認可等）</p> <p>第五十八条 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社（第二条の二第五項又は第六項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下「機構等」と総称する。）は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）の認可を受けなければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 機構等が施行する市街地再開</p>	<p>（實施規範及事業計畫的核准等）</p> <p>第五十八條 獨立行政法人都市再生機構及地方住宅供給公社（限依據第二條之2第五項或是第六項的規定實施市街地更新事業時，以下統稱為「機構等」）欲實施市街地更新事業時，須依據國土交通省令的規定來擬訂實施規範及事業計畫，並取得國土交通大臣（僅由市設立的地方住宅供給公社時，則是都道府縣知事）的核准；欲變更實施規範或是事業計畫時，亦比照上述的流程。</p> <p>2. 對於機構等實施的市街地更新事</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>発事業については、前項前段の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第七条の九第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。</p> <p>3 第五十条の三第二項及び第三項並びに第五十二条第二項の規定は施行規程について、第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画について、第十六条（第一項ただし書を除く。）及び第十九条（第二項を除く。）の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、第七条の十二中「の同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」と、第十六条第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「機構等」と、第十九条第一項中「組合の名称」とあるのは「市街地再開発事業の種類及び名称」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、国土交通大臣）」と、同条第三項中「組合は」とあるのは「機構等は」と、「第十一条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第</p>	<p>業，依據前項前段規定的核准視同都市計畫法第五十九條第四項規定的核准，第七條之 9 第四項但書規定準用於上述情況。</p> <p>3. 第五十條之 3 第二項及第三項以及第五十二條第二項的規定準用於實施規範；第七條之 11 及第七條之 12 的規定準用於事業計畫；第十六條（第一項但書除外）及第十九條（第二項除外）的規定準用於實施規範及事業計畫。於此情況下，第七條之 12 及第十六條第二項當中的「第一種市街地更新事業」改稱「市街地更新事業」；第七條之 12 中「取得～的同意」改稱「相互協議」；第十六條第一項至第三項及第五項以及第十九條第一項當中的「都道府縣知事」改稱「國土交通大臣（僅由市設立的^{地方住宅供給公社，則是都道府縣知事}）」；第十六條第二項當中的「參加更新會員」改稱「第五十八條第三項當中準用的第五十二條第二項第五款的特定事業參加者」、同條第五項中的「依據第十一條第一項或是第三項的規定已申請核准者」改稱「機構等」；第十九條第一項當中的「組合的名稱」改稱「市街地更新事業の種類及名稱」、「國土交通大臣」改稱「關係都道府縣知事（僅由市設立的^{地方住宅供給公社，則是國土交通大臣}）」、同條第三項當中的「組合」改稱「機構等」、「第十一條第一項核准有關的第一項」改稱「第五十八條第三項當中準用的第十九條第一項」、「以組合的成立或是章程或是事業計畫，在前項的公告發佈之前；以組合的成立或是章程或是事業基本方針，在與同條第三項的核准有關的第一項的公告發佈之前，」改稱</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>十九条第一項」と、「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは「、施行規程又は」と、「、組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」と、第五十条の三第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号」と、第五十二条第二項第五号中「第五十六条の二第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第七条の十二、第十六条（第一項ただし書を除く。）並びに第十九条第一項及び第四項の規定は、施行規程又は事業計画の変更（第七条の十二の規定に係る場合を除き、政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。</p> <p>5 機構等は、前項において準用する第十九条第一項の公告があるまでは、施行規程又は事業計画の変更をもつて第三者に対抗することができない。</p>	<p>「、實施規範或是」、「、組合員及其他的第三方」改稱「第三方」；第五十條之 3 第二項當中的「前項第五款」及同條第三項當中的「第一項第五款」改稱「第五十八條第三項當中的準用於第五十二條第二項第五款」；第五十二條第二項第五款中「第五十六條之 2 第一項」改稱「第五十八條之 2 第一項」。</p> <p>4. 第七條之 12、第十六條（第一項但書除外）以及第十九條第一項及第四項的規定準用於實施規範或是事業計畫的變更（與第七條之 12 的規定相關時除外，依據政令規定之輕微的變更除外）。於此情況下，準用前項後段的規定。</p> <p>5. 機構等在前項當中準用的第十九條第一項公告發佈之前，不能以實施規範或是事業計畫的變更來對抗第三方。</p>	
	<p>（特定事業参加者の負担金等） 第五十八条の二 機構等が行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を機構等に納付しなければならない。</p> <p>2 第五十六条の二第二項及び第</p>	<p>（特定事業参加者の負擔金等） 第五十八條之 2 機構等實施之市街地更新事業當中的特定事業參加者，依據政令的規定，必須將基於遵循權利變換計畫或是管理處分計畫的擬訂而負擔相當於取得更新建築物一部份或是建築設施的部份等價額，繳交給機構等。</p> <p>2. 第五十六條之 2 第二項及第五十六</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>五十六条の三の規定は、前項の規定により特定事業参加者が負担金を機構等に納付する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」と、同条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する五十六条の三第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する五十六条の三第二項」と、同条第五項中「第一項の」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する五十六条の三第一項の」と、「第二項の」とあるのは「同条第二項の」と、「同条第二項」とあるのは「第四十二条第二項」と、「五十六条の三第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する五十六条の三第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>條之 3 的規定，依據前項的規定準用於特定事業參加者向機構等繳交負擔金。於此情況下，同條第一項當中的「前條第一項」改稱「第五十八條之 2 第一項」、同條第二項當中的「前項」與同條第三項當中的「第一項」改稱「第五十八條之 2 第二項當中準用的第五十六條之 3 第一項」、同一項當中的「前項」改稱「第五十八條之 2 第二項當中準用的第五十六條之 3 第二項」、同條第五項當中的「第一項的」改稱「第五十八條之 2 第二項當中準用的第五十六條之 3 第一項的」、「第二項的」改稱「同條第二項的」、「同條第二項」改稱「第四十二條第二項」、「第五十六條之 3 第一項」改稱「第五十八條之 2 第二項當中準用的第五十六條之 3 第一項」。</p>	
	<p>(市街地再開発審査会)</p> <p>第五十九条 機構等が施行する市街地再開発事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行わせるため、機構等に市街地再開発審査会を置く。</p> <p>2 第五十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により置かれる市街地再開発審査会について準用する。この場合において、同条第四項中「地方公共団体の長」とあるのは、独立行政法人都市再生機構に置かれるものについては「独立行政法人都市再生機構理事長」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項の市街地再開発審査会</p>	<p>(市街地更新審査會)</p> <p>第五十九條 機構等實施的市街地更新事業，均應於該機構等設置市街地更新審査會，以利其執行本法律及實施規範訂定的權限。</p> <p>2. 第五十七條第二項至第五項的規定準用於依據前項規定而設置的市街地更新審査會。於此情況下，同條第四項當中的「地方政府首長」之於獨立行政法人都市再生機構設置的審査會時，改稱「獨立行政法人都市再生機構理事長」；之於地方住宅供給公社設置的審査會時，改稱「地方住宅供給公社理事長」。</p> <p>3. 對於第一項的市街地更新審査會委</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>	<p>員適用的刑法（一九〇七年法律第四十五號）及其他的罰則，視同依據法令從事公務的職員。</p>	
第三章	第三章 第一種市街地再開発事業	第三章 第一種市街地更新事業	
	第一節 測量、調査等	第一節 測量、調査等	
	<p>（測量及び調査のための土地の立入り等）</p> <p>第六十条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。第六十二条第一項及び第一百四十二条第一号において「立入許可権者」という。）の許可を受けた場合に限る。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる公告があつた日後、施行者が第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する建築物その他の工作物に立ち入つて測量又は調査を行う必要がある場合について準用する。</p> <p>一 個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告</p> <p>二 組合が施行する第一種市街地</p>	<p>（進入土地實地測量及調査）</p> <p>第六十条 欲成為實施者或欲設立組合者或實施者基於準備實施第一種市街地更新事業或因為實施而必須進入他人土地執行實地測量或調查時，在其必要的限度內，可自行進入或其指定人員或由受託人進入他人土地執行實地測量或調查。但若欲成為個人實施者或欲設立更新公司或組合或個人實施者、組合或更新公司，僅限事先取得都道府縣知事（若是在市的區域內，則是向該市的首長申請核准；第六十二條第一項及第一百四十二條第一款稱為「出入許可權責單位」）的許可。</p> <p>2. 前項的規定準用於下列公告日之後，實施者準備實施第一種市街地更新事業或因實施而必須進入他人土地執行實地測量或調查。</p> <p>一、由個人實施者實施第一種市街地更新事業，則是核准該項實施的公告或核准新的實施地區納入相關事業計畫之變更公告</p> <p>二、由組合實施第一種市街地更新事</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>再開発事業にあつては、第十九条第一項の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告</p> <p>三 再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告</p> <p>四 地方公共団体が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、事業計画の決定の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告</p> <p>五 機構等が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告</p> <p>3 前二項の規定により他人の占有する土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を当該土地又は工作物の占有者に通知しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により建築物が存し、若しくはかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするとき、又は第二項の規定により他人の占有する工作物に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地又は工作物の占有者に告げなければならない。</p> <p>5 日出前及び日没後においては、土地又は工作物の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地又は工作物に立ち入つてはならない。</p> <p>6 土地又は工作物の占有者は、正</p>	<p>業，則是第十九條第一項的公告或核准新的實施地區納入相關事業計畫之變更公告</p> <p>三、由更新公司實施第一種市街地更新事業，則是核准該項實施的公告或核准新的實施地區納入相關事業計畫之變更公告</p> <p>四、由地方政府實施第一種市街地更新事業，則是事業計畫的決定之公告或新的實施地區納入相關事業計畫之變更公告</p> <p>五、由機構等實施第一種市街地更新事業，則是實施規範及事業計畫的核准之公告或核准新的實施地區納入相關事業計畫之變更公告</p> <p>3. 依據前二項的規定，欲進入他人擁有之土地或建物執行實地測量或調查者，須於預定日前 3 天，通知該土地或建物的占有者有關實地測量或調查的事宜。</p> <p>4. 依據第一項的規定，欲進入歸屬於建築物或使用圍籬、護欄等圍住的他人擁有之土地執行實地測量或調查時；或是依據第二項的規定，欲進入他人擁有之建物執行實地測量或調查時，該進入的人員須於進入之前、事先通知該土地或建物的占有者有關實地測量或調查的事宜。</p> <p>5. 取得土地或建物占有者的同意時除外，不得於日出前及日落後進入前項規定之土地或建物。</p> <p>6. 除非有正當的理由，否則土地或建</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>当な理由がない限り、第一項又は第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。</p>	<p>物的占有者不得拒絕或妨礙依據第一項或第二項規定之執行實地測量或調查的進入。</p>	
	<p>(障害物の伐除及び土地の試掘等) 第六十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内において施行者(第二条の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。)となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第二条の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項、次条第二項及び第百四十二条第三号において「試掘等許可権者」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、試掘等許可権者が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所</p>	<p>(障礙物的拆除及土地的探勘等) 第六十一條 依據前條第一項的規定，欲進入他人擁有之土地執行測量或調查者，因執行該項測量或調查而不得不、且必須拆除形同障礙的植物或圍籬、護欄等(以下稱為「障礙物」)時或意圖於該土地進行探勘、或因探勘或鑽探而不得不拆除障礙物(以下稱為「探勘等」)的情況下無法取得該障礙物或該土地的所有權人及占有人的同意時，必須取得管轄該障礙物地點之市町村長的核准，才能拆除該障礙物，或是取得管轄該土地地點之都道府縣知事(欲成為市域內的實施者(依據第二條之2第四項的規定，實施第一種市街地更新事業的地方政府除外，以下於本項同義)或欲設立組合或欲由實施者執行探勘等，或是依據第二條之第四項的規定實施第一種市街地更新事業、或欲實施的城市欲執行探勘等時，則為該市的首長；以下於本項、次條第二項及第一百四十二條第三款中稱為「探勘等許可權責單位」)的許可，才能執行該土地的探勘等。於此情況下，市町村長欲給予許可時，須事先給予障礙物所有權人及占有人表述意見的機會；探勘等許可權責單位欲給予許可時，須事先給予土地或障礙物的所有權人及占有人表述意見的機會。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>	<p>2. 依據前項的規定而欲拆除障礙物者或土地探勘等的執行者，須於拆除日或探勘等執行日的前 3 天，通知該障礙物或該土地或障礙物的所有權人及占有人有關拆除或探勘等事宜。</p> <p>3. 依據第一項規定，準備拆除障礙物時（欲拆除伴隨土地的探勘與鑽探而來的障礙物時除外），由於該障礙物的所有權人及占有人不在該地點而難以取得同意、且明確不會損傷該現狀時，無論前二項的規定為何，欲成為實施者、欲設立組合或實施者或其指定人員或受託人必須取得管轄該障礙物地點之市町村長之許可，才能立即拆除該障礙物。於此情況下，拆除該障礙物後，須立即通知該所有權人及占有人有關拆除事宜。</p>	
	<p>（証明書等の携帯）</p> <p>第六十二条 第六十条第一項又は第二項の規定により他人の占有する土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、その身分を示す証明書及び立入許可権者の</p>	<p>（攜帶證明文件等）</p> <p>第六十二條 依據第六十條第一項或第二項的規定，欲進入他人之土地或建物者須攜帶表明其身份的證明文件（若是個人實施者、或欲設立更新公司或組合者、或是個人實施者、組合或更新公司，須攜帶表明其身份的證明文件及出入許可權責單位的許可文件）。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>許可証)を携帯しなければならない。</p> <p>2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は試掘等許可権者の許可証を携帯しなければならない。</p> <p>3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>2. 依據前條的規定，欲拆除障礙物者或欲執行土地探勘等者，須攜帶表明其身份的證明文件及市町村長或探勘等許可權責單位的許可文件。</p> <p>3. 當有關人士提出請求時，須出示前二項規定之證明文件或許可文件。</p>	
	<p>(土地の立入り等に伴う損失の補償)</p> <p>第六十三条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第六十条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。</p>	<p>(賠償因進入土地等情事而引起的損失)</p> <p>第六十三條 欲成為實施者或欲設立組合者或實施者，依據第六十條第一項或第二項或第六十一條第一項或第三項的規定而執行的行為造成他人損失時，須對蒙受損失者賠償一般情況下產生的損失。</p> <p>2. 造成損失者與蒙受損失者須就前項規定的損失賠償進行協議。</p> <p>3. 依據前項的規定而達成協議時，造成損失者與蒙受損失者依據政令的規定，可向徵用委員會申請依據土地徵用法（一九五一年法律第二百一十九號）第九十四條第二項的規定進行裁決。</p>	
	<p>(測量のための標識の設置)</p> <p>第六十四条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行うため必要があるときは、国土交通省令で定める標識を設</p>	<p>(設置測量用標識)</p> <p>第六十四條 欲成為實施者或欲設立組合者或實施者因準備實施第一種市街地更新事業或實施所需之測量時，可依據國土交通省令規定設置標識。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>けることができる。</p> <p>2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p>	<p>2. 任何人不得在未取得設置者的同意前，擅自遷移、拆除或造成污損、損壞依據前項的規定而設置之標識。</p>	
	<p>(関係簿書の閲覧等)</p> <p>第六十五条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため必要があるときは、施行地区となるべき区域若しくは施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。</p>	<p>(相關帳冊的閲覧等)</p> <p>第六十五條 欲成為實施者或欲設立組合者或實施者因準備實施第一種市街地更新事業或在實施上有其必要時，可向管轄實施地區之區域或實施地區的登記處、或是向其他的官方主管單位申請無償閱覽或複印必要帳冊、或是要求交付其副本或謄本或登記事項證明文件。</p>	
	<p>(建築行為等の制限)</p> <p>第六十六条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第二条の二第四項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第九十八条及び第一百四十一条の二第二号において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければ</p>	<p>(建築行為等の限制)</p> <p>第六十六條 在第六十條第二項各款列舉之公告頒布後，在實施地區內進行可能妨礙第一種市街地更新事業實施之土地地形地質變更或建築物或其他建物的新建、改建或增建；或是依據政令的規定欲設置或堆積難以移動的物件者，必須取得都道府縣知事（由市的區域內之個人實施者、組合、更新公司或是機構等實施、或是市依據第二條之2第四項的規定實施第一種市街地更新事業時，則是該市的首長；以下於本條款、第九十八條及第一百四十一條之2第二款當中稱為「都道府縣知事等」）的許可。</p> <p>2. 都道府縣知事等接獲申請前項的許可時，在核發許可之前，須事先聽取實施者的意見。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、第一項の許可をする場合において、第一種市街地再開発事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。</p> <p>4 都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p> <p>5 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原</p>	<p>3. 都道府県知事等核發第一項的許可時，認為實施第一種市街地更新事業而有其必要時，可對許可附加期限的限制或其他必要的條件。於此情況下，不可用該條件對取得該許可者強加任何不當的義務。</p> <p>4. 如有違反第一項的規定或違反依據前項規定附加之條件者，都道府県知事等可對該違反者或該違反者承接該土地、建築物或其他建物或是物件的權利者，擬訂一定的期限、並在必要的限度內，命令對該土地恢復原狀、或是遷移或拆除該建築物或其他建物或物件，以利排除第一種市街地更新事業實施的障礙。</p> <p>5. 依據前項規定而欲命令恢復土地原狀、或是遷移或拆除該建築物或其他建物或物件時，在沒有失職的情況下，無法確知應命令恢復原狀或遷移或拆除者之身份時，都道府県知事等可在相關拆除者等的負擔下，自行執行該措施或令其指定人員或是受託人執行。於此情況下，必須擬訂一定的期限，並且在公告中明文規定當事人必須恢復原狀或是遷移、拆除；以及未於期限前恢復原狀或是遷移、拆除時，將由都道府県知事等或其指定人員或是受託人恢復原狀或遷移、拆除的事宜。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置（以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。</p> <p>8 前項の承認の申請があつたときは、都道府県知事等は、あらかじめ、施行者の意見を聴いて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。</p> <p>9 第一項の許可があつたときは、当該許可に係る土地の形質の変更等について第七項の承認があつたものとみなす。</p>	<p>6. 依據前項規定而欲將土地恢復原狀、或是建築物或其他建物或物件欲遷移或拆除者，須攜帶表明其身份的證明文件，當有關人士提出請求時，須出示該證明文件。</p> <p>7. 第六十條第二項各款列舉之公告頒布後，實施地區內因土地地形地質變更、建築物或其他建物新建、改建、增建或大型修繕或是物件的附加、增設（以下於本條款統稱為「土地地形地質變更等」）時，都道府縣知事等核准該土地地形地質變更等時除外，持有該土地、建物或是物件相關權利人只能在進行該土地地形地質變更等之前，根據土地、建物或是物件的情況，依據次節的規定對實施者主張其權利。</p> <p>8. 接獲申請前項的核准時，都道府縣知事等應事先聽取實施者的意見，僅限認為該土地地形地質變更等在基於防止災害或其他不得已的理由上確實有其必要時，才核發核准。</p> <p>9. 第一項的核准獲准時，視同對該核准有關的土地地形地質變更等核發第七項的核准。</p>	
	<p>（第一種市街地再開発事業の施行についての周知措置） 第六十七条 第六十条第二項各号</p>	<p>（實施第一種市街地更新事業的的通知措施） 第六十七條 第六十條第二項各款列</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>に掲げる公告があつたときは、施行者は、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係権利者に当該第一種市街地再開発事業の概要を周知させるため必要な措置を講ずることにより、第一種市街地再開発事業の施行についてその協力が得られるように努めなければならない。</p>	<p>舉之公告頒布時，實施者須依據國土交通省令的規定，立即向相關權利人通知該第一種市街地更新事業的概要或採取其他必要的措施，致力於取得實施對第一種市街地更新事業的協助。</p>	
	<p>(土地調書及び物件調書)</p> <p>第六十八条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後、施行者は、土地調書及び物件調書を作成しなければならない。</p> <p>2 土地収用法第三十六条第二項から第六項 まで及び第三十七条 から第三十八条 までの規定は、前項の土地調書及び物件調書について準用する。この場合において、同法第三十七条第一項 及び第二項 並びに第三十七条の二 中「第三十六条第一項」とあるのは「都市再開発法第六十八条第一項」と、同法第三十七条第一項及び第二項中「収用し、又は使用しようとする土地」とあるのは「施行地区内の各個の土地」と、同法第三十七条の二中「第三十五条第一項」とあるのは「同法第六十条第一項又は第二項」と、「同項の」とあるのは「これらの」と読み替えるものとする。</p> <p>3 土地調書又は物件調書の記載について関係権利者のすべてに異議がないときは、前項において準用する土地収用法第三十六条 の規定による立会いは、省略することができる。</p>	<p>(土地公證文件及物件公證文件)</p> <p>第六十八條 第六十條第二項各款列舉之公告頒布後，實施者必須擬妥土地謄本及物件謄本。</p> <p>2. 土地徵用法第三十六條第二項至第六項及第三十七條至第三十八條的規定，準用於前項的土地謄本及物件謄本。於此情況下，同法第三十七條第一項及第二項以及第三十七條之2 中的「第三十六條第一項」改稱「都市再開發法第六十八條第一項」、同法第三十七條第一項及第二項當中的「欲徵用、或是使用的土地」改稱「實施地區內各筆土地」、同法第三十七條之2 當中的「第三十五條第一項」改稱「同法第六十條第一項或第二項」、「同項的」改稱「此等」。</p> <p>3. 對於土地謄本或是物件謄本的記載，相關權利人全數無異議時，可省略前項準用之土地徵用法第三十六條規定的現場會勘。</p>	
	<p>(土地の使用)</p> <p>第六十九条 地方公共団体又は機構等は、施行地区内の土地に存する建築物に居住する者で施設建築物に</p>	<p>(土地的使用)</p> <p>第六十九條 地方政府或機構等基於考量在實施地區內土地現有建築物的居民、暫時收容至更新建築物，可使</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他第一種市街地再開発事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な施行地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。</p> <p>2 前項の規定による使用に関しては、土地収用法の規定を適用する。</p>	<p>用的必要設施；其他為設置因實施第一種市街地更新事業而不可欠缺的材料倉庫等設施，可使用實施地區外的土地或是與此相關所有權以外的權利。</p> <p>2. 依據前項規定的相關使用適用土地徵用法的規定。</p>	
	第二節 権利変換手続	第二節 權利變換程序	
	第一款 手続の開始	第一款 程序之開始	
	<p>(権利変換手続開始の登記)</p> <p>第七十条 施行者は、第六十条第二項各号に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利変換手続開始の登記を申請し、又は囑託しなければならない。</p> <p>2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。</p> <p>3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。</p> <p>4 第二項の承認を得ないでした処分は、施行者に対抗することができない。</p> <p>5 権利変換期日前において第四十五条第六項、第二百二十四条の二第三項又は第二百五条の二第五項の公告があつたときは、施行者（組合にあつては、その清算人）は、遅滞なく、登記所に、権利変換手続開始</p>	<p>(権利變換程序開始之登記)</p> <p>第七十條 依第六十條第二項各款列舉公告時，實施者須立即就實施地區內之建築用地及建築物以及其建築用地既存登記之土地租賃權，向登記處申請或囑託權利變換程序開始之登記。</p> <p>2. 於前項之登記後，若該登記相關建築用地或建築物之所有權人或是該登記相關土地租賃權人欲處分其權利，依據國土交通省令之規定，須獲得實施者之同意。</p> <p>3. 若無對事業進行造成重大影響暨其他正當理由，實施者不得拒絕前項之同意。</p> <p>4. 未取得第二項之核准處分，不得對抗實施者。</p> <p>5. 於權利變換日前，若有第四十五條第六項、第一百二十四條之2第三項或第二百五條之2第五項之公告時，實施者（組合即其清算人）須立即向登記處申請註銷權利變換程序開始之登記。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>の登記の抹消を申請しなければならない。</p>		
	<p>(権利変換を希望しない旨の申出等)</p> <p>第七十一条 個人施行者若しくは再開発会社の施行の認可の公告、第十九条第一項の公告又は事業計画の決定若しくは認可の公告があつたときは、施行地区内の宅地の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、第八十七条又は第八十八条第一項及び第二項の規定による権利の変換を希望せず、自己の有する宅地、借地権若しくは建築物に代えて金銭の給付を希望し、又は自己の有する建築物を他に移転すべき旨を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の宅地、借地権若しくは建築物について仮登記上の権利、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め登記若しくは処分の制限の登記があるとき、又は同項の未登記の借地権の存否若しくは帰属について争いがあるときは、それらの権利者又は争いの相手方の同意を得なければ、同項の規定による金銭の給付の希望を申し出ることができない。</p> <p>3 施行地区内の建築物について借家権を有する者(その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)は、第一項の期間内に施行者に対し、第八十八条第五項の規定による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができる。</p> <p>4 施行者が第十一条第一項の規</p>	<p>(不願參與權利變換的意旨之聲明等)</p> <p>第七十一條 若個人實施者或更新公司有第十九條第一項之公告或事業計畫之決定或是核准之公告時，實施地區內之建築用地的所有權人、該建築用地之土地租賃權人或實施地區內之土地基於權源而持有建築物者，得於其公告日起三十日內，向實施者聲明第八十七條或第八十八條第一項及第二項規定之不願參與權利變換，願以金額給付取代自有建築用地、土地租賃權或建築物，或將自有建築物移轉他方之意旨。</p> <p>2. 關於前項之建築用地、土地租賃權或建築物，若具有預告登記之權利、買回特約暨其他權利的消滅相關事項之規定登記或處分之限制登記時，或是同項未登記的土地租賃權之存在與否或歸屬具爭議時，若未取得這些權利人或系爭當事人之同意，不得聲明同項規定以金額給付之申請。</p> <p>3. 實施地區內之建築物的房屋租賃權人(該人員另設定房屋租賃權時，即接受該房屋租賃權之設定者)於第一項之期間內，得依據第八十八條第五項之規定，向實施者聲明不願取得房屋租賃權之意旨。</p> <p>4. 實施者為依據第十一條第一項之規</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項又は前項の規定による申出は、第十一條第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。</p> <p>5 第一項の期間経過後六月以内に第八十三條の規定による権利変換計画の縦覧の開始（個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、次条第一項後段の規定による権利変換計画の認可。以下この項において同じ。）がされないときは、当該六月の期間経過後三十日以内に、第一項若しくは第三項の規定による申出を撤回し、又は新たに第一項若しくは第三項の規定による申出をすることができる。その三十日の期間経過後更に六月を経過しても第八十三條の規定による権利変換計画の縦覧の開始がされないときも、同様とする。</p> <p>6 事業計画を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入した場合には、前項前段中「第一項の期間経過後六月以内に第八十三條の規定による権利変換計画の縦覧の開始（個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、次条第一項後段の規定による権利変換計画の認可。以下この項において同じ。）がされないときは、当該六月の期間経過後」とあるのは、「新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告又はその変更の認可の公告があつたときは、その公告があつた日から起算して」とする。</p> <p>7 第一項、第三項又は前二項の申出又は申出の撤回は、国土交通省令で定めるところにより、書面でしな</p>	<p>定所設立之組合，直至初任幹部選出或選任期間，依據第一項或前項規定之提議，應由接受第十一條第一項規定之核准者受理。</p> <p>5. 依據第八十三條規定之權利變換計畫若未於第一項之期間屆滿後的六個月內開始供公眾閱覽時（個人實施者實施之第一種市街地更新事業，為依據次條第一項後段規定之權利變換計畫之核准。以下於本項同。），得於該六個月之期間屆滿後的三十日內，撤回依據第一項或第三項規定之申請，或是依據第一項或第三項之規定重新申請。依據第八十三條規定之權利變換計畫於其三十日之期間屆滿後又經過六個月仍未開始提供閱覽時，同前述。</p> <p>6. 變更之事業計畫若將原實施地區以外的土地納入新實施地區，則前項前段中之「依據第八十三條規定之權利變換計畫若未於第一項之期間屆滿後六個月內開始提供閱覽（個人實施者實施之第一種市街地更新事業，為依據次條第一項後段規定之權利變換計畫之核准。以下於本項皆同。）時，得於該六個月之期間屆滿後」改為「若有納入新實施地區的相關事業計畫變更之公告或其變更核准之公告時，得自其公告日算起」。</p> <p>7. 第一項、第三項或前兩項之申請或申請的撤回，依據國土交通省令之規定，須以書面為之。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	なければならない。		
	<p>第二款 権利変換計画</p> <p>(権利変換計画の決定及び認可)</p> <p>第七十二条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県(第二条の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。)又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社、市町村(同項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第百九条を除き、以下同じ。)又は市のみが設立した地方住宅供給公社(第二条の二第六項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。)にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第七条の十三の規定は、個人施行者が権利変換計画について認可を申請しようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第五十条の四の規定は、再開発会社が権利変換計画について認可を申請しようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項後段及び前二項の規定は、権利変換計画を変更する場合(政</p>	<p>第二款 權利變換計畫</p> <p>(權利變換計畫之決定及核准)</p> <p>第七十二條 實施者於前條規定之程序必要期間屆滿後，須立即對每一實施地區擬訂權利變換計畫。於此情況下，依據國土交通省令之規定，都道府縣(限依據第二條之2第四項規定實施之市街地更新事業。以下同。)或機構等(僅市立之地方住宅供給公社除外。)須經國土交通大臣之核准；個人實施者、組合、更新公司、市町村(限實施同項規定之市街地更新事業。第一百〇九條除外，以下同。)或僅由市町村設立之地方住宅供給公社(限實施第二條之2第六項規定之市街地更新事業。以下同。)則須經都道府縣知事之核准。</p> <p>2. 個人實施者若欲就權利變換計畫申請核准時，準用第七條之13之規定。於此情況下，同條第一項中的「應作為實施地區之區域」改稱「實施地區」。</p> <p>3. 更新公司若欲就權利變換計畫申請核准時，準用第五十條之4之規定。於此情況下，同條第一項中之「應作為實施地區之區域」改稱「實施地區」。</p> <p>4. 第一項後段及前兩項之規定準用於變更權利變換計畫(政令規定之輕微</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。</p> <p>5 施行地区が工区に分かれているときは、権利変換計画は、工区ごとに定めることができる。この場合において、権利変換に関する規定中「施行地区」とあるのは、「工区」とする。</p>	<p>變更除外。)</p> <p>5. 劃分實施地區的工區（區段）時，須對每一工區（區段）擬訂權利變換計畫。於此情況下，權利變換相關規定中之「實施地區」改為「工區（區段）」。</p>	
	<p>(権利変換計画の内容)</p> <p>第七十三条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 配置設計</p> <p>二 施行地区内に宅地、借地権又は権原に基づき建築物を有する者で、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所</p> <p>三 前号に掲げる者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びその価額</p> <p>四 第二号に掲げる者に前号に掲げる宅地、借地権又は建築物に対応して与えられることとなる施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の明細及びその価額の概算額</p> <p>五 第三号に掲げる宅地、借地権又は建築物について先取特権、質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め、登記又は処分の制限の登記（以下「担保権等の登記」と総称する。）に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利</p> <p>六 前号に掲げる者が施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上に有</p>	<p>(権利變換計畫之內容)</p> <p>第七十三條 依據國土交通省令規定，須於權利變換計畫中擬訂下列事項。</p> <p>一、配置設計。</p> <p>二、實施地區內之建築用地、土地租賃權或基於權源之建築物所有權人，對應該權利之設施建築基地、其共有持分或更新建築物之一部分等之受配人姓名或名稱及地址。</p> <p>三、前款列舉之人於實施地區內擁有之建築用地、土地租賃權或建築物及其價額。</p> <p>四、對應第二款列舉之人於前款列舉之建築用地、土地租賃權或建築物所受配之設施建築基地、其共有持分或更新建築物之一部分等之明細及其價額概算金額。</p> <p>五、第三款列舉之建築用地、土地租賃權或建築物之優先取得特權、典權或抵押權之登記、預告登記、買回特約暨其他權利之消滅相關事項之規定登記或處分之限制登記(以下統稱「擔保權等之登記」。)相關權利的所有權人姓名或名稱、地址及其權利。</p> <p>六、前款列舉之人對設施建築基地、其共有持分或更新建築物之一部分等相關權利所有之權利。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>することとなる権利</p> <p>七 施行地区内の建築物について借家権を有する者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）で、当該権利に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所</p> <p>八 前号に掲げる者に借家権を与えられることとなる施設建築物の一部</p> <p>九 施設建築敷地の地代の概算額及び地代以外の借地条件の概要</p> <p>十 施行者が施設建築物の一部を賃貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要</p> <p>十一 第七十九条第三項の規定が適用されることとなる者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びその価額</p> <p>十二 施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる宅地若しくは建築物又は権利並びにその価額</p> <p>十三 組合の参加組合員に与えられることとなる施設建築物の一部等の明細並びにその参加組合員の氏名又は名称及び住所</p> <p>十四 第五十条の三第一項第五号又は第五十二条第二項第五号（第五十八条第三項において準用する場合</p>	<p>七、實施地區內的建築物之房屋租賃權所有權人（該人員另設定房屋租賃權時，即接受該房屋租賃權之設定者），對應該權利的更新建築物之一部分之房屋租賃權受配人之姓名或名稱及地址。</p> <p>八、可分配前款列舉之人房屋租賃權之更新建築物一部分。</p> <p>九、設施建築基地的地租概算金額及地租以外的土地租賃條件之概要。</p> <p>十、實施者將更新建築物之一部分出租時，標準房租的概算金額及房租以外的房屋租賃條件之概要。</p> <p>十一、適用第七十九條第三項規定者的姓名或名稱、地址以及該人等於實施地區內擁有之建築用地、土地租賃權或建築物及其價額。</p> <p>十二、實施地區內之原建築用地或建築物或是其相關權利人，因為依據本法律規定在權利變換日喪失該權利、而無法受配對應該權利之設施建築基地或其共有持分、更新建築物之一部分等或是更新建築物之一部分之房屋租賃權者之姓名或名稱、地址，以及其所喪失之建築用地或建築物或是權利以及其價額。</p> <p>十三、應分配參加更新會員的更新建築物之一部分等之明細及該參加更新會員之姓名或名稱及地址。</p> <p>十四、應分配第五十條之 3 第一項第五款或第五十二條第二項第五款（含第五十八條第三項準用時。）規定之</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>を含む。)に規定する特定事業参加者（以下単に「特定事業参加者」という。）に与えられることとなる施設建築物の一部等の明細並びにその特定事業参加者の氏名又は名称及び住所</p> <p>十五 第四号及び前二号に掲げるもののほか、施設建築敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等の明細、その帰属並びにその管理処分の方法</p> <p>十六 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項</p> <p>十七 権利変換期日、土地明渡しの予定時期及び工事完了の予定時期</p> <p>十八 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>2 宅地又は借地権を有する者が当該宅地の上に建築物を有する場合において、当該宅地、借地権又は建築物について担保権等の登記に係る権利があるときは、これらの宅地、借地権又は建築物は、それぞれ別個の権利者に属するものとみなして権利変換計画を定めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 担保権等の登記に係る権利の消滅について関係権利者のすべての同意があつたとき。</p> <p>二 宅地と建築物又は借地権と建築物とが同一の担保権等の登記に係る権利の目的となつており、かつ、それらのすべての権利の順位が、宅地と建築物又は借地権と建築物とにおいてそれぞれ同一であるとき。</p> <p>3 借地権の設定に係る仮登記上の権利があるときは、仮登記権利者が当該借地権を有する場合を除き、宅地の所有者が当該借地権を別個の権利者として有するものとみなし</p>	<p>特定事業参加者（以下簡稱「特定事業参加者」。）的更新建築物之一部分等之明細及該特定事業参加者の姓名或名稱及地址。</p> <p>十五、除了列舉於第四款及前兩款者外，設施建築基地或其共有持分及更新建築物之一部分等的明細、其歸屬以及其管理處分方法。</p> <p>十六、新公共設施用之土地歸屬相關事項。</p> <p>十七、權利變換日、土地點交之預定時程及完工預定時程。</p> <p>十八、其他國土交通省令規定的事項。</p> <p>2. 若建築用地或土地租賃權人於該建築用地上擁有建築物，該建築用地、土地租賃權或建築物具有擔保權等之登記相關權利時，則須採用將上述建築用地、土地租賃權或建築物視為隸屬於個別權利人的方式來擬訂其權利變換計畫。但若有符合以下任一款條件者不在此限。</p> <p>一、擔保權等之登記相關權利的消滅，經由所有權利關係人同意時。</p> <p>二、建築用地與建築物或土地租賃權與建築物為同一擔保權等的登記相關權利之目的，且上述所有權利之順位和建築用地與建築物或土地租賃權與建築物彼此相同時。</p> <p>3. 具有與土地租賃權設定相關的預告登記上之權利時，除非預告登記權利人擁有該土地租賃權，否則建築用地的所有權人須採用將該土地租賃權視為個別權利人所有之方式來擬訂權利</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>て、権利変換計画を定めなければならない。</p> <p>4 宅地又は建築物に関する権利に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人に属するものとして権利変換計画を定めなければならない。ただし、借地権以外の宅地を使用し、又は収益する権利の存否が確定しない場合にあつては、その宅地の所有者に対しては、当該権利が存しないものとして、その者に与える施設建築物の一部等を定めなければならない。</p>	<p>變換計畫。</p> <p>4. 若建築用地或建築物具有相關權利爭議，其權利之存在與否或歸屬未確定時，須採用將該權利視為存在或該權利屬於現存名義人之方式來擬訂權利變換計畫。但土地租賃權以外的建築用地之使用或收益權利之存在與否尚未確定時，對於其建築用地的所有權人，須以將該權利視為不存在的方式擬訂分配該人的更新建築物之一部分等。</p>	
	<p>(権利変換計画の決定の基準)</p> <p>第七十四条 権利変換計画は、災害を防止し、衛生を向上し、その他居住条件を改善するとともに、施設建築物及び施設建築敷地の合理的利用を図るように定めなければならない。</p> <p>2 権利変換計画は、関係権利者間の利害の衡平に十分の考慮を払つて定めなければならない。</p>	<p>(権利變換計畫之決定基準)</p> <p>第七十四條 權利變換計畫之擬訂須力求災害預防、提升衛生管理、改善居住條件，同時兼顧更新建築物及設施建築基地之合理利用。</p> <p>2. 權利變換計畫之擬訂須充分考量權利關係人間之利害平衡。</p>	
	<p>(施設建築敷地)</p> <p>第七十五条 権利変換計画は、一個の施設建築物の敷地は一筆の土地となるものとして定めなければならない。</p> <p>2 権利変換計画は、施設建築敷地には施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されるものとして定めなければならない。</p> <p>3 第七十三条第一項第二号に掲げる者が取得することとなる施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分及び当該施設建築物の共用部分の共有持分の割合は、政令で定めるところにより、その者が取得する</p>	<p>(設施建築基地)</p> <p>第七十五條 權利變換計畫須將一個更新建築物基地視為一筆土地擬訂之。</p> <p>2. 權利變換計畫須以更新建築物之所有為目的，並用對設施建築基地設定地上權的方式擬訂之。</p> <p>3. 第七十三條第一項第二款列舉之人以擁有取得的更新建築物為目的之地上權共有持分及該更新建築物共用部分的共有持分之比例，依據政令規定，須考量該人員取得的更新建築物之一部分的位置及樓地板面積擬訂</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>こととなる施設建築物の一部の位置及び床面積を勘案して定めなければならない。</p>	<p>之。</p>	
	<p>第七十六条 権利変換計画においては、施行地区内に宅地を有する者に対しては、施設建築敷地の所有権が与えられるように定めなければならない。</p> <p>2 二以上の施設建築敷地がある場合において、各宅地の所有者に与えられる施設建築敷地は、当該第一種市街地再開発事業のうち建築敷地及び公共施設の整備に関する事業を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業として施行したならば、当該宅地につき換地と定められるべき土地の属すべき施設建築敷地とする。</p> <p>3 一の施設建築敷地について二人以上の宅地の所有者が所有権を与えられるときは、当該施設建築敷地は、各宅地の価額に応ずる割合によりこれらの者の共有に属するものとする。</p> <p>4 第七十一条第一項の申出をした宅地の所有者の有する宅地については、施行者をその宅地の所有者とみなして前三項の規定を適用する。</p>	<p>第七十六條 針對實施地區內擁有建築用地者，須擬訂可分配設施建築基地所有權的權利變換計畫。</p> <p>2. 設施建築基地有兩個以上時，若該第一種市街地更新事業中的建築基地及公共設施之整備相關事業是依據土地重劃法（一九五四年法律第一百一十九號）中的土地重劃事業實施者，分配各建築用地的所有權人之設施建築基地，則會因為該建築用地的緣故，變為隸屬於應擬訂為重劃地的土地之設施建築基地。</p> <p>3. 將一設施建築基地之所有權分配兩位以上建築用地的所有權人時，該設施建築基地應依照各建築用地之價值比例，以該人員等共同持分之方式歸屬於該人員等。</p> <p>4. 關於聲明第七十一條第一項所有權人持有的建築用地，應將實施者視為該建築用地的所有權人，並適用前三項之規定。</p>	
	<p>（施設建築物の一部等）</p> <p>第七十七条 権利変換計画においては、第七十一条第一項の申出をした者を除き、施行地区内に借地権を有する者及び施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者に対しては、施設建築物の一部等が与えられるように定めなければならない。組合の定款により施設建築物の一部等が与えられるように定められた参加組合員又は特定事業参加者に対しても、同様とする。</p>	<p>（更新建築物之一部分等）</p> <p>第七十七條 須針對實施地區內之土地租賃權的所有權人及基於土地權源而擁有實施地區內之建築物者（進行第七十一條第一項的提議者除外），擬訂可分配更新建築物之一部分等的權利變換計畫。對於依據組合章程所擬訂的可分配更新建築物之一部分等之參加更新會員或特定事業參加者也同前述。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>2 前項前段に規定する者に対して与えられる施設建築物の一部等は、それらの者が権利を有する施行地区内の土地又は建築物の位置、地積又は床面積、環境及び利用状況とそれらの者に与えられる施設建築物の一部の位置、床面積及び環境とを総合的に勘案して、それらの者の相互間に不均衡が生じないように、かつ、その価額と従前の価額との間に著しい差額が生じないように定めなければならない。この場合において、二以上の施設建築敷地があるときは、その施設建築物の一部は、特別の事情がない限り、それらの者の権利に係る土地の所有者に前条第一項及び第二項の規定により与えられることと定められる施設建築敷地に建築される施設建築物の一部としなければならない。</p> <p>3 宅地の所有者である者に対しては、その者に与えられる施設建築敷地に第八十八条第一項の規定により地上権が設定されることによる損失の補償として施設建築物の一部等が与えられるように定めなければならない。</p> <p>4 権利変換計画においては、第一項又は前項の規定により与えられるように定められる施設建築物の一部等以外の部分は、施行者に帰属するように定めなければならない。</p> <p>5 権利変換計画においては、第七十一条第三項の申出をした者を除き、施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者から当該建築物について借家権の設定を受けている者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）に対しては、第一項の</p>	<p>2. 對於前項前段規定之人分配的更新建築物之一部分等，須綜合考量該人員等實施地區內之土地或建築物位置、土地面積或樓地板面積、環境及利用情況與可分配該人員等的更新建築物一部分之位置、樓地板面積及環境，並以不使該人員等相互間發生不均、且不使其價額與原有之價額間產生明顯差額的方式來擬訂。於此情況下，若設施建築基地有兩個以上時，除非有特別原因，否則其更新建築物之一部分，須視為建設在依據前條第一項及第二項規定之可分配該人員等的權利相關土地的所有權人之設施建築基地上之物。</p> <p>3. 對於建築用地所有權人，須擬訂一套可使其透過分配更新建築物一部分之方式，補償其設施建築基地因第八十八條第一項規定之地上權設定所造成的損失。</p> <p>4. 於權利變換計畫上，依據第一項或前項之規定所擬訂之可分配更新建築物之一部分等以外的部分，須擬訂可歸屬實施者。</p> <p>5. 於權利變換計畫內，除了第七十一條第三項之申請人，對於基於權源而持有實施地區內之土地的建築物者就該建築物所設定之房屋租賃權承受人（該人另設定房屋租賃權時，即接受該房屋租賃權之設定者），依據第一項規定之應分配該建築物的所有權人之更新建築物之一部分，須擬訂可授予</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>規定により当該建築物の所有者に与えられることとなる施設建築物の一部について、借家権が与えられるように定めなければならない。ただし、当該建築物の所有者が第七十一条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる施設建築物の一部について、借家権が与えられるように定めなければならない。</p>	<p>房屋租賃權。但該建築物的所有權人提出第七十一條第一項申請時，依據前項規定歸屬實施者的更新建築物之一部分須擬訂可分配房屋租賃權。</p>	
	<p>(担保権等の登記に係る権利) 第七十八条 施行地区内の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の土地に権原に基づき所有される建築物について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる宅地、借地権又は建築物に対応して与えられるものとして定められた施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上に存するものとして定めなければならない。この場合において、借地権の設定に係る仮登記上の権利は、当該借地権に対応して与えられる権利につき、当該仮登記に基づく本登記がされるための条件が成就することを停止条件とする当該対応して与えられる権利の移転請求権として定めなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るため必要があるときは、施行者は、当該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見をきいて、必要な定めをすることができる。</p>	<p>(擔保權等之登記相關權利) 第七十八條 實施地區內之建築用地或存在於其建築用地之土地租賃權或是基於實施地區內之土地權源而擁有的建築物具有擔保權等的登記相關權利時，須於權利變換計畫內，擬訂該擔保權等的登記相關權利存於對應其權利目的之建築用地、土地租賃權或建築物所擬訂應分配設施建築基地或其共有持分或更新建築物之一部分等相關權利內。於此情況下，與土地租賃權設定相關的預告登記上之權利，對於其對應權利，須作為基於該預告登記的本登記之條件當作停止條件對應所授予的移轉請求權來擬訂。</p> <p>2. 於前項之情況下，為取得權利關係人間的利害平衡，實施者於必要時，可以就各存在於擬訂之權利中，聽取該人員等的意見，進行必要之擬訂。</p>	
	<p>(床面積が過小となる施設建築物の一部の処理) 第七十九条 権利変換計画を第七</p>	<p>(樓地板面積過小之更新建築物之一部分之處理) 第七十九條 為了使權利變換計畫符</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>十四条第一項の基準に適合させるため特別な必要があるときは、第七十七条第二項又は第三項の規定によれば床面積が過小となる施設建築物の一部の床面積を増して適正なものとする事ができる。この場合においては、必要な限度において、これらの規定によれば床面積が大で余裕がある施設建築物の一部の床面積を減ずることができる。</p> <p>2 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て定める。この場合において、市街地再開発審査会の議決は、第五十七条第四項第一号（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる委員の過半数を含む委員の過半数の賛成によつて決する。</p> <p>3 権利変換計画においては、前項の規定により定められた床面積の基準に照らし、床面積が著しく小である施設建築物の一部又はその施設建築物の一部についての借家権が与えられることとなる者に対しては、前二条の規定にかかわらず、施設建築物の一部等又は借家権が与えられないように定めることができる。</p>	<p>合第七十四條第一項之基準而有特別之必要時，依據第七十七條第二項或第三項之規定，可以將樓地板面積過小之更新建築物一部分的樓地板面積增加至合理範圍。於此情況下，得依據前述之規定，也可以於必要限度內縮減較大且有充裕空間之更新建築物一部分的樓地板面積。</p> <p>2. 前項過小樓地板面積之基準依照政令規定基準，經實施者獲得審查委員過半數之同意或市街地更新審查會之議決來擬訂。於此情況下，市街地更新審查會之議決是由包含列舉於第五十七條第四項第一款（含第五十九條第二項準用時。）的過半數之委員中過半數之贊成予以決定。</p> <p>3. 對照前項規定所擬訂之樓地板面積基準，對於樓地板面積明顯較小之更新建築物的一部分或其更新建築物的一部分之房屋租賃權受配人，不受前兩條之規定限制，可以在權利變換計畫上擬訂不可分配更新建築物的一部分等或房屋租賃權。</p>	
	<p>（宅地等の価額の算定基準）</p> <p>第八十条 第七十三条第一項第三号、第十一号又は第十二号の価額は、第七十一条第一項又は第五項（同条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とす</p>	<p>（建築用地等之價額估算基準）</p> <p>第八十条 第七十三条第一項第三款、第十一款或第十二款之價額，是依據第七十一条第一項或第五項（合同條第六項中適用於改稱的情況時。）之規定，於三十日之期間屆滿日考量附近類似之土地、附近同種類之建築物或是附近類似之土地或附近同種類的建築物相關權利之交易價格等來擬訂相當之價額。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>る。</p> <p>2 第七十六条第三項の割合の基準となる宅地の価額は、当該宅地に関する所有権以外の権利が存しないものとして、前項の規定を適用して算定した相当の価額とする。</p>	<p>2. 用於第七十六條第三項的比例基準之建築用地，其價額是將該建築用地相關所有權以外之權利視為不存在且適用前項規定所估算之相當價額。</p>	
	<p>（施設建築敷地の価額等の概算額の算定基準）</p> <p>第八十一条 権利変換計画においては、第七十三条第一項第四号、第九号又は第十号の概算額は、政令で定めるところにより、第一種市街地再開発事業に要する費用及び前条第一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。</p>	<p>（設施建築基地之價額等之概算估算基準）</p> <p>第八十一條 權利變換計畫內的第七十三條第一項第四款、第九款或第十款之概算金額，須依據政令規定，以第一種市街地更新事業所需費用及前條第一項規定之三十日期間屆滿日考量附近類似之土地、附近同種類之建築物、附近類似之土地或附近同種類之建築物相關權利之交易價格等所擬訂之相當價額為基準來擬訂。</p>	
	<p>（公共施設の用に供する土地の帰属に関する定め）</p> <p>第八十二条 権利変換計画においては、第一種市街地再開発事業により従前の公共施設に代えて設置される新たな公共施設の用に供する土地は、従前の公共施設の用に供される土地の所有者が国であるときは国に、地方公共団体であるときは当該地方公共団体に帰属し、その他の新たな公共施設の用に供する土地は、当該公共施設を管理すべき者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するように定めなければならない。</p>	<p>（供公共設施使用土地歸屬相關規定事項）</p> <p>第八十二條 於權利變換計畫內依據第一種市街地更新事業來取代原公共設施所設置的供新公共設施使用之土地，若供原公共設施使用之土地的的所有權人為中央或地方政府時，須規定其歸屬於中央或該地方政府；其他供新公共設施使用之土地則須規定其歸屬於該公共設施管理者（該管理者是作為地方自治法（一九四七年法律第六十七號）第二條第九項第一款規定的第一款法定受託事務（以下簡稱「第一款法定受託事務」。）管理該公共設施之地方政府時則為國家）。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(権利変換計画の縦覧等)</p> <p>第八十三条 個人施行者以外の施行者は、権利変換計画を定めようとするときは、権利変換計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告するとともに、施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者にこれらの事項を通知しなければならない。</p> <p>2 施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者は、縦覧期間内に、権利変換計画について施行者に意見書を提出することができる。</p> <p>3 施行者は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは権利変換計画に必要な修正を加え、その意見書に係る意見を採択すべきでないときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。</p> <p>4 施行者が権利変換計画に必要な修正を加えたときは、その修正に係る部分についてさらに第一項からこの項までに規定する手続を行なうべきものとする。ただし、その修正が政令で定める軽微なものであるときは、その修正部分に係る者にその内容を通知することをもつて足りる。</p> <p>5 第一項から前項までの規定は、権利変換計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除</p>	<p>(権利變換計畫之閱覽等)</p> <p>第八十三條 個人實施者以外之實施者，若欲擬訂權利變換計畫時，權利變換計畫須公開閱覽兩星期。於此情況下，須預先公告公開閱覽開始日、公開閱覽地點及公開閱覽時間，同時將上述事項通知實施地區內之土地或地上物相關權利人及參加更新會員或特定事業參加者。</p> <p>2. 實施地區內之土地或地上物相關權利的所有權人及組合員或特定事業參加者得於公開閱覽期間內，就權利變換計畫向實施者提出意見書。</p> <p>3. 對依據前項規定提出的意見書，實施者要審查其內容，認為其意見書相關意見應採納時，須對權利變換計畫進行必要之修正；認為該意見書相關意見不予採納時，須將其意旨通知該意見書的申請人。</p> <p>4. 實施者對權利變換計畫進行必要修正時，其修正相關部分應遵照第一項至本項規定程序進行。但其修正為政令規定輕微者時，將其修正部分通知相關人員等即可。</p> <p>5. 第一項至前項之規定準用於變更權利變換計畫時（政令規定之輕微變更時除外。）。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>く。に準用する。</p> <p>(審査委員及び市街地再開発審査会の関与)</p> <p>第八十四条 施行者は、権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経なければならない。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定は、前条第二項の意見書の提出があつた場合において、その採否を決定するときに準用する。</p>	<p>(審査委員及び市街地更新審査會之參與)</p> <p>第八十四條 實施者若欲擬訂或變更權利變換計畫時(政令規定之輕微變更除外。),須獲得審査委員過半數同意或經市街地更新審査會議決。於此情況下,準用第七十九條第二項後段之規定。</p> <p>2. 前條第二項之意見書,前項規定準用於決定其採納與否時。</p>	
	<p>(価額についての裁決申請等)</p> <p>第八十五条 第七十三条第一項第三号、第十一号又は第十二号の価額について第八十三条第三項の規定により同条第二項の意見書を採択しない旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して三十日以内に、収用委員会にその価額の裁決を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による裁決の申請は、事業の進行を停止しない。</p> <p>3 土地収用法第九十四条第三項から第八項 まで、第百三十三条及び第百三十四条の規定は、第一項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについて準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 第一項の規定による収用委員会の裁決及び前項の規定による訴えに対する裁判は、権利変換計画において与えられることと定められた施設建築敷地の共有持分又は施設建築物の一部等には影響を及ぼさないも</p>	<p>(價額之裁決申請等)</p> <p>第八十五條 關於第七十三條第一項第三款、第十一款或第十二款之價額,收到依據第八十三條第三項規定的同條第二項意見書不採納之意旨通知者,可以從接獲該通知日起三十日內,向徵用委員申請對其價額之裁決。</p> <p>2. 前項規定之裁決申請不暫停事業之進行。</p> <p>3. 土地徵用法第九十四條第三項至第八項、第一百三十三條及第一百三十四條之規定,準用於依據第一項規定之對徵用委員之裁決及對其裁決不服時之申訴。於此情況下的必要之技術性改稱,以政令規定之。</p> <p>4. 依據第一項規定的徵用委員會之裁決及依據前項規定之申訴結果,不應對權利變換計畫上所擬訂之應分配設施建築基地的共有持分或更新建築物之一部分等構成影響。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	のとする。		
	第三款 権利の変換	第三款 權利之變換	
	<p>(権利変換の処分)</p> <p>第八十六条 施行者は、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について第七十二条第四項の政令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。</p> <p>2 権利変換に関する処分は、前項の通知をすることによつて行なう。</p> <p>3 権利変換に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。</p>	<p>(権利變換之處分)</p> <p>第八十六條 實施者收到權利變換計畫或其變更的核准時，或權利變換計畫為第七十二條第四項之政令規定之輕微變更時，依據國土交通省令規定，須立即公告其情事，並以書面通知關係權利人相關事項。</p> <p>2. 權利變換相關處分，依據前項通知辦理。</p> <p>3. 權利變換相關處分不適用於行政程序法（一九九三年法律第八十八號）第三章之規定。</p>	
	<p>(権利変換期日等の通知)</p> <p>第八十六条の二 施行者は、権利変換計画若しくはその変更（権利変換期日に係るものに限る。以下この条において同じ。）の認可を受けたとき、又は第七十二条第四項の政令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する登記所に、権利変換期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。</p>	<p>(権利變換日等之通知)</p> <p>第八十六條之 2 實施者收到權利變換計畫或其變更的（限權利變換日相關變更。以下於本條皆同。）核准時，或第七十二條第四項之政令規定之輕微變更時，依據國土交通省令規定，須立即向管轄實施地區的登記處通知權利變換日暨其他依據國土交通省令所擬訂之事項。</p>	
	<p>(権利変換期日における権利の変換)</p> <p>第八十七条 施行地区内の土地は、権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、新たに所有者となるべき者に帰属する。この場合において、従前の土地を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消</p>	<p>(於權利變換日之權利變換)</p> <p>第八十七條 實施地區內之土地於權利變換日，應遵照權利變換計畫規定，歸屬新所有權人。於此情況下，除非本法另有規定，以原土地為目的之所有權以外的權利自然消滅。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>滅する。</p> <p>2 権利変換期日において、施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者の当該建築物は、施行者に帰属し、当該建築物を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。ただし、第六十六条第七項の承認を受けないで新築された建築物及び他に移転すべき旨の第七十一条第一項の申出があつた建築物については、この限りでない。</p>	<p>2. 基於權源實施地區內之土地而持有建築物者之該建築物，應於權利變換日歸屬實施者，除非本法另有規定，否則以該建築物為目的之所有權以外的權利將自然消滅。但未獲得第六十六條第七項核准就新建的建築物及依據第七十一條第一項提出應移轉意旨的建築物不在此限。</p>	
	<p>第八十八条 施設建築物の敷地となるべき土地には、権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されたものとみなす。ただし、権利変換期日以後第百条の公告の日までの間は、権利変換計画の定めるところに従い、施行者がその地代の概算額を支払うものとする。</p> <p>2 施設建築物の一部は、権利変換計画において、これとあわせて与えられることと定められていた地上権の共有持分を有する者が取得する。</p> <p>3 第七十三条第四項の規定により借地権が存するものとして権利変換計画が定められたときは、当該借地権を有するものとされた者が取得した施設建築物の一部等は、その取得の際、その者から当該借地権の設定者とされた者に対し、当該借地権の存しないことの確定を停止条件として移転したものとみなす。</p> <p>4 建物の区分所有等に関する法律第一条 に規定する建物の部分若しくは附属の建物で権利変換計画において施設建築物の共用部分と定められたものがあるとき、権利変換計</p>	<p>第八十八條 應作為設施建築基地之土地於權利變換日，遵照權利變換之規定，以擁有更新建築物為目的之地上權將視為已設定。但權利變換日後至第一百條之公告日間，遵照權利變換計畫之規定，應由實施者支付其地租之概算金額。</p> <p>2. 於權利變換計畫內的更新建築物之一部分，由依此被擬訂為可分配的地上權之共有持分的所有權人取得。</p> <p>3. 權利變換計畫依據第七十三條第四項規定將土地租賃權視為存在來擬訂時，其視為持有該土地租賃權者所取得的更新建築物之一部分，於取得時，對於作為該土地租賃權設定人，以該土地租賃權不存在之確定為停止條件視為已移轉。</p> <p>4. 建築物的區分所有等相關法律第一條規定之部分建築物或附屬建築物於權利變換計畫內擬訂更新建築物之共用部分時、權利變換計畫所擬訂的更新建築物之共用部分之共有持分未符</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>画において定められた施設建築物の共用部分の共有持分が同法第十一条第一項 若しくは第十四条第一項 から第三項 までの規定に適合しないとき、又は権利変換計画において定められた施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分の割合が同法第二十二條第二項 本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないときは、権利変換計画の中その定めをした部分は、それぞれ同法第四条第二項、第十一条第二項若しくは第十四条第四項又は第二十二條第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による規約とみなす。</p> <p>5 施行地区内の建築物について借家権を有していた者(その者がさらに借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者)は、権利変換計画の定めるところに従い、施設建築物の一部について借家権を取得する。</p> <p>6 第一項の規定による地上権の設定については、地方自治法第二百三十八條の四第一項 及び国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八條第一項 の規定は、適用しない。</p>	<p>合同法第十一條第一項或第十四條第一項至第三項之規定時，或權利變換計畫所擬訂的以擁有更新建築物為目的之地上權的共有持分比例未符合同法第二十二條第二項本文(含同條第三項準用時。)之規定時，則權利變換計畫中所擬訂的部分將視為同法第四條第二項、第十一條第二項或第十四條第四項或是第二十二條第二項但書(含同條第三項準用時。)所規定之規約。</p> <p>5. 實施地區內的建築物之房屋租賃權人(該人員另設定房屋租賃權時，即接受該房屋租賃權之設定者)遵照權利變換計畫之規定，取得更新建築物之一部分的房屋租賃權。</p> <p>6. 第一項規定之地上權之設定，不適用地方自治法第二百三十八條之4 第一項及國有財產法(一九四八年法律第七十三號)第十八條第一項之規定。</p>	
	<p>(担保権等の移行)</p> <p>第八十九条 施行地区内の宅地、借地権又は建築物について存する担保権等の登記に係る権利は、権利変換期日以後は、権利変換計画の定めるところに従い、施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上に存するものとする。</p>	<p>(擔保權等之移轉)</p> <p>第八十九條 存在於實施地區內之建築用地、土地租賃權或建築物的擔保權等之登記相關權利，於權利變換日後，遵照權利變換計畫之規定，應存在於設施建築基地或其共有持分或是更新建築物之一部分等相關權利之上。</p>	
	<p>(権利変換の登記)</p> <p>第九十条 施行者は、権利変換期日</p>	<p>(權利變換之登記)</p> <p>第九十條 實施者於權利變換日後，</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>後遅滞なく、施行地区内の土地につき、従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）並びに権利変換後の土地に関する権利について必要な登記を申請し、又は囑託しなければならない。</p> <p>2 施行者は、権利変換期日後遅滞なく、第八十七条第二項の規定により施行者に帰属した建築物については所有権の移転の登記及び所有権以外の権利の登記の抹消を、施行地区内のその他の建築物については権利変換手続開始の登記の抹消を申請し、又は囑託しなければならない。</p> <p>3 権利変換期日以後においては、施行地区内の土地及び第八十七条第二項の規定により施行者に帰属した建築物に関しては、前二項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。</p>	<p>須立即對每宗實施地區內之土地，註銷原有土地的標示部登記及新土地之標示登記（指不動產登記法（二〇〇四年法律第一百二十三號）第二條第二十款規定之標示登記。）以及權利變換後之土地相關權利，申請或囑託必要之登記。</p> <p>2. 實施者於權利變換日後，須立即就第八十七條第二項規定的歸屬實施者之建築物，申請或囑託所有權移轉之登記及所有權以外的權利登記之註銷；就實施地區內的其他建築物，申請或囑託權利變換程序開始登記之註銷。</p> <p>3. 關於權利變換日後，實施地區內的土地及第八十七條第二項規定歸屬實施者之建築物，直至進行前兩項之登記期間前不得進行其他登記。</p>	
	<p>（補償金等）</p> <p>第九十一条 施行者は、施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに対し、その補償として、権利変換期日までに、第八十条第一項の規定により算定した相当の価額に同項に規定する三十日の期間を経過した日から権利変換計画の認可の公告の日までの物価の変動に依る修正率を乗じて得た額に、当該権利変換計画の認可の公告</p>	<p>（補償金等）</p> <p>第九十一条 實施地區內之建築用地或建築物或是上述相關權利人須依據本法規定，於權利變換日喪失該權利，並就對應該權利之不可分配設施建築基地或其共有持分、更新建築物之一部分等或是更新建築物之一部分的房屋租賃權至權利變換日前，實施者須支付第八十条第一項規定的估算之相當價額乘以自同項規定之三十日之期間屆滿日起至權利變換計畫之核准公告日止按物價變動之修正率所得之金額，加上該權利變換計畫之核准公告日起至補償金支付日止之期間以年利率百分之六所估算之利息相當金額作為其補償。於此情況下，其修正率是依據政令規定之方法來估算。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>の日から補償金を支払う日までの期間につき年六パーセントの割合により算定した利息相当額を付してこれを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。</p> <p>2 収用委員会は、前項の規定による補償を受けるべき者に対し第八十五条第一項の規定による裁決をする場合において、その裁決で定められた価額が前項に規定する相当の価額として施行者が支払った額を超えるときは、次に掲げる額の合計額を支払うべき旨の裁決をあわせてしなければならない。</p> <p>一 その差額につき第八十条第一項に規定する三十日を経過した日から権利変換計画の認可の公告の日までの前項に規定する物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額及び権利変換計画の認可の公告の日から権利変換期日までの間の同項に規定する利息相当額</p> <p>二 前号の額につき権利変換期日後その支払いを完了する日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合による滞納金</p> <p>3 土地収用法第九十四条第十項から第十二項 までの規定は、前項の裁決に関し、第八十五条第三項の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。</p>	<p>2. 徵用委員會對於前項規定之應受補償者依據第八十五條第一項之規定申請裁決時，其裁決所擬訂之價額作為前項規定之相當價額超過實施者支付之金額時，其裁決須以配合應支付下列金額的合計金額為準。</p> <p>一、其差額是第八十條第一項規定之三十日經過日起至權利變換計畫之核准公告日止，乘以按前項規定的物價變動之修正率所得之金額及自權利變換計畫之核准公告日起至權利變換日間的同項規定之利息相當金額。</p> <p>二、前款之金額是按權利變換日後至其支付完畢日止之日數，以年利率百分之十四點五計算之滯納金。</p> <p>3. 土地徵用法第九十四條第十項至第十二項之規定準用於關於前項之裁決、且未提出第八十五條第三項規定之申訴時。</p>	
	<p>(補償金等の供託)</p> <p>第九十二条 施行者は、次の各号の一に該当する場合においては、前条に規定する補償金（利息相当額を含む。）及び滞納金（以下「補償金等」という。）の支払に代えてこれを供託することができる。</p>	<p>(補償金等之託管)</p> <p>第九十二條 若符合下列各款之一，實施者可用託管的方式以取代前條規定的補償金（含利息相當額。）及滯納金（以下稱「補償金等」。）之支付。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>一 補償金等を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金等を受領することができないとき。</p> <p>二 施行者が過失がなく補償金等を受けるべき者を確知することができないとき。</p> <p>三 施行者が収用委員会の裁決した補償金等の額に対して不服があるとき。</p> <p>四 施行者が差押え又は仮差押えにより補償金等の払渡しを禁じられたとき。</p> <p>2 前項第三号の場合において、補償金等を受けるべき者の請求があるときは、施行者は、自己の見積り金額を払い渡し、裁決による補償金等の額との差額を供託しなければならない。</p> <p>3 施行者は、第七十三条第四項の場合においては、権利変換計画において存するものとされた権利に係る補償金等（併存し得ない二以上の権利が存するものとされた場合においては、それらの権利に対する補償金等のうち最高額のもの）の支払に代えてこれを供託しなければならない。</p> <p>4 施行者は、先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的物について補償金等を支払うときは、これらの権利者のすべてから供託しなくてもよい旨の申出があつたときを除き、その補償金等を供託しなければならない。</p> <p>5 前四項の規定による供託は、施行地区内の土地の所在地の供託所にしなければならない。</p> <p>6 施行者は、第一項から第四項までの規定による供託をしたときは、</p>	<p>一、補償金等應接受者拒絶支領時，或無法支領補償金等時。</p> <p>二、實施者無過失且無法確知補償金應接受者等時。</p> <p>三、實施者對徵用委員會所裁決之補償金等金額不服時。</p> <p>四、實施者因扣押或假扣押而被禁止補償金等支付時。</p> <p>2. 於前項第三款之情況下，於補償金等應接受者提出請求時，實施者須支付自行預估之金額，並託管與裁決之補償金等金額之差額。</p> <p>3. 於第七十三條第四項之情況下，實施者須用託管的方式取代存在權利變換計畫內權利相關補償金等（存在兩種以上無法並存的權利時，以對於該權利等之補償金等當中的最高金額為準）之支付。</p> <p>4. 實施者就優先取得特權、典權或抵押權或是預告登記或買回特約之登記相關權利之目的物支付補償金等時，除非上述全部所有權利人提出不需託管之意旨，否則皆須託管其補償金等。</p> <p>5. 前四項規定之託管，須向實施地區內的土地所在地之託管所辦理。</p> <p>6. 實施者進行依據第一項至第四項規定的託管時，須立即將其情事通知補</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>遅滞なく、その旨を補償金等を取得すべき者（その供託が第三項の規定によるものであるときは、争いの当事者）に通知しなければならない。</p>	<p>償金等應取得人（其託管若是依據第三項之規定時，則為係爭當事人）。</p>	<p>日本原文「遅滞なく」為無推遲、立刻之意，故於中文譯為「立即」</p>
	<p>（物上代位） 第九十三条 前条第四項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金等に対してその権利を行うことができる。</p>	<p>（物上代位） 第九十三條 擁有前條第四項的優先取得特權確知、典權或抵押權者，對於同項規定的託管之補償金等可行使其權利。</p>	
	<p>（差押え又は仮差押えがある場合の措置） 第九十四条 差押えに係る権利については、第九十一条第一項の規定にかかわらず、施行者は、権利変換期日までに、同項の規定により支払うべき金額を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。ただし、強制執行若しくは担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）による代金の納付又は滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。 2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に関しては、強制執行若しくは競売による代金又は滞納処分による売却代金とみなし、その払渡しを受けた時が強制競売又は競売に係る配当要求の終期の到来前であるときは、その時に配当要求の終期が到来したものとみなす。 3 強制競売若しくは競売に係る売却許可決定後代金の納付前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあつたときは、売却許可決定</p>	<p>（若有扣押或假扣押時之措施） 第九十四條 扣押相關權利不受第九十一條第一項之規定限制，實施者須於權利變換日前，向應實施該扣押之分配程序的機關支付同項規定的應支付金額。但於強制執行或實行擔保權之拍賣（含依據其所定的拍賣。以下簡稱「拍賣」。）所得款項之繳納或是滯納處分的出售費用之支付後，不在此限。 2. 關於前項規定的應實施分配程序之機關所收受之付款金額的分配方面，視為強制執行或拍賣所得款項或是滯納處分的出售費用，若接收其付款的時間是在強制拍賣或拍賣相關分配要求的期限屆滿前，則視為分配要求之期限屆滿。 3. 若已於強制拍賣或拍賣相關之出售許可決定後、款項之繳納前或是滯納處分之出售決定後、出售費用之支付前依據第一項本文之規定付款時，出售許可決定或出售決定即喪失其效</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>又は売却決定は、その効力を失う。</p> <p>4 差押えに係る権利について第九十一条第二項の裁決があつたときは、施行者は、その補償金等を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。</p> <p>5 施行者は、前項の場合において、収用委員会の裁決した補償金等の額に対して不服があるときは、同項の規定による払渡しをする際、自己の見積り金額を同項に規定する配当手続を実施すべき機関に通知しなければならない。</p> <p>6 第一項及び前二項の規定は、仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡しに準用する。</p> <p>7 施行者に補償金等の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金等の支払に関しては、第一項の規定による補償金等の例による。この場合において、施行者が補償金等を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金等の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなす。</p> <p>8 第一項、第四項又は前二項の規定による補償金等の裁判所への払渡し及びその払渡しがあつた場合における強制執行、仮差押えの執行又は競売に関しては、最高裁判所規則で民事執行法（昭和五十四年法律第四号）又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の特例その他必要な事項を、その補償金等の裁判所以外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に関しては、政令で国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）の特例その他必要な事項を定めることができる。</p>	<p>力。</p> <p>4. 扣押相關權利若有第九十一條第二項之裁決時，實施者須向應實施該抵押分配程序之機關支付其補償金等。</p> <p>5. 實施者於前項之情況下，對於徵用委員會所裁決之補償金等金額不服時，須於同項規定的支付之際，將自己預估的金額告知同項規定的應實施分配程序之機關。</p> <p>6. 第一項及第二項之規定準用於假扣押的執行相關權利之補償金等支付。</p> <p>7. 實施者於命令支付補償金等的判決確定時，關於支付其補償金等，參照第一項規定的補償金等之範例。於此情況下，實施者向應實施分配程序的機關支付補償金等時，應將補償金等之支付視為基於判決的給付。</p> <p>8. 關於向法院支付及其已支付第一項、第四項或前兩項規定的補償金等時之強制執行、假扣押之執行或拍賣方面，可以依據最高法院規則擬訂民事執行法（一九七九昭和 54 年法律第四號）或民事保全法（一九九〇年法律第九十一號）的特例暨其他必要之事項；關於向法院以外之應實施分配程序的機關支付及已支付其補償金等時之滯納處分方面，可以依據政令擬訂國稅徵收法（一九五九年法律第一百四十七號）之特例暨其他必要之事項。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>第四款 土地の明渡し</p> <p>(占有の継続)</p> <p>第九十五条 権利変換期日において、第八十七条の規定により失った権利に基づき施行地区内の土地又は建築物を占有していた者及びその承継人は、次条第一項の規定により施行者が通知した明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。ただし、第六十六条の規定の適用を妨げない。</p>	<p>第四款 土地之點交</p> <p>(占有之繼續)</p> <p>第九十五條 實施地區內之土地或建築物原占有人以及其權利繼受人基於第八十七條規定所喪失之權利，於權利變換日至實施者依據次條第一項規定通知之點交期限前，得遵照舊有用法繼續其占有。但不得妨礙第六十六條規定之適用。</p>	
	<p>(土地の明渡し)</p> <p>第九十六条 施行者は、権利変換期日後第一種市街地再開発事業に係る工事のため必要があるときは、施行地区内の土地又は当該土地にある物件を占有している者に対し、期限を定めて、土地の明渡しを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による明渡しの請求があつた土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。ただし、第九十一条第一項又は次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。</p> <p>4 前条の規定により建築物を占有する者が施行者に当該建築物を引き渡す場合において、当該建築物に、第六十六条第七項の承認を受けずに改築、増築若しくは大修繕が行われ、又は物件が付加増置された部分があるときは、第八十七条第二項の規定により当該建築物の所有権を失</p>	<p>(土地之點交)</p> <p>第九十六條 在權利變換日後為了進行第一種市街地更新事業相關工程而有必要時，實施者可對實施地區內的土地或該地上物占有人訂定期限，要求土地之點交。</p> <p>2. 前項規定之點交期限，必須是從同項請求日次日起算的三十日後。</p> <p>3 接獲第一項規定的請求點交之土地或該地上物者，須於點交期限前，將土地或物件交接或是移轉給實施者。但未有第九十一條第一項或次條第三項規定的支付時，不在此限。</p> <p>4. 前條規定的建築物占有人將該建築物點交給實施者時，該建築物若未取得第六十六條第七項之核准就進行改建、增建或大幅修繕，或是物件有附加增設之部分時，依據第八十七條第二項之規定，喪失該建築物的所有權者得拆除並取得該部分物件。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>つた者は、当該部分又は物件を除却して、これを取得することができる。</p> <p>5 第一項に規定する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。</p>	<p>5. 關於第一項規定的處分，不適用於行政程序法第三章之規定。</p>	
	<p>(土地の明渡しに伴う損失補償)</p> <p>第九十七条 施行者は、前条の規定による土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転により同条第一項の土地の占有者及び物件に関し権利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による損失の補償額については、施行者と前条第一項の土地の占有者又は物件に関し権利を有する者とが協議しなければならない。</p> <p>3 施行者は、前条第二項の明渡しの期限までに第一項の規定による補償額を支払わなければならない。この場合において、その期限までに前項の協議が成立していないときは、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て定められた金額を支払わなければならないものとし、その議決については、第七十九条第二項後段の規定を準用する。</p> <p>4 第二項の規定による協議が成立しないときは、施行者又は損失を受けた者は、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による補償額の裁決を申請することができる。</p> <p>5 第八十五条第二項及び第三項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条並びに第九十三条の規定は、第二項の規定による損失の補償について準用する。</p>	<p>(土地點交之損失補償)</p> <p>第九十七條 實施者須補償因前條規定的土地或物件之交接、物件移轉，而造成同條第一項的土地占有者及物件相關權利人所受之損失。</p> <p>2. 關於前項規定之損失補償金額，實施者須與前條第一項的土地占有者或物件相關權利人進行協議。</p> <p>3. 實施者須於前條第二項之點交期限前支付第一項規定之補償金額。於此情況下，前項協議未於期限前成立時，須支付經過審查委員過半數之同意或經過市街地更新審查會之議決所定金額，該議決準用第七十九條第二項後段之規定。</p> <p>4. 第二項規定之協議未成立時，實施者或承受損失者可以向徵用委員會申請土地徵用法第九十四條第二項規定的補償金額之裁決。</p> <p>5. 第八十五條第二項及第三項、第九十一條第二項及第三項、第九十二條以及第九十三條之規定準用於第二項規定損失補償。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行)</p> <p>第九十八条 第九十六条第三項の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、施行者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わつて、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。</p> <p>一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由によりその義務を履行することができないとき。</p> <p>二 施行者が過失がなく土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。</p> <p>2 第九十六条第三項の場合において土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事等は、施行者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p> <p>3 前項の場合において、都道府県知事等は、義務者及び施行者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が施行者から受けるべき前条第一項の補償金を義務者に代わつて受けることができる。</p> <p>4 施行者が前項の規定に基づき</p>	<p>(土地或物件交接、物件移轉代行及代執行)</p> <p>第九十八條 於第九十六條第三項之情況下，有符合下任一款者，市町村長須依據實施者之請求，代替交接土地或物件或應遷移物件者，交接土地或物件或遷移物件。</p> <p>一、交接土地或物件或應遷移物件者因不可歸咎於其的事由而無法履行其義務時。</p> <p>二、實施者無過失且無法確知土地或物件之應交接者或物件移轉者時。</p> <p>2. 於第九十六條第三項之情況下，交接土地、物件或應遷移物件者未履行其義務時、未完全履行其義務時、或即使能履行卻預料無法於點交期限內完成時，都道府縣知事等可依據實施者之請求，遵照行政代執行法（一九四八年法律第四十三號）之規定，自行履行義務人應履行之行為或交由第三人行使之。</p> <p>3. 於前項之情況下，都道府縣知事先通知義務人及實施者後，為該代替執行所需費用，於其費用一定金額範圍內，代義務人收受義務人應從實施者收取之前條第一項之補償金。</p> <p>4. 實施者基於前項之規定都道府縣知</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>補償金の全部又は一部を都道府県知事等に支払った場合においては、この法律の適用については、施行者が都道府県知事等に支払った金額の限度において、前条第一項の補償金を支払ったものとみなす。</p>	<p>事等支付全部或部分補償金，視同適用於本法；實施者向都道府縣知事等支付一定金額限度，視同已支付的前條第一項之補償金。</p>	
	<p>(費用の徴収)</p> <p>第九十九条 市町村長は、前条第一項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第九十六条第三項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。</p> <p>3 市町村長は、第一項に規定する費用を前項において準用する前条第三項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第一項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第三項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及</p>	<p>(費用收取)</p> <p>第九十九條 市町村長依據前條第一項之規定，交接土地或物件、移轉物件所需之費用，應從第九十六條第三項規定之應交接土地或物件、應移轉物件者收取。</p> <p>2. 前條第三項及第四項之規定準用於市町村長依據前項的規定收取費用時。</p> <p>3. 市町村長因於前項準用的前條第三項之規定而無法收取第一項規定費用時、或認為不宜收取時，應事先通知第一項規定之人員繳納金額、繳納期限及地點，並命其繳納。</p> <p>4. 依據前項的規定接獲通知者於同項規定通知期限後仍未繳清同項規定應繳納金額時，市町村長須以發送催繳單指定應繳納期限的方式催繳之。</p> <p>5. 接獲前項規定催繳者未於指定期限前繳納第三項規定應繳納金額時，市町村長可依據國稅滯納處分案例收取費用。於此情況的費用之優先取得特權順位僅次於國稅及地方稅。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>び地方税に次ぐものとする。</p> <p>第四款の二 施設建築物の建築等の特例</p> <p>(施行者以外の者による施設建築物の建築)</p> <p>第九十九条の二 施行者は、施設建築物(権利変換計画において第七十三條第一項第二号に掲げる者(施行者を除く。))がその全部を取得するように定められたものを除く。)の建築を他の者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により施設建築物の建築を施行者以外の者に行わせるときは、権利変換計画においてその旨及び施行者が取得する施設建築物の全部又は一部のうちその建築を行う者(以下「特定建築者」という。)に取得させるものを定めなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により施行者以外の者が建築を行う施設建築物(以下「特定施設建築物」という。)の全部又は一部は、権利変換計画において定めるところにより第八十八條第二項(第百一条において読み替えて適用する場合を含む。)及び第百十條第二項の規定にかかわらず、特定建築者が取得する。</p> <p>(特定建築者の公募)</p> <p>第九十九条の三 施行者は、国、地方公共団体、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会その他政令で定める者を特定建築者とする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、特定建築者を公募しなければならない。</p> <p>2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定に</p>	<p>第四款之 2 更新建築物的建造等之特例</p> <p>(非由實施者身分建造的更新建築物)</p> <p>第九十九條之 2 實施者可將更新建築物(擬訂權利變換計畫第七十三條第一項第二款列舉者(實施者除外)可取得其全部者除外)之建造交由他人進行。</p> <p>2. 前項規定的更新建築物之建造非由實施者進行時，在權利變換計畫擬訂時，須讓其建造者(以下稱「特定建築者」)實施者取得的更新建築物之全部或一部分，由該特定建築者取得之。</p> <p>3. 第一項規定非由實施者建造之更新建築物(以下稱「特定更新建築物」)的全部或一部分，不受權利變換計畫所擬訂之第八十八條第二項(含第一百一十一條適用改稱時。)及第一百十條第二項之規定限制，由特定建築者取得。</p> <p>(特定建築者之公開招募)</p> <p>第九十九條之 3 除了中央、地方政府、地方住宅供給公社、日本勤勞者住宅協會暨其他政令規定者為特定建築者時，依據國土交通省令之規定，實施者須公開招募特定建築者。</p> <p>2. 實施者公開招募之特定建築者，須具備下列各款條件；其依據次條規定所提出之特定更新建築物之建造工</p>	<p>特定建築者係指替代實施者興建更新建築物，並取得全部或部分保留床者</p>

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>より提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)及び管理処分に関する計画が事業計画及び権利変換計画に適合し、かつ、当該第一種市街地再開発事業の目的を達成する上で最も適切な計画であるものを特定建築者としなければならない。</p> <p>一 特定施設建築物を建築するのに必要な資力及び信用を有する者であること。</p> <p>二 第九十九条の六第二項の規定による譲渡の対価の支払能力がある者であること。</p> <p>三 施行者(都道府県及び市町村を除く。)は、前項の規定により特定建築者を決定するときは、あらかじめ、機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の承認を受けなければならない。</p>	<p>期、工程概要等相關計畫(以下稱「建造計畫」)及管理處分相關計畫須符合事業計畫及權利變換計畫內容，且為達成該第一種市街地更新事業目的達成之計畫。</p> <p>一、具有建造特定更新建築物所必要之資金能力及信用者。</p> <p>二、具有第九十九條之 6 第二項規定的讓售對價之支付能力者。</p> <p>3. 實施者(除都道府縣及市町村外)決定前項規定之特定建築者時，如為機構等(除市立之地方住宅供給公社外)，須事先經國土交通大臣之同意；如為個人實施者、組合、更新公司或僅由市設立的的地方住宅供給公社，須經都道府縣知事之核准。</p>	
	<p>(建築計画等の提出)</p> <p>第九十九条の四 特定建築者となろうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、施行者に建築計画及び当該特定施設建築物の管理処分に関する計画を提出しなければならない。</p>	<p>(建造計畫等之提出)</p> <p>第九十九條之 4 欲為特定建築者，依據國土交通省令規定，須向實施者提出建築計畫及該特定更新建築物之管理處分的相關計畫。</p>	
	<p>(特定施設建築物の建築等)</p> <p>第九十九条の五 施行者は、特定施設建築物の敷地の整備を完了したときは、速やかに、その旨を特定建築者に通知しなければならない。</p> <p>2 特定建築者は、前項の通知を受けたときは、建築計画に従つて特定施設建築物を建築しなければならない。</p> <p>3 前項の場合においては、特定建</p>	<p>(特定更新建築物之建造等)</p> <p>第九十九條之 5 實施者於特定更新建築物之用地整備完畢時，須立即將其情事通知特定建築者。</p> <p>2. 特定建築者收到前項通知時，須遵照建築計畫來建造特定更新建築物。</p> <p>3. 於前項情況下，特定建築者可使用</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>築者は、当該特定施設建築物の敷地を使用することができる。</p>	<p>該特定更新建築物之用地。</p>	
	<p>(特定施設建築物の敷地等の譲渡) 第九十九条の六 特定建築者は、特定施設建築物の建築工事を完了したときは、速やかに、その旨を施行者に届け出なければならない。</p> <p>2 施行者は、前項の届出があつた場合において、特定建築者が建築計画に従い特定施設建築物の建築を完了したと認めるときは、速やかに、第九十九条の二第三項の規定により当該特定建築者が取得することとなる特定施設建築物の全部又は一部の所有を目的とする地上権又はその共有持分を譲渡しなければならない。</p>	<p>(特定更新建築物の用地等之譲售) 第九十九条之六 特定建築者於特定更新建築物の建造完成時，須立即將其情事向實施者申報。</p> <p>2. 實施者收到前項申報，確定特定建築者有遵照建築計畫完成特定更新建築物時，須依據第九十九条之二第三項規定，立即讓售於該特定建築者取得之特定更新建築物之全部或一部分為目的之地上權或共有持分。</p>	
	<p>(建築計画の変更) 第九十九条の七 特定建築者は、建築計画に従い当該特定施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるときは、事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内において、施行者の承認を受けて、建築計画を変更することができる。</p>	<p>(建築計畫之變更) 第九十九条之七 特定建築者因不可抗力而無法遵照建築計畫來建造該特定更新建築物時，可經由實施者之同意，於符合事業計畫及權利變換計畫之範圍內變更建築計畫。</p>	
	<p>(特定施設建築物が建築計画に従つて建築されない場合の措置) 第九十九条の八 施行者は、特定建築者が建築計画に従つて特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。</p> <p>2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。</p> <p>3 前項の規定により明渡しの請求があつた特定建築者及び特定施設</p>	<p>(特定更新建築物未遵照建造計畫建造時之相關措施) 第九十九条之八 特定建築者若未遵照建築計畫來建造特定更新建築物時，實施者可取消其身為特定建築者之決定。</p> <p>2. 實施者取消前項規定的同項決定時，可於相當期限內要求特定建築者及占有特定更新建築物或其地上物者交出建築基地。</p> <p>3. 前項規定經請求交出基地之特定建築者及占有特定更新建築物用地或該</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に当該敷地を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。</p> <p>4 施行者は、第一項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、新たに特定建築者を決定するときを除き、自ら当該特定施設建築物の建築を行わなければならない。</p> <p>5 第九十九条の三第三項の規定は第一項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第九十八条第一項及び第二項並びに第九十九条（第二項を除く。）の規定は第三項の場合について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>	<p>其地上物者須在交出期限前，將該用地或地上物交出、移轉予實施者。</p> <p>4. 實施者取消第一項規定的同項決定時，除非已決定新任特定建築者，否則須由實施者自行負責該特定更新建築物之建造。</p> <p>5. 第九十九條之 3 第三項之規定準用於取消第一項同項規定之決定時；第九十八條第一項及第二項以及第九十九條（第二項除外）之規定準用第三項。於此情況下，第九十八條第二項中的「都道府縣知事等」改稱「都道府縣知事」。</p>	
	<p>（報告、勧告等）</p> <p>第九十九条の九 施行者は、特定建築者に対し、特定施設建築物の建築に関し、その適切な遂行を確保するため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその特定施設建築物の建築の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。</p>	<p>（報告、勧告等）</p> <p>第九十九條之 9 實施者就特定更新建築物之建造，可於確保其妥善執行之必要限度內，請求特定建築者提出報告或資料，或為力求促進該特定更新建築物之建造，給予特定建築者必要之勸告、建議或援助。</p>	
	<p>（公共施設の管理者等による工事）</p> <p>第九十九条の十 施行者は、政令で定める公共施設の整備に関する工事について特殊の技術を要する等特別の事情がある場合においては、当該工事の全部又は一部を当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者に行わせることができる。</p>	<p>（公共設施管理者等進行之工程）</p> <p>第九十九條之 10 政令規定之公共設施之整備相關工程若具特殊技術需求等特別原因時，實施者可就該工程全部或部分交由該公共設施管理者或成為管理者進行興建。</p>	
	<p>第五款 工事完了等に伴う措置</p>	<p>第五款 工程完成相關措施</p>	
	<p>（建築工事の完了の公告等）</p> <p>第百条 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、速やかに、</p>	<p>（建築工程完成之公告等）</p> <p>第一百條 實施者須在更新建築物建造完成時，立即公告其情事，同時通</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	その旨を、公告するとともに、第八十八条第二項又は第五項の規定により施設建築物に関し権利を取得する者に通知しなければならない。	知第八十八條第二項或第五項規定之更新建築物相關權利人。	
	<p>(施設建築物に関する登記)</p> <p>第一百一条 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、施設建築物及び施設建築物に関する権利について必要な登記を申請し、又は囑託しなければならない。</p> <p>2 施設建築物に関する権利に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。</p>	<p>(更新建築物相關登記)</p> <p>第一百〇一條 實施者須在更新建築物建造完成時，立即就更新建築物及更新建築物相關權利申請或囑託必要之登記。</p> <p>2. 更新建築物相關權利於前項登記前之期間，不得進行其他登記。</p>	
	<p>(借家条件の協議及び裁定)</p> <p>第一百二条 権利変換計画において施設建築物の一部等が与えられるように定められた者と当該施設建築物の一部について第七十七条第五項本文の規定により借家権が与えられるように定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。</p> <p>2 第一百条の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経て、次の各号に掲げる事項について裁定することができる。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定を準用する。</p> <p>一 賃借りの目的</p> <p>二 家賃の額、支払期日及び支払方法</p> <p>三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額</p> <p>3 施行者は、前項の規定による裁定をするときは、賃借りの目的については賃借部分の構造及び賃借人の</p>	<p>(房屋租賃條件之協議及裁定)</p> <p>第一百〇二條 權利變換計畫擬訂為可授予更新建築物之一部分等者，須與依據第七十七條第五項規定可授予該更新建築物之一部分房屋租賃權者，就房租暨其他房屋租賃條件進行協議。</p> <p>2. 前項規定的協議未於第一百條之公告日前成立時，於實施者可依據當事人之一方或雙方之提議，獲得審查委員過半數之同意或經市街地更新審查會之議決後，就以下所列各款事項進行裁定。於此情況下，準用第七十九條第二項後段規定。</p> <p>一、租賃目的。</p> <p>二、房租金額、支付期限及支付方法。</p> <p>三、支付押金或房屋租賃權設定之對價金額。</p> <p>3. 實施者依據前項規定進行裁定時，關於租賃目的須考量租賃部分之構造及承租人職業；關於房租金額須考量</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>職業を、家賃の額については賃貸人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。</p> <p>5 第二項の裁定に関し必要な手続に関する事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。</p> <p>7 前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。</p>	<p>出租人之合理利潤；關於其他事項須考量當地一般慣例。</p> <p>4. 若有第二項規定裁定時，依據裁定事項，視為當事人間已達成協議。</p> <p>5. 第二項之裁定必要之程序相關事項，依據國土交通省令擬訂之。</p> <p>6. 對第二項之裁定不服者，可於其裁定日起六十日內，透過申訴請求變更。</p> <p>7. 前項之申訴，須將其他當事人之一方作為被告。</p>	
	<p>（施設建築物の一部等の価額等の確定）</p> <p>第一百三條 施行者は、第一種市街地再開発事業の工事が完了したときは、すみやかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等を取得した者又は施行者の所有する施設建築物の一部について第七十七条第五項ただし書の規定により借家権が与えられるように定められ、第八十八条第五項の規定により借家権を取得した者ごとに、施設建</p>	<p>（更新建築物之一部分等的價額等之確定）</p> <p>第一百〇三條 實施者於第一種市街地更新事業之工程完成時，須立即確定該事業所需之費用金額，同時依據政令規定，以其確定之金額及第八十条第一項規定的三十日期間屆滿日，考量附近類似土地、同種類建築物或同種類建築物相同權利之交易價格等所制定之相當價額為基準；在確定設施建築基地、其共有持分或更新建築物部分之價額、設施建築基地租金或實施者出租更新建築物部分之房租金額後，必須將確定金額，分別告知取得設施建築基地、其共有持分或更新建築物之一部分等者或是依據第七十七条第五項但書之規定可對實施者持有的更新建築物之一部分授予房屋租賃權者、依據第八十八條第五項規定而取得房屋租賃權者。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等の価額、施設建築敷地の地代の額又は施行者が賃貸する施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により確定した地代の額は、当事者間に別段の合意がない限り、施設建築敷地について当事者の合意により定められた地代の額とみなす。ただし、その額に不服がある者は、前項の通知を受けた日から六十日以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。</p> <p>3 前項ただし書の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。</p>	<p>2. 依據前項規定所確定租金金額，若當事人間未另有商定，則視為經當事人間合意所擬訂之設施建築基地之租金金額。但對其金額不服者，可於收到前項通知起六十日內，透過申訴請求增減。</p> <p>3. 於前項但書之申訴中，須將其他當事人之一方作為被告。</p>	
	<p>(清算)</p> <p>第一百四条 前条第一項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第八十八条第一項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。</p> <p>2 第九十九条の二第三項の規定により特定建築者が特定施設建築物の一部を取得する場合には、施行者は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と第九十九条の六第二項の規定</p>	<p>(清算)</p> <p>第一百〇四條 前條第一項規定所確定之設施建築基地或其共有持分或是更新建築物之一部分等之價額，與受配人所有對應的權利之實施地區內之建築用地、土地租賃權或建築物之價額具有差額時，實施者須收取或交付與其差額相當之金額。同項規定所確定的設施建築基地之租金金額，與第八十八條第一項但書規定的已支付租金概算金額具有差額時，同前述。</p> <p>2. 特定建築者依據第九十九條之2第三項規定取得特定更新建築物之一部分時，實施者須依據政令規定，確定特定建築者取得之部分以外的部分，其相關特定更新建築物整備所需費用，並且必須在該費用金額與第九十九條之6第二項規定之讓售對價金額具有差額時，收取或交付與差額相當</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>	<p>金額。</p>	
	<p>(清算金の供託及び物上代位) 第二百五条 前条第一項に規定する宅地、借地権又は建築物が先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的となつていたときは、これらの権利者のすべてから供託しなくてもよい旨の申出があつたときを除き、施行者は、同項の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならない。第九十二条第五項及び第六項の規定は、この場合について準用する。 2 前項の先取特権、質権又は抵当権を有していた者は、同項の規定により供託された清算金に対してその権利を行うことができる。</p>	<p>(取待清算金之託管) 第一百〇五條 前條第一項規定之建築用地、土地租賃權或建築物，是以優先取得特權、典權、抵押權、預告登記、買回特約之登記相關權利為目的時，除非上述全體權利人皆提出不需託管之意旨，否則實施者必須依據同項規定，以託管方式取代應交付之清算金。於此情況下，準用第九十二條第五項及第六項之規定。 2. 前項之優先取得特權、典權或抵押權之權利人可依據同項規定，對託管清算金行使其權利。</p>	
	<p>(清算金の徴収) 第一百六条 第一百四条第一項の規定により徴収すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができる。 2 個人施行者以外の施行者は、第一百四条第一項の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。）を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。 3 前項の督促をするときは、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内</p>	<p>(清算金之收取) 第一百〇六條 第一百〇四條第一項規定應收取之清算金，依據政令規定可以附加利息方式分期收取。 2. 第一百〇四條第一項規定應收取之清算金（附加前項規定之利息時，則包含其利息，以下同）有滯納者時，個人實施者以外之實施者可透過催繳單設定之繳納期限催繳。 3. 進行前項催繳時，組合可依據章程規定、更新公司依據準則規定、地方政府或機構等可依據政令規定，按年利率百分之十四點五所計算之金額範圍內收取滯納金。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>の延滞金を徴収することができる。</p> <p>4 第二項の督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体又は機構等は、国税滞納処分の例により、同項の清算金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>5 延滞金は、清算金に先だつものとする。</p> <p>6 第四十一条の規定は、組合の徴収に係る第二項の清算金及び第三項の延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。</p> <p>7 第五十条の十一第一項及び第二項の規定は、再開発会社の徴収に係る第二項の清算金及び第三項の延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。</p> <p>8 第四十二条の規定は、施行者が第二項の清算金及び第三項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第百六条第二項」と読み替えるものとする。</p>	<p>4. 接獲第二項之催繳者未於催繳單上所指定之期限前繳納其應繳納之金額時，地方政府或機構等可依據國稅滯納處分之範例，收取同項之清算金及前項滯納金。於此情況下，清算金及滯納金之優先取得特權順位僅次於國稅及地方稅。</p> <p>5. 滯納金優先於清算金。</p> <p>6. 若未於催繳單上所指定期限前繳納組合收取相關的第二項之清算金及第三項之滯納金時，則準用第四十一條規定。</p> <p>7. 若未於催繳單上所指定之期限前繳納更新公司收取相關的第二項之清算金及第三項之滯納金時，則準用第五十條之11 第一項及第二項。</p> <p>8. 第四十二條之規定準用於實施者收取第二項清算金及第三項滯納金權利。於此情況下，同條第二項中之「前條第一項」改稱「第一百〇六條第二項」。</p>	
	<p>(先取特権)</p> <p>第百七条 第百四条第一項の清算金を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施設建築物の一部の上に先取特権を有する。</p> <p>2 前項の先取特権は、第百一条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによつてその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するとき</p>	<p>(優先取得特権)</p> <p>第一百〇七條 具有第一百〇四條第一項清算金收取權利之實施者，對其繳納義務人所取得之更新建築物之一部分上擁有優先取得特權。</p> <p>2. 前項優先取得特權，依據第一百〇一條第一項規定登記時，透過清算金之預算金額登記而保有其效力。但清算金金額超過其預算金額時，不存在其超過金額。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>は、その超過額については存在しない。</p> <p>3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項 前段の規定に従つてした登記とみなす。</p>	<p>3. 第一項優先取得特権視為不動産工程之優先取得特権，遵照前項本文規定之登記則視為遵照民法第三百三十八條第一項前段規定之登記。</p>	
	<p>(施行者が取得した施設建築物の一部等の管理処分)</p> <p>第一百八条 第一種市街地再開発事業により施行者が取得した施設建築物の一部等は、次に掲げる場合を除き、公募により賃貸し、又は譲渡しなければならない。この場合において、施行者は、賃貸又は譲渡後の施設建築物の一部等が当該第一種市街地再開発事業の目的に適合して利用されるよう十分に配慮しなければならない。</p> <p>一 巡査派出所、電気事業者の電気工作物その他公益上欠くことができない施設の用に供するため必要があるとき。</p> <p>二 施行地区内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者又は施行地区内の建築物について借家権を有する者の居住又は業務の用に供するため特に必要があるとき。</p> <p>三 再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該再開発会社の株主又は社員の居住又は業務の用に供するため特に必要があるとき。</p> <p>四 施行地区が第二条の三第一項 第二号又は第二項の地区内にある場合において、当該地区内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者又は当該地区内の建築物について借家権を有する者であ</p>	<p>(實施者取得の更新建築物之一部分等の管理處分)</p> <p>第一百〇八條 實施者依據第一種市街地更新事業所取得の更新建築物之一部分等，除下列情況，否則須透過公開招募出租或讓售。於此情況下，實施者須充分考量在出租或讓售後，更新建築物之一部分等之用途可符合該第一種市街地更新事業之目的。</p> <p>一、供派出所、電力事業者之電力設備器材暨其他公益上不可或缺之設施使用而有必要時。</p> <p>二、供實施地區內建築用地、基於土地租賃權或權源而存在之建築物所有權人或持有實施地區內建築物的房屋租賃權者居住使用或業務使用而有特別之必要時。</p> <p>三、於更新公司實施第一種市街地更新事業時，供該更新公司之股東或職員居住使用或業務使用而有特別必要時。</p> <p>四、實施地區位於第二條之 3 第一項第二款或第二項的地區內時，供該地區內之建築用地、基於土地租賃權或權源而存在建築物所有權人或持有該地區內房屋租賃權者，隨著該地區內之其他市街地更新事業或依據土地重</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>つて、当該地区内における他の市街地再開発事業又は土地区画整理法による土地区画整理事業、密集市街地整備法による防災街区整備事業若しくは都市計画事業の施行に伴い当該宅地、借地権、建築物又は借家権を失い、かつ、当該権利に対応する権利を与えられないものの居住又は業務の用に供するため特に必要があるとき。</p> <p>五 その他国土交通省令で定める場合</p> <p>2 施行者が地方公共団体であるときは、施行者が第一種市街地再開発事業により取得した施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等の管理処分については、当該地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は、適用しない。</p>	<p>劃法之土地重劃事業、密集市街地整備法之防災街区整備事業或是都市計畫事業之實施，而喪失該建築用地、土地租賃權、建築物或房屋租賃權且無法授予對應該權利人居住使用或業務使用而有特別必要時。</p> <p>五、依據其他國土交通省令擬訂。</p> <p>2. 實施者為地方政府時，關於實施者依據第一種市街地更新事業取得之設施建築基地或其共有持分、以持有更新建築物為目的之地上權或是更新建築物的一部分等之管理處分，不適用該地方政府之財產管理處分相關的法令規定。</p>	
	<p>（第一種市街地再開発事業の施行により設置された公共施設の管理）</p> <p>第九十九条 第一種市街地再開発事業の施行により設置された公共施設は、当該公共施設の整備に関する工事が完了したときは、その存する市町村の管理に属する。ただし、法律又は規準、規約、定款若しくは施行規程に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。</p>	<p>（依據第一種市街地更新事業實施所設置的公共設施之管理）</p> <p>第一百〇九條 依據第一種市街地更新事業之實施所設置的公共設施於該公共設施之整備相關工程完成時，屬於其所在之市町村管理。但法律或準則、規約、章程或是實施規則有擬訂應管理者時，須屬於該管理者管理。</p>	
	<p>第五款之二 施設建築敷地内の道路に関する特例</p>	<p>第五款之 2 設施建築基地內之道路相關特例</p>	
	<p>第九十九条之二 都市計画法第十二条の四第一項第一号 に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべ</p>	<p>第一百〇九條之 2 關於都市計畫法第十二條之 4 第一項第一款所列舉的地區計畫區域（限地區整備計畫所擬訂之區域中依據同法第十二條之 11 規定，應作為建築物暨其他設備器材之用地一併利用之區域所擬訂之區</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>き区域として定められている区域に限る。)内における第一種市街地再開発事業その他政令で定める第一種市街地再開発事業については、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めた場合においては、権利変換計画は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、一個の施設建築物の敷地のうちその上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存することとなる部分（以下この項において「一個の施設建築物の敷地の道路部分」という。）については、それ以外の部分と別の筆の土地となるものとして定めなければならない。この場合において、当該一個の施設建築物の敷地の道路部分は、特別の事情がない限り、一筆の土地となるものとして定めなければならない。</p> <p>3 前項前段に規定する場合には、権利変換計画は、施設建築敷地のうちその上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存することとなる部分（以下「施設建築敷地の道路部分」という。）には、第七十五条第二項に定めるもののほか、当該道路の所有を目的とする民法第二百六十九条の二第一項の地上権が設定されるものとして定めなければならない。</p> <p>4 第二項前段に規定する場合には、第八十二条の規定にかかわらず、権利変換計画において、第一種市街地再開発事業により従前の</p>	<p>域。)中之第一種市街地更新事業暨其他政令規定之第一種市街地更新事業，可於事業計畫中擬訂設施建築基地上空或地下設置道路或是存在道路。</p> <p>2. 關於前項規定之事業計畫中，擬訂設施建築基地上空或地下設置道路或存在道路時，權利變換計畫不受限於第七十五條第一項規定，其中一更新建築物用地之上空、地下設置道路或存在道路之部分（以下於本項稱「一更新建築物用地之道路部分」），須作為除外的部分與另一筆土地來擬訂。於此情況下，該更新建築物用地之道路部分若無特別原因，須作為一筆土地來擬訂。</p> <p>3. 於前項前段規定之情況下，對於設施建築基地中其上空或地下設置道路或存在道路之部分（以下稱「設施建築基地之道路部分」），除第七十五條第二項所擬訂者之外，權利變換計畫擬訂須將以擁有該道路為目的之民法第二百六十九條之2第一項地上權視為已設定。</p> <p>4. 於第二項前段規定之情況下，不受限於第八十二條之規定，權利變換計畫依據第一種市街地更新事業取代原道路所設置的新道路相關前項規定之</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>道路に代えて設置される新たな道路に係る前項に規定する地上権は、従前の道路の用に供される土地の所有者が国であるときは国に、地方公共団体であるときは当該地方公共団体に帰属し、その他の新たな道路に係る同項に規定する地上権は、当該道路を管理すべき者（その者が第一号法定受託事務として当該道路を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するように定めなければならない。</p> <p>5 第二項前段に規定する場合には、権利変換計画において、従前より存する道路に係る第三項に規定する地上権は、当該道路の管理者（その者が第一号法定受託事務として当該道路を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するように定めなければならない。</p> <p>6 第二項前段に規定する場合には、権利変換計画において、第七十三条第一項各号に掲げる事項のほか、国土交通省令で定めるところにより、第三項に規定する地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件（民法第二百六十九条の二第一項 後段の制限を加える場合にあっては、その制限を含む。）の概要を定めなければならない。</p> <p>7 第二項から前項までの規定により権利変換計画を定めた場合においては、施設建築敷地の道路部分には、第八十八条第一項に定めるもののほか、権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条の二の規定により道路の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものと</p>	<p>地上権，供原有道路使用之土地所有權人為中央時應歸屬中央、為地方政府時應歸屬該地方政府；其他新道路相關同項規定之地上權，則須規定歸屬該道路應管理者（其是作為第一款法定受託事務管理該道路之地方政府時則為中央）。</p> <p>5. 於第二項前段規定之情況下，在權利變換計畫內須擬訂原有道路相關之第三項規定的地上權歸屬該道路的管理者（其是作為第一款法定受託事務來管理該道路之地方政府時則為中央）。</p> <p>6. 於第二項前段規定之情況下，權利變換計畫內除了第七十三條第一項各款列舉之事項外，須依據國土交通省令規定，擬訂第三項規定之地上權的明細及其歸屬以及其存續期間暨其他條件（加入民法第二百六十九條之 2 第一項後段之限制時，含其限制）之概要。</p> <p>7. 依據第二項至前項之規定擬訂權利變換計畫時，設施建築基地之道路部分除第八十八條第一項規定者外，於權利變換日遵照權利變換計畫之規定，將民法第二百六十九條之 2 規定以擁有道路為目的之同條第一項地上權視為已設定。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>みなす。</p> <p>8 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。</p>	<p>8. 第八十八條第六項之規定準用於前項規定之地上權之設定。</p>	
	<p>第六款 権利変換手続の特則</p>	<p>第六款 權利變換程序之特約條款</p>	
	<p>第一百十条 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、施行地区内の土地又は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たときは、第七十三条第二項から第四項まで、第七十五条から第七十八条まで、第八十条、第八十一条、前条第二項後段及び第一百十八条の三十二第一項の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第八十三条、第一百二条、第一百三及及び第一百八条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の規定により権利変換計画を定めた場合においては、第八十七条から第八十九条までの規定にかかわらず、権利変換計画の定めるところにより、権利変換期日において土地及び土地に存する物件に関する権利の得喪及び変更を生じ、当該第一種市街地再開発事業により建築される施設建築物に関する権利は、権利変換計画の定めるところにより、これを取得すべき者が取得する。</p> <p>3 前項の規定による借地権の設定については、地方自治法第二百三十八条の四第一項 及び国有財産法第十八条第一項 の規定は、適用しない。</p> <p>4 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適</p>	<p>第一百一十條 實施者於權利變換日就發生之關係權利變動暨其他權利變換之內容，取得所有實施地區內之土地或地上物相關權利人及組合員或特定事業參加者之同意時，可不用依據第七十三條第二項至第四項、第七十五條至第七十八條、第八十條、第八十一條、前條第二項後段及第一百一十八條之 32 第一項之規定來擬訂權利變換計畫。於此情況下，不適用第八十三條、第一百〇二條、第一百〇三條及第一百〇八條第一項之規定。</p> <p>2. 依據前項規定擬訂權利變換計畫時，不受第八十七條至第八十九條之規定限制，依據權利變換計畫規定，於權利變換日發生土地及存在於土地之地上物相關權利之得喪變更，依據該第一種市街地更新事業所建造之更新建築物相關權利，依據權利變換計畫規定由應得人取得。</p> <p>3. 前項規定的土地租賃權之設定，不適用地方自治法第二百三十八條之 4 第一項及國有財產法第十八條第一項之規定。</p> <p>4. 於第一項之情況下，列舉於下表上欄的規定之同表中欄所列舉之字句，改稱同表下欄所列舉之字句，並適用於這些規定。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯			備註																
	<p>用する。</p> <p>第四十条第一項、第七十三条第一項第十三号及び第十四号 施設建築物の一部等 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利</p> <p>第四十四条 第八十八条第一項の規定による地上権 借地権</p> <p>第四十四条 地上権の目的 借地権の目的</p> <p>第五十条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五十条の十第一項、第五十二条第二項第五号、第五十六条の二第一項、第五十八条の二第一項 施設建築物の一部等 施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利</p> <p>第七十三条第一項第二号、第四号及び第六号 施設建築敷地若しくははその共有持分又は施設建築物の一部等 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利</p> <p>第七十三条第一項第十二号 施設建築敷地若しくははその共有持分、施設建築物の一部等 施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利</p> <p>第七十三条第一項第十五号 施設建築敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利</p> <p>第七十三条第一項第十八号 その他 前各号に掲げるもののほか、権利変換の内容その他</p> <p>第九十条第一項 従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="754 197 909 264">上欄</th> <th data-bbox="909 197 1098 264">中欄</th> <th data-bbox="1098 197 1281 264">下欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="754 264 909 678">第四十条第一項、第七十三条第一項第十三款及第十四款</td> <td data-bbox="909 264 1098 678">更新建築物之一部分等</td> <td data-bbox="1098 264 1281 678">設施建築基地或更新建築物相關權利</td> </tr> <tr> <td data-bbox="754 678 909 898">第四十条</td> <td data-bbox="909 678 1098 898">第八十八条第一項規定之地上権</td> <td data-bbox="1098 678 1281 898">土地租賃權</td> </tr> <tr> <td data-bbox="754 898 909 1014">第四十条</td> <td data-bbox="909 898 1098 1014">地上権之目的</td> <td data-bbox="1098 898 1281 1014">土地租賃權之目的</td> </tr> <tr> <td data-bbox="754 1014 909 2000">第五十条之3第一項第五款、第三項、第五十条之10第一項、第五十二条第二項第五款、第五十六条之2第一項、第五十八条之2第一項</td> <td data-bbox="909 1014 1098 2000">更新建築物之一部分等</td> <td data-bbox="1098 1014 1281 2000">設施建築基地或更新建築物相關權利</td> </tr> <tr> <td data-bbox="754 2000 909 2056">第七十</td> <td data-bbox="909 2000 1098 2056">設施建築</td> <td data-bbox="1098 2000 1281 2056">設施建築</td> </tr> </tbody> </table>	上欄	中欄	下欄	第四十条第一項、第七十三条第一項第十三款及第十四款	更新建築物之一部分等	設施建築基地或更新建築物相關權利	第四十条	第八十八条第一項規定之地上権	土地租賃權	第四十条	地上権之目的	土地租賃權之目的	第五十条之3第一項第五款、第三項、第五十条之10第一項、第五十二条第二項第五款、第五十六条之2第一項、第五十八条之2第一項	更新建築物之一部分等	設施建築基地或更新建築物相關權利	第七十	設施建築	設施建築	
上欄	中欄	下欄																			
第四十条第一項、第七十三条第一項第十三款及第十四款	更新建築物之一部分等	設施建築基地或更新建築物相關權利																			
第四十条	第八十八条第一項規定之地上権	土地租賃權																			
第四十条	地上権之目的	土地租賃權之目的																			
第五十条之3第一項第五款、第三項、第五十条之10第一項、第五十二条第二項第五款、第五十六条之2第一項、第五十八条之2第一項	更新建築物之一部分等	設施建築基地或更新建築物相關權利																			
第七十	設施建築	設施建築																			

章節	日文原文	中文翻譯			備註
	<p>二条第二十号に規定する表題登記をいう。)又は権利変換手続開始の登記の抹消</p> <p>第九十条第二項及び第三項、第九十六条第四項 第八十七条第二項 第一百十条第二項</p> <p>第九十条第二項 及び所有権以外の権利の登記の抹消 並びに権利変換に伴い消滅した権利の登記及び権利変換手続開始の登記の抹消</p> <p>第九十五条 第八十七条 第一百十条第二項</p> <p>第九十九条の六第二項 地上権又はその共有持分 施設建築敷地に関する権利</p> <p>第一百条 第八十八条第二項又は第五項 第一百十条第二項</p> <p>第一百八条第二項 施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利</p>	<p>三 條 第 一 項 第 二 款、第 四 款 及 第 六 款</p>	<p>基 地 或 其 共 有 持 分 或 是 更 新 建 築 物 之 一 部 分 等</p>	<p>基 地 或 更 新 建 築 物 相 關 權 利</p>	
	<p>第九十条第二項 及び所有権以外の権利の登記の抹消 並びに権利変換に伴い消滅した権利の登記及び権利変換手続開始の登記の抹消</p> <p>第九十五条 第八十七条 第一百十条第二項</p>	<p>第 七 十 三 條 第 一 項 第 十 二 款</p>	<p>設 施 建 築 基 地 或 其 共 有 持 分、更 新 建 築 物 之 一 部 分 等</p>	<p>設 施 建 築 基 地 或 更 新 建 築 物 相 關 權 利</p>	
	<p>第九十九条の六第二項 地上権又はその共有持分 施設建築敷地に関する権利</p> <p>第一百条 第八十八条第二項又は第五項 第一百十条第二項</p> <p>第一百八条第二項 施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利</p>	<p>第 七 十 三 條 第 一 項 第 十 五 款</p>	<p>設 施 建 築 基 地 或 其 共 有 持 分 及 更 新 建 築 物 之 一 部 分 等</p>	<p>設 施 建 築 基 地 或 更 新 建 築 物 相 關 權 利</p>	
	<p>第九十九条の六第二項 地上権又はその共有持分 施設建築敷地に関する権利</p> <p>第一百条 第八十八条第二項又は第五項 第一百十条第二項</p> <p>第一百八条第二項 施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利</p>	<p>第 七 十 三 條 第 一 項 第 十 八 款</p>	<p>其 他</p>	<p>前 各 款 所 列 舉 之 人 員 外、權 利 變 換 之 內 容 暨 其 他</p>	
	<p>第九十条第二項 及び所有権以外の権利の登記の抹消 並びに権利変換に伴い消滅した権利の登記及び権利変換手続開始の登記の抹消</p> <p>第九十五条 第八十七条 第一百十条第二項</p> <p>第九十条第二項 及び所有権以外の権利の登記の抹消 並びに権利変換に伴い消滅した権利の登記及び権利変換手続開始の登記の抹消</p> <p>第九十五条 第八十七条 第一百十条第二項</p> <p>第一百八条第二項 施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利</p>	<p>第 九 十 條 第 一 項</p>	<p>舊 土 地 之 標 示 部 登 記 之 註 銷 及 新 土 地 之 標 示 登 記 (指 不 動 產 登 記 法 (二〇〇四年法律第一百三號)第二條第二十款規定之標示登記。)</p>	<p>舊 土 地 之 標 示 部 登 記 之 註 銷 及 新 土 地 之 標 示 登 記 (指 不 動 產 登 記 法 (二〇〇四年法律第一百三號)第二條第二十款規定之標示登記。)或 權 利 變 換 程</p>	

章節	日文原文	中文翻譯			備註
				序開始登記之註銷	
		第九十條第二項及第三項、第九十六條第四項	第八十七條第二項	第一百十條第二項	
		第九十條第二項	及所有權以外的權利登記之註銷	以及伴隨權利變換而消滅之權利登記及權利變換程序開始登記之註銷	
		第九十五條	第八十七條	第一百十條第二項	
		第九十九條之六第二項	地上權或其共有持分	設施建築基地相關權利	
		第一百條	第八十八條第二項或第五項	第一百十條第二項	
		第一百〇八條第二項	設施建築基地或其共有持分、以擁有更新建築物為目的之地上權或更新建築物之一部分等	設施建築基地或更新建築物相關權利	

章節	日文原文	中文翻譯	備註									
	<p>第百十一条 施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないとき認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権（第百九条の二第三項に規定する地上権を除く。）が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第七十六条、第七十七条第二項後段及び第三項並びに第八十八条第一項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。</p> <p>第四十条第一項、第七十三条第一項第十三号、第十四号及び第四項ただし書、第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第三項、第八十八条第三項、第百二条第一項、第百三条の見出し、第百八条の見出し、同条第一項</p> <p>施設建築物の一部等 建築施設の部分</p> <p>第五十条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五十条の十第一項、第五十二条第二項第五号、第五十六条の二第一項、第五十八条の二第一項 施設建築物の一部等又は建築施設の部分 建築施設の部分</p> <p>第七十三条第一項第二号、第四号及び第六号、第七十八条第一項、第八十九条、第百四条第一項 施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等 建築施設の部分</p> <p>第七十三条第一項第十二号、第九十一条第一項 施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等 建築施設の部分</p> <p>第七十三条第一項第十五号 施設</p>	<p>第一百一十一條 實施者依據第七十五條第二項規定擬訂權利變換計畫，若認為具有不妥之特別原因時，不受同項規定限制，可將設施建築基地之地上權（第一百〇九條之2第三項規定之地上權除外）視為未設定狀態來擬訂權利變換計畫。於此情況下，不適用第七十六條、第七十七條第二項後段及第三項以及第八十八條第一項之規定，列舉於下表上欄的規定之同表中欄所列舉之文字，改稱同表下欄所列舉之文字，並適用上述規定。</p> <table border="1" data-bbox="759 719 1281 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="759 719 943 792">上欄</th> <th data-bbox="943 719 1126 792">中欄</th> <th data-bbox="1126 719 1281 792">下欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="759 792 943 2011"> 第四十條第一項、第七十三條第一項第十三款、第十四款及第四項但書、第七十七條之標題、同條第一項、第二項前段及第四項、第七十九條第三項、第八十八條第三項、第一百〇二條第一項、第一百〇三條之標題、第一百〇八條之標題、同條第一項 </td> <td data-bbox="943 792 1126 2011"> 更新建築物之一部分等 </td> <td data-bbox="1126 792 1281 2011"> 建築設施之部分 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="759 2011 943 2016"> 第五十條 </td> <td data-bbox="943 2011 1126 2016"> 更新建築 </td> <td data-bbox="1126 2011 1281 2016"> 建築設施 </td> </tr> </tbody> </table>	上欄	中欄	下欄	第四十條第一項、第七十三條第一項第十三款、第十四款及第四項但書、第七十七條之標題、同條第一項、第二項前段及第四項、第七十九條第三項、第八十八條第三項、第一百〇二條第一項、第一百〇三條之標題、第一百〇八條之標題、同條第一項	更新建築物之一部分等	建築設施之部分	第五十條	更新建築	建築設施	
上欄	中欄	下欄										
第四十條第一項、第七十三條第一項第十三款、第十四款及第四項但書、第七十七條之標題、同條第一項、第二項前段及第四項、第七十九條第三項、第八十八條第三項、第一百〇二條第一項、第一百〇三條之標題、第一百〇八條之標題、同條第一項	更新建築物之一部分等	建築設施之部分										
第五十條	更新建築	建築設施										

章節	日文原文	中文翻譯			備註
	<p>建築敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等 建築施設の部分 第七十五条第三項、第八十八条第四項 施設建築物の所有を目的とする地上権 施設建築敷地 第七十七条第一項 借地権 宅地又は借地権 第七十九条第一項 第二項又は第三項 第二項前段 第八十一条、第九号又は第十号又は第十号 第八十五条第四項 施設建築敷地の共有持分又は施設建築物の一部等 建築施設の部分 第八十八条第二項、第九十九条の六第二項 地上権 施設建築敷地 第一百三十三条第一項 施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等 建築施設の部分 第一百三十三条第一項 価額、施設建築敷地の地代の額 価額 第一百八条第二項 施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等 施設建築敷地又は建築施設の部分 第一百八条の三十二第一項 所有権及び地上権 所有権</p>	<p>之3第一項 第五款、第二項及第三項、第五十條之10 第一項、第五十二條 第二項 第五款、第五十六條之2 第一項、第五十八條之2第一項</p>	<p>物之一部分等或建築設施之一部分</p>	<p>之部分</p>	
	<p>第八十八条第二項、第九十九条の六第二項 地上権 施設建築敷地 第一百三十三条第一項 施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等 建築施設の部分 第一百三十三条第一項 価額、施設建築敷地の地代の額 価額 第一百八条第二項 施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等 施設建築敷地又は建築施設の部分</p>	<p>第七十三條第一項 第二款、第四款及第六款、第七十八條第一項、第八十九條、第一百〇四條第一項</p>	<p>設施建築基地或其共有持分與更新建築物之一部分等</p>	<p>建築設施之部分</p>	
	<p>第一百三十三条第一項 施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等 建築施設の部分 第一百三十三条第一項 価額、施設建築敷地の地代の額 価額 第一百八条第二項 施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等 施設建築敷地又は建築施設の部分</p>	<p>第七十三條第一項 第十二款、第九十一條第一項</p>	<p>設施建築基地或其共有持分、更新建築物之一部分等</p>	<p>建築設施之部分</p>	
	<p>第一百三十三条第一項 施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等 建築施設の部分 第一百三十三条第一項 価額、施設建築敷地の地代の額 価額 第一百八条第二項 施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等 施設建築敷地又は建築施設の部分</p>	<p>第七十三條第一項 第十五款</p>	<p>設施建築基地或其共有持分及更新建築物之一部分等</p>	<p>建築設施之部分</p>	
	<p>第一百三十三条第一項 施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等 建築施設の部分 第一百三十三条第一項 価額、施設建築敷地の地代の額 価額 第一百八条第二項 施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の所有を目的とする地上権又は施設建築物の一部等 施設建築敷地又は建築施設の部分</p>	<p>第七十五條第三項、第八十</p>	<p>以擁有更新建築物為目的之</p>	<p>設施建築基地</p>	

章節	日文原文	中文翻譯		備註
		八條第四項	地上權	
		第七十七條第一項	土地租賃權	建築用地或土地租賃權
		第七十九條第一項	第二項或第三項	第二項前段
		第八十一條	、第九款或第十款	或第十款
		第八十五條第四項	設施建築基地之共有持分或更新建築物之一部分等	建築設施之部分
		第八十八條第二項、第九十九條之6第二項	地上權	設施建築基地
		第一百〇三條第一項	設施建築基地、其共有持分或更新建築物之一部分等	建築設施之部分
		第一百〇三條第一項	價額、設施建築基地之地租金額	價額
		第一百〇八條第二項	設施建築基地或其共有持分、以擁有更新建築	設施建築基地或建築設施之部分

章節	日文原文	中文翻譯		備註
			物為目的之地上權或更新建築物之一部分等	
		第一百二十八條之32第一項	所有權及地上權	所有權
	第三節 個人施行者等の事業の代行	第三節 個人實施者等之事業代行		
	<p>(事業代行開始の決定)</p> <p>第一百二十二条 都道府県知事は、第一種市街地再開発事業について、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の現況その他の事情により個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第二百二十四条第三項、第二百二十四条の二から第二百五条の二までの規定による監督処分によつては個人施行者、組合又は再開発会社の事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、事業代行の開始を決定することができる。</p>	<p>(開始事業代行之決定)</p> <p>第一百一十二條 有關第一種市街地更新事業，凡個人實施者、組合或更新公司之事業，因其現況或其他事由而致事業進行發生困難時，都道府縣知事依據第一百二十四條第三項、第一百二十四條之2至第一百二十五條之2的規定執行監督處分並確認實施者、組合或更新公司無法繼續完成事業之際，可以決定開始事業代行。</p>		
	<p>(事業代行開始の公告)</p> <p>第一百十三条 都道府県知事は、前条の規定により事業代行の開始を決定したときは、個人施行者の氏名若しくは名称又は組合若しくは再開発会社の名称、個人施行者、組合又は再開発会社の事業が事業代行者により代行される旨、当該事業代行者の名称、事業代行開始の決定の年月日その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。</p>	<p>(事業代行開始之公告)</p> <p>第一百一十三條 都道府縣知事依據前項規定，當決定開始事業代行時，必須公告個人實施者之姓名或名稱、組合或更新公司之名稱、個人實施者、組合或更新公司之事業將由事業代行者代行事宜以及此事業代行者之名稱、決定開始事業代行之時間，以及其他國土交通省令制訂之事項。</p>		

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(事業代行者)</p> <p>第百十四条 事業代行者は、都道府県知事とする。ただし、都道府県知事は、個人施行者、組合又は再開発会社の施行地区を管轄する市町村長と協議して、当該市町村長を事業代行者と定めることができる。</p>	<p>(事業代行者)</p> <p>第一百一十四條 事業代行者由都道府県知事擔任。但都道府県知事可與管轄其實施地區的市町村長協議，指定其市町村長為事業代行者。</p>	
	<p>(事業代行開始の効果)</p> <p>第百十五条 事業代行開始の公告があつたときは、個人施行者の事業にあつては業務の執行並びに当該業務に係る財産の管理及び処分をする権限は、組合又は再開発会社の事業にあつては組合又は再開発会社の代表、業務の執行並びに財産の管理及び処分をする権限は、事業代行終了の公告があるまでの間、事業代行者に専属する。</p>	<p>(開始事業代行之成效)</p> <p>第一百一十五條 當事業代行開始的公告發布後，在事業代行終止的公告發布前，有關個人實施者、組合或更新公司實施事業所涉及之業務執行及該業務相關之財產的管理和處分之權限，將專屬於事業代行者；有關組合或更新公司事業所涉及之組合或更新公司的代表、業務執行與財產管理和處分之權限，也專屬於事業代行者。</p>	
	<p>(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の特例)</p> <p>第百十六条 事業代行者である都道府県知事又は市町村長が統轄する地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、事業代行開始の公告の日後における組合の債務について保証契約をすることができる。</p>	<p>(政府對於法人之財政援助的相關限制法律之特例)</p> <p>第一百一十六條 身為事業代行者的都道府県知事或是市町村長管轄的地方政府，可不受限於政府針對法人之財政援助的相關限制法律（一九四六年法律第二十四號）第三條之規定，對於事業代行開始公告後的組合債務得簽訂保證契約。</p>	
	<p>(事業代行終了の公告等)</p> <p>第百十七条 事業代行者は、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれなくなつたとき、又は第百一条第一項の規定による登記が完了したときは、都道府県知事にあつては事業代行終了の旨を公告し、市町村長にあつてはその旨を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の通知を</p>	<p>(事業代行終止之公告等)</p> <p>第一百一十七條 當造成個人實施者、組合或更新公司在事業上執行困難的風險消失時或依據第一百〇一條第一項之規定完成登記時，都道府県知事必須公告事業代行終止之意旨；市町村長則必須通知都道府県知事此意旨。</p> <p>2. 都道府県知事收到前項通知後，必</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>受けたときは、事業代行終了の旨を公告しなければならない。</p> <p>3 個人実施者、組合又は再開発会社は、事業代行終了の公告後遅滞なく、その財産の処分及び債務の弁済に関する計画を作成して事業代行者であつた者の承認を求めなければならない。</p>	<p>須公告事業代行終止之意旨。</p> <p>3. 個人實施者、組合或更新公司，在事業代行終止的公告發布後，必須立即製作與其財產處分及債務清償相關的計畫，並取得事業代行者之核准。</p>	
	<p>(先取特権)</p> <p>第一百八条 事業代行者である都道府県知事又は市町村長が統轄する地方公共団体は、組合の債務について保証契約をした場合において、その保証に係る債務を弁済したときは、その求償権に関し、組合の取得すべき施設建築物の一部の上に先取特権を有する。</p> <p>2 前項の先取特権は、第一条第一項の規定による登記の際に求償債権の額を登記することによつてその効力を保存する。</p> <p>3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項 前段の規定に従つてした登記とみなす。</p>	<p>(優先取得特権)</p> <p>第一百一十八條 身為事業代行者的都道府縣知事或市町村長管轄的地方政府，若有針對組合的債務簽訂保證契約且其相關保證的債務皆已清償時，在求償權方面，將擁有該組合應取得之一部分的更新建築物之優先取得特權。</p> <p>2. 前項之優先取得特權，可在進行第一百〇一條第一項規定中的登記時，藉由登記求償債權金額來保留其效力。</p> <p>3. 第一項之優先取得特權，視為不動產工程之優先取得特權；而依據前項規定完成之登記，也可視為依民法第三百三十八條第一項前段完成之登記。</p>	
第四章	第四章 第二種市街地再開発事業	第四章 第二種市街地更新事業	
	第一節 管理処分手続	第一節 管理處分程序	
	第一款 管理処分計画	第一款 管理處分計畫	
	<p>(譲受け希望の申出及び賃借り希望の申出)</p> <p>第一百八条の二 次に掲げる公告があつたときは、施行地区内の宅地の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、その者が施行者から払渡しを受けることとなる当該宅地、借地権又は建築</p>	<p>(希望讓售或承租之申請)</p> <p>第一百一十八條之 2 實施地區內之建築用地的所有權人、持有其建築用地租賃權者或基於土地權源而擁有建築物者，於下列公告日起之三十日內，就其持有權利部分，可向實施者提出讓售申請（以下稱為「希望讓售之申請」）之方式來代替實施者原本應支付建築用地、土地租賃權或建築物之對價補償。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>物の対償に代えて、建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出（以下「譲受け希望の申出」という。）をすることができる。</p> <p>一 再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、規準及び事業計画の認可の公告</p> <p>二 地方公共団体が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、事業計画の決定の公告</p> <p>三 機構等が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告</p> <p>2 前項の宅地若しくは建築物の所有権又は同項の借地権で既登記のものの存否又は帰属について争いがある場合においては、争いの当事者のうち当該権利の登記名義人又は当該権利に関する仮登記若しくは処分の制限の登記を有する者に限り、同項の譲受け希望の申出をすることができる。</p> <p>3 第一項の借地権で未登記のものの存否又は帰属について争いがある場合においては、争いの当事者は、同項の譲受け希望の申出をすることができる。</p> <p>4 前二項の規定により、争いの当事者の一方が譲受け希望の申出をしたときは、争いの他方の当事者は、譲受け希望の申出をしたものとみなす。</p> <p>5 第一項の建築物について借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、同項の期間内に、施行者に対し、施設建築物の一部の賃借りを希望する旨の申出（以下「賃借り希望の申出」という。）をすることができる。</p>	<p>一、更新公司實施的第二種市街地更新事業，其實施規程及事業計畫核准之公告</p> <p>二、地方政府實施的第二種市街地更新事業，其事業計畫核准之公告</p> <p>三、機構等實施的第二種市街地更新事業，其實施規程及事業計畫核准之公告</p> <p>2. 前項的建築用地或建築物之所有權或土地租賃權，屬已登記但其權利歸屬存有爭議時，係爭當事人中僅限該權利的登記名義人或具有該權利相關的預告登記或處分限制登記者，可提出希望讓售之申請。</p> <p>3. 第一項的土地租賃權屬未登記而權利歸屬存有爭議時，係爭當事人皆可提出希望讓售之申請。</p> <p>4. 依據前二項之規定，只要係爭當事人中之一方提出希望讓售之申請，另一方係爭當事人也將被視為已提出希望讓售之申請。</p> <p>5. 持有第一項建築物之房屋租賃權者（此指在設定房屋租賃權時，接受其房屋租賃權的設定者），在公告期間內，可對實施者提出希望承租（以下稱為「希望承租之申請」）建築物設施一部之申請。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>6 前五項の規定は、事業計画を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入した場合について準用する。この場合において、第一項中「施行地区」とあるのは「施行地区に編入された土地の区域」と、同項第一号中「規準及び事業計画の認可の公告」とあるのは「新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告」と、同項第二号中「事業計画の決定の公告」とあるのは「新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告」と、同項第三号中「施行規程及び事業計画の認可の公告」とあるのは「新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告」と読み替えるものとする。</p> <p>7 施行者は、譲受け希望の申出をした者の建築物について借家権を有する者から賃借り希望の申出があつたときは、遅滞なく、その旨を譲受け希望の申出をした者に通知しなければならない。</p> <p>8 譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出は、国土交通省令で定めるところにより、書面でしなければならない。</p>	<p>6. 前五項之規定適用於變更事業計畫中，將更新前為實施地區外的範圍新納入實施地區之基地。於此情況下，第一項中的「實施地區」改稱「納入實施地區之土地區域」、同項第一款中的「準則及事業計畫的核准公告」改稱「納入新實施地區之事業計畫變更的核准公告」、同項第二款中的「事業計畫的決定公告」改稱「納入新實施地區之事業計畫的變更公告」、同項第三款中的「實施規範和事業計畫的核准公告」改稱「納入新實施地區之相關事業計畫變更的核准公告」。</p> <p>7. 對於提出希望讓售之申請者的建築物設有房屋租賃權者，當該房屋租賃權者提出希望承租之申請時，實施者必須立即向提出希望讓售之申請者通知其意旨。</p> <p>8. 希望讓售或希望承租之申請，依據國土交通省令制訂的內容，必須以書面方式提出。</p>	
	<p>(譲受け希望の申出に係る宅地等の処分制限)</p> <p>第一百八条の三 譲受け希望の申出をした者(前条第四項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の処分をするには、施行者の承認を得なければならない。</p> <p>2 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むこと</p>	<p>(希望讓售之申請其相關建築用地等之處分限制)</p> <p>第一百一十八條之 3 提出希望讓售之申請者(包括依據前條第四項規定視為希望讓售之申請者，以下同。)，欲處分實施地區中現存的建築用地、土地租賃權或建築物時，必須取得實施者之同意。</p> <p>2. 除非有嚴重阻礙事業執行或其他正當理由，否則實施者不得拒絕前項同意之請求。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ができない。</p> <p>3 前二項の規定は、土地収用法第四十五条の二 に規定する裁決手続開始の登記があつた後における当該登記に係る宅地については、適用しない。</p>	<p>3. 進行土地徵用法第四十五條之 2 規定的裁決程序開始之登記後，仍與該登記相關的建築用地，則不適用於前二項規定。</p>	
	<p>(譲受け希望の申出と補償金の支払請求との調整)</p> <p>第一百八条の四 土地収用法第四十六条の二第一項 の規定による補償金の支払の請求に係る宅地又は借地権については、譲受け希望の申出をすることができない。</p> <p>2 譲受け希望の申出に係る宅地又は借地権については、土地収用法第四十六条の二第一項 の規定による補償金の支払の請求をすることができない。</p>	<p>(希望譲售之申請和補償金支付請求之調整)</p> <p>第一百一十八條之 4 依據土地徵用法第四十六條之 2 第一項之規定，已提出相關之建築用地或土地租賃權補償金支付請求，不得提出希望讓售之申請。</p> <p>2. 提出相關建築用地或土地租賃權的希望讓售之申請者，不得依據土地徵用法第四十六條之 2 第一項規定請求支付補償金。</p>	
	<p>(譲受け希望の申出等の撤回)</p> <p>第一百八条の五 譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者は、第一百八条の二第一項の期間(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者にあつては、同条第六項において準用する同条第一項の期間)が経過した後においては、施行者の同意を得た場合に限り、その譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出を撤回することができる。</p> <p>2 施行者は、事業の遂行に重大な支障がない限り、前項の同意をしなければならない。</p> <p>3 第一百八条の二第八項の規定は、譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回について準用する。</p> <p>4 第一百八条の二第二項又は第三項の規定により譲受け希望の申出がされた場合における譲受け希望の</p>	<p>(撤回希望譲售之申請)</p> <p>第一百一十八條之 5 希望讓售或承租之申請者，在超過第一百一十八條之 2 第一項的期間(針對事業計畫變更後重新納入之實施地區相關的進行希望讓售或承租之申請，則比照同條第六項中準用之同條第一項的期間)，應取得實施者之同意，始得撤回希望讓售或承租之申請。</p> <p>2. 除非有嚴重阻礙事業進行的情事，否則實施者必須同意前項請求。</p> <p>3. 第一百一十八條之 2 第八項的規定準用於撤回希望讓售或承租之申請。</p> <p>4. 依據第一百一十八條之 2 第二項或第三項規定提出希望讓售申請情況下，又欲撤回希望讓售之申請時，係</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>申出の撤回は、争いの当事者が共同してしなければならない。</p>	<p>爭當事人必須共同進行撤回。</p>	
	<p>(管理処分計画の決定及び認可) 第一百八条の六 施行者は、第一百八条の二の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに管理処分計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 再開発会社は、前項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をしたすべての者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をしたすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意した者の施行地区内の借地の地積との合計が、譲受け希望の申出をした者が有する施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。</p> <p>3 第七条の二第五項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。この場合において、同条第五項中「所有権を有する者」とあるのは「譲受け希望の申出をした所有権を有する者」と、「借地権を有する者」とあるのは「譲受け希望の申出をした借地権を有する者」と</p>	<p>(管理処分計畫之決定與核准) 第一百一十八條之 6 於第一百一十八條之 2 規定之程序所需期間屆滿後，實施者必須立即針對各實施地區擬訂管理處分計畫。於此情況下，依據國土交通省令制定之內容，都道府縣和機構等(僅由市設立之地方住宅供給公社除外)，必須取得國土交通大臣之核准；更新公司、市町村或僅由市所設立之地方住宅供給公社，必須經過都道府縣知事之核准。</p> <p>2. 更新公司欲取得前項後段核准時，所提其管理處分計畫，必須取得持有實施地區內建築用地所有權者中希望讓售之申請者總數三分之二以上之同意、持有實施地區內建築用地租賃權中，希望讓售之申請者總數之三分之二以上之同意。於此情況下，同意者所持有之實施地區內土地面積，和同意者所持有實施地區內租賃土地之土地面積之合計，必須為希望讓售之申請者持有之實施地區內之建築用地總面積和租賃土地之總面積合計之三分之二以上。</p> <p>3. 第七條之 2 第五項之規定，準用於依據前項之規定取得同意。於此情況下，同條第五項中「持有所有權者」改稱「希望讓售申請之所有權持有者」，「持有土地租賃權者」改稱「希望讓售申請之土地租賃權持有者」。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項後段及び前二項の規定は、管理処分計画を変更する場合(政令で定める軽微な変更をする場合を除く。)について準用する。</p> <p>5 施行地区が工区に分かれているときは、管理処分計画は、工区ごとに定めることができる。</p>	<p>4. 第一項後段和前二項之規定，準用於變更管理處分計畫的情況（政令規定之輕微變更除外）</p> <p>5. 實施地區為工區（區段）進行劃分時，可依各個工區（區段）擬訂管理處分計畫。</p>	
	<p>(管理処分計画の内容)</p> <p>第一百八条の七 管理処分計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 配置設計</p> <p>二 譲受け希望の申出をした者で建築施設の部分を譲り受けることができるものの氏名又は名称及び住所</p> <p>三 前号に掲げる者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びその見積額並びにその者がその対償に代えて譲り受けることとなる建築施設の部分の明細及びその価額の概算額</p> <p>四 賃借り希望の申出をした者で施設建築物の一部を賃借りすることができるものの氏名又は名称及び住所</p> <p>五 前号に掲げる者が賃借りすることとなる施設建築物の一部</p> <p>六 施行者が施設建築物の一部を賃貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要</p> <p>七 特定事業参加者が譲り受けることとなる建築施設の部分の明細並びにその特定事業参加者の氏名又は名称及び住所</p> <p>八 第三款及び前号の建築施設の部分以外の建築施設の部分の明細及びその管理処分の方法</p>	<p>(管理處分計畫之內容)</p> <p>第一百一十八條之 7 管理處分計畫中，必須按照國土交通省令規定，擬訂下列各款事項。</p> <p>一、配置設計</p> <p>二、希望讓售之申請者，並確定可以讓售取得建築設施之部分者的姓名或名稱及住址</p> <p>三、前款列舉者在實施地區內持有之建築用地、土地租賃權或建築物及其預估金額，以及其代替對價補償而讓售建築設施之部分明細及其價額的概算額</p> <p>四、希望承租且確定可以承租更新建築物之一部份之申請者，其姓名或名稱及住址</p> <p>五、前款所列之承租更新建築物之一部份</p> <p>六、實施者欲出租部分更新建築物時，其標準房租之概算金額及租金以外之租賃條件概要</p> <p>七、特定事業參加者讓售的建築設施的部分之明細，及其特定事業參加者之姓名或名稱及住址</p> <p>八、第三款及前款建築設施部分以外的建築設施部分之明細和其管理處分的方法</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>九 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項</p> <p>十 第三号の見積額並びに同号及び第六号の概算額の算定の基準日並びに工事完了の予定時期</p> <p>十一 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>2 前項第三号の見積額は、同項第十号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。</p> <p>3 第一項第十号の基準日は、第一百八条の二第一項各号に掲げる公告（事業計画を変更して新たに編入した施行地区については、同条第六項において準用する同条第一項各号に掲げる公告）の日（都市計画法第七十一条第一項に規定する理由があるときは、同項の規定により事業の認定の告示があつたものとみなされる日）とする。</p>	<p>九、供新公共設施使用之土地相關歸屬事項</p> <p>十、第三款之預估金額、同款及第六款之概算金額的計算基準日與工程結束預定日</p> <p>十一、其他國土交通省令制定事項</p> <p>2. 前項第三款之預估金額，必須以考慮到同項第十款的基準日內之鄰近類似土地、鄰近同種類建築物或鄰近類似土地相關之同種類權利的交易價格所鑑定出的相當價額，來作為鑑定其價值的準則。</p> <p>3. 第一項第十款之基準日，為頒布於第一百一十八條之2 第一項各款公告（因變更事業計畫而新納入的實施地區時，則準用於同條第六項中的同條第一項各款之公告）之日（若有都市計畫法第七十一條第一項中規定之理由時，則依據同項的規定，視為已公告事業之認可的日期）。</p>	
	<p>（建築施設の部分等）</p> <p>第一百八条の八 管理処分計画においては、譲受け希望の申出をした者及び特定事業参加者に対しては建築施設の部分を譲り渡すように定め、賃借り希望の申出をした者のうち、譲受け希望の申出をした者の所有する建築物について借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）に対してはその所有者が譲り受けることとなる施設建築物の一部を、その他の者に対しては施行者に帰属することとなる施設建築物の一部を賃借りすることができるように定めなければならない。</p>	<p>（建築設施的部分等）</p> <p>第一百一十八條之8 於擬訂管理處分計畫時，必須讓建築設施的部分，可讓售給希望讓售之申請者和特定事業參加者；必須讓其所有者的更新建築物之一部份，可出租給希望承租之申請者，即持有希望讓售之申請者所持有的建築物之房屋租賃權者（此是指在其房屋租賃權之設定者）；必須讓歸屬於實施者的更新建築物的一部份，可出租給其他人。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註												
	<p>(建築施設の部分の価額等の概算額)</p> <p>第百十八条の九 管理処分計画においては、第百十八条の七第一項第三号又は第六号の概算額は、政令で定めるところにより、第二種市街地再開発事業に要する費用及び同項第十号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。</p>	<p>(建築設施的部分之價額等概算金額)</p> <p>第一百一十八條之 9 在管理處分計畫中有關第一百一十八條之 7 第一項第三款或第六款之概算金額，依據政令制定內容，必須考慮第二種市街地更新事業所需之費用及同項第十款的基準日內之鄰近類似土地、鄰近同種類的建築物或鄰近同種類建築物的同種相關權利之交易價格後所鑑定出的相當價額，作為擬訂其價值的準則。</p>													
	<p>(権利変換計画に関する規定の準用)</p> <p>第百十八条の十 第七十三条第二項から第四項まで、第七十四条、第七十五条第一項及び第三項、第七十七条第二項前段、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで並びに第八十六条第一項の規定は、管理処分計画について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第七十三条第二項 権利がある 権利(第百十八条の三第一項の承認を受けないで設定された質権又は抵当権を除く。)がある</p> <p>第七十五条第三項 第七十三条第一項第二号 第百十八条の七第一項第二号</p> <p>第七十五条第三項 施設建築物の所有を目的とする地上権 施設建築敷地</p> <p>第七十七条第二項前段 前項前段に規定する者 譲受け希望の申出をした者</p> <p>第七十七条第二項前段、第七十九条</p>	<p>(關於權利變換計畫規定之準用)</p> <p>第一百一十八條之 10 從第七十三條第二項到第四項、第七十四條、第七十五條第一項和第三項、第七十七條第二項前段、第七十九條、從第八十二條到第八十四條以及第八十六條第一項的規定，準用於管理處分計畫。於此情況下，將下表中列舉於上欄規定的同表中欄之文字，改稱列舉於同表下欄中的文字。</p> <table border="1" data-bbox="762 1294 1278 2063"> <thead> <tr> <th>上欄</th> <th>中欄</th> <th>下欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第七十三條第二項</td> <td>具有…權利</td> <td>具有…權利(尚未獲得第一百一十八條之 3 第一項之核准就設定之典權或抵押權除外)</td> </tr> <tr> <td>第七十五條第三項</td> <td>第七十三條第一項第二款</td> <td>第一百一十八條之 7 第一項第二款</td> </tr> <tr> <td>第七十五條第三項</td> <td>以擁有更新建築物</td> <td>更新建築基地</td> </tr> </tbody> </table>	上欄	中欄	下欄	第七十三條第二項	具有…權利	具有…權利(尚未獲得第一百一十八條之 3 第一項之核准就設定之典權或抵押權除外)	第七十五條第三項	第七十三條第一項第二款	第一百一十八條之 7 第一項第二款	第七十五條第三項	以擁有更新建築物	更新建築基地	
上欄	中欄	下欄													
第七十三條第二項	具有…權利	具有…權利(尚未獲得第一百一十八條之 3 第一項之核准就設定之典權或抵押權除外)													
第七十五條第三項	第七十三條第一項第二款	第一百一十八條之 7 第一項第二款													
第七十五條第三項	以擁有更新建築物	更新建築基地													

章節	日文原文	中文翻譯			備註
	<p>第三項 施設建築物の一部等 建築施設の部分</p> <p>第七十七条第二項前段 従前の価額 従前の宅地、借地権又は建築物の見積額</p> <p>第七十九条第一項 第二項又は第三項 第二項前段</p> <p>第七十九条第三項 前二条 第一百八条の八</p> <p>第八十六条第一項 第七十二条第四項 第一百八条の六第四項</p>		為目的之地上權		
		第七十七条第二項前段	規定於前項前段者	提出希望讓售之申請者	
		第七十七条第二項前段、第七十九条第三項	更新建築物の一部等	建築設施的部分	
		第七十七条第二項前段	舊有之價額	舊有之建築用地、土地租賃權或建築物之預估金額	
		第七十九条第一項	第二項或第三項	第二項前段	
		第七十九条第三項	前二條	第一百一十八條之8	
		第八十六条第一項	第七十二条第四項	第一百一十八條之6第四項	
	第二款 建築施設の部分による対價の給付等	第二款 建築設施部分之對價給付			
	<p>(建築施設の部分による対價の給付)</p> <p>第一百八条の十一 管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる者として定められた者(特定事業参加者を除く。以下「譲受け予定者」という。)に対しては、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅するときは、その取得又は消滅につき施行者が払い渡すべき対價に代えて、この法律で定めるとこ</p>	<p>(建築設施部分之對價補償給付)</p> <p>第一百一十八條之11 管理處分計畫中擬訂為讓售建築設施的部分者(特定事業参加者除外。以下稱「讓售預定者」)，當其在實施地區中所持有之建築用地、土地租賃權或建築物依據契約或因徵收由實施者取得或消滅時，依據本法律制定的內容，實施者須給付該建築設施部分來代替應予以交付的對價補償。</p>			

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ろにより当該建築施設の部分が給付されるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、譲受け希望の申出をした者が第百十八条の三第一項の承認を受けないで施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物を処分したことにより、二以上の者に建築施設の部分を譲り渡す必要が生じたときは、当該二以上の者に対しては、これらの処分がなかつたとすれば当該譲受け希望の申出をした者に譲り渡すべき建築施設の部分について、それぞれ対償の額に応ずる共有持分が給付されるものとする。</p> <p>3 土地収用法第百条の規定は、前二項に規定する対償に関しては、適用しない。</p> <p>4 第一項の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき施行者に取得されたときは、これらの宅地、借地権又は建築物の上の先取特権、質権及び抵当権は、消滅する。</p>	<p>2. 前項情況中，若希望讓售之申請者未獲得第一百一十八條之3第一項的核准就擅自處分實施地區內既有的建築用地、土地租賃權或建築物導致建築設施的部分必須讓售給兩人以上時，若要將上述處分視為不存在，則須按照應讓售給希望讓售申請者之建築設施的部分以其對價補償相應的共有持分給予該兩者以上者。</p> <p>3. 前二項中規定之對價補償不適用於土地徵用法第一百條的規定。</p> <p>4. 第一項的建築用地、土地租賃權或建築物，依據契約而由實施者取得時，該建築用地、土地租賃權或建築物的優先取得特權、典權及抵押權將消滅。</p>	
	<p>（仮登記等に係る権利の消滅について同意が得られない場合における譲受け希望の申出の撤回）</p> <p>第百十八条の十二 譲受け予定者の有する宅地、借地権又は建築物について仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め登記又は処分の制限の登記を有する者がある場合において、当該宅地又は借地権に係るものにあつては土地収用法第四十八条第一項の権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに、当該建築物に係るものにあつては同法第四十九条第一項の明渡裁決において定められた明渡し期限までに、これらの登記に係る権利の消滅につき、これらの者のすべての同意が得られないときは、</p>	<p>（在無法取得消滅預告登記等相關權利之同意下，撤回希望讓售之申請）</p> <p>第一百一十八條之12 若有對於讓售預定者持有的建築用地、土地租賃權或建築物具有預告登記、買回特約及其他有關權利消滅事項的登記或處分限制登記者存在時，與該建築用地或土地租賃權相關者，若無法就土地徵用法第四十八條之一項之權利取得裁決的權利取得之時期前，取得以上所有人相關登記權利消滅的同意時，將視為讓售預定者撤回希望讓售之提議；與該建築物相關者，若無法在同法第四十九第一項規定之點交裁決中訂定的點交期限前，取得以上所有人對於其相關登記權利之消滅的同意時，將視為讓售預定者撤回希望讓售</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>その時において、当該譲受け予定者は、その譲受け希望の申出を撤回したものとみなす。</p> <p>2 第百十八条の二第二項の規定により同項の仮登記又は処分の制限の登記を有する者が譲受け希望の申出をした場合における前項の規定の適用については、これらの者の同意があつたものとみなす。</p> <p>3 第一項の場合における土地収用法第九十五条第一項、第二項及び第四項、第九十六条第一項、第九十七条、第百条、第百一条第一項及び第三項、第百一条の二、第百二条並びに第百二条の二第二項の規定の適用については、同法第九十五条第一項、第百条第一項並びに第百一条第一項及び第三項中「定められた権利取得の時期」とあり、同法第九十五条第二項及び第四項、第九十六条第一項並びに第九十七条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「権利取得の時期として定められた日から起算して一週間を経過する日」と、同法第九十六条第一項、第九十七条第二項及び第百二条の二第二項中「明渡しの期限」とあり、同法第九十七条第一項、第百条第二項、第百一条第三項及び第百二条中「定められた明渡しの期限」とあるのは「明渡しの期限として定められた日から起算して一週間を経過する日」と、同法第百一条の二中「定められる明渡しの期限」とあるのは「明渡しの期限として定められる日から起算して一週間を経過する日」とする。</p>	<p>之申請。</p> <p>2. 依據第一百一十八條之 2 第二項規定，若持有同項的預告登記或處分限制的登記者適用於與希望讓售申請有關的前項規定，則視為已獲得其同意。</p> <p>3. 關於第一項情況下的土地徵用法第九十五條第一項、第二項及第四項、第九十六條第一項、第九十七條、第一百條、第一百〇一條第一項及第三項、第一百〇一條之 2、第一百〇二條及第一百〇二條之 2 第二項的規定之適用：同法第九十五條第一項，第一百條第一項和第一百〇一條第一項及第三項中的「規定取得權利時期」、同法第九十五條第二項及第四項、第九十六條第一項及第九十七條第二項中「權利取得時期」，是指「權利取得認定日起算一週後」；同法第九十六條第一項、第九十七條第二項及第一百〇二條之 2 第二項中的「點交期限」、同法第九十七條第一項，第一百條第二項、第一百〇一條第三項及第一百〇二條中的「規定的點交期限」，是指「點交期限認定日起算一週後的日期」；同法第一百〇一條之 2 中的「規定的點交期限」是指「自點交期限認定日起算一週後的日期」。</p>	
	<p>(物上代位)</p> <p>第百十八条の十三 第百十八条の十一第一項の宅地、借地権又は建築物が先取特権、質権又は抵当権の目</p>	<p>(物上代位)</p> <p>第一百一十八條之 13 第一百一十八條之 11 項之建築用地、土地租賃權或建築物，為優先取得特權、典權或抵</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>的であるときは、その先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利（以下「譲受け権」という。）及び第百十八条の十五第二項又は第百十八条の十九第一項の規定により供託された修正対償額等に対して、その権利を行うことができる。</p> <p>2 第百十八条の十一第二項の規定により一の建築施設の部分が二以上の宅地、借地権又は建築物の対償に代えて給付されることとなるときは、各宅地、借地権又は建築物の上に先取特権、質権又は抵当権を有する者が前項の規定に基づき優先弁済を受けることができる範囲は、同条第二項の共有持分に応じて配分した額を限度とする。</p> <p>3 譲受け希望の申出をした者が第百十八条の三第一項の承認を受けないで施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の上に質権又は抵当権を設定したときは、当該質権又は抵当権を有する者が第一項の規定に基づき優先弁済を受けることができる範囲は、当該質権又は抵当権の目的である宅地、借地権又は建築物に係る額を限度とする。</p>	<p>押権之對象時，持有其優先取得特権、典權或抵押權者，依據前項規定，可獲得讓售建築設施部分之權利（以下稱「讓售權」），以及依據第一百一十八條之 15 第二項或第一百一十八條之 19 第一項之規定，可對託管之修正對價額，執行其權利。</p> <p>2. 第一百一十八條之 11 第二項規定，二個以上の建築用地，土地租賃權或建築物，由單一建築設施作為對價補償給付時，持有各個建築用地、土地租賃權或建築物上之優先取得特権、典權或抵押權者，可依據前項規定優先清償，其清償範圍為按照同條第二項之共有持分比例所分配之金額為上限。</p> <p>3. 希望讓售之申請者，若未取得第一百一十八條之 3 第一項核准之實施地區內現存的建築用地、土地租賃權、或建築物設定之典權或抵押權時，持有該典權或抵押權者，可依據第一項規定取得之優先清償的範圍，其上限為該典權或抵押權的目的之建築用地、土地租賃權或建築物相關的價格。</p>	
	<p>（土地等の取得又は消滅の制限）</p> <p>第百十八条の十四 譲受け希望の申出をした者の宅地、借地権又は建築物は、管理処分計画の認可の公告（事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者の宅地、借地権又は建築物にあつては、当該事業計画の変更に伴う管理処分計画又はその変更の認可の公告）の日前においては、契約に基づき、又は収用により、施行者が取得し、又は消滅させることはで</p>	<p>（土地等的取得或消滅之限制）</p> <p>第一百一十八條之 14 希望讓售之申請者的建築用地、土地租賃權或建築物，在管理處分計畫之核准公告（因變更事業計畫而被新納入實施地區中的希望承租之申請者之建築用地、土地租賃權或建築物，則為核准因該事業計畫的變更而擬訂之管理處分計畫或核准其變更之公告）日前，實施者不得依據契約或徵收進行取得或使其消滅。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>きない。</p> <p>(譲受け希望の申出の撤回に伴う対償の支払等)</p> <p>第百十八条の十五 譲受け予定者が第百十八条の五第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回した場合において、その者の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅しているときは、施行者は、その宅地、借地権又は建築物の対償に当該取得又は消滅の時から当該譲受け希望の申出を撤回した日までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額に、当該譲受け希望の申出を撤回した日から当該対償に修正率を乗じて得た額を支払う時までの期間につき年六パーセントの割合により算出した利息に相当する金額を付けてこれを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、同項の宅地、借地権又は建築物が、契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅する時に先取特権、質権又は抵当権の目的となつていたときは、施行者は、同項の規定により支払うべき対償に修正率を乗じて得た額及び利息に相当する金額(以下「修正対償額等」という。)の支払に代えてこれを供託しなければならない。前項に規定する場合において、第百十八条の十において準用する第七十三条第四項の規定により管理処分計画において存するものとされた権利に係る修正対償額等(併存し得ない二以上の権利が存</p>	<p>(因希望讓售之申請撤回而產生之對價補償支付)</p> <p>第一百一十八條之15 讓售預定者依據第一百一十八條之5 第一項之規定撤回希望讓售之申請時，該持有的建築用地、土地租賃權或建築物，依據契約或因為徵收而由實施者取得或消滅時，實施者必須以建築用地，土地租賃權或建築物之對價補償為基礎，乘以從被取得或消滅，到撤回希望讓售之申請日前之物價變動修正率後所得之金額，再加上從撤回希望讓售之申請日，到實際支付對價乘以修正率後所得之金額日期間，以年利率6%算出之利息進行支付。在此情況下，其修正率以政令制定的方法進行計算。</p> <p>2. 前項規定之情況下，建築用地、土地租賃權和建築物依據契約或因徵收而由實施者取得或消滅時，而此建築用地等又以優先取得特權、典權及抵押權為目的時，實施者必須用託管方式，代替以同項規定之原應支付的對價乘以修正率後所得的金額及與利息相當之金額(以下稱「修正對償額等」)。在前項規定之情況下，依據第一百一十八條之10 中所準用之第七十三條第四項之規定，管理處分計畫中存有之有關權利的修正對償額(有兩個以上無法並存的權利之情況下，則選擇權利中最高額之修正對償額)，亦與前述相同。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>するものとされた場合においては、それらの権利に対する修正対償額等のうち最高額のもの)についても、同様とする。</p> <p>3 第九十二条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による供託について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項の」とあるのは、「第百十八条の十五第二項後段の」と読み替えるものとする。</p>	<p>3. 第九十二條第五項及第六項之規定之託管準用於前項規定。於此情況下，同項第六項中的「第三項之」改稱「第一百一十八條之15 第二項後段之」。</p>	
	<p>(讓受け権の讓渡等の對抗要件)</p> <p>第百十八条の十六 讓受け権の讓渡又は讓受け権を目的とする質権の設定は、民法第四百六十七条の規定に従い、国土交通省令で定めるところにより、施行者に通知しなければ、施行者その他の第三者に対抗することができない。</p>	<p>(讓售權之讓售等的對抗要件)</p> <p>第一百一十八之16 讓售權之讓售或以讓售權為目的之典權設定，須遵從民法第四百六十七條的規定，未依國土交通省令之制定內容通知實施者，將無法對抗實施者等其他第三人。</p>	
	<p>第三款 権利関係の確定等</p>	<p>第三款 權利關係之確定等</p>	
	<p>(建築工事の完了の公告等)</p> <p>第百十八条の十七 施行者は、施設建築物の建築工事を完了したときは、速やかに、その旨を公告するとともに、讓受け予定者及び管理処分計画において施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者(以下「賃借り予定者」という。)並びに特定事業参加者に通知しなければならない。</p>	<p>(建築工程完成之公告等)</p> <p>第一百一十八條之17 實施者在更新建築物之工程完成時，必須立即公告此情事，同時通知讓售預定者、和在管理處分中經擬訂為可承租更新建築物的一部份者(以下稱為承租預定者)，及特定事業參加者。</p>	
	<p>(建築施設の部分等の取得)</p> <p>第百十八条の十八 前条の公告の日の翌日において、讓受け予定者及び特定事業参加者は管理処分計画において定められた建築施設の部分を、賃借り予定者は管理処分計画において定められた施設建築物の一部についての借家権を取得する。</p>	<p>(建築設施的部份等之取得)</p> <p>第一百一十八條之18 在前條公告日之次日，讓售預定者和特定事業參加者將取得管理處分計畫中擬訂的建築設施之部分；承租預定者則取得管理處分計畫中擬訂的建築設施部分相關的房屋租賃權。</p>	
	<p>(修正対償額等の供託等)</p> <p>第百十八条の十九 讓受け予定者の宅地、借地権又は建築物が、契約</p>	<p>(修正對價金額等之託管等)</p> <p>第一百一十八條之19 讓售預定者之建築用地、土地租賃權或建築物，依</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅する時に先取特権、質権又は抵当権の目的となっていた場合において、第百十八条の十七の公告の日までに、その者とその先取特権、質権又は抵当権（これらの権利を目的とする権利を含む。）を有していた者との間に、当該譲受け予定者の譲受け権に対する第百十八条の十三第一項の権利の消滅に関する合意が成立しないときは、当該譲受け予定者は、第百十八条の十七の公告の日において、その譲受け希望の申出を撤回したものとみなし、施行者は、その者の宅地、借地権又は建築物に係る修正対償額等の支払に代えてこれを供託しなければならない。第九十二条第五項及び第六項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>2 前項の合意が成立したときは、当事者は、第百十八条の十七の公告の日の翌日から起算して一週間を経過する日までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を施行者に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の期日までに同項の規定による届出がないときは、第一項の合意が成立しなかつたものとみなす。</p>	<p>據契約或因徵收而由實施者取得或消滅時，若此建築用地等是作為優先取得特權、典權及抵押權之目的時，在第一百一十八條之 17 公告日前，讓售預定者和持有這些優先取得特權、典權或抵押權者（包括以此等權利為目的之權利）之間，針對讓售預定者讓售權相關的第一百一十八條之 13 第一項之權利的消滅，沒有達成合意時，將視此讓售預定者在第一百一十八條之 17 之公告日，撤回希望讓售之申請；而實施者則須以託管方式，代替有關建築用地、土地租賃權或建築物之修正對價金額的支付。第九十二條第五項及第六項之規定準用於此情況。</p> <p>2. 達成前項合意時，當事人必須在自第一百一十八條之 17 的公告日之次日起算一週內，依據國土交通省令制定的內容，向實施者申報其情事。</p> <p>3. 前項截止日期前，未收到同項規定之申報時，將視為未達成合意。</p>	
	<p>（公共施設の用に供する土地の帰属等）</p> <p>第百十八条の二十 施行者は、公共施設の整備に関する工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告しなければならない。</p> <p>2 公共施設の用に供する土地は、当該公共施設に係る前項の公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、新たに所有者と</p>	<p>（提供作為公共設施使用土地之歸屬）</p> <p>第一百一十八條之 20 實施者在完成有關公共設施的整備工程時，必須立即公告此情事。</p> <p>2. 在前項公告此公共設施後的次日，依據管理處分計畫擬訂之內容，提供作為公共設施使用之土地將歸屬於應成為新管理者所有。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>なるべき者に帰属する。</p> <p>3 第九十条の規定は、第二種市街地再開発事業の施行により設置された公共施設の管理について準用する。</p>	<p>3. 第一百〇九條之規定，準用於因第二種市街地更新事業的實施而設置的公共設施管理。</p>	
	<p>(建築施設の部分等の登記)</p> <p>第一百八条の二十一 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、施設建築敷地及び施設建築物について必要な登記を申請し、又は囑託しなければならない。</p> <p>2 第一百八条の十九第一項の合意が、第一百八条の十八の規定により取得される建築施設の部分に質権又は抵当権を設定すべきことを条件として成立したものであるときは、施行者は、前項の登記の際に、当該権利を有する者のために、当該権利の設定の登記を登記所に申請し、又は囑託しなければならない。</p> <p>3 施設建築敷地及び施設建築物に関する権利に関しては、前二項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。</p>	<p>(建築設施的部分等之登記)</p> <p>第一百一十八條之 21 實施者在更新建築物的建築工程完工時，必須立即申請或囑託該更新建築基地及更新建築物之相關必要登記。</p> <p>2. 第一百一十八條之 19 第一項的合意，是依據第一百一十八條之 18 的規定取得之建築設施的部分設定典權或抵押權作為條件而達成時，實施者在登記前項時，必須考慮持有該權利者之權益，至登記處申請或囑託該權利設定之登記。</p> <p>3. 設施建築基地及更新建築物之相關權利，不可在前二項登記完成前進行其他登記。</p>	
	<p>(借家条件の協議及び裁定)</p> <p>第一百八条の二十二 譲受け予定者と管理処分計画においてその者が譲り受けることと定められた施設建築物の一部についての賃借り予定者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。</p> <p>2 第二条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による協議について準用する。この場合において、同条第二項中「第百条」とあるのは、「第一百八条の十七」と読み替えるものとする。</p>	<p>(房屋租賃條件之協議與裁定)</p> <p>第一百一十八條之 22 讓售預定者必須和在管理處分計畫中被擬訂應讓售的更新建築物之一部份相關的租賃預定者，達成針對租金及其他房屋租賃條件的協議。</p> <p>2. 第一百〇二條第二項到第七項之規定，準用於前項規定的協議。於此情況下，須將同條第二項中的「第一百條」改稱「第一百一十八條之 17」。</p>	
	<p>(建築施設の部分等の価額等の確定)</p> <p>第一百八条の二十三 施行者は、第</p>	<p>(建築設施部分等之價額等的確定)</p> <p>第一百一十八條之 23 實施者在第二</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>二種市街地再開発事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、建築施設の部分を取得した者がこれに対応するものとして有していた施行地区内の宅地、借地権若しくは建築物の価額（以下「従前の権利の価額」という。）及びその取得した建築施設の部分の価額（建築施設の部分を取得した者が特定事業参加者である場合にあっては、その取得した建築施設の部分の価額）又は第百十八条の十八の規定により借家権を取得した者に対して施行者が賃貸する施設建築物の一部の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の従前の権利の価額は、同項の宅地、借地権又は建築物の対償の額に、これらが契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅した時から第百十八条の十七の公告の日までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額をもつてその確定額とする。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。</p> <p>3 第一項の建築施設の部分の価額及び家賃の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要した費用の確定額及び第百十八条の七第一項第十号の基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額に同号の基準日から第百十八条の十七の公告の日までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額を基準として確定する。前項後段の規定は、この場合について準用する。</p>	<p>種市街地更新事業工程完工時，必須立即確定該事業所耗費用，並同時確定與取得建築設施的部分者相關且存在的實施地區內之建築用地、土地租賃權及建築物之價額（以下稱「舊有權利之價額」）以及其取得建築設施部分之價額（取得建築設施的部分者為特定事業參加者時，則為其取得之建築設施部分之價額）或實施者將更新建築物的部分出租給依據第一百一十八條之 18 之規定取得房屋租賃權者時的租金金額，並將確定後的金額告知具有上述相關權利者。</p> <p>2. 前項之更新前權利之價額，將以同項的建築用地、土地租賃權或建築物的對價金額乘以從這些對價額依據契約或因為徵收而由實施者取得或消滅時至第一百一十八條之 17 公告之日前因物價變動之修正率後得到之金額，當作其確定金額。在此情況之下，該修正率將依據政令制定之方法計算。</p> <p>3. 依據政令制訂的內容，必須考慮該事業所耗費用之確定金額及第一百一十八條之 7 第一項第十款基準日內之鄰近類似土地、鄰近同種類建築物或有關鄰近同種類建築物之相同權利的交易金額等而訂定的相當價額，乘以因應自同款基準日至第一百一十八條之 17 之公告日前之物價變動的修正率後所得之金額，作為確定第一項建築設施部分之價額和房租金額的基準。前項後段之規定準用於此情況。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(清算)</p> <p>第百十八條の二十四 前條第一項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p> <p>2 第百五条から第百七条まで(第百六条第六項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第百五条第一項中「前條第一項」とあるのは「第百十八條の二十三第一項」と、「同項」とあるのは「第百十八條の二十四第一項」と、第百六条第一項及び第二項中「第百四条第一項」とあるのは「第百十八條の二十四第一項」と、第百七条第一項中「第百四条第一項」とあるのは「第百十八條の二十四第一項」と、「施設建築物の一部」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第二項中「第百一条第一項」とあるのは「第百十八條の二十一第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(清算)</p> <p>第一百一十八條之 24 依據前條第一項規定確定的舊有權利之價額，和依據同項規定確定之建築設施的部分之金額間具有差額時，實施者必須徵收或支付其差額相當的金額。</p> <p>2. 第一〇五條至第一〇七條（第一〇六條第六項除外）規定，準用前項之情況。於此情況下，第一〇五條第一項中的「前條第一項」改稱「第一百一十八條之 23 第一項」、「同項」改稱「第一百一十八條之 24 第一項」；第一〇六條第一項及第二項中的「第一〇四條第一項」改稱「第一百一十八條之 24 第一項」；第一〇七條第一項中的「第一〇四條第一項」改稱「第一百一十八條之 24 第一項」、「更新建築物之一部分」改稱「建築設施之部分」、同條第二項中的「第一〇一條第一項」改稱「第一百一十八條之 21 第一項」。</p>	
	<p>(建築施設の部分の管理処分)</p> <p>第百十八條の二十四の二 第百八条第一項の規定は、第二種市街地再開発事業により譲受け予定者及び特定事業参加者が取得した建築施設の部分並びに賃借り予定者が取得した借家権に係る建築施設の部分以外の建築施設の部分について準用する。</p> <p>2 施行者が地方公共団体であるときは、施行者が第二種市街地再開発事業により取得した建築施設の部分の管理処分については、当該地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は、適用しない。</p>	<p>(建築設施的部分之管理處分)</p> <p>第一百一十八條之 24 之 2 第一〇八條第一項之規定，準用於讓售預定者及特定事業參加者因第二種市街地都更事業而取得之建築設施的部分、承租預定者取得之房屋租賃權的建築設施以外的建築設施部分。</p> <p>2. 實施者為地方政府時，因實施第二種市街地都更事業而取得之建築設施的部分之管理處分，不適用於該地方政府的財產管理處分相關之法令規定。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>第三款の二 施設建築敷地内の道路に関する特例</p>	<p>第三款之二 設施建築基地內之道路相關特例</p>	
	<p>第百十八条の二十五 都市計画法第十二条の四第一項第一号 に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一 の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める第二種市街地再開発事業については、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めることができる。</p> <p>2 第百九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するように定めた場合の管理処分計画について準用する。この場合において、同条第二項中「第七十五条第一項」とあるのは「第百十八条の十において準用する第七十五条第一項」と、同条第三項中「第七十五条第二項に定めるもののほか、当該道路」とあるのは「当該道路」と、同条第四項中「第八十二条」とあるのは「第百十八条の十において準用する第八十二条」と、同条第六項中「第七十三条第一項各号」とあるのは「第百十八条の七第一項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前項において準用する第百九条の二第二項から第六項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の道路部分には、第百十八条の二十第二項の規定にかかわらず、当該施設建築敷地</p>	<p>第一百一十八條之 25 針對都市計畫法第十二條之 4 第一項第一款中列舉之地區計畫的區域（僅限區域整備計畫所擬訂的區域中依據同法第十二條之 11 規定而擬訂為提供建築物與其他建物的用地合併利用之區域）內之第二種市街地更新事業與其他由政令規定的第二種市街地更新事業擬訂事業計畫時，應讓其具有道路或可將道路設置於設施建築基地上空或地下。</p> <p>2. 若該事業管理處分計畫之規定，是依據前項規定將道路設置於設施建築基地上空或地下，或是具有道路時，亦準用第一百〇九條之 2 第二項至第六項的規定。於此情況下，同條第二項中的「第七十五條第一項」改稱「第一百一十八條之 10 中準用的第七十五條第一項」、同條第三項中的「第七十五條第二項中擬訂的內容以外，該道路」改稱「該道路」、同條第四項中的「第八十二條」改稱「第一百一十八條之 10 中準用的第八十二條」、同條第六項中「第七十三條第一項各款」改稱「第一百一十八條之 7 第一項各款」。</p> <p>3. 前項準用第一百〇九條之 2 第二項至第六項之規定擬訂管理處分計畫時，設施建築基地的道路部分，並不受限於第一百一十八條之 20 第二項之規定，且該事業將視為已遵循管理處分計畫所擬訂的內容，在該設施建</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>の施設建築物に係る第百十八条の十七の公告の日（その公告の日前に当該施設建築敷地の道路に係る第百十八条の二十第一項の公告がなされた場合にあつては、当該公告の日）の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条の二の規定により道路の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。</p> <p>4 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。</p>	<p>築地上的の更新建築物相關之第一百一十八條之17的公告日（在此公告日前，若該設施建築基地道路相關之第一百一十八條之20第一項公告已發佈時，則是指該公告日）之次日，依據民法第二百六十九條之2規定以擁有道路為目的之同條第一項的地上權視為已設定。</p> <p>4. 第八十八條第六項之規定準用於前項規定之地上權的設定。</p>	
	<p>第四款 管理処分手続の特則</p>	<p>第四款 管理處分程序之特約條款</p>	
	<p>第百十八条の二十五の二 施行者は、施設建築物の建築並びに施設建築敷地及び施設建築物に関する権利の取得につき、譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者（第百十八条の十八又は次項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。）並びに特定事業参加者のすべての同意を得たときは、第百十八条の八、第百十八条の十において準用する第七十五条第一項及び第三項並びに第七十七条第二項前段、前条第二項において準用する第百九条の二第二項後段並びに第百十八条の三十二第三項において準用する同条第一項の規定によらないで、管理処分計画を定めることができる。この場合においては、第百十八条の二十二の規定は適用しない。</p> <p>2 前項の規定により管理処分計画を定めた場合においては、第百十八条の十八の規定にかかわらず、当該第二種市街地再開発事業に係る施</p>	<p>第一百一十八條之25之2 有關更新建築物之興建及設施建築基地及更新建築物的相關權利之取得，於實施者取得希望讓售之申請者或希望租賃之申請者（依據第一百一十八條之18或次項規定而取得建築設施的部分或更新建築物的一部分房屋租賃權、設施建築基地或更新建築物相關的權利者除外）以及特定事業參加者同意時，可不須依據第一百一十八條之8、第一百一十八條之10中準用的第七十五條第一項及第三項及第七十七條第二項前段、前條第二項中準用的第一百〇九條之2第二項後段及第一百一十八條之32中準用的同條第一項規定，來進行管理處分計畫的擬訂。於此情況下，將不適用第一百一十八條之22的規定。</p> <p>2. 依據前項規定擬訂管理處分計畫時，將不受限於第一百一十八條之18的規定，該持有第二種市街地更新事業之設施建築基地或更新建築物相關</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註									
	<p>設建築敷地又は施設建築物に関する権利は、第百十八条の十七の公告の日の翌日において、管理処分計画の定めるところにより、これを取得すべき者が取得する。</p> <p>3 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。</p> <p>第五十条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五十条の十第一項、第五十二条第二項第五号、第五十六条の二第一項、第五十八条の二第一項 建築施設の部分 施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利 第百十八条の七第一項第二号、第三号、第七号及び第八号、第百十八条の九の見出し、第百十八条の十一の見出し、同条第一項及び第二項、第百十八条の十三第一項及び第二項、第百十八条の二十一の見出し、同条第二項、第百十八条の二十三の見出し、同条第三項、第百十八条の二十四、第百十八条の二十四の二（見出しを含む。）建築施設の部分 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利 第百十八条の七第一項第十一号 その他 前各号に掲げるもののほか、管理処分の内容その他 第百十八条の二十一第二項 第百十八条の十八 第百十八条の二十五の二第二項 第百十八条の二十三第一項 建築施設の部分を 施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を 第百十八条の二十三第一項 建築施設の部分の価額（ 施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利の</p>	<p>的權利，將在第一百一十八條之 17 公告日次日，由應取得此等權利者依據管理處分計畫擬訂的內容取得。</p> <p>3. 第一項的情況下，列舉於下表上欄的規定之同表中欄所列舉之字句，改稱同表下欄所列舉之文字，並適用於此等規定。</p> <table border="1" data-bbox="762 577 1278 2060"> <thead> <tr> <th data-bbox="762 577 943 629">上欄</th> <th data-bbox="943 577 1102 629">中欄</th> <th data-bbox="1102 577 1278 629">下欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="762 629 943 1294">第五十條之3第一項第五款、第二項及第三項、第五十條之 10 第一項、第五十二條第二項第五款、第五十六條之 2 第一項、第五十八條之 2 第一項</td> <td data-bbox="943 629 1102 1294">建築設施的部分</td> <td data-bbox="1102 629 1278 1294">設施建築基地或更新建築物相關權利</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 1294 943 2060">第一百一十八條之 7 第一項第二款、第三款、第七款及第八款、第一百一十八條之 9 的標題、第一百一十八條之 11 的標題、同條第一項及第二項、第一百一十八</td> <td data-bbox="943 1294 1102 2060">建築設施的部分</td> <td data-bbox="1102 1294 1278 2060">設施建築基地或更新建築物相關權利</td> </tr> </tbody> </table>	上欄	中欄	下欄	第五十條之3第一項第五款、第二項及第三項、第五十條之 10 第一項、第五十二條第二項第五款、第五十六條之 2 第一項、第五十八條之 2 第一項	建築設施的部分	設施建築基地或更新建築物相關權利	第一百一十八條之 7 第一項第二款、第三款、第七款及第八款、第一百一十八條之 9 的標題、第一百一十八條之 11 的標題、同條第一項及第二項、第一百一十八	建築設施的部分	設施建築基地或更新建築物相關權利	
上欄	中欄	下欄										
第五十條之3第一項第五款、第二項及第三項、第五十條之 10 第一項、第五十二條第二項第五款、第五十六條之 2 第一項、第五十八條之 2 第一項	建築設施的部分	設施建築基地或更新建築物相關權利										
第一百一十八條之 7 第一項第二款、第三款、第七款及第八款、第一百一十八條之 9 的標題、第一百一十八條之 11 的標題、同條第一項及第二項、第一百一十八	建築設施的部分	設施建築基地或更新建築物相關權利										

章節	日文原文	中文翻譯			備註
	価額（ 第一百八条の二十三第一項 建築 施設の部分の価額） 施設建築敷地 又は施設建築物に関する権利の価 額） 第一百八条の二十八第二項 施設 建築敷地又はその共有持分 施設 建築敷地に関する権利	條之 13 第 一 項 及 第 二 項、第 一 百 一 十 八 條之 21 的 標 題、同 條 第 二 項、第 一 百 一 十 八 條之 23 的 標 題、同 條 第 三 項、第 一 百 一 十 八 條 之 24、第 一 百 一 十 八 條之 24 之 2（包括標 題）			
		第 一 百 一 十 八 條之 7 第 一 項 第 十 一 款	其他	列 舉 於 前 各 款 內 容 之 外、管 理 處 分 內 容 等 其 他	
		第 一 百 一 十 八 條之 21 第 二 項	第 一 百 一 十 八 條之 18	第 一 百 一 十 八 條之 25 之 2 第 二 項	
		第 一 百 一 十 八 條之 23 第 一 項	將 建 築 設 施 的 部 分	將 設 施 建 築 基 地 或 更 新 建 築 物 相 關 權 利	
		第 一 百 一 十 八 條之 23 第 一 項	建 築 設 施 的 部 分 之 價 額	設 施 建 築 基 地 或 更 新 建 築 物 相 關 權 利 價 額	
		第 一 百 一 十 八 條之 23 第 一 項	建 築 設 施 的 部 分 之 價 額	設 施 建 築 基 地 或 更 新 建 築 物	

章節	日文原文	中文翻譯			備註
				相關權利之價額	
		第一百二十八條之第二項	設施建築基地或其共有持分	設施建築基地相關權利	
	第二節 雜則	第二節 雜項規定			
	<p>(建築物の収用の請求)</p> <p>第百十八條の二十六 第二種市街地再開発事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用されるときは、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物を所有する者は、その建築物の収用を請求することができる。</p> <p>2 第百十八條の二第一項の規定により建築物の所有者が譲受け希望の申出をしたときは、土地収用法第四十七条の四第二項において準用する同法第四十二条第二項の公告の日から起算して二週間を経過する日以後に第百十八條の五第一項の規定により当該譲受け希望の申出が撤回され、又は第百十八條の十二若しくは第百十八條の十九第一項の規定により当該譲受け希望の申出が撤回されたものとみなされた場合であっても、当該建築物については、収用の請求をしたものとみなす。この場合においては、施行者は、同法第四十七条の三第一項の明渡裁決の申立てをする際に、当該譲受け希望の申出があつたことを証する書面を収用委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 土地収用法第八十七条の規定は第一項の規定による収用の請求について、同法第一百一条第三項の規定は第一項の規定による収用の請</p>	<p>(徵收建築物之請求)</p> <p>第一百一十八條之26 有關第二種市街地更新事業，當土地或權利依據都市計畫法第六十九條規定予適用土地徵用法所規定進行徵收時，依據權源而擁有該土地或作為該權利目的土地上之建築物者，可請求徵收其建築物。</p> <p>2. 依據第一百一十八條之2 第一項之規定，當建築物的所有權人提出希望讓售之申請時，只要超過土地徵用法第四十七條之4 第二項中準用之同法第四十二條第二項公告日起算二週後，即使在依據第一百一十八條之5 第一項規定提出希望讓售之申請遭到撤回、或是因第一百一十八條之12 或第一百一十八條之19 第一項規定而被認定已撤回希望讓售申請的情況下，該建築物仍被視為已請求徵收。於此情況下，實施者必須在申請同法第四十七條之3 第一項的點交裁決時，向徵收委員會提出希望讓售申請的書面文件。</p> <p>3. 土地徵用法第八十七條的規定，準用於有關第一項規定之徵收申請、同法第一百〇一條第三項的規定，準用於依據第一項規定所進行之徵收申請</p>			

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>求及び第二項の規定によりみなされる収用の請求について準用する。</p>	<p>及依據第二項規定而被視為徵收申請成立。</p>	
	<p>(物件の移転命令) 第一百八条の二十七 第二種市街地再開発事業の施行者は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地にある物件の所有者で当該物件のある土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第九十八条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「第九十六条第三項の場合」とあるのは、「第一百八条の二十七第一項の規定により物件の移転又は引渡しを命ぜられた場合」と読み替えるものとする。</p>	<p>(物件之遷移命令) 第一百一十八條之 27 第二種市街地更新事業的實施者，若有實施該第二種市街地更新事業上的必要性時，可對擁有實施地區土地內某項物件、卻沒權利與實施者進行對抗者訂定一定的期限並做出移轉該物件的命令；對占有該物件、卻沒權利針對此物件向所有權人進行對抗者可訂定一定的期限、並做出應將該物件交給所有權人的命令。</p> <p>2. 第九十八條第二項規定準用於前項的情況。在此情況下，同項中的「第九十六條第三項的情況」改稱「依據第一百一十八條之 27 第一項規定而被命令要移轉或交付物件的情況」。</p>	
	<p>(施行者以外の者による施設建築物の建築) 第一百八条の二十八 施行者は、施設建築物（管理処分計画においてその全部を譲受け予定者又は特定事業参加者が譲り受けるように定められたものを除く。）の建築を他の者に行わせることができる。</p> <p>2 第九十九条の二第二項及び第三項、第九十九条の三から第九十九条の九まで並びに第四百条第二項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第九十九条の二第二項及び第三項、第九十九条の三第二項並</p>	<p>(由實施者以外之人進行更新建築物之興建) 第一百一十八條之 28 實施者可讓其他人進行更新建築物（於管理處分計畫中擬訂全部讓售給預定者或特定事業參加者的更新建築物除外）的興建。</p> <p>2. 從第九十九條之 2 第二項及第三項、第九十九條之 3 至第九十九條之 9 及第一百〇四條第二項之規定，準用於依據前項規定而交由實施者以外之人進行更新建築物之興建。於此情況下，第九十九條之 2 第二項及第三項、第九十九條之 3 第二項及第九十九條之 7 中的「權利變換計畫」改稱</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>びに第九十九条の七中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第九十九条の六第二項中「第九十九条の二第三項」とあるのは「第一百八条の二十八第二項において準用する第九十九条の二第三項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第一百四十二条第二項中「第九十九条の二第三項」とあるのは「第一百八条の二十八第二項において準用する第九十九条の二第三項」と、「第九十九条の六第二項」とあるのは「第一百八条の二十八第二項において準用する第九十九条の六第二項」と読み替えるものとする。</p>	<p>「管理處分計畫」；第九十九條之 6 第二項中的「第九十九條之 2 第三項」改稱「第一百一十八條之 28 第二項中準用的第九十九條之 2 第三項」、「地上權或其共有持分」改稱「設施建築基地或其共有持分」；第一百〇四條第二項中的「第九十九條之 2 第三項」改稱「第一百一十八條之 28 第二項中準用的第九十九條之 2 第三項」、「第九十九條之 6 第二項」改稱「第一百一十八條之 28 第二項中準用的第九十九條之 6 第二項」。</p>	
	<p>(測量のための標識の設置等) 第一百八条の二十九 第六十四条、第六十五条、第六十九条及び第九十九条の十の規定は、第二種市街地再開発事業について準用する。</p>	<p>(測量用的標識之設置等) 第一百一十八條之 29 第六十四條、第六十五條、第六十九條及第九十九條之 10 的規定準用於第二種市街地更新事業。</p>	
	<p>(再開発会社の事業の代行) 第一百八条の三十 都道府県知事は、第二種市街地再開発事業について、再開発会社の事業の現況その他の事情により再開発会社の事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第二百二十四条第三項又は第二百五条の二の規定による監督処分によつては再開発会社の事業の遂行の確保を図ることができないと認めるときは、事業代行の開始を決定することができる。</p> <p>2 第一百十三条から第一百五条まで及び第一百七条の規定は、再開発会社の事業について事業代行の開始を決定した場合に準用する。この場合において、第一百十三条中「前条」とあるのは「第一百八条の三十第一項」と、「個人施行者の氏名若しくは</p>	<p>(更新公司之事業代行) 第一百一十八條之 30 若第二種市街地更新事業因更新公司的現況或其他事由有無法繼續執行業務之虞時，依據第一百二十四條第三項或第一百二十五條規定之監督處分，當都道府縣知事認定更新公司無法確保事業之執行時，可開始事業代行。</p> <p>2. 從第一百一十三條至第一百五條及第一百七條的規定，準用於開始對更新公司事業進行事業代行時。於此情況下，第一百一十三條中的「前條」改稱「第一百一十八條之 30 第一項」、「個人實施者之姓名、名稱、組合或更新公司」改稱「更新公</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>名称又は組合若しくは再開発会社」とあるのは「再開発会社」と、同条、第百十四条並びに第百十七条第一項及び第三項中「個人施行者、組合又は再開発会社」とあるのは「再開発会社」と、第百十五条中「個人施行者の事業にあつては業務の執行並びに当該業務に係る財産の管理及び処分をする権限は、組合又は再開発会社の事業にあつては組合又は再開発会社」とあるのは「再開発会社」と、第百十七条第一項中「第一条第一項」とあるのは「第百十八条の二十一第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>司」、同條第一百一十四條和第一百一十七條第一項及第三項中的「個人實施者、組合或更新公司」改稱「更新公司」；第一百一十五條中的「有關個人實施者事業所涉及業務執行及該業務相關財產管理和處分之權限，將專屬於事業代行者；有關組合或更新公司事業所涉及之組合或更新公司」改稱「更新公司」；第一百一十七條第一項中「第一百〇一條第一項」改稱「第一百一十八條之 21 第一項」。</p>	
	<p>第四章の二 土地区画整理事業との一体的施行に関する特則</p>	<p>第四章之 2 與土地重劃事業一體化實施相關之特約條款</p>	
	<p>(土地区画整理事業との一体的施行に関する特則)</p> <p>第百十八条の三十一 土地区画整理事業第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地(同法第八十七条第一項又は第二項に規定する換地計画に基づき換地となるべき土地に指定されたものに限る。以下この章において「特定仮換地」という。)を含む土地の区域においては、当該特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利を施行地区又は施行地区となるべき区域内の土地に関する権利とみなし、これを施行地区又は施行地区となるべき区域内の当該特定仮換地に係る土地に関する権利に代えて、市街地再開発事業を施行するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利の価額若しくはその概算額又は見積額を定めるときは、当該権利が当該特定仮換地に存するものとみなすものとする。</p>	<p>(與土地重劃事業一體化實施相關之特約條款)</p> <p>第一百一十八條之 31 包括依據土地重劃法第九十八條第一項規定被指定為假換地(僅限基於同法第八十七條第一項或第二項規定換地計畫而被指定為假換地。以下在本章稱為「特定假換地」)在內的區域，其對應該特定假換地的舊建築用地之相關權利，將視同為實施地區或應成為實施地區內土地的相關權利，並採用實施地區或應成為實施地區內的特定假換地相關土地權利來代替前述之權利方式實施市街地更新事業。</p> <p>2. 在前項情況下，對應特定假換地之舊建築用地相關土地權利的價額或預估金額時，必須視該權利存在於該特定假換地內。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>3 前二項の場合におけるこの法律の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>3. 有關第二項情況中所適用之法律，以及技術性的改稱，則依據政令來擬訂。</p>	
	<p>第百十八條之三十二 前條の規定により第一種市街地再開発事業が施行される場合においては、権利変換計画において、一個の施設建築物に係る特定仮換地以外の施設建築敷地及び施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地に関する所有権及び地上権の共有持分の割合が、当該宅地ごとにそれぞれ等しくなるよう定めなければならない。この場合においては、第七十五条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の場合における第九十条第一項の規定の適用については、同項中「従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記」とあるのは、「特定仮換地以外の土地については従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）又は権利変換手続開始の登記の抹消、特定仮換地に対応する従前の宅地については権利変換手続開始の登記の抹消」とする。</p> <p>3 第一項の規定は、第二種市街地再開発事業の管理処分計画について準用する。この場合において、同項中「所有権及び地上権」とあるのは「所有権」と、「第七十五条第一項」とあるのは「第百十八條の十において準用する第七十五条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第一百一十八條之 32 依據前條規定實施之第一種市街地更新事業，在權利變換計畫內對於一個更新建築物相關之特定假換地以外的設施建築基地及對應成為設施建築基地的特定假換地之舊建築用地所有權及地上權之共有持分，其比例必須等同於各該建築用地。此情況不適用第七十五條第一項的規定。</p> <p>2. 有關前項情況下第九十條第一項規定之適用，同項中有「舊土地的標示部登記之註銷及新土地之標示登記」，改稱「有關特定假換地以外之土地，舊土地的標示部登記之註銷及新土地之標示登記（不動產登記法（二〇〇四年法律第一百二十三號）第二條第二十款中規定之表題登記），或有關權利變換程序開始登記之註銷、特定假換地所對應之舊建築用地，其權利變換變換程序開始登記之註銷」。</p> <p>3. 第一項規定適用第二種市街地更新事業之管理處分計畫相關。於此情況下，同項中之「所有權及地上權」改稱「所有權」、「第七十五條第一項」改稱「第一百一十八條之 10 中準用之第七十五條第一項」。</p>	
第五章	第五章 費用の負担等	第五章 費用之負擔等	
	<p>（費用の負担）</p> <p>第百十九條 市街地再開発事業に</p>	<p>（費用之負擔）</p> <p>第一百一十九條 市街地更新事業所</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>要する費用は、施行者の負担とする。ただし、第九十九条の二第一項又は第一百八条の二十八第一項の規定により施行者以外の者が施設建築物の建築を行う場合の建築に要する費用は当該施行者以外の者の、第九十九条の十（第一百八条の二十九において準用する場合を含む。）の規定により公共施設の管理者又は管理者となるべき者に公共施設の工事を行わせる場合の工事に要する費用は当該管理者又は管理者となるべき者の負担とする。</p>	<p>需費用由實施者負擔。但依據第九十九條之2第一項或第一百一十八之28第一項之規定，更新建築物由實施者以外之人進行興建時，其所需要之建造費用，由該實施者以外之人負擔；依據第九十九條之10（包括準用於第一百一十八條之29的情況）的規定，公共設施工程由公共設施的管理者或應成為管理者之人進行時，此工程所需費用將由該管理者或應為管理者之人負擔。</p>	
	<p>（地方公共団体の分担金） 第一百二十条 機構等は、機構等が施行する市街地再開発事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その市街地再開発事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。 2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、機構等と地方公共団体とが協議して定める。 3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。この場合において、国土交通大臣は、当事者の意見をきくとともに、総務大臣と協議しなければならない。</p>	<p>（地方政府之分擔金） 第一百二十條 機構等可依獲利範圍內，向因所實施之市街地更新事業而獲得利益之地方政府要求負擔一部分市街地更新事業的所需費用。 2. 前項情況下，地方政府所負擔之費用金額及負擔方法，需由機構等及地方政府雙方協議決定。 3. 前項規定之協議不成時，則基於當事人申請，由國土交通大臣裁定。此情況下，國土交通大臣在聽取當事人意見同時，必須與總務大臣進行協議。</p>	
	<p>（公共施設管理者の負担金） 第一百二十一条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。 2 前項の規定による費用の負担</p>	<p>（公共設施管理者之負擔金） 第一百二十一條 實施者可針對因市街地更新事業之實施而興修的重要公共設施對於管理者及應成為管理者，要求負擔全部或一部分之公共設施興修所需費用。 2. 有關依據前項規定擬訂之費用負</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>については、あらかじめ、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならない。</p>	<p>擔，個人實施者、組合或更新公司必須事前取得此市街地更新事業的相關公共設施管理者或應成為管理者之人的核准，並與其他市街地更新事業相關的公共設施管理者或應成為管理者之人進行協議，將個人實施者、組合或更新公司應負擔之費用金額明確載明於事業計畫中。</p>	
	<p>(費用の補助) 第二百二十二条 地方公共団体は、施行者（政令で定める施行者を除く。）に対して、市街地再開発事業に要する費用の一部を補助することができる。 2 国は、地方公共団体が、前項の規定により補助金を交付し、又はみずから市街地再開発事業を施行する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。</p>	<p>(費用之補助) 第一百二十二條 地方政府可對實施者（政令規定的實施者除外），補助市街地更新事業一部分的所需費用。 2. 地方政府依據前項規定支付補助金或自行實施市街地更新事業時，中央可在預算範圍內，依據政令制定的內容，補助一部分的費用。</p>	
	<p>(資金の融通等) 第二百二十三条 国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。</p>	<p>(資金之通融等) 第一百二十三條 中央和地方政府，須努力對實施者提供市街地更新事業所需資金之融通或斡旋其他援助。</p>	
第六章	第六章 監督等	第六章 監督等	
	<p>(報告、勧告等) 第二百二十四条 国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は個人施行者、組合、再開発会社又は市町村に対し、市町村長は個人施行者、組合又は再開発会社に対し、それぞれその施行する市街地再開発事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する市街地再開発事業の施行の促</p>	<p>(報告、勸告等) 第一百二十四條 國土交通大臣可對都道府縣知事或市町村都道府縣知事可對個人實施者、組合、更新公司或市町村；市町村長可對個人實施者、組合或更新公司等所執行都市更新事業，在實施本法律的必要限度內請求提出報告或資料，或基於促進更新事業的實施，給予必要之勸導、建議或支援。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構（第二条の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第二百二十六条第一項及び第三項において同じ。）に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、個人施行者、組合又は再開発会社に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>2. 国土交通大臣，可對獨立行政法人都市再生機構（僅限依據第二條之 2 第五項規定實施之市街地更新事業。同於第一百二十六條第一項及第三項），給予有助市街地更新事業實施之必要勸導、建議或支援。</p> <p>3. 都道府縣知事可命令個人實施者、組合或更新公司，採取有助於促進市街地更新事業實施之必要措施。</p>	
	<p>（個人施行者に対する監督）</p> <p>第二百二十四条の二 都道府県知事は、個人施行者の施行する第一種市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対する第一種市街地再開発事業の施行についての認可を取り消すことができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければなら</p>	<p>（針對個人實施者之監督）</p> <p>第一百二十四條之 2 有關個人實施者所實施之第一種市街地更新事業，當都道府縣知事確認其事業或會計有違反此法律或以此為基礎的行政廳處分或準則、規約、事業計畫或權利變換計畫之虞時或者判斷有必要進行其他監督時，可對其事業或會計情況進行檢查，當認定確實有違反之事實時，為糾正違反，在必要範圍內，可命令取消、變更或停止進行之處分、中止或變更其工程，或採取其他必要措施。</p> <p>2. 個人實施者未遵守前項規定命令時，都道府縣知事有權在權利變換日前，對實施者取消已取得第一種市街地更新事業核准。</p> <p>3. 都道府縣知事依據前項規定取消核准時，必須立即公告。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ない。</p> <p>4 個人実施者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによる第一種市街地再開発事業の廃止をもつて第三者に対抗することができない。</p>	<p>4. 個人實施者在前項公告發佈前，不可因核准取消以該第一種市街地更新事業之廢止來對抗第三人。</p>	
	<p>(組合に対する監督)</p> <p>第二百五条 都道府県知事は、組合の施行する第一種市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反すると認めるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又</p>	<p>(針對組合之監督)</p> <p>第一百二十五 當都道府縣知事確認組合所實施之第一種市街地更新事業或其會計違反此法律或以此為基礎之行政廳處分或章程、事業計畫、事業基本方針或權利變換計畫時，或經判斷有必要進行其他監督時，可對組合事業或會計情況進行檢查。</p> <p>2. 組合員取得總成員十分之一之同意，認為組合事業或會計有違反此法律或以此為基礎之行政廳處分、章程、事業計畫、事業基本方針或權利變換計畫之虞時，可依此理由申請檢查組合事業或會計情況；於此情況下，都道府縣知事必須對此組合事業及會計情況進行檢查。</p> <p>3. 當都道府縣知事依據前二項規定進行檢查時，當確認組合事業或會計違反此法律或以此為基礎之行政廳處分、章程、事業基本方針或權利變換計畫時，為糾正此違反事宜，可在必要範圍內，命令組合取消、變更或停止進行之處分、中止或變更其工程，或採取其他必要之措施。</p> <p>4. 組合未遵守前項規定命令或取得組合設立之核准在其核准公告發佈日開</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事は、第三十一条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第三十四条第三項又は第三十五条第四項において準用する第三十一条第三項の規定により組合員又は総代から総会の部会又は総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会の部会又は総代会を招集しないときも、同様とする。</p> <p>6 都道府県知事は、第二十六条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十六条第三項において準用する第二十六条第一項の規定により組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会、総会の部会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任</p>	<p>始起算三十日天後尚未召開會員大會時，只要在權利變換日前，都道府縣知事得取消核准。</p> <p>5. 依據第三十一條第三項規定，當組合員申請召開會員大會，理事長及監事未進行召開時，都道府縣知事必須基於此組合員的申請而召開會員大會。依據第三十四條第三項或第三十五條第四項中準用之第三十一條第三項規定，若組合員或會員代表申請召開會員大會之部會或會員代表大會，理事長及監事卻未召集會員大會之部會和會員代表大會時，也適用之。</p> <p>6. 當組合員依據第二十六條第一項規定申請解任理事或監事，組合卻未讓組合員投票時，都道府縣知事必須基於組合員的申請讓組合員進行投票。當組合員依據第三十六條第三項中準用之第二十六條第一項之規定申請解雇會員代表，組合未讓組合員進行投票時，也適用之。</p> <p>7. 當組合員獲得總組合員十分之一以上之同意，認為會員大會、會員大會之部會或會員代表大會的召集程序或議決方法、或幹部(理監事)、會員代表選舉或解任之投票方法違反此法律或規定為由申請取消此議決、選舉、當選或解任之投票，若都道府縣知事確認此違反情節屬實時，可取消此議</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>	<p>決、選挙、當選或解任之投票。</p>	
	<p>(再開発会社に対する監督) 第二十五条之二 都道府県知事は、再開発会社の施行する市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その再開発会社の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての者の十分の一以上の同意を得て、その再開発会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反する疑いがあることを理由として再開発会社の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その再開発会社の事業又は会計の状況を検査しなければならない。この場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する宅地又は借地があるときは、当該宅地又は借地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれ一とみなし、同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計をそれぞれ当該宅地又は借地について同</p>	<p>(針對更新公司進行監督) 第一百二十五條之 2 當都道府縣知事確認更新公司實施之市街地更新事業或其會計違反法律或行政處分準則、事業計畫、權利變換計畫或管理處分計畫時，或判斷有其他監督之必要時，可檢查更新公司之事業及會計情況。</p> <p>2. 在更新公司所實施之市街地更新事業的實施地區內擁有其建築用地所有權或土地租賃權人，獲得該區域內建築用地之所有權或土地租賃權人總數十分之一以上同意時，能以質疑更新公司事業及其會計違反法律或行政廳處分或準則、事業計畫、權利變換計畫或管理處分計畫為由，申請檢查更新公司之事業或會計情況時，都道府縣知事必須檢查此更新公司事業及會計情況。在此情況下，若有其所有權或土地租賃權屬於數人共有之建築用地或租地存在時，需個別計算持有該建築用地或租地之所有權和土地租賃權者之人數；同意此申請且持有所有權人之共有持分比例之合計，或同意此申請且擁有土地租賃權人之共有持分比例之合計，將被計算為個別同意該建築用地和土地租賃權人之人數。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>意した者の数とみなす。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行つた場合において、再開発会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反していると認めるときは、再開発会社に対し、その違反を是正するため必要な限度において、再開発会社のした処分の取消し、変更若しくは停止又は再開発会社のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、再開発会社が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前又は管理処分計画の認可の公告の日前に限り、その再開発会社に対する市街地再開発事業の施行についての認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>6 再開発会社は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによる市街地再開発事業の廃止をもつて第三者に対抗することができない。</p>	<p>3. 都道府縣知事，依據前二項規定進行檢查且認定更新公司之事業及會計違反此法律或行政廳處分、準則、事業計畫、權利變換計畫及管理處分計畫時，為了糾正此違反，都道府縣知事可在必要範圍內，命令取消、變更或停止更新公司進行之處分、中止或變更其工程施作及採取其他必要之措施。</p> <p>4. 當更新公司未遵循前項規定命令時，限於在權利變換日前、管理處分計畫核准公告日前，都道府縣知事就此更新公司取消其市街地更新事業實施之核准。</p> <p>5. 都道府縣知事依據前項規定取消核准時，必須立即公告該相關事項。</p> <p>6. 更新公司在前項公告頒布前，不可因核准取消，以市街地更新事業之廢止來對抗第三者。</p>	
	<p>(是正の要求)</p> <p>第二百二十六条 国土交通大臣は都道府県又は独立行政法人都市再生機構に対し、都道府県知事は市町村に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認めるときは、市街地再開発事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変</p>	<p>(糾正之要求)</p> <p>第一百二十六條 當國土交通大臣認定都道府縣知事或獨立行政法人都市再生機構作為實施者所執行處分或工程施作，違反依本法之國土交通大臣所下之處分時，在為確保市街地更新事業可順利執行之必要範圍內，國土交通大臣可取消、變更或停止都道府縣知事或獨立行政法人都市再生機構的處分、變更或中止其工程，或要求都道府縣知事或獨立行政法人都市再</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、市町村に対し、その施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく都道府県知事の処分に違反していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、市街地再開発事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>3 都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構は、前二項の規定による要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>生機構採取其他必要措施；當都道府縣知事認定市町村作為實施者所執行處分或工程施作，違反依本法之都道府縣知事所下之處分時，在為確保市街地更新事業可順利執行的必要範圍內，都道府縣知事可取消、變更或停止進行之處分、變更或中止其工程施作，或要求採取其他必要措施。</p> <p>2. 國土交通大臣認定市町村為實施者所實施處分或工程施作違反依本法或以此依據都道府縣知事所為進行之處分，且判斷為緊急情況或有其他特別必要時，在確保市街地更新事業適當執行之必要限度下，國土交通大臣可取消、變更或停止進行之處分、中止或變更其工程施作或要求採取其他必要之措施。</p> <p>3. 都道府縣、市町村或獨立行政法人都市再生機構，接獲前項規定之要求時，必須取消、變更或停止該處分、中止或變更其工程施作及採取其他必要措施。</p>	
	<p>(不服申立て)</p> <p>第二百二十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法 による不服申立てをすることができない。</p> <p>一 第十一条第一項若しくは第三項又は第三十八条第一項の規定による認可（事業基本方針の変更に係るものを除く。）</p> <p>二 第十六条第三項（第三十八条第二項、第五十条の六、第五十条の九第二項、第五十三条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）並びに第五十八条第三項及び第四項</p>	<p>(不服申訴)</p> <p>第一百二十七條 以下列舉之處分，無法進行行政不服審査法中的不服申訴。</p> <p>一、第十一條第一項或第三項或第三十八條第一項規定之核准（事業基本方針的變更相關內容除外）</p> <p>二、依據第十六條第三項（包括第三十八條第二項、第五十條之 6、第五十條之 9 第二項、第五十三條第二項（包括第五十六條中準用之情況）及第五十八條第三項及第四項中準用之</p>	<p>1. 日文原文「認可」即為中文「核准」</p> <p>2. 日文原文「認定」即為中文「認可」</p>

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>三 第五十条の二第一項又は第五十条の九第一項の規定による認可</p> <p>四 第五十一条第一項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による認可</p> <p>五 第五十八条第一項の規定による認可</p> <p>六 第八十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>七 第百十八条の十において準用する第八十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p>	<p>情況)規定之通知</p> <p>三、依據第五十條之2第一項或第五十條之9第一項規定之核准</p> <p>四、依據第五十一條第一項(包括準用於第五十六條之情況)規定之核准</p> <p>五、依據第五十八條第一項規定之核准</p> <p>六、依據第八十三條第三項(包括適用於同條第五項之情況)規定之通知</p> <p>七、依據第一百一十八條之10中適用之第八十三條第三項(包括準用於同條第五項之情況)規定之通知</p>	
	<p>第百二十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、再開発会社、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服のある者は、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、権利変換に関する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。</p> <p>2 前項の審査請求について都道府県知事がした裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。</p>	<p>第一百二十八條 除前條規定外，組合、更新公司、市町村、都道府縣、機構等不服依本法律所為之處分或行使其他公權力之行為(以下此條內稱為「處分」)者，組合、更新公司、市町村或僅由市設立之地方住宅供給公社所做的處分，可向都道府縣知事提出行政不服審查法中規定的審查申請；都道府縣或機構等(僅由市設立之地方住宅供給公社除外)所做的處分，可向國土交通大臣提出行政不服審查法中規定的審查申請。但有關權利變換的處分審查申請，並無法以不服權利變換計畫中所訂的建築用地或建築物或相關權利之價額作為其理由申請審查。</p> <p>2. 對都道府縣知事針對前項審查申請所做出之裁決有不服者，可向國土交通大臣申請再審查。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(技術的援助の請求)</p> <p>第二百九条 個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者又は組合を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、個人施行者、組合又は再開発会社は市町村長に対し、市街地再開発事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ市街地再開発事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。</p>	<p>(請求技術支援)</p> <p>第一百二十九條 為了實施或準備市街地更新事業的實施，個人實施者或更新公司或欲設立組合者，可向都道府縣知事或市町村長，要求具備對市街地更新事業相關之專業知識的職員提供技術支援；而個人實施者、組合或更新公司則可向市町村長，要求具備市街地更新事業相關之專業知識的職員前來提供技術支援。</p>	
第七章	<p>第七章 再開発事業の計画の認定</p> <p>(再開発事業の計画の認定)</p> <p>第二百九条之二 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業であつて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するもの(市街地再開発事業を除く。以下この章において「再開発事業」という。)を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、再開発事業に関する計画(以下この章において「再開発事業計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の認定(以下この章において「再開発事業計画の認定」という。)を申請しようとする者は、あらかじめ、再開発事業計画に関係がある公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該再開発事業計画の実施により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。</p> <p>3 再開発事業計画の認定を申請しようとする者は、その者以外に再開発事業を実施しようとする土地の区域内の宅地又は建築物について権</p>	<p>第七章 更新事業的計畫之認可</p> <p>(更新事業的計畫之認可)</p> <p>第一百二十九條之2 為了讓市街地的土地達到合理及健全的高度使用、促進都市機能更新(市街地更新事業除外。以下此章稱為「更新事業」)，而預備實施建築物之改善，及興修公共設施相關事業及附帶事業者，可依據國土交通省令制定的內容，擬訂更新事業的相關計畫(以下此章稱為「更新事業計畫」)，申請都道府縣知事之認可。</p> <p>2. 欲申請前項認可(以下此章稱為「更新事業計畫之認可」。)者，必須事先取得更新事業計畫中相關公共設施管理者的同意，並與因執行更新事業計畫所設置公共設施管理者及其他政令規定者進行協議。</p> <p>3. 除了欲申請更新事業計畫的認可者以外，還存在擁有此實施區域內建築用地或建築物之權利人時，欲申請更新事業計畫的認可者必須獲得上述權</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>利を有する者があるときは、当該再開発事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて再開発事業計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。</p> <p>4 前項の場合において、宅地又は建築物について権利を有する者のうち、宅地について所有権又は借地権を有する者及び権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者以外の者を確知することができないときは、確知することができない理由を記載した書面を添えて、再開発事業計画の認定を申請することができる。</p> <p>5 再開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 再開発事業を実施する土地の区域（以下この章において「再開発事業区域」という。）</p> <p>二 再開発事業区域内にある建築物の建築面積、延べ面積、構造方法、主たる用途、建築時期及び敷地面積</p> <p>三 建築する建築物の建築面積、階数、延べ面積、構造方法、建築設備、用途及び敷地面積</p> <p>四 整備する公共施設の種類、配置及び規模</p> <p>五 再開発事業の実施期間</p> <p>六 再開発事業の資金計画</p> <p>七 その他国土交通省令で定める事項</p>	<p>利人的同意。但具有這些權利、卻無法對抗欲申請更新事業計畫認可者的人，則不在此限。</p> <p>4. 在前項情況下，若無法確知擁有建築用地或建築物的相關權利人，除了建築用地所有權或土地租賃權人或基於權源而擁有建築物所有權或房屋租賃權人以外的人是否存在無法確知時，可檢附書面文件說明無法確知之理由，進行更新事業計畫之認可之申請。</p> <p>5. 更新事業計畫中必須載明下列事項。</p> <p>一、實施更新事業之區域（以下此章稱為「更新事業區域」）。</p> <p>二、更新事業區域內建築物之建築面積、總樓地板面積、建築結構、主要用途、建築年期以及基地面積</p> <p>三、興建建築物之建築面積、樓層數、總樓地板面積、建築結構、建築設備、用途及基地面積</p> <p>四、興修之公共設施種類、配置及規模</p> <p>五、更新事業之實施期間</p> <p>六、更新事業之財務計畫</p> <p>七、其他國土交通省令規定之事項</p>	
	<p>（再開発事業計画の認定基準）</p> <p>第二百九条の三 都道府県知事は、再開発事業計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再開発事業計画が次に掲げる条件に該当すると認めるときは、再開発</p>	<p>（更新事業計畫之認可基準）</p> <p>第一百二十九條之 3 都道府縣知事接獲更新事業計畫的認可之申請，且確認該申請的更新計畫符合下列條件時，可予認可該更新事業計畫。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>事業計画の認定をすることができる。</p> <p>一 再開発事業区域が第二条の三第一項第二号又は第二項の地区内にあり、次に掲げる条件に該当すること。</p> <p>イ 当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該再開発事業区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計のおおむね二分の一以下であること又は当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該再開発事業区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね二分の一以下であること。</p> <p>(1) 政令で定める耐用年限の三分の二を経過しているもの</p> <p>(2) 災害その他の理由により(1)に掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの</p> <p>(3) 容積率が、当該再開発事業区域に係る都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率(当該再開発事業区域の全部又は一部について定められた同号に規定する用途地域に関する都市計画以外の都市計画において建築物の容積率の最高限度が定められている場合にあつては、当該最高限度の割合。次号ハにおいて「基準割合」という。)の三分の一未満であるもの</p> <p>(4) 都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきもの</p> <p>ロ 当該再開発事業区域内に十分な公共施設がないこと、当該再開発事業区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該再開発事業</p>	<p>一、更新事業区域位在第二條之3第一項第二款或第二項之地區內，並符合下列條件。</p> <p>I. 位於該更新事業區域內的耐火建築物扣除下列部分之建築面積的合計，為該更新事業區域內所有建築物之建築面積合計約二分之一以下；或位在該更新事業區域內的耐火建築物扣除下列部分之基地面積的合計，為更新事業區域內所有建築用地的面積之合計約二分之一以下。</p> <p>(1) 超過政令規定的使用年限之三分之二</p> <p>(2) 因災害等理由，造成與(1)所列部分具有同等程度之機能惡化。</p> <p>(3) 容積率未滿該更新事業區域之都市計畫法第八條第一項第一款中依都市計畫中分區使用規定之建築物容積率(該更新事業區域的全部或一部分，在同款有關都市計畫分區使用管制以外訂定有都市計畫容積率最高限時，則是指該最高限的比例。在次款中稱為「基準比例」)的三分之一。</p> <p>(4) 配合都市計畫設施的公共設施之興修而應拆除之部分</p> <p>II. 因為該更新事業區域內沒有充分的公共設施、該更新事業區域內土地使用過度細分，造成該更新事業區域內之土地利用情況明顯不健全。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。</p> <p>二 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する計画が、第二条の三第一項第二号又は第二項の地区の整備又は開発の計画の概要に即したものであり、かつ、次に掲げる条件に該当すること。</p> <p>イ 建築する建築物の地階を除く階数が三以上の耐火建築物であること。</p> <p>ロ 建築する建築物の建築面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。</p> <p>ハ 建築する建築物の容積率の基準割合に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。</p> <p>ニ 建築する建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が、建築基準法第五十三条の規定により建ぺい率の限度が定められている場合にあつては当該限度から国土交通省令で定める数値を減じた数値以下、同条の規定により建ぺい率の限度が定められていない場合にあつては国土交通省令で定める数値以下であること。</p> <p>ホ 道路、公園その他の公共施設が、当該再開発事業区域の良好な都市環境を形成するよう必要な位置に適切な規模で配置されていること。</p> <p>三 再開発事業計画の内容が再開発事業区域について定められた都市計画に適合していること。</p> <p>四 再開発事業計画の内容が当該都市の機能の更新に貢献するものであること。</p> <p>五 再開発事業の実施期間が当該再開発事業を確実に遂行するため適</p>	<p>二、建築物及建築基地之改善以及與公共設施興修相關的計畫，必須符合第二條之 3 第一項第二款或第二項地區的改善或開發計畫之概要，並且符合下列條件。</p> <p>I. 興建的建築物之地面層除外樓層數必須為三層以上的耐火建築物。</p> <p>II. 興建的建築物之建築面積，必須為國土交通省令規定的規模以上者。</p> <p>III. 針對興建的建築物之容積率，其基準比例在國土交通省令規定的比例之上者。</p> <p>IV. 興建的建築物之建蔽率（對建築面積的基地面積之比例。以下於此款中也相同），在有依據建築基準法第五十三條之規定而擬訂出建蔽率的限度之情況下，該建蔽率為從該限度扣除國土交通省令制定之數值後的數值以下；在並未依據同條規定擬訂出建蔽率之限度的情況下，該建蔽率則為國土交通省令制定的數值以下。</p> <p>V. 在配置道路、公園及其他公共設施，須為其挑選可為該更新事業區域建構良好環境的必要位置、為其設定適切的規模。</p> <p>三、更新事業計畫的內容適合其針對更新事業區域所制定之都市計畫。</p> <p>四、更新事業計畫的內容有助於該都市的功能更新。</p> <p>五、更新事業之實施期間適當，足以確實執行該更新事業。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>切なものであること。</p> <p>六 再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p>	<p>六、執行更新事業所需之必要經濟基礎，以及在確實執行上所需的其他相關能力皆必須充分。</p>	
	<p>(再開発事業計画の認定通知)</p> <p>第二百九条の四 都道府県知事は、再開発事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。</p>	<p>(更新事業計畫之認可通知)</p> <p>第一百二十九條之 4 都道府縣知事在認可更新事業計畫時，必須立即通知相關市町村長相關事宜。</p>	
	<p>(再開発事業計画の変更)</p> <p>第二百九条の五 再開発事業計画の認定を受けた者(以下この章において「認定事業者」という)は、当該再開発事業計画の認定を受けた再開発事業計画(以下この章において「認定再開発事業計画」という)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>(更新事業計畫之變更)</p> <p>第一百二十九條之 5 已取得更新事業計畫之認可者(以下此章稱為「認可事業者」)，欲對已取得認可之該更新事業計畫(以下於此章稱為「認可更新事業計畫」)進行變更時(國土交通省令規定之輕微變更除外)，必須獲得都道府縣知事之認可。</p> <p>2. 前二條之規定準用於前項之情況。</p>	
	<p>(報告の徴収)</p> <p>第二百九条の六 都道府県知事は、認定事業者に対し、認定再開発事業計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条及び第二百九条の八において同じ)に係る再開発事業の実施の状況について報告を求めることができる。</p>	<p>(報告之收取)</p> <p>第一百二十九條之 6 都道府縣知事，可向認定事業者要求針對認可更新事業計畫(當前條第一項之變更已獲認可時，是指變更後的內容。在次條及第一百二十九條之 8 中為相同)提出實施情況報告。</p>	
	<p>(地位の承継)</p> <p>第二百九条の七 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定再開発事業計画に係る再開発事業区域内の土地の所有権その他当該認定再開発事業計画に係る再開発事業の実施に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該</p>	<p>(地位之承接)</p> <p>第一百二十九條之 7 認可事業者の一般權利繼承人或從認可事業者取得認可更新事業計畫區域內之土地所有權者、或取得其他實施該認可更新計畫相關之更新事業之必要權源者，可經由都道府縣知事之核准，承接該認可事業者所有於更新事業計畫之認可</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	認定事業者が有していた再開発事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。	地位。	
	(改善命令) 第二百二十九条の八 都道府県知事は、認定事業者が認定再開発事業計画に従つて再開発事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。	(改善命令) 第一百二十九條之 8 都道府縣知事認可之事業者並未遵照認可之更新事業計畫執行更新事業時，可命令該認可事業者須在一定期間內採取改善的必要措施。	
	(再開発事業計画の認定の取消し) 第二百二十九条の九 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分違反したときは、再開発事業計画の認定を取り消すことができる。 2 第二百二十九条の四の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。	(取消更新事業計畫之認可) 第一百二十九條之 9 於認可事業者違反前條的規定之處分時，都道府縣知事可取消該更新事業計畫之認可。 2. 第一百二十九條之 4 的規定準用於都道府縣知事依據前項規定取消之情況。	
第八章	第八章 雑則	第八章 雜項規定	
	(処分、手続等の効力) 第一百三十条 市街地再開発事業の施行に係る土地又はその土地に存する工作物その他の物件について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく命令、規準、規約、定款若しくは施行規程の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。	(處分、程序等的效力) 第一百三十條 對於實施市街地更新事業有關的土地或該土地現有的建物或其他物件之權利的所有權人如有變更時，依據本法律或是本法律的命令、準則、規約、章程或實施規約的規定，前任的所有權人已完成的程序或其他行為視同繼任的所有權人已完成的程序或其他行為，對前任的所有權人已採取的處分、程序或其他行為視同對繼任的所有權人已採取的處分、程序或其他行為。	
	(土地の分割及び合併) 第一百三十一条 施行者は、第一種市街地再開発事業の施行のために必要があるときは、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手続をすること	(土地的分割及合併) 第一百三十一條 實施者基於實施第一種市街地更新事業且有其必要時，可代替所有權人辦理土地的分割或是合併之程序。	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ができる。</p> <p>2 施行者は、一筆の土地が施行地区の内外又は二以上の工区にわたる場合において、権利変換手続開始の登記を申請し、又は囑託をするときは、あらかじめ、その土地の分割の手続をしなければならない。</p>	<p>2. 如果單筆土地超出實施地區的内外或是跨越二個以上的工區(區段)時，實施者於開始申請登記權利變換程序或囑託時，須事先完成該土地的分割程序。</p>	
	<p>(不動産登記法の特例)</p> <p>第一百三十二条 施行地区内の土地及びその土地に存する建物の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。</p>	<p>(不動産登記法的特例)</p> <p>第一百三十二條 實施地區內的土地及該土地現有建物的登記可依據政令訂定不動産登記法的特例。</p>	
	<p>(建物の区分所有等に関する法律の特例等)</p> <p>第一百三十三条 施行者は、政令で定めるところにより、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者(都道府県及び市町村を除く。)は、政令で定めるところにより、その管理規約について、機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の管理規約は、建物の区分所有等に関する法律第三十条第一項の規約とみなす。</p>	<p>(建物区分所有等相關法律的特例等)</p> <p>第一百三十三條 對於更新建築物及設施建築基地的管理或是相關使用之區分所有權人彼此之間的事項，實施者可依據政令的規定擬訂管理規約。於此情況下，實施者(都道府縣及市町村除外)須依據政令的規定，若是機構等(僅由市設立的地方住宅供給公社除外)應向國土交通大臣申請核准該管理規約；若是個人實施者、組合、更新公司或僅由市設立的地方住宅供給公社，應向都道府縣知事申請核准。</p> <p>2. 前項的管理規約視同建物區分所有等相關法律第三十條第一項的規約。</p>	
	<p>(関係簿書の備付け)</p> <p>第一百三十四条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、市街地再開発事業に関する簿書をその事務所に備え付けておかななければならない。</p> <p>2 利害関係者から前項の簿書の閲覧又は謄写の請求があつたとき</p>	<p>(備妥相關帳冊)</p> <p>第一百三十四條 依據國土交通省令的規定，實施者須於其事務所備妥市街地更新事業的相關帳冊。</p> <p>2. 利害關係人請求閱覽或複印前項的帳冊時，實施者除非有正當的理由，</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>は、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	<p>否則不可拒絕。</p>	
	<p>(書類の送付に代わる公告) 第一百三十五条 施行者は、市街地再開発事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。 2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>	<p>(取代遞送文件的公告) 第一百三十五條 實施者遞送與實施市街地更新事業有關的文件時，收件人拒收該文件時或是在沒有失職之下，無法確知該收件人的住址、通訊處或其他無法確知遞送文件的地點時，依據政令的規定，得以公告該文件的内容取代文件的遞送。 2. 前項的公告發布時，自該公告日的隔次日起算 10 天後，視同該文件已遞送給收件人。</p>	
	<p>(意見書等の提出の期間の計算等) 第一百三十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により一定期間内に差し出すべき意見書その他の文書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で差し出されたときは、送付に要した日数は、期間に算入しない。 2 前項の文書は、その提出期間が経過した後においても、容認すべき理由があるときは、受理することができる。</p>	<p>(意見書等の提出期間) 第一百三十六條 依據本法律或是本法律之命令的規定，應於一定期間內提交的意見書或其他文件透過郵件或民間業者寄送書信的相關法律（二〇〇二年法律第九十九號）第二條第六項規定之一般郵件投遞業者或是同條第九項規定之特定郵件投遞業者依據同條第二項規定之郵件投遞而提交時，寄送所需之天數不列入期間計算。 2. 前項的文件若是在經過該提交期間後，若理由情有可原，則可受理。</p>	
	<p>(権限の委任) 第一百三十六条之二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開</p>	<p>(権限委任) 第一百三十六條之 2 依據國土交通省令的規定，本法律規定之國土交通大臣的權限，可部分委任給地方整備局長或是北海道開發局長。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>発局長に委任することができる。</p> <p>(大都市等の特例)</p> <p>第一百三十七条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（都道府県が施行する市街地再開発事業に係る事務を除く。）で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。</p> <p>(固定資産税の軽減等)</p> <p>第一百三十八条 高度利用地区内において当該高度利用地区に関する都市計画に適合して建築された耐火建築物で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定の適用があるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、第二十三条に規定する場合のほか、高度利用地区内において土地の合理的かつ健全な高度利用を実現する者に対し、建築物の建築に必要な技術上の助言又は資金のあつせんその他の援助に努めるものとする。</p> <p>(政令への委任)</p>	<p>(大都市等的特例)</p> <p>第一百三十七條 依據本法律或是本法律之政令的規定，由都道府縣知事處理、管理及執行的事務（都道府縣實施的市街地更新事業相關事務除外）暨依據政令規定的事務，包括地方自治法第二百五十二條之 19 第一項的指定都市（以下於本條款稱為「指定都市」）及同法第二百五十二條之 22 第一項的核心城市（以下於本條款稱為「核心城市」）均須依據政令的規定，由指定都市或是核心城市（以下於本條款稱為「指定都市等」）的首長執行。於此情況下，依據本法律或是本法律之政令中的都道府縣知事相關規定，作為指定都市等的首長相關規定適用於指定都市等的首長。</p> <p>(固定資產稅的減輕等)</p> <p>第一百三十八條 高度利用地區內符合該高度使用地區相關都市計畫、已建造的耐火建築物，依據政令規定而課徵的固定資產稅適用於地方税法（一九五〇年法律第二百二十六號）第六條第二項的規定。</p> <p>2. 第一百二十三條的規定以外，對於高度利用地區土地實現合理且健全的高度使用者，中央及地方政府應致力於給予建築物興建上所需之技術性建議或資金的籌措或其他援助。</p> <p>(政令委任)</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>第一百三十九条 この法律に特に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>第一百三十九條 本法律特別規定的事項除外，實施本法律的必要事項均依政令的規定。</p>	
	<p>(経過措置) 第一百三十九条の二 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p>	<p>(過渡性措施) 第一百三十九條之 2 依據本法律的規定而訂定或修正政令或是國土交通省令，經判斷該訂定或修正為合理時，於必要的範圍內得訂定所需之過渡性措施(含與罰則有關的過渡性措施)。</p>	
	<p>(事務の区分) 第一百三十九条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。 一 都道府県が第六十一条第一項、第六十六条第一項から第八項まで、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第九十八条第二項(第九十九条の八第五項(第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。))及び第一百八条の二十七第二項において準用する場合を含む。))及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。))が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。 二 市が第六十一条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る。)、第六十六条第一項から第八項まで並びに第九十八条第二項(第一百八条の二十七第二項において準用する場合を含む。))及び第三項の規定により処理することとされている事務(機構等(市</p>	<p>(事務的區分) 第一百三十九條之 3 依據本法律的規定，由地方政府處理的事務中，以下列舉之事務為第一款法定受託事務： 一、都道府縣依據第六十一條第一項、第六十六條第一項至第八項、第六十八條第二項中準用的土地徵用法第三十六條第五項及第九十八條第二項(含在第九十九條之 8 第五項(含在第一百一十八條之 28 第二項中準用時))及第一百一十八條之 27 第二項中準用時)及第三項的規定而處理之事務(限由都道府縣或是機構等(僅由市設立的的地方住宅供給公社除外)實施的市街地更新事業相關事務) 二、市依據第六十一條第一項(限土地探勘等相關部份)、第六十六條第一項至第八項及第九十八條第二項(含在第一百一十八條之 27 第二項中準用時)及第三項的規定而處理之事務(限由機構等(僅由市設立的的地方住宅供給公社除外)實施的市街地更新</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。</p> <p>三 市町村が第五十五条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項(ただし書を除く。)及び第十九条第四項、第六十一条第一項(土地の試掘等に係る部分を除く。)及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第九十九条の八第五項(第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項並びに第百六条第六項において準用する第四十一条第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <p>2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号 に規定する第二号 法定受託事務とする。</p> <p>一 第七条の九第二項(第七条の十六第二項、第七条の二十第二項、第十一条第四項、第三十八条第二項、第四十五条第五項、第五十条の二第二項、第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。)、第七条の十五第三項(第七条の十六第二項において準用する場合</p>	<p>事業相關事務)</p> <p>三、市町村依據第五十五條第二項(含在第五十六條中準用時)、第五十八條第三項及第四項中準用的第十六條第一項(但書除外)及第十九條第四項、第六十一條第一項(土地的探勘等相關部份除外)及第三項、第六十八條第二項中準用的土地徵用法第三十六條第四項、第九十八條第一項以及第九十九條第一項及第三項至第五項(含這些規定在第九十九條之 8 第五項(含在第一百一十八條之 28 第二項中準用時)中準用時)、第九十九條第二項中準用的第九十八條第三項以及第一百〇六條第六項中準用的第四十一條第二項的規定而處理之事務(限由都道府縣或是機構等(僅由市設立的地方住宅供給公社除外)實施的市街地更新事業相關事務)</p> <p>2. 依據本法律的規定，由市町村處理的事務中，以下列事務為地方自治法第二條第九項第二款規定之第二款法定受託事務：</p> <p>一、第七條之 9 第二項(含在第七條之 16 第二項、第七條之 20 第二項、第十一條第四項、第三十八條第二項、第四十五條第五項、第五十條之 2 第二項、第五十條之 9 第二項、第五十條之 12 第二項及第五十條之 15 第二項中準用時)、第七條之 15 第三項(含在第七條之 16 第二項中準用時)、第七條之 17 第五項及第七項、</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>を含む。)、第七条の十七第五項及び第七項、第十五条第二項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、及び第五十条の五第二項（第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）、において準用する第七条の三第二項及び第三項、第十六条第一項（第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十九条第四項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第四十一条第二項（第五十条の十一第二項（第百六条第七項（第百十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。）、及び第百六条第六項において準用する場合を含む。）、第五十条の八第三項（第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第百十四条（第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、第百十五条（第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）、第百十七条第一項及び第三項（これらの規定を第百十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）並びに第百二十四条第一項に規定する事務</p> <p>二 第五十五条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項（ただし書を除く。）、及び第十九条第四項並びに第百十八条の二十八第二項において準用する第九十九条の八第五項において準用する第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項までに規定する事務（市町村又は市のみが設立した地方住宅供給</p>	<p>第十五條第二項（含在第三十八條第二項中準用時）及第五十條之 5 第二項（含在第五十條之 9 第二項中準用時）中準用的第七條之 3 第二項及第三項、第十六條第一項（含在第三十八條第二項、第五十條之 6 及第五十條之 9 第二項中準用時）、第十九條第四項（含在第三十八條第二項中準用時）、第二十八條第一項、第四十一條第二項（含在第五十條之 11 第二項（含在第一百〇六條第七項（含在第一百一十八條之 24 第二項中準用時）中準用時）及第一百〇六條第六項中準用時）、第五十條之 8 第三項（含在第五十條之 9 第二項中準用時）、第一百一十四條（含在第一百一十八條之 3 十第二項中準用時）、第一百一十五條（含在第一百一十八條之 3 十第二項中準用時）、第一百一十七條第一項及第三項（含這些規定在第一百一十八條之 3 十第二項中準用時）以及第一百二十四條第一項規定之事務</p> <p>二、第五十五條第二項（含在第五十六條中準用時）、第五十八條第三項及第四項中準用的第十六條第一項（但書除外）及第十九條第四項以及第一百一十八條之 28 第二項中準用的第九十九條之 8 第五項中準用的第九十八條第一項以及第九十九條第一項及第三項至第五項規定之事務（限由市町村或僅由市設立的地方住宅供給公社實施之市街地更新事業相關事務）</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）</p> <p>三 第六十一条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項に規定する事務（個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）</p>	<p>三、第六十一條第一項（土地的探勘等相關部份除外）及第三項、第六十八條第二項中準用的土地徵用法第三十六條第四項、第九十八條第一項以及第九十九條第一項及第三項至第五項（含這些規定在第九十九條之八第五項中準用時）及第九十九條第二項中準用的第九十八條第三項規定之事務（限由個人實施者、組合、更新公司、市町村或僅由市設立的住宅供給公社實施之市街地更新事業相關事務）</p>	
第九章	第九章 罰則	第九章 罰則	
	<p>第一百四十条 個人施行者（法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員）、組合の役員、総代若しくは職員、再開発会社の役員若しくは職員又は審査委員（以下「個人施行者等」と総称する。）が職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行爲をし、又は相当の行爲をしなときは、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行爲をし、又は相当の行爲をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>3 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。</p> <p>4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全</p>	<p>第一百四十條 個人實施者（若是法人的個人實施者，則為其幹部或是職員）、組合的理監事、理事長或職員、更新公司的董監事或職員或審查委員（以下統稱為「個人實施者等」）利用職務收受賄賂、或是要求金錢或擬訂約定時，處以三年以下的有期徒刑；亦或從事不法的行爲、或是與其相當的行爲時，處以七年以下的有期徒刑。</p> <p>2. 曾經身為個人實施者等在其任職中接受請託而在職務上從事上不法行爲、或是對與其相當的行爲收受賄賂、或是要求金錢或擬訂約定時，處以三年以下的有期徒刑。</p> <p>3. 個人實施者等利用其職務接受請託，向第三方提供賄賂、或是事先約定提供賄賂時，處以三年以下的有期徒刑。</p> <p>4. 犯人或是知情的第三方收受的賄賂一律沒收；無法沒收其全部或是一部</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。	份時，追徵其價額。	
	<p>第一百四十一条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。</p>	<p>第一百四十一條 前條第一項至第三項規定之提供賄賂、或是請求賄賂或約定賄賂者，處以三年以下的有期徒刑或是百萬日圓以下的罰金。</p> <p>2. 觸犯前項罪行者，自首時可減輕或免除其刑責。</p>	
	<p>第一百四十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第七条の五第一項の規定による建築許可権者の命令に違反した者</p> <p>二 第六十六条第四項の規定による都道府県知事等の命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者</p>	<p>第一百四十一條之 2 符合以下各款任一敘述者，處以一年以下的有期徒刑或是三十萬日圓以下的罰金。</p> <p>一、違反第七條之 5 第一項規定之建築許可權責單位的命令者</p> <p>二、違反第六十六條第四項規定之都道府縣知事等的命令，未恢復土地的原狀、或是未遷移或未拆除建築物或其他建物或物件者</p>	
	<p>第一百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六十条第一項又は第二項に規定する場合において、立入許可権者の許可を受けないで、土地又は工作物に立ち入り、又は立ち入らせた者</p> <p>二 第六十条第一項又は第二項の規定による土地又は工作物への立入りを拒み、又は妨げた者</p> <p>三 第六十一条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は試掘等許可権者の許可を受けないで土地に試掘等を行つた者</p>	<p>第一百四十二條 符合以下各款任一敘述者，處以 6 個月以下的有期徒刑或是二十萬日圓以下的罰金。</p> <p>一、在第六十條第一項或第二項的規定下，未取得出入許可權責單位的許可就擅自進入土地或建物、或令他人進入者</p> <p>二、拒絕或妨礙他人依據第六十條第一項或第二項的規定進入土地或建物者</p> <p>三、在第六十一條第一項的規定之下，未取得市町村長的許可而擅自拆除障礙物者；或是未取得探勘等許可權責單位的許可而擅自對土地進行探勘等者</p>	
	第一百四十二条の二 第九十九条の五第二項（第一百八条の二十八第二	第一百四十二條之 2 違反第九十九條之 5 第二項（含在第一百一十八條	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	之 28 第二項中準用時) 的規定者，處以 6 個月以下的有期徒刑或是二十萬日圓以下的罰金。	
	第四百三十三條 第六十四條第二項（第百十八條の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第六十四條第一項（第百十八條の二十九において準用する場合を含む。）の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、二十万円以下の罰金に処する。	第一百四十三條 違反第六十四條第二項（含在第一百一十八條之 29 中準用時）的規定，擅自遷移、拆除或污損、損壞第六十四條第一項（含在第一百一十八條之 29 中準用時）規定的標識者，處以二十萬日圓以下的罰金。	
	<p>第四百三十三條之二 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした個人施行者（法人である個人施行者を除く。）又は法人である個人施行者の役員若しくは職員を二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二百二十四條第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>二 第二百二十四條第三項又は第二百二十四條の二第一項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。</p> <p>三 第二百二十四條の二第一項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。</p>	<p>第一百四十三條之 2 個人實施者符合以下任一項行為時，從事該行為的個人實施者（法人的個人實施者除外）或是法人的個人實施者之幹部或是職員，皆處以二十萬日圓以下的罰金：</p> <p>一、未依第一百二十四條第一項的規定，請求提出報告資料，或是提出虛構的報告或資料時。</p> <p>二、違反第一百二十四條第三項或第一百二十四條之 2 第一項的規定都道府縣知事的命令時。</p> <p>三、拒絕或妨礙第一百二十四條之 2 第一項的規定之都道府縣知事的檢查時。</p>	
	<p>第四百四十四條 組合が次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした役員又は職員を二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二百二十四條第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p>	<p>第一百四十四條 對於從事下列任一項行為之更新會理監事或職員，處以二十萬日圓以下的罰金：</p> <p>一、未依第一百二十四條第一項的規定，請求提出報告資料，或提出虛構的報告資料時。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>二 第二百二十四条第三項又は第二百二十五条第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。</p> <p>三 第二百二十五条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。</p>	<p>二、違反第一百二十四條第三項或第一百二十五條第三項的規定都道府縣知事的命令時。</p> <p>三、拒絕或妨礙第一百二十五條第一項或第二項的規定之都道府縣知事的檢查時。</p>	
	<p>第百四十四条の二 再開発会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、その行爲をした役員又は職員を二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二百二十四条第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>二 第二百二十四条第三項又は第二百二十五条の二第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。</p> <p>三 第二百二十五条の二第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。</p>	<p>第一百四十四條之 2 更新公司符合下任一項行為時，對從事該行為的幹部或是職員，處以二十萬日圓以下的罰金。</p> <p>一、未依第一百二十四條第一項的規定，提出報告資料，或是提出虛構的報告或資料時。</p> <p>二、違反第一百二十四條第三項或第一百二十五條之 2 第三項的規定之都道府縣知事的命令時。</p> <p>三、拒絕或妨礙第一百二十五條之 2 第一項或第二項的規定之都道府縣知事的檢查時。</p>	
	<p>第百四十四条の三 第二百二十九条の六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第一百四十四條之 3 未依據第一百二十九條之 6 的規定提出報告或提出虛構的報告者，處以二十萬日圓以下的罰金。</p>	
	<p>第百四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第百四十一条の二から第百四十二条の二まで又は第百四十三条の二から前条までに規定する違反行爲をしたときは、行爲者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>第一百四十五條 法人的代表人或法人或是自然人的代理人、僱員或其他從業人員，對該法人或自然人的業務或是財產從事違反第一百四十一條之 2 至第一百四十二條之 2 或第一百四十三條之 2 至前條規定的行為時，除了懲處行為人之外，亦得對對該法人或自然人處以本條款的罰金。</p>	
	<p>第百四十五条の二 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その行爲をした個人施行者（法人である個人施行者を除く。）又は法人である個人施行者の役</p>	<p>第一百四十五條之 2 個人實施者符合以下任一項行為，該行為人從事個人實施者（法人的個人實施者除外）或是身為法人的個人實施者之幹部或是清算人，處以二十萬日圓以下的過</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>員若しくは清算人を二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第七条の十六第三項の規定に違反したとき。</p> <p>二 第一百三十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>三 第一百三十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。</p> <p>四 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。</p>	<p>失罰款。</p> <p>一、違反第七條之 16 第三項的規定時。</p> <p>二、未依據第一百三十四條第一項的規定備妥帳冊，或是該帳冊應記載的事項而未詳實記載或是做出不實的記載時。</p> <p>三、違反第一百三十四條第二項的規定，無正當理由之下拒絕閱覽或是複印帳冊時。</p> <p>四、違反本法律的規定，未公告或是做出不實的公告時。</p>	
	<p>第一百四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 組合が第一種市街地再開発事業以外の事業を営んだとき。</p> <p>二 第二十七条第九項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。</p> <p>三 第二十七条第十項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。</p> <p>四 第三十一条第一項(第三十五条第四項において準用する場合を含む。)又は第三項若しくは第四項(第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき。</p> <p>五 第三十一条第七項の規定に違反して書類を備えず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>六 第三十一条第八項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の</p>	<p>第一百四十六條 符合以下任一項行為，該行為人為組合的理事、監事或是清算人，處以二十萬日圓以下的罰款：</p> <p>一、組合經營第一種市街地更新事業以外的事業時。</p> <p>二、違反第二十七條第九項的規定，無正當理由之下拒絕閱覽或是複印帳簿及文件時。</p> <p>三、違反第二十七條第十項的規定，監事兼任理事或組合的職員時。</p> <p>四、違反第三十一條第一項（含在第三十五條第四項中準用時）或第三項或第四項（含在第三十四條第三項及第三十五條第四項中準用時）的規定，未召集會員大會、會員大會的小組委員會或是會員代表大會時。</p> <p>五、違反第三十一條第七項的規定，未備妥文件或未詳實記載該文件應記載的事項、或是做出不實的記載時。</p> <p>六、違反第三十一條第八項的規定，無正當理由之下拒絕閱覽或是複印文</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>閲覧又は謄写を拒んだとき。</p> <p>七 第三十八条第二項において準用する第七条の十六第三項又は第四十五条第三項の規定に違反したとき。</p> <p>八 第四十七条又は第四十九条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。</p> <p>九 第四十八条の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。</p> <p>十 第一百三十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>十一 第一百三十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。</p> <p>十二 都道府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の部会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。</p> <p>十三 組合がこの法律の規定による公告をすべき場合において、公告をせず、又は不実の公告をしたとき。</p>	<p>件時。</p> <p>七、違反第三十八條第二項中準用的第七條之 16 第三項或第四十五條第三項的規定時。</p> <p>八、未詳實記載第四十七條或是第四十九條列舉之文件中應記載的事項、或是做出不實的記載時。</p> <p>九、違反第四十八條的規定，處分組合剩餘的財產時。</p> <p>十、未依據第一百三十四條第一項的規定備妥帳冊，或是未詳實記載該帳冊應記載的事項、或是做出不實的記載時。</p> <p>十一、違反第一百三十四條第二項的規定，無正當理由之下拒絕閲覧或是複印帳冊時。</p> <p>十二、對都道府縣知事或是市町村長或會員大會、會員大會的小組委員會或會員代表大會呈報不實、或是隱瞞事實時。</p> <p>十三、組合應依據本法律的規定公告卻未公告、或是頒布不實的公告時。</p>	
	<p>第一百四十七条 第三十一条第五項の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。</p>	<p>第一百四十七條 違反第三十一條第五項的規定參與初任理事或是監事的競選，或是未召集以選任為主的會員大會者，處以二十萬日圓以下的過失罰款。</p>	
	<p>第一百四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした再開発会社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第五十条の九第二項において準用する第七条の十六第三項の規定に違反したとき。</p> <p>二 第一百三十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若</p>	<p>第一百四十八條 符合以下任一項行為，該行為人為更新公司之幹部或是清算者，處以二十萬日圓以下的罰款：</p> <p>一、違反第五十條之 9 第二項中準用的第七條之 16 第三項之規定時。</p> <p>二、未依據第一百三十四條第一項的規定備妥帳冊，或是未詳實記載該帳冊應記載的事項、或是做出不實的記</p>	<p>此處譯文「幹部」係指公司董監事</p>

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>三 第三百三十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだとき。</p> <p>四 市町村長に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。</p> <p>五 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。</p>	<p>載時。</p> <p>三、違反第一百三十四條第二項的規定，無正當理由之下拒絕閱覽或是複印帳冊時。</p> <p>四、對市町村長呈報不實、或是隱瞞事實時。</p> <p>五、違反本法律的規定，未公告或是做出不實的公告時。</p>	
	<p>第一百四十九条 第十条第二項の規定に違反してその名称中に市街地再開発組合という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。</p>	<p>第一百四十九條 違反第十條第二項的規定，在該名稱中使用市街地更新組合的文字者，處以十萬日圓以下的過失罰款。</p>	
附則抄	附則抄	附則抄	
	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。</p>	<p>(實施日期)</p> <p>第一條 本法律自都市計畫法的實施日起開始實施。</p>	
	<p>(公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律等の廃止)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる法律は、廃止する。</p> <p>一 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第九号)</p> <p>二 防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第十号)</p>	<p>(公共設施的整備相關之市街地改造之相關法律等的廢除)</p> <p>第三條 以下各款列舉之法律廢除：</p> <p>一、公共設施的整備相關之市街地改造之相關法律(一九六一年法律第一百〇九號)</p> <p>二、防災建築街区造成法(一九六一法律第一百一十號)</p>	
	<p>(市街地改造事業等に関する経過措置)</p> <p>第四条 この法律の施行の際、現に市街地改造事業に関する都市計画において施行区域として定められている土地の区域について施行される市街地改造事業については、旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。</p> <p>2 この法律の施行の際、現に存する防災建築街区造成組合、現に施行されている旧防災建築街区造成法第五十四条に規定する防災建築街区造</p>	<p>(市街地改造事業的相關過渡性措施)</p> <p>第四條 本法律實施時，現行關於市街地改造事業的都市計畫方面、被訂定為實施地區所實施之市街地改造事業及有關舊公共設施整備市街地改造等相關法實施後仍具有效力。</p> <p>2. 本法律實施時，現存之防災建築街区改建組合、舊防災建築街区改建法第五十四條的防災建築街区改建事業和同法第五十六條規定之補助金交付</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>成事業及び現に同法第五十六条の規定による補助金の交付の決定があつた防災建築物に関しては、同法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。</p>	<p>之認定防災建築物等事項，於同法實施後仍具有效力。</p>	
	<p>(国の無利子貸付け等)</p> <p>第五条 国は、当分の間、第一百二十二条第一項に規定する施行者に対し、市街地再開発事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、市街地再開発事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、第一百二十二条第一項に規定する施行者が施行する者にあつては当該施行者に対し当該地方公共団体が同項の規定により補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら施行する場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、機構等が施行する場合にあつては当該機構等に対し当該地方公共団体が第一百二十条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>3 国は、当分の間、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に対し、市街地再開発事業の施行区域内に居住する者で第七十九条第三項の規定により権利変換計画において施</p>	<p>(國家之免息貸款)</p> <p>第五條 針對國家目前於第一百二十二條第一項規定之實施者依關於市街地再開發事業由日本電信電話股份有限公司股份出售收入之活用所帶來社會資本之整備促進等特別措置法（一九八七年法律第八十六號。以下稱「社會資本整備特別措置法」。）符合第二條第一項第二款項目費用之資金一部份，在預算範圍內則可無息貸款。</p> <p>2. 國家目前針對地方政府機關，就市街地再開發事業社會資本整備特別措置法第二條第一項第二款的項目、依據第一百二十二條第一項規定之實施者，對於該實施者該地方政府機關依同項規定，充當補助費用的一部份、在該地方政府機關親自實施的情況下充當必要費用的資金一部份，在機構等實施的情況下及依第一百二十條第一項的規定充當負擔費用的一部份，在預算範圍內則可無息貸款。</p> <p>3. 針對國家目前對地方政府機關或獨立行政法人都市再生機構在市街地再開發事業實施地區內居民，該建物的一部份或租約不在權利變換計畫第七十九條第三項的規定與被規定之外該</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>設建築物の一部等又は借家権が与えられないように定められたものその他当該事業の施行により特に新たな住宅を必要とすることとなるものに賃貸するための住宅の建設の事業で、社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>4 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>6 国は、第一項から第三項までの規定により、第二百二十二条第一項に規定する施行者、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。</p> <p>7 第二百二十二条第一項に規定する施行者、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が、第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到</p>	<p>事業實施必要之新住宅之事項出租住宅之建設事業，必須符合社會資本整備特別措施法第二條法第一項第二款規定之項目費用的一部份，在預算範圍內則可無息貸款。</p> <p>4. 前三項國家貸款金的償還期間為五年（包含二年以內的固定期間。）以內和用政令規定期間。</p> <p>5. 除前項規定之事項外，第一項到第三項規定之貸款金的償還方法，償還期限的提前等其他償還之必要規定事項應用政令訂定。</p> <p>6. 國家針對依第一項到第三項的規定，於第一百二十二條第一項規定之實施者向地方政府機關或獨立行政法人都市再生機構進行借貸時，該借貸對象之事業相當於該貸款金補助對象，關於補助的發給，在該貸款金的償還時適用於該貸款金的償還金額。</p> <p>7. 第一百二十二條第一項規定之實施者，依據第一項到第三項的規定借出之無息貸款，基於第四項和第五項的規定，提前地方政府機關或獨立行政法人都市再生機構被規定之償還期限（除了用政令訂定的情況之外。）依前項的規定，該償還當作是該償還期限來到時實行之事項。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	来時に行われたものとみなす。		
	(罰則に関する経過措置) 第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(罰則相關之過渡性措施) 第二十三條 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。	
附 則 (昭和 四五年 四月一 日法律 第一三 号)抄	附 則 (昭和四五年四月一日法律第一三号)抄 第一条 この法律は、公布の日から施行する。	附則(一九七〇年四月一日法律第一十三號)抄 第一條 本法律自發布日起開始實施	
附 則 (昭和 四五年 六月一 日法律 第一〇 九号)抄	附 則 (昭和四五年六月一日法律第一〇九号)抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	附則(一九七〇年六月一日法律第一百〇九號)抄 (實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過一年之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附 則 (昭和 四九年 六月一 日法律 第六九 号)抄	附 則 (昭和四九年六月一日法律第六九号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	附則(一九七四年六月一日法律第六十九號)抄 (實施日期) 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附 則 (昭和 四九年 六月一 日法律 第七一 号)抄	附 則 (昭和四九年六月一日法律第七一号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十一条、第二百八十一条の三、第二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附則第十七条から第十九条までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七条から第十一条まで及び附則第十三条から第二十四条まで	附則(一九七四年六月一日法律第七十一號)抄 (實施日期) 第一條 本法律自發布日起開始實施。但是，第二百八十一條、第二百八十一條之三、第二百八十二條第二項、第二百八十二條之二第二項和第二百八十三條第二項的修正規定、附則從第十七條到第十九條的修正規定和附則第二條，從附則第七條到第十一條和附則第十三條到第二十四條的規定(以下稱「關於特別區的修正規	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	の規定（以下「特別区に関する改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。	定」所謂。）從昭和五十年四月一日開始實施。	
附 則 （昭和五〇年七月一六日法律第六六号）抄	附則（昭和五〇年七月一六日法律第六六号）抄	附則（一九七五年七月十六日法律第六十六號）抄	
五〇年七月一六日法律第六六号）抄	（施行期日） 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	（實施日期） 1. 本法律自公布日起不超過一年之範圍內，自依政令所定日起實施。	
抄	（市街地再開発事業に関する経過措置） 2 この法律の施行の際現に施行中の市街地再開発事業は、この法律による改正後の都市再開発法の規定による第一種市街地再開発事業とみなす。 3 この法律による改正前の都市再開発法の規定により市街地再開発事業に関してした手続、処分その他の行為は、この法律による改正後の都市再開発法の規定により第一種市街地再開発事業に関してした手続、処分その他の行為とみなす。	（市街地在開發事業相關的過渡性措施） 2. 依本法律實施中的市街地更新事業，視為經本法律修訂後的都市再開發法規定之第一種市街地更新事業。 3. 曾依據經本法律修正前的都市再開發法之規定所進行的市街地更新事業相關程序、處分以及其他行為，視為依據經本法律修訂後的都市再開發法之規定所進行的市街地更新事業相關程序、處分以及其他行為。	
	（罰則に関する経過措置） 14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	（罰則相關之過渡性措施） 14. 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。	
附 則 （昭和五四年三月三〇日法律第五号）抄	附則（昭和五四年三月三〇日法律第五号）抄	附則（一九七九年三月三十日法律第五號）抄	
五四年三月三〇日法律第五号）抄	（施行期日） 1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。	（實施日期） 1. 本法律自民事執行法（一九七九年法律第四號）之實施日起開始實施。	
抄	（経過措置） 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。 3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受け	（過渡性措施） 2. 於本法律實施前進行申訴的民事執行、企業擔保權的執行及破產的事件，仍依照舊有的慣例執行。 3. 執行官於前項的事件所收取的手續費及款項或是接受的償還費用之金	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	る費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。	額，則不受同項規定限制，並依照最高法院規則之規定。	
附 則 (昭和五五年五月一日法律第三四号)抄	附則(昭和五五年五月一日法律第三四号)抄	附則(一九八〇年五月一日法律第三十四號)抄	
五五年五月一日法律第三四号)抄	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附 則 (昭和五五年五月一日法律第三五号)抄	附則(昭和五五年五月一日法律第三五号)抄	附則(一九八〇年五月一日法律第三十五號)抄	
五五年五月一日法律第三五号)抄	(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 1. 本法律自公布日起不超過一年之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附 則 (昭和五五年五月二七日法律第六二号)抄	附 則(昭和五五年五月二七日法律第六二号)抄	附則(一九八〇年五月二十七日法律第六十二號)抄	
五五年五月二七日法律第六二号)抄	(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 1. 第一條 本法律自公布日起不超過一年之範圍內，自依政令所定日起實施。	
抄	(罰則に関する経過措置) 2 この法律の施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(罰則相關之過渡性措施) 2. 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。	
附 則 (昭和五六年五月二二日法律第四八号)抄	附則(昭和五六年五月二二日法律第四八号)抄	附則(一九八一年五月二十二日法律第四十八號)抄	
五六年五月二二日法律第四八号)抄	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自發布日起開始實施。但是，附則第二十一條至五十五條	
附 則 (昭和五八年五月二一日法律第五一号)抄	附則(昭和五八年五月二一日法律第五一号)抄	附則(一九八三年五月二十一日法律第五十一號)抄	
五八年	(施行期日)	(實施日期)	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
五月二 一日法 律第五 一号) 抄	第一条 この法律は、昭和五十九年 一月一日から施行する。	第一條 本法律自一九八四年一月一 日起開始實施。	
附 則 (昭和 六二年 九月四 日法律 第八七 号)抄	附則(昭和六二年九月四日法律第八 七号)抄 この法律は、公布の日から施行し、 第六条及び第八条から第十二条まで の規定による改正後の国有林野事業 特別会計法、道路整備特別会計法、 治水特別会計法、港湾整備特別会計 法、都市開発資金通融特別会計法及 び空港整備特別会計法の規定は、昭 和六十二年度の予算から適用する。	附則(一九八七年九月四日法律第八 十七號)抄 本法律自公告之日起實施，經第六條 及第八條至第二十條的規定修訂後之 國有林野事業特別會計法、道路整備 特別會計法、治水特別會計法、港灣 整備特別會計法、都市開發資金通融 特別會計法及機場整備特別會計法， 其規定自一九八七年度の預算起適 用。	
附 則 (昭和 六三年 五月二 〇日法 律第四 九号) 抄	附則(昭和六三年五月二〇日法律第 四九号)抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算 して六月を超えない範囲内において 政令で定める日から施行する。	附則(一九八八年五月二十日法律第 四十九號)抄 (實施日期) 1. 本法律自公布日起不超過六個月之 範圍內，自依政令所定日起實施。	
附 則 (平成 元年六 月二八 日法律 第五六 号)抄	附則(平成元年六月二八日法律第五 六号)抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算 して六月を超えない範囲内において 政令で定める日から施行する。	附則(一九八九年六月二十八日法律 第五十六號)抄 (實施日期) 1. 本法律自公布日起不超過六個月之 範圍內，自依政令所定日起實施。	
附 則 (平成 元年一 二月二 二日法 律第九 一号) 抄	附則(平成元年一二月二二日法律第 九一号) (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から 起算して二年を超えない範囲内にお いて政令で定める日から施行する。	附則(一九八九年十二月二十二日法 律第九十一號)抄 (實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過二 年之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附 則 (平成	附則(平成二年六月二九日法律第六 一号)抄	附則(一九九〇年六月二十九日法律 第六十一號)抄	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
二年六月二九日法律第六一号)抄	(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 1. 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附則(平成四年六月五日法律第七六号)抄	附則(平成四年六月五日法律第七六号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附則(一九九二年六月五日法律第七十六號)抄 (實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過二個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附則(平成五年一月一日法律第八九号)抄	附則(平成五年一月一日法律第八九号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。	附則(一九九三年十一月十二日法律第八十九號)抄 (實施日期) 第一條 本法律自行政程序法(一九九三年法律第八十八號)的實施日起開始實施。	
	(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。	(諮詢等不利處分的相關過渡性措施) 第二條 審議會及其他合議制的機關，在本法律實施前，若有為了基於法令而執行行政程序法第十三條規定的意見諮詢或辨明機會給予之程序及其他的意見陳述之程序而應採取相當程序時的諮詢、或有其他需求的情況下，該詢問及其他與要求相關的不利處分之程序，不受經本法律修訂後的相關法律之規定，仍依照舊有的慣例執行。	
	(罰則に関する経過措置) 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(罰則相關之過渡性措施) 第十三條 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。	
	(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置) 第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係る	(意見諮詢相關的規定整理隨附之過渡性措施) 第十四條 於本法律實施前依據法令進行的意見諮詢或意見諮詢會(不利處分相關者除外。)或以其為目的之	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	ものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。	程序，視為依據經本法律修訂後的相關法律之相當規定執行。	
	(政令への委任) 第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。	(對政令的委託) 第十五條 除了附則第二條至前條規定的內容之外，與本法律之實施相關的必要過渡性措施，則依據政令制定。	
附 則 (平成 六年六 月二九 日法律 第四九 号)抄	附則(平成六年六月二九日法律第四九号)抄 (施行期日) 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。	附則(一九九四年六月二十九日法律第四十九號)抄 (實施日期) 1. 本法律中第一章の規定和次項の規定是就地方自治法的一部份修正之法律(一九九四年法律第四十八號)中地方自治法(一九四七年法律第六十七號)第二篇第十二章的修正規定的實施日期，第二章の規定是從地方自治法的一部份修正之法律中地方自治法第三篇第三章的修正規定的實施日期起開始實施。	
附 則 (平成 七年二 月二六 日法律 第一三 号)抄	附則(平成七年二月二六日法律第一三号)抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (罰則に関する経過措置) 4 この法律の施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	附則(一九九五年二月二十六日法律第一十三號)抄 (實施日期) 1. 本法律自公布日起不超過三個月之範圍內，自依政令所定日起實施。 (罰則相關之過渡性措施) 4. 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。	
附 則 (平成 七年二 月二六 日法律 第一四 号)抄	附則(平成七年二月二六日法律第一四号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から實施する。	附則(一九九五年二月二十六日法律第一十四號)抄 (實施日期) 第一條 本法律自公布日起開始實施。	
附 則	附則(平成八年五月二四日法律第四	附則(一九九六年五月二十四日法律	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
(平成八年五月二四日法律第四八号)抄	八号)抄	第四十八號)抄	
	(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 1. 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附則(平成九年五月九日法律第五〇号)抄	附則(平成九年五月九日法律第五〇号)抄	附則(一九九七年五月九日法律第五十號)抄	
	(施行期日) 1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の施行の日から施行する。	(實施日期) 1. 本法律自密集市街地當中的防災街区整備促進相關法律(一九九七年法律第四十九號)之實施日起開始實施。	
附則(平成九年六月一三日法律第七九号)抄	附則(平成九年六月一三日法律第七九号)抄	附則(一九九七年六月十三日法律第七十九號)抄	
	(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 1. 本法律自公布日起不超過三個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附則(平成一〇年五月二九日法律第八〇号)抄	附則(平成一〇年五月二九日法律第八〇号)抄	附則(一九九八年五月二十九日法律第八十號)抄	
	(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條及び次項の規定は、公布の日から施行する。	(實施日期) 1. 本法律自公布日起不超過三個月之範圍內，自依政令所定日起實施。但是，第二條及次項之規定自公布日起開始實施。	
附則(平成一〇年六月三日法律第九二号)抄	附則(平成一〇年六月三日法律第九二号)抄	附則(一九九八年六月三日法律第九十二號)抄	
	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過二個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附則(平成一一年三月三十一日法律第二五号)抄	附則(平成一一年三月三十一日法律第二五号)抄	附則(一九九九年十一月三十一日法律第二十五號)抄	
	(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四	(實施日期) 第一條 本法律自一九九九年四月一	

一日法

章節	日文原文	中文翻譯	備註
律第二 五号) 抄	<p>月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四条中都市再開発法第七条の十四の改正規定、同法第十六条に一項を加える改正規定、同法第十七条の改正規定(「に限り、その認可をすることができる」を「は、その認可をしなければならない」に改める部分に限る。)、同条第二号の改正規定(「法令」の下に「(事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む。)」を加える部分に限る。)、同法第五十三条の改正規定、同法第五十八条第三項の改正規定(「の規定及び」を「及び第五項並びに」に改める部分及び「特定事業参加者」と」の下に「、第十六条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「公団等」と」を加える部分に限る。)、同法第九十一条、第九十九条の二、第九十九条の三、第九十九条の六、第九十九条の七、第百四条から第百七条まで及び第百十条第三項の改正規定、同法第百十一条の改正規定(同条の表第七十三条第一項第二号、第四号及び第六号、第七十八条第一項、第八十九条、第百四条の項中「第百四条」を「第百四条第一項」に改める部分並びに同表第八十八条第二項の項中「第八十八条第二項」の下に「、第九十九条の六第二項」を加える部分に限る。))並びに同法第百十八条の十三、第百十八条の十五、第百十八条の十九、第百十八条の二十四、第百十八条の二十五の二第三項及び第百十八条の二十八の改正規定並びに附則第二条及び第三条の規定 公布の</p>	<p>日起開始實施。但下方各款列舉的規定，則是自該各款所規定的日期實施。</p> <p>一、第四條中都市再開發法第七條之十四的修正規定、該法第十六條增加一項的修正規定、該法第十七條的修正規定(只限於將「在限定，可核准」改變到「必須做才可核准」的部份。)、該條第二款的修正規定(只限於在「法令」下「(事業計畫的內容，包含前條第三項規定的都道府縣知事命令。)」部份。)、該法第五十三條的修正規定、該法第五十八條第三項的修正規定(只限於將「的規定和」改變到「及第五項和」的部份和「特定事業參加者」和「」，第十六條第五項中「依第十一條第一項或第三項的規定核准申請者」和「公民營機構等」和」加入的部份。)、該法第九十一條、第九十九條之二、該法第九十九條之三、第九十九條之六、第九十九條之七、第一百零四條到第一百零七條、第一百一十條第三項的修正規定、該法第一百一十一條的修正規定(只限於該條的表第七十三條第一項第二款、第四款和第六款、第七十八條第一項、第八十九條、第一百零四條的項目中「第一百零四條」改變到「第一百零四條第一項」的部份和該表第八十八條第二項中「第八十八條第二項」下面「，第九十九條第六第二項」的加入部份。)和該法第一百一十八條之十三、第一百一十八條之十五、第一百一十八條之十九、第一百一十八條之二十四、第一百一十八條二十五之二第三項和第一百一十八條之二十八的修正規定和附則第二條和第三條規定，自公布日起不超過三個月之範圍內，自依政令所定日起實施。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>二 第三条中土地区域整理法の目次の改正規定、同法第六条、第七十五条及び第八十五条の改正規定、同法第八十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条に一項を加える改正規定、同法第八十七条に二項を加える改正規定、同法第八十九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十七条の改正規定、同法第三章に一節を加える改正規定、同法第一百三十八条の次に二条を加える改正規定並びに同法第一百四十二条の次に一条を加える改正規定、第四条中都市再開発法の目次の改正規定、同法第一百十条第一項の改正規定、同法第一百一十一条の改正規定（同条の表に次のように加える部分に限る。）、同法第一百十八条の二十五の二第一項の改正規定並びに同法第四章の次に一章を加える改正規定並びに附則第八条（住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十七条第一項の改正規定中「第八十五条の二第一項から第七項まで」の下に「、第八十五条の三第一項から第六項まで」を加える部分に限る。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p>	<p>二、第三條中土地區域整理法的目次的修正規定、該法第六條、第七十五條和第八十五條的修正規定、該法第八十五條之二加入的一項修正規定、該法第八十六條加入的二項修正規定、該法第八十七條的修正規定、該法第八十九條之二加入的一條修正規定、該法第九十七條的修正規定、該法第三章加入一節的修正規定、該法第一百三十八條後加入二條的修正規定和該法第一百四十二條後加入一條的修正規定、第四條中都市再開發法的目次之修正規定、該法第一百一十條第一項的修正規定、該法第一百一十一條的修正規定（只限於在該條的表後加入的部份。）、該法第一百一十八條之二十五之二第一項的修正規定和該法第四章後加入一章的修正規定和附則第八條（只限於在住宅・都市整備公民國營機構法（一九八一年法律第四十八號）第四十七條第一項修正規定中「從第八十五條之二第一項到第七項」下面加入「，從第八十五條第三第一項到第六項」的部份。）的規定，自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。</p>	
	<p>（経過措置）</p> <p>第二条 都市再開発法第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日が前条第一号に掲げる改正規定の施行の日前である場合における第四条の規定による改正後の都市再開発法（以下この条において「新都市再開発法」という。）第九十一条の規定の適用並びに都市再開発法第百</p>	<p>（過渡性措施）</p> <p>第二条 於都市再開發法第八十條第一項規定之三十日內，前條第一款的修正規定實施前，依第四條的規定修正後的都市再開發法（以下於本條稱「新都市再開發法」。）撤回由第九十一條的規定適用和都市再開發法第一百一十八條之五第一項規定之提出有購買意願者的建築用地，租地權或目</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出を撤回した者の宅地、借地権又は建築物が当該改正規定の施行前に施行者取得され、又は消滅している場合における新都市再開発法第百十八条の十三、第百十八条の十五及び第百十八条の十九の規定の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>前建築物的修改規定實施前實施者取得或新都市再開發法第一百一十八條之十三，第一百一十八條之十五和第一百一十八條之十九的規定適用前，仍依照前例執行。</p>	
<p>附則 (平成 一一年 六月一 六日法 律第七 六号)抄</p>	<p>附則(平成一一年六月一六日法律第七六号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附則(一九九九年六月十六日法律第七十六号)抄</p> <p>(實施日期)</p> <p>第一條 本法律自發布日起開始實施。但是，附則第十七條至第七十二條之規定自公布日起不超過三個月之範圍內，自依政令所定日起實施。</p>	
<p>附則 (平成 一一年 七月一 六日法 律第八 七号)抄</p>	<p>附則(平成一一年七月一六日法律第八七号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第</p>	<p>附則(一九九九年七月十六日法律第八十七号)抄</p> <p>(實施日期)</p> <p>第一條 本法律自平成十二年四月一日實施。但下方各款列舉的規定，則是自該各款所規定的日期實施。</p> <p>一、於第一條中地方自治法第二百五十條之後追加五條、節名與兩款及款名的修訂規定(僅限同法第二百五十條之九第一項相關之部分(僅限須獲得參眾議院之同意的部分。))、第四十條中自然公園法附則第九項及第十項的修訂規定(僅限同法附則第十項的相關部分。)、第二百四十四條的規定(與農業改良助長法第十四條之三的修訂規定相關之部分除外)及第四百七十二條的規定(與市町村的合併之特例相關之法律第六條、第八條及第十七條的修正規定相關之部分除外。)與附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條但書、第六十條第四項及第五項、第七十三條、第七十</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日</p>	<p>七條、第一百五十七條第四項至第六項、第一百六十條、第一百六十三條、第一百六十四條與第二百〇二條的規定。 以上實施的日期皆為公告之日</p>	
	<p>(都市再開發法の一部改正に伴う経過措置) 第四百一十一條 施行日前に第四百三十八條の規定による改正前の都市再開發法(以下この条において「旧都市再開發法」という。)第二百二十六條の規定により建設大臣が都道府県に対してした命令若しくは都道府県知事が市町村に対してした命令又は同条の規定により建設大臣が市町村に対してした命令は、それぞれ第四百三十八條の規定による改正後の都市再開發法(以下この条において「新都市再開發法」という。)第二百二十六條第一項の規定により建設大臣若しくは都道府県知事がした要求又は同条第二項の規定により建設大臣がした要求とみなす。 2 施行日前に旧都市再開發法第三百三十三條第一項の規定により都道府県若しくは市町村に対してされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定により都道府県若しくは市町村からされている認可の申請は、それぞれ新都市再開發法第三百三十三條第一項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。</p>	<p>(都市再開發法の一部份修訂隨附之過渡性措施) 第一百四十一條 建設大臣於實施日前依據經第四百三十八條所規定的修訂前之都市再開發法(以下於本條中稱為「舊都市再開發法」。)第一百二十六條之規定對都道府縣所下的命令或是都道府縣知事對市町村所下的命令或是建設大臣依據同條的規定對市町村所下的命令，則各自視為建設大臣或都道府縣知事經第四百三十八條的規定修訂後的都市再開發法(以下於本條中稱為「新都市再開發法」。)第一百二十六條第一項所做的要求或建設大臣依據同條第二項的規定所做的要求。 2. 於實施日前依據舊都市再開發法第一百三十三條第一項之規定經過都道府縣或市町村所進行的核准或是於即將實施本法律時獲得都道府縣或市町村核准之申請，將各自視為依據新都市再開發法第一百三十三條第一項之規定的同意或協議之申請。</p>	
	<p>(国等の事務) 第五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は</p>	<p>(國家等の事務) 第一百五十九條 除了經本法律修訂前的各個法律規定之項目之外，於本法律實施前，地方政府機關依據法律或該法律的政令所管理或是執行的國家暨其他地方政府或其他公</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。</p>	<p>共團體之事務（於附則第一百六十條中稱為「國家等的事務」。），於本法律實施後，則視為該地方政府依據法律或該法律的政令處理之地方政府事務。</p>	
	<p>（処分、申請等に関する経過措置） 第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行爲（以下この条において「処分等の行爲」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行爲（以下この条において「申請等の行爲」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行爲に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、 この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行爲又は申請等の行爲とみなす。 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもの</p>	<p>（處分、申請等相關過渡性措施） 第一百六十條 於本法律（列舉於附則第一條各款中的規定，則是指該各規定。以下於本條及附則第一百六十三條中為相同意思。）實施前，經過修訂前的各個法律所規定之許可等處分的其他行爲（以下於本條中稱為「處分等的行爲」。）或於本法律即將實施時對於修訂前的各法律規定之許可等所做的申請及其他行爲（以下於本條稱為「申請等的行爲」。）、且在本法律的實施日中與應執行這些行爲相關的行政事務之人相異者，附則第二條至前條的規定或修訂後的各個法律（包含基於該法律的命令。）之過渡性措施相關之規定所制定的內容除外，於本法律實施日以後所採行的修訂後的各個法律之適用，則視為依據修訂後的各個法律之相當規定所做的處分等的行爲或申請等的行爲。 2. 於本法律實施前，依據修訂前的各個法律規定必須對國家或地方政府的機關進行的報告、申報、提出以及其他程序之事項、且在本法律實施日前尚未進程序者，除非是另外制定於本法律以及基於本法律的政令內者，否則上述者皆視為未依據修訂後的各個法律之相當規定對國家或地方政府</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。</p>	<p>相當之機關進行報告、申報、提出以及其他程序之事項者，且適用經本法律修訂後的各個法律之規定。</p>	
	<p>(不服申立てに関する経過措置) 第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、 施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>(不服申訴相關的過渡性措施) 第一百六十一條 在實施日前進行國家等事務相關之處分的行政廳（以下於本條中稱為「處分廳」。），於實施日前接獲來自行政不服審查法中規定的上級行政廳（以下於本條中稱為「上級行政廳」。）所具有的同法之不服申訴，即便於實施之日以後，仍視為具有上級行政廳接續該處分廳來處理之情形，且適用行政不服審查法之規定。於此情形下，被視為該處分廳的上級處分廳之行政廳，為實施日前該處分廳的上級行政廳之行政廳。 2. 於前項的情形下，被視為上級行政廳的行政廳為地方政府的機關時，該機關依據行政不服審查法的規定處理之事務，是規定於新地方自治法第二條第九項第一款中的第一款法定受託事務。</p>	
	<p>(手数料に関する経過措置) 第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。</p>	<p>(手續費相關的過渡性措施) 第一百六十二條 於實施日前，應依據經本法律的修訂前的各個法律（包含基於各法律的命令。）之規定而繳納的手續費，除非是另外制定於本法律以及基於本法律的政令內者，否則仍依照舊有的慣例執行。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(罰則相關之過渡性措施)</p> <p>第一百六十三條 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。</p>	
	<p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p>2 附則第十八条、第五十一条及び第一百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(其他的過渡性措施之政令委任)</p> <p>第一百六十四條 除了制定於本附則的規定，隨本法律之實施而隨附的必要過渡性措施（包含與罰則相關之過渡性措施）皆依據政令規定。</p> <p>2. 與附則第十八條、第五十一條及第一百八十四條的規定之適用相關的必要事項，則依據政令規定。</p>	
	<p>(検討)</p> <p>第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。</p>	<p>(評估)</p> <p>第二百五十條 規定於新地方自治法第二條第九項第一款的第一款法定受託事務，在盡量不設立新規定的同時，記載於新地方自治法附表一中的規定以及出示基於新地方自治法的政令之規定，在研討時也必須加入從促進地方分權的觀點、並進行適時適所重新考量。</p>	
	<p>第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第二百五十一條 為了讓政府與地方政府能夠自主且自立地執行事務與事業，在確保對應國家與地方政府其角色所分擔的地方稅財源之充實上，其方法必須隨著經濟情勢的變化而進行研討、並根據分析結果採取必要的措施。</p>	
	<p>第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第二百五十二條 政府對於隨著醫療保險制度、年金制度等的改革、社會保險的事務處理之體制，以及從事這些領域的職員之生存等，必須站在確保被保險人等的便利性、促進事務處理的效率等之觀點來進行研討，並在必要時根據分析結果採取所需之措施。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	のとする。		
附則 (平成 一一年 一二月 二二日 法律第 一六〇 号)抄	附則(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)抄 (施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。	附則(一九九九年十二月二十二日法律第一百六十號)抄 (實施日期) 第一條 本法律(除第二條及第三條以外)自二〇〇一年一月六日起開始實施。	
附則 (平成 一二年 五月一 九日法 律第七 三号)抄	附則(平成一二年五月一九日法律第七三号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附則(二〇〇〇年五月十九日法律第七十三號)抄 (實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過一年之範圍內，自依政令所定日起實施。	
	(都市再開発法の一部改正に伴う経過措置) 第十八条 この法律の施行の際旧都市再開発法の規定により旧都市計画法第七条第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において定められている都市再開発の方針(附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により施行日以後に旧都市計画法第七条第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針において定められたものを含む。)は、前条の規定による改正後の都市再開発法の規定により定められた都市再開発の方針とみなす。	(都市再開発法の一部修正に随伴する過渡性措置) 第十八條 本法律實施之際依據舊都市再開發法的規定於舊都市計畫法第七條第四項的市街化區域之整備或保全之方針中所制定的都市更新之方針(包含基於附則第二條第二項的規定依照舊有的慣例執行、而在實施日以後於舊都市計畫法第七條第四項的市街化區域的整備、開發或保全之方針中所制定的內容。),視為依據經前條規定修訂後的都市再開發法之規定而制定的都市更新之方針。	
附則 (平成 一四年 二月八 日法律 第一 号)抄	附則(平成一四年二月八日法律第一号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。	附則(二〇〇二年二月八日法律第一號)抄 (實施日期) 第一條 本法律自發布日起開始實施。	
附則 (平成	附則(平成一四年三月三十一日法律第一一號)抄	附則(二〇〇二年三月三十一日法律第十一號)抄	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
一四年 三月三 一日法 律第一 一号)	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過三個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
抄	(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(罰則相關之過渡性措施) 第二條 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。	
附 則 (平成 一四年 四月五 日法律 第二二 号)抄	附則(平成一四年四月五日法律第二二号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附則(二〇〇二年四月五日法律第二十二號)抄 (實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過三個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附 則 (平成 一四年 七月一 二日法 律第八 五号)	附則(平成一四年七月一二日法律第八五号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附則(二〇〇二年七月十二日法律第八十五號)抄 (實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
抄	(市街地再開発事業に関する経過措置) 第四条 この法律の施行前に都市再開発法第六十条第二項各号に掲げる公告があつた第一種市街地再開発事業の権利変換手続については、なお従前の例による。	(市街地在開發事業相關的過渡性措施) 第四條 在本法律實施前，若其第一種市街地更新事業的權利變程序已頒布列舉於都市再開發法第六十條第二項各款之公告，則依照舊有的慣例執行。	
	(罰則に関する経過措置) 第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(罰則相關之過渡性措施) 第五條 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。	
附 則 (平成 一四年 七月三 一日法 律第一 〇号)	附則(平成一四年七月三一日法律第一〇号) (施行期日) 第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。	附則(二〇〇二年七月三十一日法律第十號)抄 (實施日期) 第一條 本法律自民間業者寄送書信的相關法律(二〇〇二年法律第九十九號)之實施日起開始實施。	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(罰則相關之過渡性措施) 第二條 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。	
	(その他の経過措置の政令への委任) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	(其他的過渡性措施之政令委任) 第三條 除了前條制定的規定以外，與本法律之實施相關的必要過渡性措施，則依政令規定。	
附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号)抄	附則(平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号)抄	附則(二〇〇三年六月二十日法律第一百號)抄	
	(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自二〇〇四年七月一日起開始實施。	
附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇一号)抄	附則(平成一五年六月二〇日法律第一〇一号)抄	附則(二〇〇三年六月二十日法律第一百〇一號)抄	
	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
	(罰則に関する経過措置) 第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(罰則相關之過渡性措施) 第五條 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。	
	(政令への委任) 第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。	(政令委任) 第六條 除附則第二條到前條有規定者外，本法律實施上所需之必要過渡性措施皆依據政令規定。	
附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号)抄	附則(平成一六年六月九日法律第八四号)抄	附則(二〇〇四年六月九日法律第八十四號)抄	
	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過一年之範圍內，自依政令所定日起實施。	
	(検討)	(評估)	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第五十條 政府在實施本法律五年後的情況下，必須針對新法的實施狀況進行研討，並在認定有其必要之時，根據其分析結果採取所需的措施。</p>	
<p>附 則 (平成一六年六月九日法律第一〇二号)抄</p>	<p>附則(平成一六年六月九日法律第一〇二号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章第一節から第三節まで、第二十四条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附則(二〇〇四年六月九日法律第一百〇二號)抄</p> <p>(實施日期)</p> <p>第一條 本法律自二〇〇六年三月三十一日起實施，但是，第一章，第二章從第一節到第三節，第二十四條和第三十六條的規定從公佈之日實施。</p>	
<p>附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号)抄</p>	<p>附則(平成一六年六月一八日法律第一一一号)抄</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則(二〇〇四年六月十八日法律第一百一十一號)抄</p> <p>(評估)</p> <p>第二條 政府在實施本法律的十年以內，必須針對日本道路公團等民營化關係法的實施狀況進行研討，並根據其分析結果採取所需的措施。</p>	
<p>附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号)抄</p>	<p>附則(平成一六年六月一八日法律第一一一号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。</p>	<p>附則(二〇〇四年六月十八日法律第一百一十一號)抄</p> <p>(實施日期)</p> <p>第一條 本法律自風景法(二〇〇四年法律第一百一十號)實施日起開始實施。但是，第一條中都市計畫法第八條、第九條、第十二條之五到第十三條的修正規定、第三條、第五條、第七條到第十條、第十二條、第十六條中都市綠地法第三十五條的修正規定、第十七條、第十八條、次條和附則第四條、第五條和第七條的規定，風景法附則但書中之規定日開始實施。</p>	
<p>附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号)抄</p>	<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(罰則相關之過渡性措施)</p> <p>第五條 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	(政令への委任) 第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。	(政令委任) 第六條 除附則第二條到前條有規定者外，本法律實施上所需之必要過渡性措施皆依據政令規定。	
附 則 (平成 一六年 六月一 八日法 律第一 二 四 号)抄	附則(平成一六年六月一八日法律第一二四号)抄	附則(二〇〇四年六月十八日法律第一百二十四號)抄	
	(施行期日) 第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律從新不動産登記法實施日期開始實施。	
	(経過措置) 第二条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日後である場合には、第五十二条のうち商業登記法第百十四条の三及び第百七条から第百十九条までの改正規定中「第百十四条の三」とあるのは、「第百十四条の四」とする。	(過渡性措施) 第二條 本法律實施之日期，是在與保護行政機關所保有的個人資訊相關之法律實施之後的情況下，則將第五十二條中商業登記法第一百一十四條之三及第一百一十七條至第一百一十九條其修訂規定中的「第一百一十四條之三」視為「第一百一十四條之四」。	
附 則 (平成 一六年 一二月 一日法 律第一 四 七 号)抄	附則(平成一六年一二月一日法律第一四七号)抄	附則(二〇〇四年十二月一日法律第一百四十七號)抄	
	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。	
附 則 (平成 一六年 一二月 一日法 律第一 五 〇 号)抄	附則(平成一六年一二月一日法律第一五〇号)抄	附則(二〇〇四年十二月一日法律第一百五十號)抄	
	(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自二〇〇五年四月一日起開始實施。	
	(罰則に関する経過措置) 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(罰則相關之過渡性措施) 第四條 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。	
附 則 (平成 一七年 四月二 七日法 律第三 四号)抄	附則(平成一七年四月二七日法律第三四号)抄	附則(二〇〇五年四月二十七日法律第三十四號)抄	
	(施行期日)	(實施日期)	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
四月二 七日法 律第三 四号) 抄	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(都市再開発法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三条 この法律の施行前にされた第三条の規定による改正前の都市再開発法(以下「旧都市再開発法」という。)第十一条第二項若しくは第三項又は第三十八条第一項に規定する認可の申請であつて、この法律の施行の際、認可又は不認可の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。</p> <p>2 この法律の施行前に旧都市再開発法第十一条第二項の規定により設立された市街地再開発組合の事業計画の決定手続については、なお従前の例による。</p> <p>3 第三条の規定による改正後の都市再開発法(以下「新都市再開発法」という。)第二十七条第七項の規定は、この法律の施行の日以後に通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録について適用する。</p> <p>4 新都市再開発法第三十一条第七項の規定は、この法律の施行の日以後に会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知して招集する通常総会について適用する。</p>	<p>第一條 本法律自公布日起不超過六個月之範圍內，自依政令所定日起實施。</p> <p>(都市再開發法的一部份修訂隨附之過渡性措施)</p> <p>第三條 於本法律實施前已進行經第三條規定修訂前的都市再開發法(以下稱為「舊都市再開發法」。)第十一條第二項或第三項或第三十八條第一項規定的核准之申請，卻於本法律實施之際無法進行核准或不核准的處分之處分，仍依照舊有的慣例執行。</p> <p>2. 於本法律實施前就已依據舊都市再開發法第十一條第二項之規定所設立的市街地更新組合，其事業計畫的決定程序仍依照舊有的慣例執行。</p> <p>3. 於本法律的實施之日後，取得例行會員大會之核准的事業報告書、收支決算書及資產目錄適用於經第三條規定修訂後的都市再開發法(以下稱為「新都市再開發法」。)第二十七條第七項之規定。</p> <p>4. 本法律實施之日後，新都市再開發法第三十一條第七項的規定適用於需通知會議時間、地點及目的等事項來召集組合員的例行會員大會。</p>	
	<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(罰則相關之過渡性措施)</p> <p>第五條 就本法律實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。</p>	
	<p>(政令への委任)</p> <p>第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>(政令委任)</p> <p>第十七條 除附則第二條至前條有規定者以外，本法律實施上所需之必要事項皆依據政令規定。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
附則 (平成一七年七月二十六日法律第八七号)抄	附則(平成一七年七月二十六日法律第八七号)抄	附則(二〇〇五年七月二十六日法律第八十七號)抄	
一七年七月二十六日法律第八七号)抄	この法律は、会社法の施行の日から施行する。	本法律自公司法實施日起開始實施。	
附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号)抄	附則(平成一八年六月二日法律第五〇号)抄	附則(二〇〇六年另月二日法律第五十號)抄	
一八年六月二日法律第五〇号)抄	この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。	本法律從一般社團法人及一般財團法人相關法律實施日起開始實施。	
附則 (平成一八年六月八日法律第六一号)抄	附則(平成一八年六月八日法律第六一号)抄	附則(二〇〇六年六月八日法律第六十一號)抄	
一八年六月八日法律第六一号)抄	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。	(實施日期) 第一條 本法律自發布日起開始實施	
	(政令への委任) 第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。	(政令委任) 第十七條 除本條附則有規定者以外、本法律實施上所需之必要事項皆依據政令規定。	
附則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)抄	附則(平成二三年五月二五日法律第五三号)抄	附則(二〇一一年五月二十五日法律第五十三號)抄	
二三年五月二五日法律第五三号)抄	この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。	本法律自新非訴訟事件手續法實施日期起開始實施。	
附則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号)抄	附則(平成二三年六月二二日法律第七〇号)抄	附則(二〇一一年六月二十二日法律第七十號)抄	
二三年六月二二日法律第七〇号)抄	(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る	(實施日期) 第一條 本法律自二〇一二年四月一日實施。但次條的規定、則自公告之日起實施；附則第十七條的規定則自力圖地域自主性及自立性之提升而促進改革之相關法律的整備相關法律	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>ための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>（二〇一一年法律第一百〇五號）其公告之日或本法律公告之日二者中較晚的日期開始實施。</p>	
<p>附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄</p>	<p>附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p>	<p>附則（二〇一一年六月二十四日法律第七十四號）抄</p> <p>（實施日期）</p> <p>第一條 法律自發布日起二十天後開始實施。</p>	
<p>附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄</p>	<p>附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改</p>	<p>附則（二〇一一年八月三十日法律第一百〇五號）抄</p> <p>（實施日期）</p> <p>第一條 本法律自發布日起開始實施。但是、下列各款所制定之規定以該款制定日起開始實施。</p> <p>一、第十條（除構造改革特別地區法第十八條之修正規定外。）、第十二條、第十四條（只限於地方自治法附表一公營住宅法（一九五一年法律第一百九十三款）各項和道路法（一九五二年法律第一百八十號）各項的修正規定。）、第十六條（除關於地方公共團體的財政健全化的第二條法律和第十三條的修正規定外。）、第五十九條、第六十五條（只限於土地法第五十七條的修正規定。）、第七十六條、第七十九條（只限於關於特定農村和山村地區為農林業等活性化基礎整備促進法律第十四條的修正規定。）、第九十八條（除了公營住宅法第六條、第七條和附則第二項的修正規定之外。）、第九十九條（只限於道路法第十七條、第十八條、第二十四條、第二十七條、第四十八條之四到第四十八條之七和第九十七條的修正規定。）、第一百零二條（只限於道路整備特別措置法第三條、第四條、第八</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>正規定に限る。)、第百二条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。)、第百四条、第百十条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第百十四条、第百二十一条(都市再開発法第三十三条の改正規定に限る。)、第百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。)、第百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。)、第百三十三条、第百四十一条、第百四十七条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第百五十三条、第百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条の改正規定に限る。)、第百五十九条、第百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。))並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同</p>	<p>條、第十條、第十二條、第十四條和第十七條的修正規定。)、第一百零四條、第一百一十條(只限於關於共同槽整備等特別措置法第二十六條的修正規定。)、第一百一十四條、第一百二十一條(只限於都市再開發法第三十三條的修正規定。)、第一百二十五條(只限於關於公有地擴大推動法律第九條的修正規定。)、第一百三十一條(只限於關於大都市地區住宅和住宅區供給促進特別措置法第一百條的修正規定。)、第一百三十三條、第一百四十一條、第一百四十七條(只限於關於電線共同槽整備等特別措置法第二十七條的修正規定。)、第一百四十九條(只限於關於密集市區防災街區整備促進法第十三條、第二百七十七條、第二百九十一條、第二百九十三條到第二百九十五條和第二百九十八條的修正規定。)、第一百五十三條、第一百五十五條(只限於都市再生特別措置法第四十六條、第四十六條之二到第五十一條第一項的修正規定。)、第一百五十六條(只限集合住宅重建促進法第一百零二條的修正規定。)、第一百五十九條、第一百六十條(只限於關於依地區多元需求之公共出租住宅等整備特別措置法第六條第二項和第三項的修正規定、該條第五項的修正規定(只限於「第二項第二款」到「第一二第一項」的修正部份。))和該條第六項和第七項的修正規定。)、第一百六十二條(只限於關於關於老年人、殘障者等移動便利化促進法律第二十五條的修正規定(除了該條第七項中「時候」改變到「在次條第一項協議會未被組織的時候」,「次條第一項協議會被組織的情況協議會的協議,該項的協議會未被組織的情況」的部份之外。))和該法第三十</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、「第百六十三条、第百六十六条、第百六十七条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、「第百七十五条及び第百八十六条（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和三十二年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。）、「第九十一条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、「第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、「第九十三条、第九十五条、第百十一条、第百十三条、第百十五条及び第百十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日</p> <p>二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、「第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和三十二年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和三十二年法律第百号）の項、</p>	<p>二條、第三十九條和第五十四條的修正規定。）、「第一百六十三條、第一百六十六條、第一百六十七條、第一百七十一條（只限於關於廢棄物處理和清掃等相關法律第五條之五第二項第五款的修正規定。）、「第一百七十五條和第一百八十六條（只限於關於聚乙烯氯化聯二苯廢棄物適當處理等促進特別措置法第七條第二項第三款的修正規定。）的規定和附則第三十三條、第五十條、第七十二條第四項、第七十三條、第八十七條（只限於地方税法（一九五〇年法律第二百二十六號）第五百八十七條之二到附則第十一條的修正規定。）、「第九十一條（只限於租稅特別措置法（一九五七年法律第二十六號）第三十三條、第三十四條之三第二項第五款和第六十四條的修正規定。）、「第九十二條（除了快速汽車公路法（除一九五七年法律第七十九號）第二十五條的修正規定外。）、「第九十三條、第九十五條、第一百一十一條、第一百一十三條、第一百一十五條和第一百一十八條的規定自公布日期起三個月內。</p> <p>二、第二條，第十條（只限於構造改革特別地區法第十八條的修正規定。）、「第十四條（只限於地方自治法第二百五十二條之十九、第二百六十條和附表一噪音規定法（一九六八年法律第九十八號）的項目、都市計畫法（一九六八年法律第一百號）的項</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十</p>	<p>目、都市再開発法（一九六九年法律第三十八號）的項目、環境基本法（一九九三年法律第九十一號）的項目和密集市區防災街区之整備促進法（一九九七年法律第四十九號）的項目和附表二都市再開發法（一九六九年法律第三十八號）的項目、公有地擴大推動法（一九七二年法律第六十六號）的項目，關於大都市地區住宅和住宅區供給促進特別措置法（一九七五年法律第六十七號）的項目、關於密集市區防災街区整備促進法（一九九七年法律第四十九號）的項目和集合住宅重建促進法（二〇〇二年法律第七十八號）的項修正規定。）、第十七條到第十九條、第二十二條（只限於兒童福利法第二十一條之五之六、第二十一條之五十五、第二十一條之五之二十三、第二十四條之九第二十四條之二十七，第二十四條之二十八到第二十四條之三十六的修正規定。）、第二十三條到第二十七條、第二十九條到第三十三條、第三十四條（只限於社會福利法第六十二條、第六十五條和第七十一條的修正規定。）、第三十五條、第三十七條、第三十八條（除了自來水法第四十六條、第四十八條之二、第五十條和第五十條之二的修正規定外。）、第三十九條、第四十三條（只限於職業能力開發促進法第十九條、第二十三條、第二十八條和第三十條之二的修正規定。）、第五十一條（只限於關於對於傳染病預防和傳染病之病患醫療法第六十四條的修正規定。）、第五十四條（除了殘障者獨立支援法第八十八條和第八十九條的修正規定之外。）、第六十五條（除了土地法第三條第一項第九號、第四條、第五條和第五十七條的修正規定之外。）、第八十七條到第九十二條、第</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三、第一百五(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七、第一百八、第一百五(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百六(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百二十(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第一百二十一(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九、第一百四十一、第一百四十二の改正規定に限る。)、第一百二十五(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進</p>	<p>九十九條(只限於道路法第二十四條之三到第四十八條之三的修正規定。)、第一百零一條(只限於土地區域整理法第七十六條的修正規定。)、第一百零二條(只限於道路整備特別措置法第十八條到第二十一條、第二十七條、第四十九條和第五十條的修正規定。)、第一百零三條、第一百零五條(除了停車場法第四條的修正規定之外。)、第一百零七條、第一百零八條、第一百一十五條(只限於東京都中心地區近郊綠地保全法第十五條和第十七條的修正規定。)、第一百一十六條(除了關於流通業務市區整備法律第三條之二的修正規定之外。)、第一百一十八條(只限於關於近畿範圍保全地區整備等相關法律第十六條和第十八條的修正規定。)、第一百二十條(除了都市計畫法第六條之二、第七條之二、第八條、第十條之二到第十二條之二，第十二條之四、第十二條之五、第十二條之十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條和第五十八條之二的修正規定之外。)、第一百二十一條(只限於都市再開發法第七條之四到第七條之七、第六十條到第六十二條、第六十六條、第九十八條、第九十九條之八、第一百三十九條之三、第一百四十一條之二到第一百四十二條的修正規定。)、第一百二十五條(除了關於公有地擴大推動法律第九條的修正規定之外。)、第一百二十八條(除了都市綠地法第二十條和第三十九條的修正規定之外。)、第一百三十一條(只限於關於大都市地區住宅和住宅區供給促進等特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第一百零四條和第一百零九條之二的修正規定。)、第一百四十二條(只限於關</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四百四条及び第九九条の二の改正規定に限る。)、第四百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第四百四十五条、第四百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第四百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、第四百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第四百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条の改正規定を除く。)、第四百五十七条、第四百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第四百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第四百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第四百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第四百六十九条、第四百七十一条(廃棄物の処理及び清</p>	<p>於地方據點都市地區整備和產業業務設施重新配置之促進法律第十八條和第二十一條到第二十三條的修正規定。)、第一百四十五條、第一百四十六條(除了收受災市街地重建特別措置法第五條和第七條第三項的修正規定之外。)、第一百四十九條(只限於關於密集市區防災街区整備促進法律第二十條、第二十一條、第一百九十一條、第一百九十二條、第一百九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條和第三百一十八條的修正規定。)、第一百五十五條(只限於都市再生特別措置法第五十一條第四項的修正規定。)、第一百五十六條(除了集合住宅重建促進法第一百零二條的修正規定之外)、第一百五十七條、第一百五十八條(只限於風景法第五十七條的修正規定。)、第一百六十條(只限於關於按照地區多元需求之公共出租住宅整備等特別措置法第六條第五項的修正規定(除了「第二項第二款」改變到「第二項第一款」的部份之外。))和該法第十一條和第十三條的修正規定。)、第一百六十二條(只限於關於老年人、殘障者等移動便利化促進法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項和第五十六條的修正規定。)、第一百六十五條(只限於關於地區歷史風景維持和提升等法律第二十四條和第二十九條的修正規定。)、第一百六十九條、第一百七十一條(只限於關於廢棄物處理和清掃等法律第二十一條的修正規定。)、第一百七十四條、第一百七十八條、第一百八十二條(只限於環境基本法第十六條和第四十條之二的修正規定。))和第一百八十七條(只限於關於鳥獸保護和狩獵適當化等法律第十五條的</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第七十四条、第七十八条、第八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。))及び第八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。))の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。))、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。))、第一百条、第一百一条、第一百零五条から第一百七条まで、第一百二十二条、第一百七十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。))、第一百九条、第二百一条の二並び</p>	<p>修正規定、該法第二十八條第九項的修正規定(除了「第四條第三項」改變到「第四條第四項」的部份之外。))、該法第二十九條第四項的修正規定(除了「第四條第三項」改變到「第四條第四項」的部份之外。))和該法第三十四條和第三十五條的修正規定。))的規定和附則第十三條、第十五條到第二十四條，從第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項到第三項、第三十條到第三十二條、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項和第四項、第四十七條到第四十九條、第五十一條到第五十三條、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條到第六十九條、第七十一條、第七十二條第一項到第三項、第七十四條到第七十六條、第七十八條、第八十條第一項和第三項、第八十三條、第八十七條(除了地方税法第五百八十七條之二到附則第十一條的修正規定之外。))、第八十九條、第九十條、第九十二條(只限於快速汽車公路法第二十五條的修正規定。))、第一百零一條、第一百零二條、第一百零五條到第一百零七條、第一百一十二條、第一百一十七條(只限於關於為了由地區多元主體合作帶來之生物多樣性保育活動促進等法律(二〇一〇年法律第七十二號)第四條第八項的修正規定。))、第一百一十九條、第一百二十一條之二和第一百二十三條第二項的規定 平成二十四年四月一日</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>に第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日</p> <p>(都市再開発法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第五十九条 第二百一条の規定 (都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の際現に効力を有する第二百一条の規定による改正前の都市再開発法(以下この条及び附則第六十七条において「旧都市再開発法」という。)第七条の四第一項、第七条の五第一項若しくは第二項、第七条の六第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十一条第一項若しくは第六十六条第一項から第五項まで、第七項若しくは第八項の規定により都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧都市再開発法第七条の四第一項、第七条の六第一項若しくは第五項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十一条第一項、第六十六条第一項若しくは第七項若しくは第九十八条第二項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第二百一条の規定による改正後の都市再開発法(以下この条及び附則第六十七条において「新都市再開発法」という。)第七条の四第一項、第七条の五第一項若しくは第二項、第七条の六第一項、第二項若しくは第五項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十一条第一項、第六十六条第一項から第五項まで、第七項若しくは第八項又は第九十八条第二項の規定に</p>	<p>(都市再開発法の一部份修訂随附之過渡性措施)</p> <p>第五十九條 在第一百二十一條的規定(只限於都市再開發法第七條之四到第七條之七、第六十條到第六十二條、第六十六條、第九十八條、第九十九條之八、第一百三十九條之三、第一百四十一條之二和第一百四十二條的修正規定。以下於本條亦同。)實施仍具有效立前，於第一百二十一條的規定修正前之都市再開發法(在以下本項和附則第六十七條皆稱「舊都市再開發法」。)第七條之四第一項、第七條之五第一項或第二項，第七條之六第二項，第六十條第一項或第二項、第六十一條第一項或第六十六條第一項到第五項，依據第七項或第八項的規定，都道府縣知事核准之事項或依現行舊都市再開發法第七條之四第一項、第七條之六第一項或第五項、第六十條第一項或第二項、第六十一條第一項、第六十六條第一項或第七項或第九十八條第二項的規定，都道府縣知事核准申請之行為，由第一百二十一條的修正規定後都市再開發法(以下於本項和附則第六十七條皆稱「新都市再開發法」。)第七條之四第一項、第七條之五第一項或第二項，第七條之六第一項、第二項或第五項、第六十條第一項或第二項、第六十一條第一項、第六十六條第一項到第五項，依據第七項、第八項或第九十八條第二項的規定，涉及市長進行之相關事務，對該市長核准之其他事項或該市長核准申請的行為。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>より市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行爲又は当該市長に対して行った許可の申請その他の行爲とみなす。</p> <p>2 第二百二十一条の規定の施行の際現に効力を有する旧都市再開発法第六十二条第一項又は第二項の都道府県知事の許可証で新都市再開発法第六十条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項の規定により市長が行うこととなる許可に係るものは、それぞれ当該市長に係る新都市再開発法第六十二条第一項又は第二項の許可証とみなす。</p> <p>3 第二百二十一条の規定の施行前に都道府県知事がした旧都市再開発法第七条の四第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手續については、第一項及び新都市再開発法第七条の六第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 第二百二十一条の規定の施行前に旧都市再開発法第九十八条第二項の規定により都道府県知事が自らし、又は第三者をしてさせた代執行については、新都市再開発法第九十八条第三項又は第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>2. 於第一百二十一條的規定實施仍具有效力時，依據舊都市再開發法第六十二條第一項或第二項之都道府縣知事的允許證，於新都市再開發法第六十條第一項或第二項或第六十一條第一項的規定，市長核准之事項涉及新都市再開發法第六十二條第一項或第二項的允許證。</p> <p>3. 於第一百二十一條的規定實施前，關於都道府縣知事依舊都市再開發法第七條之四第一項核准之申請禁止處分土地之購買手續，不論第一項和新都市再開發法第七條第六第一項到第三項的規定，仍依照前例執行。</p> <p>4. 在第一百二十一條的規定實施前，依據舊都市再開發法第九十八條第二項的規定，都道府縣知事親自或做為第三方的代執行者，不論新都市再開發法第九十八條第三項或第四項的規定，仍依照前例執行。</p>	
	<p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行爲及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>（罰則相關之過渡性措施）</p> <p>第八十一條 在本法律（為列舉於附則第一條各款的規定時，則為該規定。以下於本條中相同。）之實施前所從事的行爲及依據本附則之規定依照舊有的慣例執行之情況下，對於在本法律實施後所從事之行爲，其罰則仍適用於舊有的慣例。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>(政令への委任)</p> <p>第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p>(政令委任)</p> <p>第八十二條 除了制定於本附則的規定，與本法律之實施相關的必要過渡性措施(包含與罰則相關之過渡性措施)，則依政令規定。</p>	
附則 (平成二三年	附則(平成二三年一二月一四日法律第一二二号)抄	附則(二〇一一年十二月十四日法律第一百二十二號)抄	
二三年一二月一四日法律第一二二号)抄	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日</p>	<p>(實施日期)</p> <p>第一條 本法律自公布日起不超過二個月之範圍內，自依政令所定日起實施。但下方各款列舉的規定，則是自該各款所規定的日期實施。</p> <p>一、附則第六條、第八條、第九條和第十三條的規定公布日</p>	
附則 (平成二五年	附則(平成二五年六月一四日法律第四四号)抄	附則(二〇一三年六月十四日法律第四十四號)抄	
二五年六月一四日法律第四四号)抄	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に</p>	<p>(實施日期)</p> <p>第一條 本法律自發布日起開始實施。但下方各款列舉的規定，則是自該各款所規定的日期實施。</p> <p>二、第一條、第五條、第七條(只限於消防組織法第十五條的修正規定。)、第九條、第十條、第十四條(地方獨立行政法人法目次的修正規定(只限於將「第六章 隨著轉移型地方獨立行政法人的設立的措施(第五十九條―第六十七條)」改變到「第六章 隨著轉移型地方獨立行政法人的設立措施(第五十九條―第六十七條)」第六章之二 從特定地方獨立行政法人隨著一般地方獨立行政法人的轉移措施(第六十七條之二―第六十七條之七)」部份。)、除了同法第八條、第五十五條和第五十九條第一項的修正規定和同法第六章之後加入一章的修正規定外。)、第十五條、第二十二條(只限於民生委員法第四條的修正</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>限る。)、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。)及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日</p>	<p>規定。)、第三十六條、第四十條（只限於森林法第七十條第一項的修正規定。)、第五十條（只限於建設業法第二十五條之二第一項的修正規定。)、第五十一條、第五十二條（只限於建築標準法第七十九條第一項的修正規定。)、第五十三條、第六十一條（只限於都市計畫法第七十八條第二項的修正規定。)、第六十二條、第六十五條（除了國土利用計畫法第十五條第二項的修正規定外。)和第七十二條的規定和次項、附則第三條第二項、第四條、第六條第二項和第三項、第十三條、第十四條（只限於地方公務員等互助組合法（一九六二年法律第一百五十二號）第一百四十一條之二之後加入二條修正規定中第一百四十一條之四的部分。)、第十六條和第十八條的規定 二〇一四年四月一日</p>	
	<p>（罰則に関する経過措置） 第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>（罰則相關之過渡性措施） 第十條 就本法律（為列舉於附則第一條各款的規定時，則為該規定。）實施前，罰則之應用仍依前例辦理之。</p>	
	<p>（政令への委任） 第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>	<p>（政令委任） 第十一條 除了制定於本附則的規定，與本法律之實施相關的必要過渡性措施（包含與罰則相關之過渡性措施），則依政令規定。</p>	
<p>附 則 （平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄</p>	<p>附則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 二 目次の改正規定（「第二節 中</p>	<p>附則（二〇一四年五月三十日法律第四十二號）抄 （實施日期） 第一條 本法律自公布日起不超過二年之範圍內，自依政令所定日起實施。但下方各款列舉的規定，則是自該各款所規定的日期實施。 二、目次的修正規定（只限於將「第</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
	<p>核市に関する特例 第三節 特例市に関する特例」を「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。)、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日</p>	<p>二節關於核心市的特例第三節關於特例市的特例」改變到「第二節關於核心市的特例」的部份。)、第二百五十二条第二十二第一項的修正規定、第二篇第十二章第三節的修正規定、第二百六十條之三十八及第二百六十條之四十和第二百六十條之三十七其次加入二條修正規定和次項、附則第三條、第三十三條、第三十四條、第四十條、第四十一條、第四十五條到第四十八條、第五十一條、第五十二條、第五十四條、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十三條、第六十四條、第六十八條、第六十九條和第七十一條到第七十五條的規定 二〇一五年四月一日</p>	
	<p>(都市再開発法及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第四十八条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。)及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市(以下この条において「施行時特例市」と、「又は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特例市」とする。</p>	<p>(伴隨都市再開發法及促進密集市街地中的防災街區之整備相關法律的一部份修訂之過渡性措施) 第四十八條 關於經針對實施時特例都市的前條之規定修訂後而列舉於同條各款之法律規定的適用，於這些規定中將「及同法」稱為「、同法」、將「核心都市」稱為「核心都市」。及修訂地方自治法的一部分之法律(二〇〇八年法律第四十二號)規定於附則第二條的實施時特例都市(以下於本條中，將「實施時特例都市」、「或核心都市」更換為「、核心都市或實施時特例都市」。</p>	
<p>附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)</p>	<p>附則(平成二六年六月一三日法律第六九号)抄 (施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。</p>	<p>附則(二〇一四年六月十三日法律第六十九号)抄 (實施日期) 第一條 本法律自行政不服審査法(二〇一四年法律第六十八號)實施日起開始實施。</p>	

章節	日文原文	中文翻譯	備註
抄			